

第2部 施策ごとの具体的計画(予防・応急・復旧計画)

第1章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。
- 震災対策の推進に当たっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、区民、事業者、都及び国等と連携し、多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、本区の機能を維持しなければならない。

2 基本的責務

【各主体の基本的責務】

主体	基本的責務
区	○災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに被災市街地の復興を図るため、最大限の努力を払わなければならない。 ○災害対策の実施にあたり、国、都及び他区市町村との連絡調整とともに、区民、事業者、地域防災組織及び防災関係機関との連携・協力を平常時から努めなければならない。 ○防災対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。 ○要配慮者に対する施策を推進するよう努めなければならない。 ○職員に区民の安全確保が職務の基本であることを自覚させるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めさせなければならない。 ○震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興などを図るため必要と認めるときは、豊島区震災復興の推進に関する条例(平成 25 年 3 月 25 日 条例第 14 号)に基づく体制を取る。

主体	基本的責務
区民	○災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 ○次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。 ◆建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ◆家具等の転倒・落下・移動防止 ◆出火の防止(感震ブレーカーの設置等) ◆初期消火に必要な用具の準備 ◆飲料水及び食料の確保 ◆避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認 ◆家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保 ○災害後の被害からの生活再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 ○区その他行政機関が実施する災害対策に協力するとともに、自発的な防災訓練等災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。
事業者	○区その他の行政機関が実施する災害対策事業及び前段の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 ○その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 ○帰宅困難者対策条例に基づき、災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。 ○事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。 ○事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。 ○事業活動に関して被害を防止するため、都及び区が作成する地域防災計画を基準に事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

主体	基本的責務
外出者	○自身の安全を確保するため、むやみに移動せず、災害時の混乱を防止するよう努めなければならない。 ○災害時に安全に帰宅できるよう、家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認など、必要な事前準備に努めなければならない。 ○災害時の被害を最小限にとどめるため、区、防災関係機関等が実施する応急対策に協力するよう努めなければならない。 ○災害による負傷者の救護その他、被害を最小とするための応急活動に協力するとともに、相互に助け合い、安全な帰宅に努めなければならない。

第2節 区及び防災関係機関の役割

1 区の災害予防計画の推進体制

- 防災危機管理課は、防災担当部局として、防災政策の基本的な方針の策定及び総合調整の機能を強化し、災害発生時には速やかに区本部へ移行できる体制を構築する。
- 各部局は、地域防災計画に基づき、所管施設の防災機能の維持管理や必要な資器材の備蓄、防災訓練の実施等に取り組む、災害発生時に担う事務または業務を確実に遂行できる体制を整備する。

2 区本部

【区本部の役割】

区災害対策本部条例施行規則及び区災害対策本部運営要綱より一部抜粋

部	課及び地域本部	班	分掌事務
指令情報部	指令情報課	指令情報班	(1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。 (2) 都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること。 (3) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (4) 各部に対する情報の連絡に関すること。 (5) 被害状況の集約及び資料作成並びに報告に関すること。 (6) 応急措置状況の資料作成及び報告に関すること。 (7) 本部通信情報の総括に関すること。 (8) 救助物資及び応急資器材の輸送に関すること。 (9) 応急給水活動に関すること。 (10) 災害応急復旧の調整に関すること。 (11) 備蓄倉庫の管理に関すること。 (12) 庁用車の管理に関すること。 (13) 災害対策に必要な車両等の調達に関すること。
		通信班	(1) 防災行政無線の統制に関すること。 (2) 本部長室の通信事務に関すること。

			(3) 各部情報の収集(着信)に関する事。
		駅対策班	(1) 関係機関、事業者等との連絡調整に関する事。 (2) 現地連絡調整所及び情報提供ステーションの開設・運営に関する事。 (3) 帰宅困難者等の一時収容及び帰宅支援に関する事。
		受援計画班	(1) 各部局の要請案等の取りまとめに関する事。 (2) 区全体の要請案等の作成に関する事。 (3) 物的支援に伴う、東京都災害対策本部等との連絡・調整に関する事。
災対総務部	庶務課	庶務班	(1) 本部長室の庶務及び他の部との連絡調整に関する事。 (2) 義援金品の受領及び配分計画に関する事。 (3) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。 (4) 遺体収容所の開設・運営に関する事。 (5) 遺骨遺留品保管所の開設・運営に関する事。 (6) 部及び課内の連絡調整に関する事。 (7) 部内の予算、決算及び経理に関する事。 (8) 他の部、部内他の課及び課内他の班に属しないこと。
		庁舎管理班	(1) 庁舎等の保安全管理の統括に関する事。 (2) 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕への協力に関する事。
		調達班	(1) 災害対策に必要な物資の調達及び工事契約に関する事。 (2) 災害対策に必要な物品等の検査に関する事。
		議会班	(1) 区議会との連絡その他渉外事務に関する事。
		男女平等推進班	(1) 女性や多様な性自認・性的指向等に配慮した災害対策の総合調整に関する事。
	営繕課	管理班	(1) 課内の調整連絡に関する事。 (2) 課内他の班に属しないこと。 (3) 資器材の調達及び補給に関する事。
		営繕班	(1) 救援センター、補助・福祉救援センター等の応急整備及び営繕に関する事。 (2) 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕に関する事。 (3) 区営住宅(区管理住宅)等の応急整備及び営繕に関する事。
	職員課	職員班	(1) 職員の動員、服務、給与、給食、医療及び被服に関する事。 (2) 職員の参集状況及び職員並びにその家族の被災状況の掌握に関する事。 (3) 災害時における職員の派遣に関する事。 (4) 労務者の調達及び供給に関する事。 (5) 部所属職員の動員及び部内指令に関する事。

		人的受援調整班	(1) 他自治体等からの人的支援受入れに関する事。 (2) 人的支援に伴う、東京都災害対策本部等との連絡・調整に関する事。
企画広報部	企画財政課	企画班	(1) 部所属職員の動員及び部内指令に関する事。 (2) 災害の写真等による記録に関する事。 (3) 部内の連絡調整に関する事。 (4) 部内の予算、決算及び経理に関する事。 (5) 部内他の課に属しない事。
		財政班	(1) 災害対策予算に関する事。
	情報システム保全課	情報システム保全班	(1) 情報システムの保全及び復旧に関する事。
	広報課	広報班	(1) 災害広報に関する事。 (2) 報道機関との連絡に関する事。 (3) 課内の連絡調整に関する事。 (4) 課内他の班に属しない事。
		広聴班	(1) 被災者等の相談及び苦情処理に関する事。 (2) 相談所の開設に関する事。
	震災復興本部準備室	復興準備班	(1) 震災復興本部の準備に関する事。
地域防災部	管理課	庶務班	(1) 地域本部との連絡調整に関する事。 (2) 救援センターの運営状況の集約及び報告に関する事。 (3) 地域防災組織及び民間協力組織との連絡調整に関する事。 (4) 住家等の被害認定に関する事。 (5) 被災証明書の発行に関する事。 (6) 被害状況の集約及び報告に関する事。 (7) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (8) 本部長室及び他の部との連絡に関する事。 (9) 部所属職員の動員及び部内指令に関する事。 (10) 地域本部の運営に係る他の部所属職員の応援要請に関する事。 (11) 部及び課内の連絡調整に関する事。 (12) 部内の予算、決算及び経理に関する事。 (13) 部内他の課(地域本部を含む。)及び課内他の班に属しない事。
		調整班	(1) 区民集会室施設の保全に関する事。 (2) 他の部及び部内他の課(地域本部を含む。)の施設保全状況の集約及び報告に関する事。 (3) 避難施設の増設準備及び管理運営の協力に関する事。

	補助救援センター課	庶務班	(1) 課内の連絡調整に関すること。 (2) 補助救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること。 (3) 課内他の班に属しないこと。
		施設保全・避難所班	(1) 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関すること。 (2) 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 (3) 施設の保全管理及び応急修理に関すること。 (4) 補助救援センターの設営及び管理運営に関すること。 (5) 地域本部・救援センターとの連携・協力に関すること。
	地域本部	庶務班	(1) 救援センター及び補助・福祉救援センターとの連絡調整に関すること。 (2) 所管区域内の被害状況の集約及び報告に関すること。 (3) 所管区域内の救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること。 (4) 救援物資及び応急食料の集積管理に関すること。 (5) 住家等の被害認定に関すること。
		救援センター	(1) 所管区域内の被害状況の調査及び報告に関すること。 (2) 救援センターの設営及び管理運営に関すること。 (3) 避難場所への避難に伴う避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること。 (4) 災害時要援護者の安否確認等に関すること。 (5) 医療救護活動への協力に関すること。 (6) 給食及び給水活動に関すること。 (7) 救援物資の配給に関すること。 (8) 地域防災組織等との協力に関すること。 (9) 消防活動への協力に関すること。 (10) 学校への協力に関すること。 (11) ミニ備蓄倉庫及び資器材格納庫の管理に関すること。
災対環境清掃部	管理課	管理班	(1) し尿処理に関すること。 (2) 災害時排出されるごみに関すること。
	作業課	作業班	(1) 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関すること。
		車両班	(1) 清掃車両の管理運行に関すること。
災対福祉部	管理・ボランティア課	庶務班	(1) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (2) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (3) 部内他の課及び課内他の班に属しないこと。
		ボランティア班	(1) 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターとの連絡調整及び活動支援に関すること。

			(3) ボランティアに関する他自治体との情報交換及び連絡調整に関すること。 (4) 民生委員との連絡に関すること。
	要援護者対策課	要援護者対策班	(1) 災害時要援護者の把握に関すること。 (2) 高齢者総合相談センター及び安否確認事業者等との連絡調整に関すること。 (3) 災害時要援護者への措置に係る連絡調整に関すること。 (4) 災害時要援護者の避難生活支援に関すること。
		安否確認・避難支援班	(1) 救援センターにおける災害時要援護者の把握及び報告に関すること。 (2) 救援センターにおける災害時要援護者の安否確認及び避難支援に係る応援に関すること。 (3) 災害時要援護者への措置に関すること。
	福祉救援センター課	福祉救援センター班	(1) 施設利用者等の安全確保・避難誘導に関すること。 (2) 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 (3) 施設の保全管理及び応急修理に関すること。 (4) 福祉救援センターの設営及び管理運営に関すること。 (5) 地域本部・救援センターとの連携・協力に関すること。
災対衛生部	管理課	庶務班	(1) 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること。 (2) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (3) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (4) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (5) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (6) 部内他の課に属しないこと。
		医療連絡班	(1) 区災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 (2) 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関すること。 (3) 医療機関の状況の集約及び報告に関すること。 (4) 緊急医療救護所、後方医療施設との連絡調整に関すること。 (5) 応援医療救護班の受入れに関すること。
		支援班	(1) 医療救護及び保健衛生に係る広報に関すること。 (2) 公害健康被害者の救護に関すること。

	生活衛生課	生活衛生班	(1) 課内の連絡調整に関すること。 (2) 救援センターにおける同行避難動物の受け入れ収容に関すること。
		衛生指導班	(1) 救援センター等の居住衛生確保の確認・指導に関すること。 (2) 救援センター等の飲料水及び食品の衛生確保の確認指導に関すること。 (3) 環境衛生営業施設の被災状況把握に関すること。 (4) 冠水地域等の衛生確保の確認指導に関すること。 (5) 食品衛生営業施設の被災状況把握に関すること。 (6) 食品衛生協会との協力体制に関すること。
		医薬指導班	(1) 災害薬事センターとの連絡調整に関すること。 (2) 医薬品及び医療資器材の確保及び搬送に関すること。 (3) 毒劇物を所有する施設の被災状況把握に関すること。 (4) 診療所、薬局の被災状況把握に関すること。
	健康推進課	保健予防班	(1) 課内の連絡調整に関すること。 (2) 災害時関連疾患や感染症予防等の広報に関すること。 (3) 課内他の班に属しないこと。
		保健活動班	(1) 救援センター等の巡回健康相談に関すること。 (2) 在宅療養者への巡回健康相談及び療養継続支援に関すること。 (3) 巡回精神保健相談チームの編成及び精神保健相談の実施に関すること。 (4) 乳幼児や在宅療養者への栄養補給及び口腔衛生の支援に関すること。 (5) 感染症の拡大防止に関すること。
災対土木部	管理課	庶務班	(1) 資器材の調達及び補給に関すること。 (2) 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること。 (3) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (4) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (5) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (6) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (7) 部内他の課及び課内他の班に属しないこと。
		調査班	(1) 水防機関及び水防団体との連絡に関すること。 (2) 水防活動に必要な気象、水位、流量等の情報及び資料の収集に関すること。 (3) 土木施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 (4) 土木施設等の災害資料の作成に関すること。
	工事課	管理班	(1) 水防作業の指導及び備蓄水防資器材の管理に関すること。

			(2) 道路、橋梁等の災害復旧計画に関すること。 (3) 公園、児童遊園等の災害復旧に関すること。 (4) 課内の連絡調整に関すること。 (5) 課内他の班に属しないこと。
		工事班	(1) 道路、橋梁等の応急整備及び災害復旧に関すること。 (2) 公園、児童遊園等の応急整備及び災害復旧に関すること。 (3) 水防作業に関すること。 (4) 障害物、土砂等の除去に関すること。 (5) 遺体の収容、引渡し及び仮埋葬に関すること。 (6) 災害対策に必要な労務の供給に関すること。
災対都市整備部	都市計画課	都市計画班	(1) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (2) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (3) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (4) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (5) 部内他の課に属しないこと。 (6) 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること。 (7) 都市復興計画に関すること。
	建築住宅課	住宅班	(1) 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。 (2) 応急仮設住宅の入居者の選定に関すること。 (3) 区営住宅(区管理住宅)等の管理に関すること。
		建築班	(1) 建築物、崖崩れ等災害復旧の技術指導に関すること。 (2) 住宅建築の相談及び苦情処理に関すること。 (3) 被災住宅の応急修理の相談に関すること。 (4) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (5) 住家等の被害認定に関すること。
教育部	管理課	庶務班	(1) 都、区教育委員会及び教育機関との連絡に関すること。 (2) 被災児童生徒の教科書及び学用品の調達供給に関すること。 (3) 被災児童生徒の給食及び保健衛生に関すること。 (4) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (5) 部所属職員の動員及び部内指令に関すること。 (6) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (7) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (8) 部内他の課並びに学校班、幼稚園班及び課内他の班に属しないこと。
		施設保全班	(1) 教育施設の保安全管理に関すること。 (2) 教育施設の災害応急復旧計画に関すること。 (3) 教育施設の被害状況の集約及び報告に関すること。

			(4) 教育施設の応急整備及び営繕の協力に関すること。 (5) 施設利用者の避難誘導に関すること。 (6) 地域本部への応援に関すること。
	指導課	指導班	(1) 応急教育者の確保に関すること。 (2) 応急教育実施の指導に関すること。 (3) 児童生徒の応急指導対策に関すること。 (4) 応急教育教材の対策に関すること。
		学校班 各小中学校長 幼稚園班 各幼稚園長	(1) 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関すること。 (2) 児童、生徒及び園児の保護者への引渡しに関すること。 (3) 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関すること。 (4) 応急教育計画及び報告に関すること。 (5) 施設の被災状況の調査及び報告に関すること。 (6) 施設の保安全管理に関すること。 (7) 救援センター及び補助救援センター(幼稚園)の設営及び管理の協力に関すること。
出納部	出納課	庶務班	(1) 災害対策に必要な収支命令の審査及び執行に関すること。 (2) 本部長室及び他の部との連絡に関すること。 (3) 部及び課内の連絡調整に関すること。 (4) 部内の予算、決算及び経理に関すること。 (5) 課内他の班に属しないこと。
		出納班	(1) 災害対策に必要な現金の出納保管に関すること。
		用品班	(1) 災害対策に必要な物品等の出納保管に関すること。

3 東京都関係機関

【東京都関係機関の役割】東京都地域防災計画より一部抜粋

機関の名称	事務または業務の大綱
都建設局 (第四建設事務所) (東部公園緑地事務所)	○河川、道路、橋梁の保全及び復旧に関すること。 ○河川、道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること ○水防に関すること。 ○河川における流木対策に関すること。 ○河川、道路等における障害物の除去に関すること。 ○都立公園の保全、復旧及び災害時の利用に関すること。
都交通局 (巣鴨駅務管区) (巣鴨自動車営業所) (荒川電車営業所)	○都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ○電車、バス等による輸送協力に関すること。

都水道局 (中央支所) (豊島営業所)	○応急給水に関する事。 ○水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
都下水道局 (北部下水道事務所) (豊島出張所)	○下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 ○仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関する事。
警視庁 (第五方面本部) (池袋警察署) (巣鴨警察署) (目白警察署)	○被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 ○交通規制に関する事。 ○被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 ○行方不明者の捜索及び調査に関する事。 ○遺体の調査等及び検視に関する事。 ○緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 ○公共の安全と秩序の維持に関する事。
東京消防庁 (第五消防方面本部) (豊島消防署) (池袋消防署)	○火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 ○救助及び救急に関する事。 ○危険物等の措置に関する事。 ○前三項目に掲げるもののほか、消防に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (第1師団第1普通科連隊)	○災害派遣の計画及び準備に関する事。 ◆防災関係資料の基礎調査 ◆災害派遣計画の作成 ◆東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ○災害派遣の実施に関する事。 ◆人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 ◆災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定地方行政機関

○指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条及び第57条(宮内庁法(昭和22年法律第70号)第18条第1項において準用する場合を含む。)宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものである。

【指定地方行政機関の役割】東京都地域防災計画より一部抜粋

機関の名称	事務または業務の大綱
関東地方整備局	○防災上必要な教育及び訓練に関すること。 ○通信施設等の整備に関すること。 ○公共施設等の整備に関すること。 ○災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 ○官庁施設の災害予防措置に関すること。 ○豪雪害の予防に関すること。 ○災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 ○水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 ○建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 ○緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 ○災害時における復旧資材の確保に関すること。 ○災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
東京管区気象台	○気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ○気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ○気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ○地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ○防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

6 指定公共機関

○指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

【指定公共機関の役割】東京都地域防災計画一部抜粋

機関の名称	事務または業務の大綱
日本郵便 (豊島郵便局)	○郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 ○災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ◆被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ◆被災者が差し出す郵便物の料金免除 ◆被災地宛救助用郵便物の料金免除 ◆被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

機関の名称	事務または業務の大綱
JR東日本 (池袋、大塚、巣鴨、駒込、 目白の各駅)	○鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 ○災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 ○利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
NTT東日本	○電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 ○重要通信の確保に関すること。 ○気象予警報の伝達に関すること。 ○通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 ○災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社 (東京都支部豊島区地区)	○災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関すること。 ○災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 ○こころのケア活動に関すること。 ○赤十字ボランティアの活動に関すること。 ○輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 ○義援金の受付及び配分に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) ○赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 ○災害救援物資の支給に関すること。 ○日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 ○外国人の安否調査に関すること。 ○遺体の検案協力に関すること。 ○東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	○報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 ○広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 ○放送施設の保全に関すること。
首都高速道路	○首都高速道路の建設及び保全に関すること。 ○首都高速道路等の災害復旧に関すること。 ○災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東京電力グループ (大塚支社)	○電力施設等の建設及び安全保全に関すること。 ○電力需給に関すること。
東京ガスグループ	○ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 ○ガスの供給に関すること。

7 指定地方公共機関

○指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

【指定地方公共機関の役割】

機関の名称	事務または業務の大綱
東武鉄道	○鉄道施設等の安全保安に関すること。 ○利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 ○災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
西武鉄道	
東京地下鉄	
トラック協会	○災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関すること。
東京ハイヤー・タクシー協会	○タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 ○発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。

8 公共的団体等

【公共的団体等の役割】

機関の名称	事務または業務の大綱
医師会	○医療に関すること。 ○防疫の協力に関すること。 ○遺体の検案の協力に関すること。
歯科医師会	○歯科医療活動に関すること。
薬剤師会	○医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
柔道整復師会	○医療救護活動の協力に関すること。
看護師会	○医療救護活動の協力に関すること。
獣医師会	○動物救護活動に関する応援及び協力に関すること。
豊島区民社会福祉協議会	○災害ボランティアセンターの設置、運営に関すること。 ○災害ボランティアの登録、受入れ、コーディネートに関すること。 ○その他災害の実情に応じて必要とされる業務に関すること。
豊島ケーブルネットワーク	○災害の予防・事前対策に関すること。 ○災害発生可能性の広報に関すること。 ○災害時の広報に関すること。 ○災害復旧状況に関する広報に関すること。

第2章 区民の地域の防災力向上

○本章では、自助・共助の担い手となる区民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく。また、高齢者、障害者等の要配慮者に対する地域による共助を推進するため、防災と福祉の連携体制を構築していく。

第1節 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

○防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、区は「防災地図」、「ハザードマップ(水害・土砂災害)」、「マンション防災ガイドブック」等を通して、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

○また、自助の備えとしての各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、日常備蓄の実施、区民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- ◆防災に係る意識啓発として、「防災地図」、「ハザードマップ(水害・土砂災害)」、「マンション防災ガイドブック」等の配布
- ◆救援センター開設運営訓練参加者:1,211人(令和6年度)
- ◆救援センター開設運営訓練実施回数:17回(令和6年度)
- ◆小中高校生対象の防災教育実施回数:12回(令和6年度)

2 地域による共助の推進

○現在、区内には128の地域防災組織があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組みが進められている。区は、地域防災組織の育成・支援を行っている。

○都においては、「東京防災隣組」の認定やその活動内容をホームページ等で紹介してきた。また、防災の専門家を地域防災組織等へ派遣し、地域で想定される災害を学ぶ機会等を提供し、地域防災力の向上を図っている。

- ◆区内の地域防災組織数 128団体(令和7年12月現在)
- ◆区内の「東京防災隣組」認定団体数・・・5団体(令和7年12月現在)
- ◆地域防災組織への助成制度

3 マンション防災における自助・共助の構築

○2025年12月時点の区内のマンション戸数は、約5万8千戸、そのうち11階建て以上の高層マンションは2万8千戸であり全体の5割弱を占めている。高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化している。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。

- ◆区内のマンション戸数 57,800戸(令和7年12月「豊島区住宅課マンションデータ」)
- ◆うち6階～10階のマンション戸数 20,000戸(令和7年12月「豊島区住宅課マンションデータ」)
- ◆うち11階以上の高層マンション戸数 27,700戸(令和7年12月「豊島区住宅課マンションデータ」)
- ◆防災マニュアルを作成しているマンションの割合 10.4%(令和7年12月「豊島区住宅課マンションデータ集計」)
- ◆定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 17.3%(令和7年12月「豊島区住宅課マンションデータ集計」)
- ◆防災用品の備蓄しているマンションの割合 17.4%(令和7年12月「豊島区住宅課マンションデータ集計」)
- ◆「東京とどまるマンション」(※)区内分譲マンション登録数 15棟 1,479戸(令和7年12月現在)

※「東京とどまるマンション」：停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（令和5年1月に「東京都LCP住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更）。

※マンション…二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び付属建物（マンション管理の適正化の推進に関する法律第2条第1号）

※豊島区住宅課マンションデータ…これまでの分譲マンション実態調査実施時に作成したものを基にした豊島区マンション管理推進条例の対象となる分譲マンションのデータ。

4 消防団の活動体制の充実

○災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。

○区内では、2つの消防団に 407 人（令和7年11月1日現在）の消防団員が所属しており、各消防署では、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。

◆区内消防団員数 407 人【定員 455 人 充足率 89%】（令和 7 年 11 月現在）

5 区民・行政・事業所等の連携

○災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区は、防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

◆消防計画の作成義務対象物に対する事業所防災計画の届出率約72%（令和6年1月現在）

6 ボランティア活動への支援

○救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、災害時において多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、区は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが災害時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
焼失棟数（倒壊建物を含む）	745棟	877棟
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	733棟	860棟
屋内収容物による死者	4人	4人
屋内収容物による負傷者	102人	102人
要配慮者の死者	26人	28人

1 自助による区民の防災力

- 被害想定では、屋内収容物による死者が4人、負傷者が102人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講じる必要がある。
- また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。
- 都が実施した調査(令和6年9月「消防に関する世論調査」及び令和4年3月「東京都自助・共助の取組向上に向けた調査」)によれば、家具類の転倒防止等の対策を実施している割合は 63.4%、家庭にある食料等で3日間以上の食事をとることができる割合は 71.8%、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板を知っている割合は 70.9%となっている。
- 対策は浸透してきているが、引き続き、未実施者を中心に啓発活動を展開し、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。
- また、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策のほか、すべての人に対する性暴力防止対策が必要であるとともに、性的マイノリティへの配慮について日頃より理解を深めておくことが求められる。

2 地域による共助

- 災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者などの要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。
- 近年の災害においても、高齢者や障害者などの要配慮者の避難が適切に行われなかった事例があったことを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとすることが重要である。
- 被害想定では、要配慮者の死者が最大 28 人発生すると想定されており、区民一人ひとりの共助の取組への参画や地域防災組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要である。
- 避難所における多様な被災者ニーズにきめ細かく対応していくためには、被災者それぞれのニーズを把握することが必要である。特に、女性の視点が防災分野では不十分であるため、女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3 マンション防災における自助・共助

- タワーマンションをはじめとしたマンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。

4 消防団の活動体制

- 被害想定では、焼失棟数が最大 877 棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。区内の消防団は、定員450人に対して、現員 407 人(令和 7 年 11 月1日現在)となっており、定員充足など消防団の活動体制を整えることが必要である。

5 事業所による自助・共助の取組

- 災害時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。
- 被害想定では、最大約4.8万人の避難者や約12.8万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、災害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

6 ボランティア活動の支援体制

- 災害時において、ボランティアは、避難所の運営支援や炊き出し、災害廃棄物撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。
- また、被害想定では最大約4.8万人の避難者の発生が想定されている。区ではボランティアが円滑に活動できる支援体制の整備として、災害ボランティアセンター設置場所を決定した。今後は、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。

第3節 対策の方向性

1 自助による区民の防災力向上

- 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、都作成の防災ブックを活用し更なる防災意識の啓発を推進するとともに、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図る。
- また、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。さらにまた、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助意識を醸成していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

2 地域による共助の推進

- 地域防災の中心を担う地域防災組織等に対する防災の専門家の派遣や、地域防災組織等の核となる「地域防災組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。
- また、区は災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域で防災活動の核となる防災リーダー（防災士）、女性防災リーダー、防災サポーターの育成を推進していく。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。
- 要配慮者への災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の関係者との連携による個別避難計画の作成を推進していく。

3 マンション防災における自助・共助の推進

- マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきでないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。但し、戸建て住宅等の住民との均衡に配慮しながら特別な対策が必要である。
- 発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できたとどまることが可能であれば在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの地域防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。
- マンション防災には、都、区市町村はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要である。都はマンション防災の共助の推進のために、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションである「東京とどまるマンション」の普及を図る。

4 消防団の活動体制の充実

- 初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

5 事業所による自助・共助の強化

- 行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

- 災害時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区は都、地域の社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第4節 到達目標

1 地域による共助の推進

- 防災ブックなど各種媒体を活用し、区民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を進める。
- また、各主体に対する様々な防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。
- 町会・自治会をはじめ民生委員や福祉専門職、社会福祉施設など、地域の関係者に対する防災知識の普及啓発を進めることによって、地域における避難支援等の必要性と個別避難計画作成の意義を理解する地域風土を醸成する。
- さらにまた、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないよう、効果的な情報提供を推進する。

2 地域防災組織の活動活性化により、地域防災力を向上

- 地域防災組織の活動を支援することで、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや災害時の適切な防災活動が行われるようにする。
- 女性の防災人材を育成することにより、災害時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。

3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化

- マンション防災の必要性を区民が認識し、自助・共助の体制を構築する。そのため、マンション管理組合等の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。
- また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

4 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

- 消防団の定員充足率の向上等による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

5 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

- 地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された地域防災組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を強化する。
- 各消防署による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

6 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

- 都及び区市町村において災害時のボランティア活動を想定した訓練を実施すること等により、地域の社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワーク構築を図る。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 自助による区民の防災力向上

(1) 自助による区民の防災力向上

○区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- ◆建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ◆日頃からの出火の防止(感震ブレーカーの設置等)
- ◆消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ◆家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ◆ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ◆水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- ◆ペットがいる場合、餌や衛生用品等を5日分程度入れた非常用持出袋の準備
- ◆災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ◆買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ◆自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ◆在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- ◆保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ◆都や区等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ◆町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ◆避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「災害時要援護者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- ◆災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- ◆過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

(2) 防災意識の啓発

①対策内容と役割分担

○行政等は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、災害時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

機関名	対策内容
区	○防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○防災に関するイベントや講話での災害時の備えなどに関する普及啓発 ○災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○災害時要援護者の把握、災害時要援護者名簿及び個別避難計画の作成 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
各警察署	○予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課 X(旧 Twitter)等への掲載 ○大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施
各消防署	○「地震に対する 10 の備え」や「地震その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 ○長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
NTT東日本	○防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用方法等の紹介事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
各放送事業者	○平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載

東京ガスグループ	○マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する復旧マイマップ等のホームページ掲載 ○地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○防災・安全対策に関する取り組み紹介
東京電力	○災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載 ○停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載

(3) 防災教育・防災訓練の充実

①対策内容と役割分担

- 各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神をかん養する。
- 区は、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダー(防災士)、女性防災リーダー、防災サポーターを育てる防災教育を実施していく。
- また、区民、地域防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。
- さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

機関名	対策内容
区	○地域防災組織の育成指導 ○防災リーダー(防災士)、女性防災リーダー、防災サポーターの育成 ○各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○実践的な防災訓練(ペット同行避難訓練を含む)を通じた区民の防災行動力の向上の推進 ○関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取組推進
各警察署	○テロ対策のために全警察署(102 署)に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
各消防署	○女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおける VR(災害疑似体験)コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○地域防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○デジタルコンテンツを活用したりモット防災学習教材の整備・充実

	○都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○都民等に対し、AED の使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

(4) 外国人支援対策

①対策内容と役割分担

○各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機関名	対策内容
区	○在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○避難道路標識等の外国語標記の推進 ○地域の防災訓練に参加する外国人への支援 ○救援センターにおける多言語対応

②取組

- 地域の国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 消火器、総合防災案内板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- 地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

2 地域による共助の推進

- 首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した地域防災組織等の活動が重要となる。
- 各機関は、地域防災組織に係る広報及び町会・自治会等の地域防災組織等の育成指導に力を入れ、地域防災組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。
- 特に区は、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダー（防災士）、女性防災リーダー、防災サポーターを育てる防災教育を実施する。

機関名	対策内容
区	○住民への積極的な支援・助言による、地域防災組織の組織化の推進
地域防災組織	○防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 ○初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施 ○消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄 ○地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知 ○地域内の災害時要援護者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備 ○行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
各警察署	○テロ対策のために全警察署(102署)に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進
各消防署	○地域防災組織の救出救護班員及び一般都民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○区と連携した地域防災組織の活性化の推進 ○長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発(再掲) ○防災意識の啓発(再掲) ○防災教育・防災訓練の充実(再掲) ○軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、地域防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ○初期消火マニュアルを活用し、地域防災組織等への指導を実施 ○地域防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

3 マンション防災における自助・共助の構築

(1) マンション居住者による自助・共助の備え

○マンション居住者は、本章第5節の予防対策「1-1 区民による自助の備え」及び「2 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。

- ◆エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ◆排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

(2) 防災意識の啓発

機関名	対策内容
区	○マンション防災に係るパンフレットの作成、配布

4 消防団の活動体制の充実

(1) 対策内容と役割分担

- 消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と地域防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。
- 各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機関名	対策内容
区	○消防団活動への助成
各消防署	○消防団員の確保 ○消防団員の教育訓練 ○消防団資機材・分団本部施設等の整備 ○地域等と連携した防災対策の推進

(2) 取組

- 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車(緊急自動車)等を整備する。
- 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

5 事業所による自助・共助の強化

(1) 対策内容と役割分担

- 各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画(※)の作成促進等により、事業所の防災力を向上させる。

※事業所防災計画：東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画。

機関名	対策内容
区	○事業所相互間の協力体制及び事業所と地域防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進

各消防署	○事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○事業所の救出・救護活動能力の向上 ○事業所防災計画の作成指導 ○危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の配布 ○東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

(2) 取組

①事業所の取組

○災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- ◆帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映(その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記)
- ◆社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- ◆災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画(BCP)を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
- ◆地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- ◆組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- ◆要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成

②事業所防災体制の充実

○事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

○各消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。

- ◆震災に備えての事前計画
- ◆震災時の活動計画
- ◆施設再開までの復旧計画

イ 防災管理者の選任を要する事業所

○東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前記、アで示した事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

○各消防署は、小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成を指導する。

エ 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

○都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設(6業種 37 事業所)を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

オ 応急救護能力の向上

○発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第 55 条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

カ 自衛消防隊

○自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

(ア) 防火管理者の選任を要する事業所

◆消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(イ) 自衛消防組織の設置義務のある事業所

◆消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

(ウ) 防災管理者の選任を要する事業所

◆消防法第 36 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

(エ) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

◆ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例(昭和 37 年東京都条例第 65 号)第 55 条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)を配置することが義務づけられている。
◆震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
◆自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

(オ) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

◆火災予防条例第 55 条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

《区》

○広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と地域防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

6 ボランティア活動との連携

(1) 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携

○大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機関名	活動内容
区	○社会福祉協議会と協力して、ボランティアの支援体制及び活動マニュアルの整備 ○被災者ニーズ等を把握・情報共有し、支援につなげるための仕組みについて検討 ○防災ボランティアの活動拠点の確保 ○区とボランティアの協力・連携関係を明確にし、より強化するための協定の締結 ○社会福祉協議会等との連携による区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都生活文化スポーツ局	○東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
東京ボランティア・市民活動センター	○都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施

(2) 東京都防災ボランティア等との連携

○都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【東京都防災ボランティア等の概要】

機関名	要件	活動内容
都生活文化スポーツ局	≪防災(語学)ボランティア≫ ○一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	○大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援

機関名	要件	活動内容
都都市整備局	≪応急危険度判定員≫ ○建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	○余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定 災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
	≪被災宅地危険度判定士≫ ○宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 17 条に規定する土木又は建築技術者	○災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都建設局	≪建設防災ボランティア≫ ○公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	○都建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における都建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

(3) 交通規制支援ボランティアとの連携

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。
- 「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機関名	要件	活動内容
各警察署	○警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	○大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動 ○平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 ○その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

(4) 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

○東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成 18 年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】

機関名	要件	活動内容
各消防署	○原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意思がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 ◆応急救護に関する知識を有する者 ◆過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 ◆元東京消防庁職員 ◆震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	○災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 ○平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。

(5) 赤十字ボランティアとの連携

○主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日赤東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
○日赤東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機関名	要件	活動内容
日赤東京都支部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護ボランティア養成セミナー)を修了・登録したボランティア	○平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	○災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	○各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日赤東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	○災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

7 区民・行政・事業所等の連携

(1) 対策内容と役割分担

○各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

機関名	対策内容
区 関係防災機関	○地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○合同防災訓練の実施 ○地区防災計画の作成の推進
各消防署	○区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

(2) 取組

《区及び関係防災機関》

○応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

- 区及び関係防災機関は、地域の地域防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- 地域住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、区市町村防災計画の中に位置づける。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 自助による区民の防災力向上

(1) 区民自身による応急対策

- 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

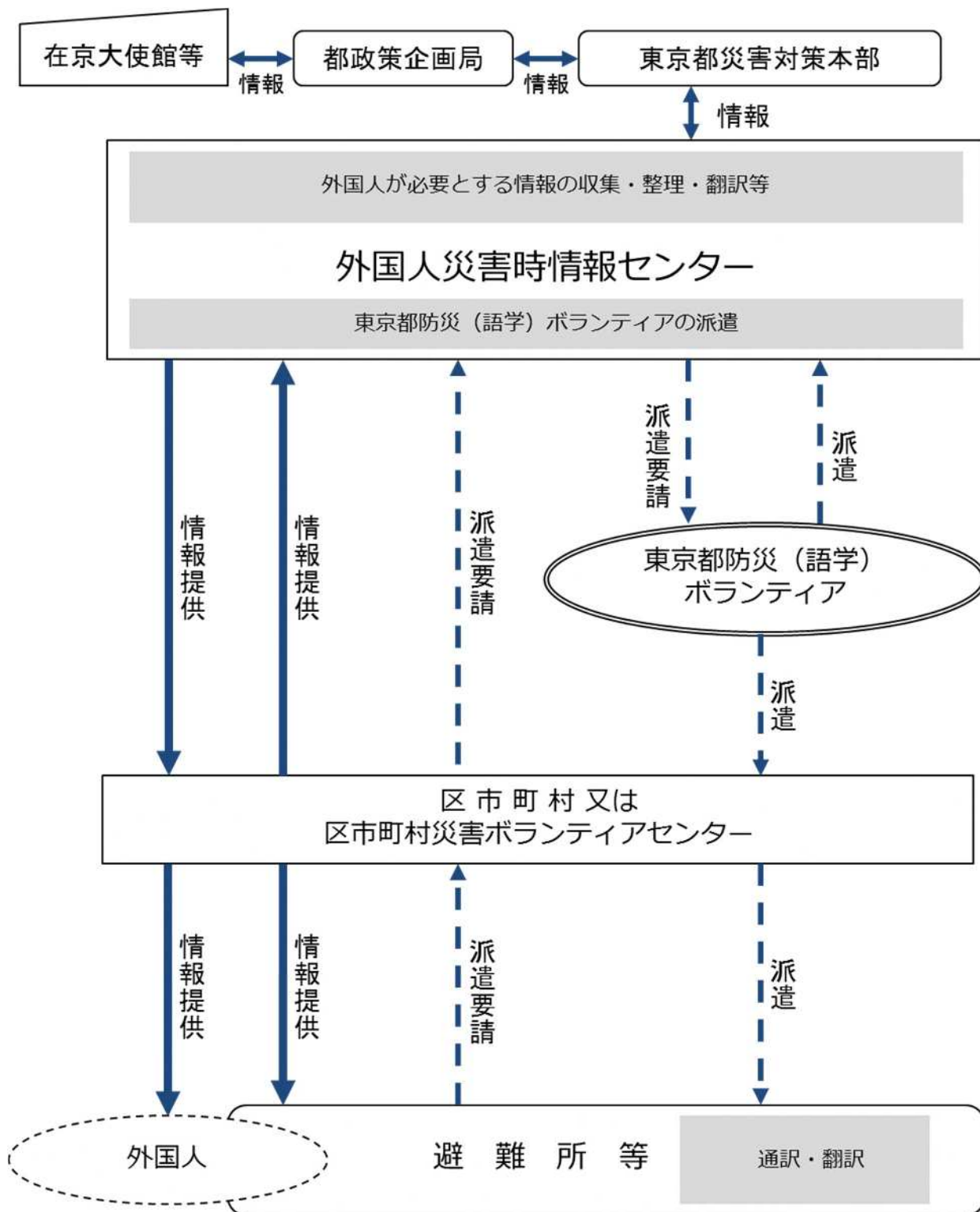
(2) 外国人の情報収集等に係る支援

①対策内容と役割分担

○各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

機関名	対策内容
区	○在住外国人への情報提供 ○外国人災害時情報センターとの情報交換 ○区市の国際交流協会等との連携
都生活文化スポーツ局	○外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ◆外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ◆区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ◆東京都防災(語学)ボランティアシステムを活用し、東京都防災(語学)ボランティアを派遣 ○(公財)東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施

②業務手順



2 地域による応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

○地域防災組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

機関名	対策内容
地域防災組織	○近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等) ○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○初期救護活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○災害時要援護者の安否確認・避難支援 ○救援センター運営支援 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○炊出し等の給食・給水活動等(総務省消防庁「自主防災組織の手引」)
消防団	○消防隊と連携した消火活動 ○地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 ○災害情報の収集・伝達活動 ○住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	○事業所相互間の協力体制及び地域防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援

(2) 取組

《地域防災組織》

○市民消火隊等による活動

- ◆火災が発生した場合は、地域防災組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

○救出・救護活動

- ◆要救助者を発見した場合には、直ちに警察や消防に連絡する。警察や消防への連絡がつかない場合は、周囲にいる人への声掛け又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。
- ◆地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。
- ◆また、災害時要援護者については、名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

○救援センター運営支援

- ◆地域防災組織は、区職員やその他避難者等と協力し、女性や要配慮者等の視点を踏まえた救援センターの運営を行う。

3 マンション防災における応急対策の実施

○マンション管理組合等は、本章第6節の応急対策「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

機関名	対策内容
管理組合・マンションに係る自治会・地域防災組織等	○マンション居住者の安否確認 ○マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○集会室等を利用した避難所運営 ○建物被害調査と二次被害防止 ○ライフライン復旧状況の確認 ○在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

4 消防団による応急対策の実施

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署(所)の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

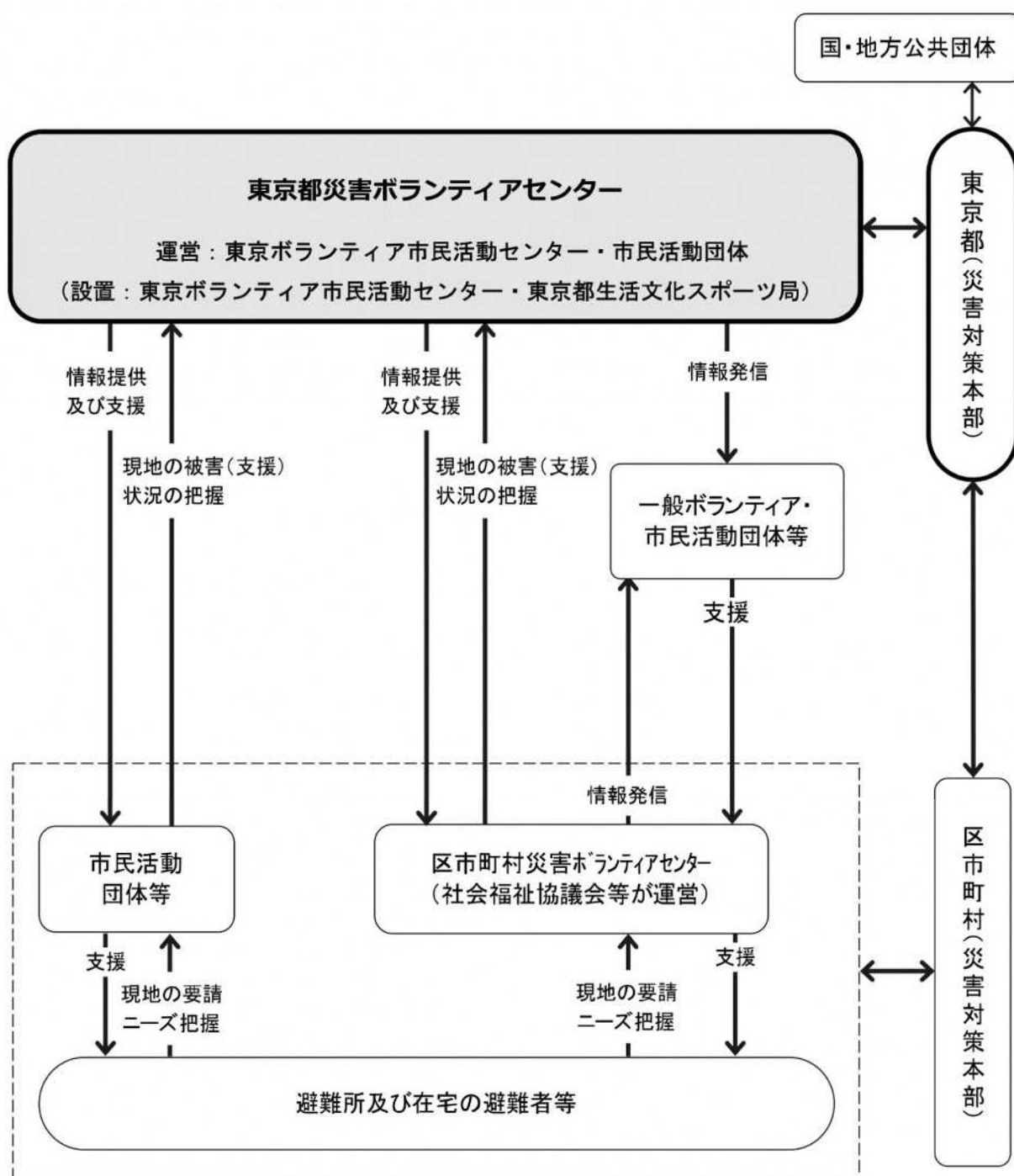
5 事業所による応急対策の実施

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区社会福祉協議会等との協働による区災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を支援
都生活文化スポーツ局	○東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等に対して支援を実施 ○都内外の被災状況の情報収集 ○国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築
東京ボランティア・市民活動センター	○都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ○被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
各警察署	○交通規制支援ボランティアへの支援要請
各消防署	○東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

(2) 業務手順



第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

1 木造住宅密集地域の不燃化(安全に暮らせる都市づくり)

(1) 居住環境総合整備事業

○老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足等により、居住環境の整備及び良質な住宅の供給が必要と認められる住宅市街地において、老朽木造建築物等の建替え促進、未接道や狭小敷地の解消、道路・公園・広場等の整備を促進することにより、居住環境を改善し、良好な市街地住宅の供給と防災機能の向上を図る。

事業地区	面積	公用地として 取得した土地		整備した主な用途	建替促進 住宅数
東池袋4・5丁目地区	19.2ha	100か所	8,512㎡	◆防災道路 A 路線の整備 153m ◆防災道路 BC 路線の先行整備 265m ◆辻広場 11 か所 ◆まちづくりセンター 1 か所 ◆従前居住者住宅 1棟 ◆児童遊園 2か所 ◆公園 1か所	196件
上池袋地区	67.1ha	26か所	10,280.30㎡	◆まちづくりセンター 2か所 ◆公園 4か所 ◆主要生活道路の整備 120m ◆まちかど広場 2か所 ◆児童遊園 2か所	17件
池袋本町地区	63.6ha	10か所	6,231.59㎡	◆歩道（幅員 2 m）整備 72m ◆公園 2か所	
雑司が谷・南池袋地区	38.2ha	1か所	141.38㎡	◆公園 1か所	
長崎地区	68.0ha				
補助81号線沿道地区	39.7ha	2か所	491.40㎡		
染井霊園周辺地区 （平成20年度終了）	53.1ha	10か所	6,879.69㎡	◆コミュニティ広場 6か所 ◆公園 2か所 ◆児童遊園 1か所 ◆まちづくりセンター 1か所	23件
南長崎2・3丁目地区 （平成16年度終了）	25.3ha	2か所	1,533.76㎡	◆公園 2か所 ◆児童遊園 1か所	

(2) 不燃化特区推進事業

○都は、平成 24 年 1 月に「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針を策定した。首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、都内の木密地域を早期に「燃え広がらない・燃えないまち」にするため、10 年間（令和 2 年度まで）の集中的・重点的な取り組みを定めたものである。

○取組の柱は、①都と区が連携した市街地の不燃化の促進（不燃化特区）、②都が行う延焼遮断帯となる都市計画道路の整備（特定整備路線）、③地域における防災まちづくりの気運の醸成の 3 点である。

- 区内では、5 路線 7 区間(約 5.4 km)の特定整備路線が選定され、この沿道を中心として 5 地区の不燃化特区の指定を受けている。不燃化特区では、建替え促進助成や老朽建築物除却助成などによる不燃建築物への建替え促進、防火規制の強化など、支援策と規制・誘導策を重層的に実施し、早期に、延焼による焼失をゼロ(不燃領域率 70%)とすることを目標とする。
- 令和 2 年 3 月に、都は「防災都市づくり推進計画の基本方針」を公表。基本方針の計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までとし、令和 3 年度から令和 7 年度までの新たな具体的な整備プログラムが令和 2 年度に策定された。これにより都は、令和 2 年度までの「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を終了とし、特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、10 年間の重点的・集中的な取組として実施してきた不燃化特区制度の活用や特定整備路線の整備について、取組を 5 年間延長した。
- さらに、令和 7 年 3 月に、東京都は今までの取組により、防災性は着実に向上しているが、新たな視点で効果的な施策を展開し、不燃化を一層推進するため、「防災都市づくり推進計画の基本方針」を改定。計画期間を 2026(令和 8)年度から 2035(令和 17)年度に改め、整備地域、重点整備地域を見直すとともに、新たに防災環境向上地区を指定し、区市への支援を拡充して整備を一層促進するとしている。また、特定整備路線は 2030(令和 12)年度までに全線整備することを目標に掲げ、見直し指定された不燃化特区については、2030(令和 12)年度まで支援を継続するとしている。

整備地区	面積	事業期間	助成実績数(事業開始から R6 年度までの累計)	事業開始前 不燃領域率
東池袋四・五丁目地区	19.2ha	H25 年度～R7 年度	◆戸建建替え 34 件 ◆老朽建築物除去 45 件	59%
池袋本町・上池袋地区	124.3ha	H26 年度～R7 年度	◆戸建建替え 137 件 ◆老朽建築物除去 190 件	61%
補助 26・172 号線沿道 長崎・南長崎・千早地区	153.5ha	H26 年度～R7 年度 (一部平成 27 年度～R2 年度)	◆戸建建替え 218 件 ◆老朽建築物除去 273 件	55%
補助 81 号線沿道 巣鴨・駒込地区	39.7ha	H26 年度～R7 年度	◆戸建建替え 49 件 ◆老朽建築物除去 65 件	59%
雑司が谷・南池袋地区	38.2ha	H27 年度～R7 年度	◆戸建建替え 41 件 ◆老朽建築物除去 46 件	59%

(3) 都市防災不燃化促進事業

- 防災上重要な避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺を「不燃化促進区域」に指定し、この区域内で耐火建築物を建築する者に対して建築費等の一部を助成することで不燃化建替えを促進する。これにより市街地の延焼遮断機能を高め、大地震に伴い発生する火災から、区民の生命、身体を安全を確保する。
- 区では、雑司が谷墓地周辺地区(平成 15 年度終了)及び立教大学周辺地区(平成 8 年度終了)で事業を実施し、避難地周辺の不燃化が進み地域の安全性が向上した。
- 現在、特定整備路線(補助 26・172・73・82・81 号線)の沿道 30m の区域においても事業を導入し、東京都施行の街路事業にあわせて沿道建物の不燃化を促進することにより、避難路及び延焼遮断帯としての機能を早期に確保する。

不燃化促進区域・面積等	事業期間	助成実績数(事業開始からR6年度までの累計)	不燃化率推移※
補助26・172号線沿道地区 17.1ha	H28年度～R7年度(予定)	- 建築助成70件 - 除却助成17件	57.5%
補助73・82号線沿道地区 12.4ha	H28年度～R7年度(予定)	- 建築助成60件 - 除却助成16件	58.2%
補助81号線沿道地区 5.1ha	H28年度～R7年度(予定)	- 建築助成10件 - 除却助成5件	41.7%
立教大学周辺 周辺120mの区域 28.3ha	S62年度～H8年度	120 件	41.4%→60.0%
雑司が谷墓地周辺 周辺120mの区域 21.3ha	S59年度～H15年度	171 件	11.1%→35.8%

※事業期間中の区域は事業開始前の不燃化率

2 建築物の耐震化及び安全対策

○発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全な都市づくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

実施事業	進捗状況
民間住宅の耐震化率	91.6%(令和7年度末)
民間特定建築物の耐震化率	88.6%(令和7年度末)
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	85.1%(令和7年度末)
一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	86.2%(令和7年度末)
ガラスの飛散防止措置等けがの防止対策の推進	—
家屋や塀の強度の確認	—

3 出火、延焼等の防止

(1) 感震ブレーカーの設置助成事業及び簡易タイプの無償配布

○大規模地震で発生した火災の半数以上が電気に起因すると言われている。震度5強以上の揺れを感知した時に分電盤のブレーカーを落とし、電気を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置助成を行い、被害の減少を図っていく。

実施事業	実績
感震ブレーカーの設置助成事業	2,457件(令和7年3月末時点)

(2) 街頭消火器及び街かど消火栓の設置

○初期消火体制の強化の取組として、街頭消火器及び街かど消火栓を設置している。

○各消防署では、消防水利等を整備している。

実施事業	実績
街頭消火器の設置	2,397台設置(令和7年12月時点)
街かど消火栓の設置	88台設置(令和7年12月時点)

(3) 小型消火ポンプ用水利の確保

○区は、各地域防災組織に配備した小型消火ポンプ用の水利として、昭和 54 年度より公共用施設の敷地等を利用して小型貯水槽を設置している。

○併せて、既存・新設に関わらず全ての小型貯水槽に小型消火ポンプの併設配備を図る。

○このほか、救援センター、民間井戸所有者の協力を得て、導水装置の取り付けを行い、水利の確保に努めている。

実施事業	設置状況
小型貯水槽	区内97箇所(令和7年12月時点)
導水装置付民間井戸	区内170基(令和7年12月時点)

第2節 課題

【被害想定】

被害項目		都心南部直下地震	多摩東部直下地震
建物倒壊棟数(全壊)	計	816棟	827棟
	ゆれ	794棟	810棟
	液状化	22棟	17棟
	急傾斜地崩壊	0棟	0棟
死者	計	55人	59人
	ゆれ建物被害	25人	25人
	屋内収容物	4人	4人
	急傾斜地崩壊	0人	0人

	火災	17人	20人
	ブロック塀等	9人	10人
	屋外落下物	0人	0人
負傷者	計	1,362人	1,467人
	ゆれ建物被害	898人	958人
	屋内収容物	102人	102人
	急傾斜地崩壊	0人	0人
	火災	33人	47人
	ブロック塀等	327人	357人
	屋外落下物	4人	4人

1 木造住宅密集地域の不燃化(安全に暮らせる都市づくり)

- 老朽化した木造住宅が密集し、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域は、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、本地域での防火対策が重要である。
- これらの地域の建築物は順次、更新時期を迎えているが、狭あい道路や行き止まり道路に接しており、狭小敷地や接道不良地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にある。
- 更に、高齢化が急速に進展しており、建替え意欲の減退等により老朽木造建築物の更新が進んでない点も課題となっている。

2 建築物の耐震化及び安全対策

- 建築物の耐震化は着実に進んでいるが、豊島区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、更に重層的に施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、家具類の転倒・落下・移動防止等の一層の対策が必要である。

3 出火、延焼等の防止

- 震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、的確な消防水利の整備を進める必要がある。また、震災時に使用可能な消火栓、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。
- 建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。
- 避難場所へ避難する区民の生命や安全を確保するため、沿道の建築物の耐震化及び不燃化を促進し、延焼遮断帯を形成する必要がある。
- また、街頭消火器や街かど消火栓等の整備により、地域における初期消火体制の強化を図る必要がある。

第3節 対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

- 都では、平成 24 年度に木密地域不燃化 10 年プロジェクトを立ち上げ、整備地域のなかで特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進している。木密地域不燃化 10 年プロジェクトは、令和 3 年 3 月 31 日に終了したが、不燃化特区制度の取組は令和 7 年度まで 5 年間延長した。さらに、令和 7 年 3 月に都は今までの取組により、防災性は着実に向上しているが、新たな視点で効果的に施策を展開し、不燃化特区の支援を継続するとしていることから、引き続き重点整備地域の不燃化の促進に取り組んでいく。
- また、震災時等における市街地の延焼を遮断し、避難路や緊急車両の通行路ともなる、防災上効果の高い都施行の都市計画道路である特定整備路線について、地元の理解と協力を得ながら、着実に整備を進め、地域の防災性向上を図る。

2 建築物の耐震化及び安全対策

- 豊島区耐震改修促進計画に基づき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、公共建築物及び特定建築物の耐震診断、耐震改修等を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。
- また、耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

3 出火、延焼等の防止

- 大規模地震で発生した火災の半数以上が電気に起因すると言われている。区では、都が実施した「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」の火災危険度 4 以上の地域及び不燃化特区地域を対象とし、対象地域内の非耐火住宅(木造住宅)に居住する者、または同住宅を所有する者がその住宅に感震ブレーカーを設置する場合、助成を行い、更なる出火防止を図る。
- 軽可搬消防ポンプ、スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火訓練を推進することで、地域における初期消火体制の強化を図る。

第4節 到達目標

1 整備地域の不燃領域率 70%、特定整備路線の全線整備

- 震災時に特に甚大な被害が想定されるすべての整備地域において、不燃領域率 70%の達成と特定整備路線の全線整備を目指す。

2 防災上重要な公共建築物及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進

- 豊島区耐震改修促進計画に基づき、以下の耐震化率を目標とする。

- ◆民間住宅:耐震化率96%以上(令和17年度末)
- ◆民間特定建築物:耐震化率 92%以上(令和17年度末)
- ◆救援センター(防災上重要な区有建築物):100%(完了)
- ◆その他区有特定建築物:100%(完了)

- ◆特定緊急輸送道路沿道建築物：耐震化率 90%以上(令和17 年度末)
- ◆一般緊急輸送道路沿道建築物：耐震化率 90%以上(令和17 年度末)

○地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路について、都が掲げる目標達成のために、重点的に耐震化を推進する。

3 出火、延焼等の防止

○軽可搬消防ポンプ、スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火訓練を推進することで、地域における初期消火体制の強化を図る。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり

(1) 地域特性に応じた防災都市づくり

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○公園の整備 ○学校の校庭等の整備 ○居住環境総合整備事業 ○不燃化特区推進事業 ○都市防災不燃化促進事業 ○市街地開発事業

②取組

ア 公園の整備

- 公園は、町会（地域防災組織）の活動、一時集合場所等、防災活動拠点として機能するとともに、火災延焼防止にも役立つ防災上重要なオープンスペースとなっている。
- 被災場所から一時的に集合し、町会（地域防災組織）等の自主的な消火や救出・救護などの地域活動の場ともなる一時集合場所として、公園を計画的に整備していく。
- 公園の整備とあわせて、災害時の自主的な地域活動を支える消火貯水槽や災害用トイレ、かまどベンチ等の設置を区の防災部局と検討し必要に応じて整備するとともに、その防災施設の維持管理に取り組む。
- 区全体の防災拠点として、としまどりの防災公園を整備した。平常時とともに発災後の段階に応じた防災機能を発揮できるよう公民連携による維持管理に取り組む。

イ 学校の校庭等の整備

- 学校の校庭は、児童・生徒の教育活動の場であるとともに、災害時には救援・救護活動の拠点及び救援センターの役割等を果たすため、防災拠点として重要な機能を確保する。
- 救援センターとしての安全性を高めるため、区立小中学校の校庭をはじめとする校地等の整備を促進する。学校改築時等に災害用トイレ及び応急給水栓を整備する。

ウ 居住環境総合整備事業

【事業計画】

- 主要生活道路等の拡幅整備や公園・広場の整備などを進め、併せて老朽住宅の建替えを促進することで、地域の居住環境の改善や防災性の向上に取り組む。

事業地区	面積	事業期間	用途・目的等	整備内容等
東池袋四・五丁目地区	19.2ha	S58年度～R7年度	用地取得	道路及び公園等
			公共施設整備等	道路及び細街路整備 公園等整備(7ヵ所程度)
			推進事業	まちづくり協議会支援
上池袋地区	67.1ha	H3年度～R7年度	用地取得	道路及び公園等
			公共施設整備等	道路及び細街路整備 公園等整備(2ヵ所程度)
			推進事業	まちづくり協議会支援
池袋本町地区	63.6ha	H17年度～R7年度	用地取得	道路及び公園等
			公共施設整備等	道路及び細街路整備 公園等整備(3ヵ所程度)
			推進事業	まちづくり協議会支援
雑司が谷・南池袋地区	38.2ha	H28年度～R7年度	用地取得	道路及び公園等
			公共施設整備等	道路及び細街路整備 公園等整備(5ヵ所程度)
			推進事業	まちづくり協議会支援
長崎地区	68.0ha	H29年度～R8年度	用地取得	道路及び公園等
			公共施設整備等	道路及び細街路整備 公園等整備(6ヵ所程度)
			推進事業	まちづくり協議会支援
補助81号線沿道地区	39.7ha	H30年度～R9年度	用地取得	道路及び公園等
			公共施設整備等	道路及び細街路整備 公園等整備
			推進事業	まちづくり協議会支援

エ 不燃化特区推進事業

【事業計画】

○建替え促進助成や老朽建築物除却助成などによる不燃建築物への建替え促進、防火規制の強化など、支援策と規制・誘導策を重層的に実施し、早期に、延焼による焼失をゼロ(不燃領域率70%)とすることを目標とする。

整備地区	面積	事業期間	不燃領域率(目標値)
東池袋四・五丁目地区	19.2ha	H25年度～R7年度	70%以上
池袋本町・上池袋地区	124.3ha	H26年度～R7年度	70%以上
補助26・172号線沿道地区	153.5ha	H26年度～R7年度	70%以上
補助81号線沿道地区	39.7ha	H26年度～R7年度	70%以上
雑司が谷・南池袋地区	38.2ha	H27年度～R7年度	70%以上

オ 都市防災不燃化促進事業

【事業計画】

不燃化促進区域	面積	事業期間	不燃化率(目標値)
補助26・172号線沿道地区	17.1ha	H28年度～R7年度	70%以上
補助73・82号線沿道地区	12.4ha	H28年度～R7年度	70%以上
補助81号線沿道地区	5.1ha	H28年度～R7年度	70%以上

カ 市街地開発事業

【事業計画】

○市街地再開発事業にあわせて、帰宅困難者の一時滞在施設や備蓄倉庫を確保する。

地区・面積等	一時滞在施設	備蓄倉庫	事業期間
東池袋五丁目地区(0.2ha)	なし	12㎡	2019年3月竣工
東池袋四丁目2番街区地区(0.3ha)	なし	20㎡	2022年3月竣工
南池袋二丁目C地区(1.7ha)	約450㎡	約260㎡	事業中(2027年1月竣工予定)
東池袋一丁目地区(1.5ha)	約5,500㎡	約1,000㎡	事業中(2028年6月竣工予定)

(2) 高層建築物及び地下街等における安全対策

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保

各警察署	○高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
各消防署	○高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 ○関係事業所に対する対策の指導

②取組

《区》

- 高層建築物は高さ 31mを超える建築物をいい、公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るものをいう。構造上等の特殊性から、地震時におけるパニックの発生及び避難や消防活動などの災害対策は、極めて困難になると予想される。
- 高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。
- 既存の高層建築物及び地下街のうち、対象となるものに対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年又は3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

【地下街(令和4年9月現在)】東京都地域防災計画より

地下街名 (通称名)	所在地	経営主体	開設日	階層	延床	用途別延床面積(㎡)			
			年月日		面積 (㎡)	駐車場	地下道	店舗	その他
池袋東口地下街(I.S.P)	豊島区東池袋1	(株)池袋ショッピングパーク	S39.9.2	地下3層	15,442	6,584	2,495	4,425	1,938
池袋西口地下街(東武ホープセンター)	豊島区西池袋1	(株)東武百貨店	S44.4.2	地下3層	14,710	6,405	2,836	2,591	2,878

《各警察署》

- 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

ア 高層建築物

- ◆地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- ◆障害者等の要配慮者の視点も踏まえた、関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ 地下街

- ◆地下街警備要図の作成
- ◆障害者等の要配慮者の視点も踏まえた、地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ◆管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ◆広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

《各消防署》

○高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。

- ◆高層の建築物の防火安全対策
- ◆乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策(100m 以上の高層建築物を対象とした安全対策)
- ◆大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- ◆鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- ◆高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

○関係事業所に対して次の対策を指導する。

ウ 火災予防対策

- 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

エ 避難対策(混乱防止対策)

- 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

オ 防火・防災管理対策

- 従業員に対する消防計画の周知徹底
- 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- 実践的かつ定期的な訓練の実施

カ 消防活動対策

- 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

(3) がけ・擁壁、ブロック塀等、急傾斜地等の崩壊、地すべり等の防止

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○ブロック塀等の安全化 ○土砂災害防止法に基づくソフト対策

②取組

ア ブロック塀等の安全化

- 昭和 56 年度より、民間で幅4m以上の道路に接する場所を緑化した者に対して、その経費の一部を助成している。
また、既存のブロック塀等を撤去し、生垣等を造成する場合は、ブロック塀等の撤去の経費の一部もあわせて助成している。
- 狭あい道路拡幅整備事業において、4m未満の道路に面した建築物の建築の際には撤去費及び緑化費用を助成しており、今後も緑化を推進する。
- 平成23年度より、道路等に面するブロック塀等の所有者に、改善工事にかかる費用の一部を助成している。
- 区有施設のブロック塀等の調査を実施し、危険と思われる塀の改修等を順次、進めてきた。平成 30 年6月の大阪府北部地震を受けて、特に緊急度の高い区立小学校のブロック塀等は、優先して撤去や改修工事を実施した。ブロック塀等が安全な状態を維持出来ているか、引き続き点検を実施していく。

イ 土砂災害防止法に基づくソフト対策

- 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進している。
- ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。風水害対策におけるソフト対策は風水害編第 2 章水害予防対策第 3 節土砂災害に関するソフト対策に記載する。

【土砂災害(特別)警戒区域一覧】

町丁目		警戒区域(か所)	特別警戒区域(か所)
駒込	一丁目	4	1
	二丁目	1	1
	七丁目	1	0
南池袋	四丁目	1	1
南大塚	一丁目	3	1
目白	一丁目	3	1
高田	二丁目	4	1
雑司が谷	一丁目	3	3
計		20	9

ウ 土砂災害警戒区域等内の擁壁等に対する安全対策

- 土砂災害警戒区域等内の急傾斜地に存する擁壁等の所有者等に対して、擁壁等専門家の派遣事業、擁壁の補強設計等及び対策工事に対する助成事業により土砂災害防止の推進を図っている。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

(1) 建築物の耐震化の促進

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 ○公共建築物等の耐震化 ○民間建築物の耐震化・不燃化・適正な維持管理

②取組

ア 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進

- 令和 8 年 4 月に改定した豊島区耐震改修促進計画に基づき、民間住宅、民間建築物で多数の人が利用する建築物(特定建築物)、特定緊急輸送道路沿道建築物及び、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
- 総合的な安全対策として、窓ガラス等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策等を推進する。
- 耐震改修促進法に基づく指導・助言、建築基準法に基づく指示等を必要に応じて実施する。

【住宅・民間特定建築物・防災上重要な区有建築物の耐震化の現状と目標】

建築物の種類	耐震化率	
	令和7年度末	目標令和17年度末
民間住宅	耐震化率91.6%	耐震化率96%以上とする
民間特定建築物	耐震化率88.6%	耐震化率92%以上とする
特定緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率85.1%	耐震化率90%以上とする
一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率86.2%	耐震化率90%以上とする

イ 公共建築物等の耐震化

- 区有施設の耐震化・不燃化・適正な維持管理を実施するため、老朽化施設の建替えや全面改修の検討を進め、耐震性能の向上を推進する。区有施設の不燃化は完了している。
- 救援センターに指定されている区有施設は、マンホールトイレの設置を鑑みて、排水設備等の耐震化を強化する。

《区有施設(小・中学校以外)》

- 耐震改修促進計画に基づき、特定建築物の耐震化を図るため、平成 29 年度までに 60 施設の耐震診断を実施し、すべての施設の耐震性能の確認または耐震補強工事等の対策を行い、耐震化は完了している。
- 区立保育園では、平成 14 年から 27 年度までに全園で耐震診断を実施し、耐震補強工事等を完了している。

《小・中学校等》

- 平成 18 年度までに全校で耐震診断を実施し、耐震補強工事等を完了している。
- 平成 25 年度より窓ガラスの飛散防止措置を実施し、完了した。

ウ 民間建築物の耐震化・不燃化・適正な維持管理

- 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。2000 年基準(平成 12 年)以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。
- 区は、緊急性の高い防災上重要な地域を中心に防火地域の拡大を図り、震災時の火災による危険性の高い地域においては、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の導入を検討するなどして、不燃化率の向上に努める。
- また、都市防災不燃化促進事業を適用し、民間建築物の耐震・不燃化を図る。
- 建物等の適正な維持管理を推進する条例に基づき、建物の管理不全、老朽化を未然に防ぎ、住民の生命、身体又は財産の保護及びその生活環境の保全を図る。

エ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

- 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。東京都都市整備局と連携し、ホームページにおいて簡易耐震診断や、耐震化に関するリーフレットの配布等により、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に努める。また、建築物の所有者や管理者を対象に、相談窓口や診断機関の紹介や、リフォームに併せた耐震改修の誘導を行っていく。
- 不特定多数が利用する特定建築物(大規模な百貨店、ホテル、劇場等)については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123 号)に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働き掛け等により、重点的に耐震化を促進し、令和17 年度までに耐震化率 92%を目指す。

オ 住宅等(戸建住宅・マンション)の耐震化

- 令和 17 年度末までに耐震化率96%以上を目指す。
- 2000 年基準(平成 12 年)以前に建てられた住宅・建築物等を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。
- 分譲マンションについて、耐震診断助成等の活用を推進し、重点的に耐震化を図る。

カ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、緊急輸送道路沿道建築物を対象に耐震診断・耐震改修助成を行い、耐震化の促進を図る。

(2) エレベーター対策

①対策内容と役割分担

- 震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び閉じ込められた場合に救出を待つことを可能とするため、区は対策を講じることとする。

機関名	対策内容
区	○区施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○エレベーター用防災キャビネットの普及啓発
各消防署	○エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築

②取組

ア エレベーター閉じ込め防止機能の向上

《区有施設》

- 震災時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、区有施設のエレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。
- 区は、改修に合わせて、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- 首都直下地震では、初期微動から本震までの猶予時間が短いため、閉じ込め防止装置が装備されているエレベーターでも防ぐことができない閉じ込めが発生することが想定される。閉じ込めが発生し、救出までに長時間を要する場合、閉じ込められた方が健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするために、区有施設のエレベーターに防災キャビネットの設置を進めている。災害時には、区有施設利用者の安全確保を、平常時には防災キャビネットの普及啓発を図る。

＜民間施設＞

- 区は都と連携して、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットをホームページに掲載するなど、不特定多数の人が利用する建物を含め、所有者などに閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	○地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させるたあとドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型 地震時管制運転装置	○主要動(S波)が到達する前に、初期微動(P波)を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

イ 迅速な救助体制の構築

- 各消防署は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。

(3) 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○窓ガラス等落下物の安全化 ○屋外広告物に対する規制 ○家具類転倒・落下・移動防止対策を推進 ○住民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進
各消防署	○家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 ○関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知

②取組

ア 窓ガラス等落下物の安全化

- 昭和 55 年から平成元年の間、区内の避難道路沿いの建築物、用途地域や容積率に応じた建築物の落下物防止実態調査を行い、改善指導に努めてきた。
- これらの実態調査や改善指導は、区内の限られた地域であり、今後、残域を対象とした落下物調査を行い、著しく危険な窓ガラス、大規模空間の天井、外装材等危険度の高いものへの指導・啓発に努める。

イ 屋外広告物に対する規制

- 区は、地震、台風の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、表示者に対し、屋外広告物の許可申請時に指導を行っている。
- 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させ、適切な管理を行わせる。

ウ 家具類転倒・落下・移動防止対策を推進

- 区は、住民の安全確保のため、家具転倒・落下・移動防止器具用品のあっせんを行う。
- 区は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 区は、高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付けなどの支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るように努める。
- 各消防署は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
 - ◆家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施
 - ◆防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
 - ◆関係機関、関係団体等と連携した周知
 - ◆映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

(4) 文化財施設の安全対策

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
所有者・管理者 (区管理又は所有含む)	○定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○文化財防災点検表を作成

②取組

- 文化財防災点検表の点検内容(主要項目)は以下のとおりである。

ア 文化財周辺の整備・点検

- 文化財の定期的な見回り・点検
- 文化財周辺環境の整理・整頓

イ 防災体制の整備

- 防災計画の作成
- 巡視規則や要項の作成等

ウ 防災知識の啓発

- 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け

エ 防災訓練の実施

オ 防災設備の整備と点検

- 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

カ 緊急時の体制整備

- 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

(5) 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
社会公共施設の管理者	○所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保

②取組

- 所管する区立施設の各施設管理者に対し応急危険度判定の意義を周知する。
- 区は、所管する区立施設のうち社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を配備する。また、所管する区立施設について応急危険度判定の実施体制を整備する。

3 液状化、長周期地震動対策の強化

(1) 液状化対策の強化

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○公共建築物に対する液状化対策 ○液状化のおそれのある地域において、建築物の設計者等に対し的確な対策を講じるよう促す。

都水道局	○都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施
都下水道局	○液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施

②取組

ア 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

- 区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- 区は、液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。

イ インフラ施設等の液状化対策

- 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。
- 都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

(2) 長周期地震動対策の強化

③対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進
各消防署	○長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止対策等の重要性を広く区民や事業者へ周知

④取組

《区及び各消防署》

- 長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして、関係機関と協力し、長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し、長周期地震動やとるべき防災行動の理解促進、長周期地震動階級の周知、利活用方法の検証等を行う。
- 長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く区民や事業者へ周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

4 出火、延焼等の防止

(1) 消防水利の整備、防火安全対策

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○消防水利の整備 ○消防活動路の確保
各消防署	○消防水利の整備 ○消防活動路の確保 ○消火活動が困難な地域への対策 ○火気使用設備・器具の安全化 ○電気設備等の安全化 ○その他出火防止のための査察・指導

②取組

ア 出火等の防止

《各消防署》

- 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。
- その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

イ 初期消火体制の強化

《各消防署》

- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、都民及び事業者に対する耐震措置を指導する。各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

ウ 火災の拡大防止

- 消防水利の整備について、次の項目を推進する。

《各消防署》

- 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。

- 木造住宅密集地域等の道路狹隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、地域防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、地域防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- 特別区においては、消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。
- 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第 27 条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- 都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。

《区》

- 公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第 27 条に基づき、原則として防火水槽を設置する。
- 民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき、防火水槽等の確保に努める。
- 区有地の売却に際しては、既存の防火水槽の存置又は代替水利の確保に努める。

(2) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

①対策内容と役割分担

ア 石油等危険物施設の安全化

機関名	対策内容
各消防署	○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○石油等危険物施設の安全化

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	○液化石油ガス消費施設の安全化

ウ 火薬類保管施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	○火薬類保管施設の安全化

エ 高圧ガス取扱施設の安全化

機関名	対策内容
都環境局	○高圧ガス取扱施設の安全性確保

オ 毒物・劇物取扱施設の安全化

機関名	対策内容
区 都生活文化スポーツ局 都保健医療局 都教育庁	○毒物・劇物による危害未然防止

カ 化学物質関連施設の安全化

機関名	対策内容
区 都環境局	○化学物質取扱施設の安全性向上 ○PCB 保管事業者の明確化

キ 放射線等使用施設の安全化

○放射線等使用施設については、国(原子力規制委員会)が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI(ラジオ・アイソトープ)(※)の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。

○放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。

※RI(ラジオ・アイソトープ):放射線を出す同位元素(ウラン、ラジウム、カリウム等)のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。

②取組

ア 石油等危険物施設の安全化

《各消防署》

- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- 東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

イ 液化石油ガス消費施設の安全化

《都環境局》

○所管する液化石油ガス(LPG)販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づき、次の措置を講じるよう指導する。

- ◆学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- ◆料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置

○地震時の容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG 漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給消費設備基準」等に基づき指導する。

○災害時における LP ガス等の供給に関する協定に基づき、LP ガス等の避難所への供給に関し、東京都 LP ガス協会と相互に協力して実施する。

ウ 火薬類保管施設の安全化

○火薬類は、火薬庫への貯蔵及び火薬庫の所(占)有者による定期自主検査が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されている。火薬庫以外の場所への貯蔵が認められている少量の火薬類についても、構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。

《都環境局》

○火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。

○平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

エ 高圧ガス取扱施設の安全化

《都環境局》

○施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。

○東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について「東京都高圧ガス施設安全基準」に基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化し、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を行う。

○防災計画指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。(別冊①資料第2-3-16「高圧ガス保安法・液化石油ガス法関係対象事業者数」)

○高圧ガス施設について、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保することとした。

《都環境局》《東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所》

○都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

○高圧ガス取扱事業所等との連携を強化(防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用 MCA 無線機を配備)する。さらに業務用 MCA 無線機については、定期的に自主的な訓練を実施する。

オ 毒物・劇物取扱施設の安全化

《区》《都保健医療局》

- 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- 都保健医療局は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。

《区》《都教育庁》

- 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。

《区》《都生活文化スポーツ局》

- 私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

カ 化学物質関連施設の安全化

《区》《都環境局》

- 化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）で規定している化学物質適正管理指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

《都環境局》

- PCB の流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握している PCB 機器の使用、保管状況について、区市町村との情報共有を図っていく。

キ 放射線等使用施設の安全化

《都保健医療局》

- RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都総務局》《都保健医療局》《都産業労働局》

- RI による、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、都総務局は、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。
- 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。

(3) 危険物等の輸送の安全化

①対策内容と役割分担

- 関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機関名	対策内容
区	○法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○関係機関との連絡通報体制の確立
各消防署	○タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ○イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
各警察署	○危険物等運搬車両の通行路線の検討 ○危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ○関係機関等の連絡通報体制の確立

②取組

《区》

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。
- 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《各消防署》

- タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。
- 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《各警察署》

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 消火・救助・救急活動

○災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（第2部第2章「区民の地域の防災力向上」第5節P30参照）

（第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P134参照）

2 社会公共施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

①社会公共施設等の応急危険度判定

○地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機関名	対策内容
区	○区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施 ○避難所や一時滞在施設となる施設等において、緊急・応急的に建物の安全確認を行う必要があるが、応急危険度判定士等の専門家がすぐに点検できない場合には、建物の管理者等が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 平成27年2月 内閣府（防災担当）」等を参考に、緊急・応急的に建物の安全確認を実施
社会公共施設管理者	○所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請

②社会公共施設等の応急対策

機関名	対策内容
社会公共施設管理者	○状況に応じて必要な措置をとる。

(2) 取組

①社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

○区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

○その判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。

- 必要に応じて、「災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定」を締結した東京都建築士事務所協会豊島支部に判定実施の支援を要請する。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、区本部は他団体(他行政庁、民間団体)への協力を要請する。
- 避難所や一時滞在施設となる施設等において、緊急・応急的に建物の安全確認を行う必要があるが、応急危険度判定士等の専門家がすぐに点検できない場合には、建物の管理者等が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針 平成27年2月 内閣府(防災担当)」等を参考に、緊急・応急的に建物の安全確認を実施する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区市町村に判定実施の支援を要請する。

ウ 社会公共施設等の応急対策

(ア) 各医療機関

- 事業継続計画(BCP)等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

(イ) 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 業務継続計画(BCP)等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(ウ) 学校施設

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が、救援センターになった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(エ) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区及び都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(オ) 区立文化施設・社会教育施設等(劇場・区民集会室・区民ひろば・地域文化創造館・としま区民センター・としま産業振興プラザ・体育施設・図書館)

- 区立文化施設・社会教育施設等の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう区教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

(カ) 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

○各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

3 急傾斜地等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施

(2) 取組

○土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。

○土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

4 危険物等の応急措置による危険防止

(1) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

①石油等危険物施設の応急措置

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
各消防署	○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○必要に応じて、応急措置命令等を実施
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

イ 取組

《各消防署》

○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- ◆危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ◆混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ◆災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

《区》

○事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ◆住民に対する避難指示等
- ◆住民の避難誘導
- ◆救援センターの開設、避難住民の保護
- ◆情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

○発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

②火薬類保管施設の応急措置

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

イ 取組

《区》

○事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ◆住民に対する避難指示等
- ◆住民の避難誘導
- ◆救援センターの開設、避難住民の保護
- ◆情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》

○発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

③高圧ガス取扱施設の応急処置

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
各消防署	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施
各警察署	○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報

	○区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

イ 取組

《区》

○事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ◆住民に対する避難指示等
- ◆住民の避難誘導
- ◆救援センターの開設、避難住民の保護
- ◆情報提供、関係機関との連絡

《各消防署》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P153 の震災消防活動により対処する。

《各警察署》

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区市町村長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《事業者等》

- 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

④毒物・劇物取扱施設の応急措置

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○貯蔵設備外への毒物劇物の流出・漏洩事故の報告を受ける ○毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○災害情報の収集、伝達 ○必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
都下水道局	○下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○災害情報の収集、伝達

各消防署	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施
各警察署	○毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

イ 取組

《区》

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の容器の破損、流出漏洩が発生していないか、貯蔵施設の固定が確保されているか確認するよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
- 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - ◆住民に対する避難指示等
 - ◆住民の避難誘導
 - ◆救援センターの開設、避難住民の保護
 - ◆情報提供、関係機関との連絡

《都下水道局》

- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。
- 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

《各警察署》

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区市町村長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区市町村長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《各消防署》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区市町村への通報
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第 2 部第 5 章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P153 の震災消防活動により対処する。

《事業者等》

○発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

⑤化学物質関連施設の応急措置

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要に応じ、事業者に応急措置を指示
都環境局	○化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○PCB 対策 区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
事業者等	○危険が想定される場合等は区市町村等関係機関に連絡、応急措置を実施

イ 取組

《区》

(7) 化学物質対策

○適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

(1) PCB 対策

○PCB 保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及び PCB 汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

⑥放射線等使用施設の応急措置

ア 対策内容と役割分担

- 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 36 年法律第 167 号)に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。

機関名	対策内容
区	○関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
各消防署	○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請

	○事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都保健医療局	○RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

イ 取組

《区》

○関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ◆施設周辺における放射線測定の実施
- ◆住民に対する避難指示等
- ◆住民の避難誘導
- ◆救援センターの開設、避難住民の保護
- ◆情報提供、関係機関との連絡

《各消防署》

○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。

- ◆施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- ◆事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施

《都保健医療局》

○RI 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とする RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

(2) 危険物輸送車両等の応急対策

⑦危険物輸送車両等の応急対策

ア 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
各警察署	○事故の状況把握及び都民等に対する広報施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
各消防署	○関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○災害応急対策の実施

イ 取組

《区》

○事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ◆住民に対する避難指示等
- ◆住民の避難誘導
- ◆救援センターの開設、避難住民の保護
- ◆情報提供、関係機関との連絡

《各警察署》

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《各消防署》

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策は、第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」P153 の震災消防活動により対処する。

(3) 核燃料物質輸送車両の応急対策

機関名	対策内容
区	○関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ◆住民に対する避難指示等 ◆住民の避難誘導 ◆救援センターの開設、避難住民の保護 ◆情報提供、関係機関との連絡
各警察署	○事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 ○施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
各消防署	○事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(4) 危険動物の逸走時対策

①対策内容と役割分担

- 住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対策内容
区	○事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ◆住民に対する避難指示等 ◆住民の避難誘導 ◆一時収容場所の確保・保護(飼い主不明の場合は東京都動物愛護センターへと移送依頼)

	◆情報提供、関係機関との連絡
各警察署	○情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
各消防署	○情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

(1) 河川施設等の復旧

○河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するため、速やかに施設の復旧に努める。

(2) 社会公共施設等の復旧

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 各施設管理者	○施設の被害状況を調査し、復旧を実施

②取組

ア 学校施設

○区立学校施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

イ 文化財施設

○被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会、都市町村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

ウ 区立文化施設・社会教育施設等(劇場・区民集会室・区民ひろば・地域文化創造館・としま区民センター・としま産業振興プラザ・体育施設・図書館)

○区は、災害後直ちに区立文化施設・社会教育施設等の被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

○当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

(3) 二次的な土砂災害防止対策

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区・都	○土砂災害防止対策の実施

②取組

○区及び都は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

- 都は、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定緊急輸送道路として告示(平成 23 年 6月)するとともに、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や連続立体交差事業など道路ネットワークの構築を推進している。
- 区は、災害時の交通ネットワークの分断を防ぐため、法定点検の確実な実施による現状把握、橋梁の長寿命計画に基づく架替え及び補修並びに橋梁の耐震補強化を進めている。また、発災直後の交通を確保するため、緊急輸送道路の沿道建築物所有者に対し、耐震化支援制度を周知すると共に、法律に基づく指導等を行うことで沿道建築物の耐震化を推進している。
- 各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたが、今後とも施設等の改良整備を推進、退避経路や一時滞在施設等の駅利用者の安全に資する施設の確保に努めて、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

2 ライフライン等の確保

- ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。

3 エネルギーの確保

- 区は、非常用発電に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結している。

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
電力(停電率)	6.5%	5.6%
通信(不通率)	1.6%	1.9%
上水道(断水率)	21.6%	21.6%
下水道(管きよ被害率)	3.4%	3.1%
ガス(供給停止率)	0.0%	0.0%

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

- 区内の都市計画道路の完成率は 67.6%であり、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。また緊急輸送道路沿道の建物の倒壊により道路が封鎖する可能性もある。

- 歩道橋や橋梁はひとたび落下すると道路の通行不能だけでなく、橋梁がまたぐ道路・河川・鉄道等への影響が大きいため、豊島区橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋梁の健全かつ安全な維持管理を行っていく必要がある。
- 鉄道施設の対策は、鉄道耐震に係る省令等に基づき耐震対策を促進していく必要がある。

2 ライフラインの確保に向けた課題

- 水道については、大規模地震が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するために、効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要がある。また、耐震化の取組を進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。
- また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組とともに水再生センター・ポンプ所等の耐震化を更に強化していく必要がある。
- 電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、バックアップ機能の強化など、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要がある。

3 エネルギー確保に向けた課題

- エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。
- また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組を推進するとともに、国や石油関係団体との連携を強化する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

- 道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。
- 区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道の安全確保と早期復旧に向け、鉄道施設の耐震性の向上を図る。

2 ライフライン等の確保

- 水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

- 自立・分散型電源の導入促進により、発災後も都市の機能を維持する。

第4節 到達目標

1 交通関連施設の安全確保

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を令和7年度までに 100%完了する。また、特定緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を推進する。
- 地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する、特定緊急輸送道路について、都が掲げる目標(令和7年度末までに総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消を目指す)達成のために、重点的に耐震化を推進し、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。

2 ライフライン等の確保

- 都では、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和 10 年度までに解消する。
- 下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害拠点病院からの排水を受け、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを、都が、平成 25 年度までに完了した。現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大して耐震化を推進するとともに、水再生センター・ポンプ所等の耐震化についても引き続き推進していく。
- 更に、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組を継続する。施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備する取組を継続する。これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する供給網を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

- 都は、上下水道や物流拠点(ふ頭、市場等)など都市機能を維持するために不可欠な重要施設への自立・分散型電源導入や機能維持に必要な燃料供給及び連携体制等を確立する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

①道路・橋梁の安全確保等

ア 道路・橋梁の現状

一般道路(国道・都道・区道)の現況(令和6年4月現在)

区分	延長(m)	面積(k㎡)
国道	4,697m	0.16k㎡
都道	16,036m	0.44k㎡
区道	282,742m	1.67k㎡

自動車専用道路の現況(令和6年1月現在)

路線名	区間	供用延長 (km)	区内供用延長 (km)	一般道路との連絡施設(出入口)	
				入口	出口
首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目 ～ 板橋区高島平六丁目	17.8km	3.0km	東池袋 北池袋	東池袋 北池袋
首都高速中央環状線	西新宿JCT ～ 板橋JCT	6.7km	1.7km	西池袋 高松	西池袋

橋梁の現況(令和6年4月現在)

管理者区分	国道橋	都道橋	区道橋
数	4	8	10

イ 各機関の役割

○道路及び橋梁は、震災時に避難道路や救援物資等の輸送路となる等、防災上の重要な役割を有している。被災時に
おける円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋梁の安全確保を積極的に推進する。

機関名	対策内容
区	○区道の安全対策

各警察署	○震災時の交通情報収集方策の検討 ○ITS を活用した震災時の交通情報発信の検討
関東地方整備局	○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○首都近隣区域において防災資機材備蓄基地を計画的に整備 ○首都圏三環状道路(外環、圏央道)等の高速道路網を早期に完成
都建設局	○外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○重点整備エリア等の無電柱化を推進 ○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 ○都県境(千葉県)の橋梁整備に向けた取組を推進 ○分かりやすい標識整備等
首都高速道路	○道路、橋梁等について、耐震化等の取組を推進

ウ 緊急通行車両等の確認

機関名	対策内容
各警察署	○緊急通行車両等の確認

(2) 取組

①道路・橋梁の安全確保等

《区》

ア 区道の整備

○救援消防活動に有効な地区レベルでの道路の整備を進め、地区道路網を形成する。また、延焼遮断帯としての機能を持つ道路及び避難道路に指定されている道路について、重点的に整備する。

イ 路面下空洞調査

○道路陥没等を未然に防止するため路面下空洞調査を実施し、調査の結果空洞等の異常が発見された場合、補修等を実施する。

ウ 橋梁の調査・点検・補修

○橋梁の耐震対策として平成 23 年度に長寿命化計画を策定し(令和 4 年度改定)、5 年毎に全ての橋梁で健全度調査を実施している。今後、この計画及び調査結果により補修等を実施する。

エ 擁壁の調査・点検・補修

○区が管理する道路の擁壁について調査・点検を令和 6 年度に実施した。今後も、継続的に調査・点検を実施する。

オ 道路付属物の調査・点検・補修

○区道等に設置されている街路灯・カーブミラー等の道路付属物について、災害時を含めた安全確保のため定期的に調査・点検を実施し、破損等が発見された場合は適宜補修していく。

カ 道路の無電柱化整備

○主要な区道では、電線類を地下埋設して電柱等を撤去し、都市の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進める。

キ 狭あい道路整備の促進

○防災上、その有効性が期待されることから、建築基準法で定める4mの道路幅員を確保するために、建築物を建築する際に後退用地を道路状に整備し、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

《各警察署》

○震災発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用など、交通情報の収集方法の多様化等により、震災発生時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。

○震災発生時の緊急交通路(※3)等の確保や都心方向への流入抑止を図るため、ITS 技術を活用し、タイムリーな規制情報等を発信できるよう検討する。

《都建設局》

○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。

○協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資器材の確保に努める。

《首都高速道路》

○道路・橋梁等について、耐震化の取組を推進するとともに、災害に関する取組を周知する。

《都建設局》《関東地方整備局》《各消防署》

○共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効で、道路の陥没など大きな被害を避ける効果もあり、事業の促進や適切な維持を図る。

○共同溝への対応について、関係機関は以下のとおり対応する。

機関名	対策内容
都建設局	○経年変化により安全性が低下した共同溝については、適切に補修 ○大規模な埋設物工事などが発生する箇所については、他の施設の整備計画を踏まえ、共同溝整備を検討・調整
関東地方整備局	○地震に対する安全性向上を図るため、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進
各消防署	○一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付け、情報を把握 ○非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求める。

ク 緊急通行車両等の確認

《各警察署》

- 各警察署は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、審査を行う。
- 緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、標章と緊急通行車両確認証明書を申請者に交付する。

2 鉄道施設

- 鉄道は、多くの乗客を輸送する機能を持つことから、いったん地震等により甚大な被害を受けると、多くの人命にかかわる大事故につながるおそれがある。各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保を図るものとする。

(1) 対策内容と役割分担

①鉄道施設の現状

鉄道施設(平成31年4月1日現在)

機関名	路線延長 (m)	内訳					
		平地区間	高架区間	盛土区間	切土区間	橋梁区間	地下区間
都交通局	1,873	—	—	—	—	—	1,873
東日本旅客鉄道 (東京支社)	24,000	11,816	—	6,092	6,092	—	—
東武鉄道	1,863	1,859	—	—	—	4	—
西武鉄道	3,592	3,200	—	196	—	196	—
東京地下鉄	11,977	—	—	—	—	—	11,977

②各機関の役割

機関名	対策内容
都交通局 各鉄道事業者	○鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 ○内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ○気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止 ○エレベーターの安全対策の推進
各消防署	○東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

(2) 取組

《都交通局》

○都営地下鉄については、これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。現在は、東日本大震災を踏まえ、施設の安全性をより一層高めるとともに、早期の運行再開を図るための更なる耐震対策を実施している。合わせてエレベーターの安全対策を推進する。また、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

《都交通局》《各鉄道事業者》

○国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保している。

《各消防署》

○震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《各鉄道事業者》

○鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

【施設の耐震性】

機関名	耐震性
都交通局	○都営地下鉄は、これまでに、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。
JR東日本	○高架総合、地下構造 ●耐震設計の計算法は震度法を採用している。 ●主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階の震度6相当の地震まで耐え得るように考慮してある。
東武鉄道 西武鉄道	○各施設は十分耐震性を考慮して設計されているが、老朽化による耐震性の低下を考慮し、必要に応じ改良工事を実施している。
東京地下鉄	○施設の耐震性 ●地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮して設計、施工している。 ●阪神・淡路大震災相当の地震でも耐えられるよう耐震補強工事は完了している。 ○建築施設等の耐震性 ●地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、建造している。

【事業計画】

機関名	事業計画

都交通局	○鉄道構造物 ◆「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえ、施設の安全性をさらに高め、運行の早期再開を図る観点から、高架部の橋脚や地下駅の中柱について、耐震補強を進める。 ○建築物 ◆「東京都耐震改修促進計画」(平成 28 年 3 月 都市整備局)に基づき、都交通局が所有する建築物の耐震化を行っている。						
JR東日本	○耐震列車防護装置の整備(新幹線を除く) ○地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第一要件と考えられるので、耐震列車防護整備計画を推進している。 <table border="1"> <tr> <th>対象線区</th><th>列車防護方式</th></tr> <tr> <td>ATC区間</td><td> ○ATC絶対停止信号の現示 ○無線による地震情報の伝達 </td></tr> <tr> <td>その他線区</td><td> ○感震器と連動させて地震警報の伝達 ○無線による緊急停止信号を発信、地震情報の伝達 ○要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示 </td></tr> </table> ○建造物の耐震性の強化 ◆地震警報装置等による防護措置及び巡回検査等により安全の確保に努めているが、抜本的対策としては、従来から実施してきた防災工事に耐震上の考慮を加味した線区防災強化を推進し、要注意構造物の解消を計る必要がある。そのため、昭和 48 年度から要注意構造物の補強取替を実施している。 ○乗務員、指令間の情報連絡設備の整備 ◆列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の再運転開始の指示、列車の被災状況の報告等を的確、迅速に行うため、乗務員、指令間の無線による情報連絡設備を推進する。	対象線区	列車防護方式	ATC区間	○ATC絶対停止信号の現示 ○無線による地震情報の伝達	その他線区	○感震器と連動させて地震警報の伝達 ○無線による緊急停止信号を発信、地震情報の伝達 ○要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示
対象線区	列車防護方式						
ATC区間	○ATC絶対停止信号の現示 ○無線による地震情報の伝達						
その他線区	○感震器と連動させて地震警報の伝達 ○無線による緊急停止信号を発信、地震情報の伝達 ○要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示						
東武鉄道	○建造物については、設計上の耐震性は十分と考えられるが、老朽化のための補強、補修を必要とする施設が現われてきているので、引続き毎年調査を行い、必要に応じて取替補強、補修を実施している。						
西武鉄道	○駅舎 ◆年1回の定期検査により点検を実施する。建物の位置・構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震上の安全を確保する。 ○その他の構造物 ◆旅客輸送の安全確保を図るため、諸構造物の耐震性を調査し、補強工事を施工したが、周辺状況の変化及び老朽化による耐震性の低下を考慮し必要に応じ次の調査、改良工事を実施する。 ◆構造物の現況調査 ◆橋梁の補強工事 ◆構造物補強工事 ◆法面防護工事						

東京地下鉄	○地下鉄の防災設備については、現行の法規並びに関係官庁の指導事項に基づき、また、地下鉄の特性を配慮して、施設の不燃化、通報設備、避難誘導設備、排煙設備、消防設備等の防災設備を進めている。

3 河川

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○土のう等、水防資器材の備蓄
都建設局	○河川施設を整備 ○土のう等、水防資器材の備蓄

(2) 取組

《区》

- 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

《都建設局》

- 水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 水防活動に直ちに対応できるよう、車両等を適切に維持し、輸送経路等を確認しておく。
- 建設事務所は、応援資機材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。

4 水道

- 都は、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

(1) 対策内容と役割分担

①水道施設の現状

■配水管の現況(令和4年度末時点)

配水本管(口径 400mm以上)		配水小管(口径75～350mm)		合計
鋳鉄	鋼管	鋳鉄	鋼管	
42,423m	3,138m	430,755m	1,729m	478,044m

②各機関の役割

機関名	対策内容
都水道局	○水道施設の耐震化の推進 ○管路の効果的な耐震継手化の推進 ○バックアップ機能の強化 ○自家用発電設備の新設・増強

(2) 取組

- 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和 10 年度までに解消する。
- 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。
震災時における材料の調達、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う(局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している)。
- 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行った。
- 都水道局施設内に存在するブロック塀や劣化したブロック塀等について、現行法規に適合するよう安全対策を施工済み(令和2年度完了)。

5 下水道

- 都は、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進するとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

(1) 対策内容と役割分担

①下水道施設の現状

- 普及人口 284,921 人、管きょ延長 397,656m、普及率 100%である(平成 30 年度末)

②各機関の役割

機関名	対策内容

都下水道局	○下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて、対象を拡大し、対策を推進 ○マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 ○水再生センター・ポンプ所等の耐震化を推進 ○停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ネットワーク化の推進 ○大都市間の相互応援体制の構築 ○区市町村と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○災害復旧用資機材の整備

(2) 取組

- 避難所や災害復旧拠点などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。
- 震災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。
- 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、対策を推進している。
- 水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能(揚水、沈殿及び消毒機能)に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。
- 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。
- 太陽光発電設備の導入拡大や老朽化 NaS 電池の再構築を進めるとともに、灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。
- 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。
- 発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保していく。
- 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。
- 区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区市町村が収集・運搬するし尿の受入体制について拡充していく。
- 区部の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」等に基づく大都市間の相互応援体制の構築を図る。
- 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及び・ポンプ所等に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。

6 電気・ガス・通信等

- 都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入や LP ガスの活用等必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○救援センター等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置 ○燃料の安定調達
各警察署	○信号機の滅灯対策
各消防署	○東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導
東京電力	○「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施
東京ガスグループ	○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給
NTT東日本	○震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 ○非常用電源の長時間化 ○通信網の多ルート・中継拠点分散化
各通信事業者	○人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組む

(2) 取組

《区》

- 区は、区本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。
- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。
このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備し、一層の充実を図るとともに、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。

《各警察署》

- 停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

《各消防署》

- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《東京電力》

- 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

【設備別基準】

設備名	電気施設関連の耐震設計基準

変電		○機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計している。
送電	架空線	○電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
	地中線	○終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。また、洞道は、「トンネル標準示方書(土木学会)」等に基づき設計を行っている。
配電		○電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
通信		○電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行っている。

- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

＜東京ガスグループ＞

○製造所・整圧所設備

- ◆重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- ◆防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

○供給設備

- ◆導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。全ての地区ガバナーに SI センサーを設置し、揺れの大きさ(SI 値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ◆この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

【施設別安全化対策】

施設名	安全対策
製造施設	○施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○緊急遮断弁、防火設備、LNG 用防波堤の設置、保安用電力の確保等の設備を行い、二次災害を防止
供給施設	○新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散等緊急対応設備を整備
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備

施設名	安全対策
	○可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	○地震センサーの設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 ○安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

《各通信事業者》

○電気通信設備及び附帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

【施設の安全化対策】

事項名	安全化対策
電気通信設備	○次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施 ◆豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 ◆暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施 ◆地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施
電気通信システム	○災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 ◆主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 ◆主要な中継交換機を分散設置 ◆大都市において、とう道(共同溝を含む。)網を構築 ◆通信ケーブルの地中化を推進 ◆主要な電気通信設備について、必要な予備電源(移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等)を確保 ◆重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進

《NTT東日本》

- 区市町村が指定した避難所(小中学校、公民館等)のうち各区市町村から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。
- 地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

《各通信事業者》

- 都庁、区市町村役場等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。
- 避難者や帰宅困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

- 第一次・第二次交通規制の実施、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。
- 道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

①道路交通規制等

機関名	対策内容
各警察署	○発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 ○その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施 ○緊急通行車両等の確認
各消防署	○緊急通行車両(所管関係車両)等の確認

②緊急道路障害物除去

機関名	対策内容
区 都建設局 関東地方整備局 各警察署 首都高速道路	○震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○道路上の障害物の除去等を実施

③その他応急処置

機関名	対策内容
都建設局 関東地方整備局 首都高速道路	○発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる。 ○パトロール等を兼ねた広報を実施 ○被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
各警察署	○発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○パトロール等を兼ねた広報を実施

(2) 業務手順

【道路交通規制】



(3) 取組

①道路交通規制等

《各警察署》

○被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

ア 第一次交通規制(災害発生直後)

○環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

○環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

○緊急自動車専用路指定予定路線(※1)を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する(※2)。

※1 緊急自動車専用路指定予定路線

国道4号ほか(日光街道ほか)	国道17号ほか(白山通りほか)
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山通りほか)
都道8号ほか(目白通り)	都道405号ほか(外堀通りほか)
都道8号(新目白通り)	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

※2 自転車・路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

イ 第二次交通規制

○前記緊急自動車専用路指定予定路線(※1)を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する

※1 緊急交通路指定予定路線

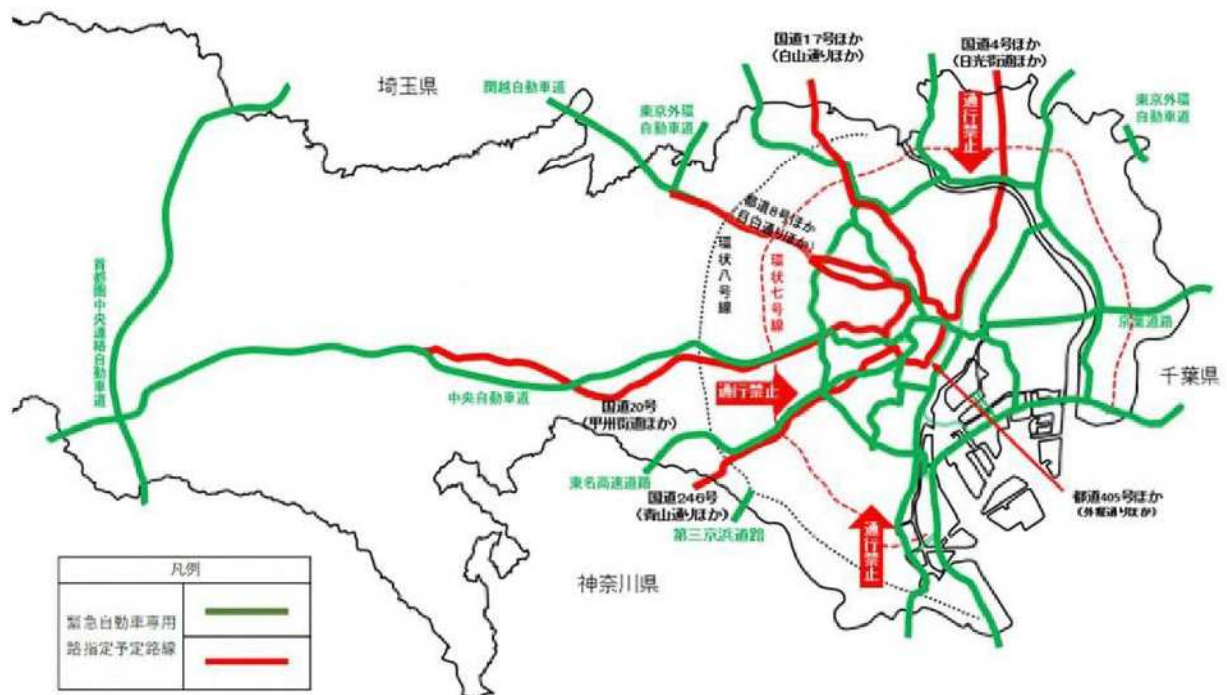
国道1号(永代通り)	国道6号(水戸街道ほか)	国道14号(京葉道路)	国道15号(第一京浜ほか)
国道1号(第二京浜ほか)	国道122号(北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号(湾岸道路)
国道17号 (新大宮バイパス)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか)	都道312号(目黒通り)
		都道7号(睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号(東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号(旧青梅街道)
	国道16号(東京環状)		
	国道16号 (大和バイパスほか)		

国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号(東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号ほか (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか(川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号(町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号(三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号(北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号(甲州街道)	

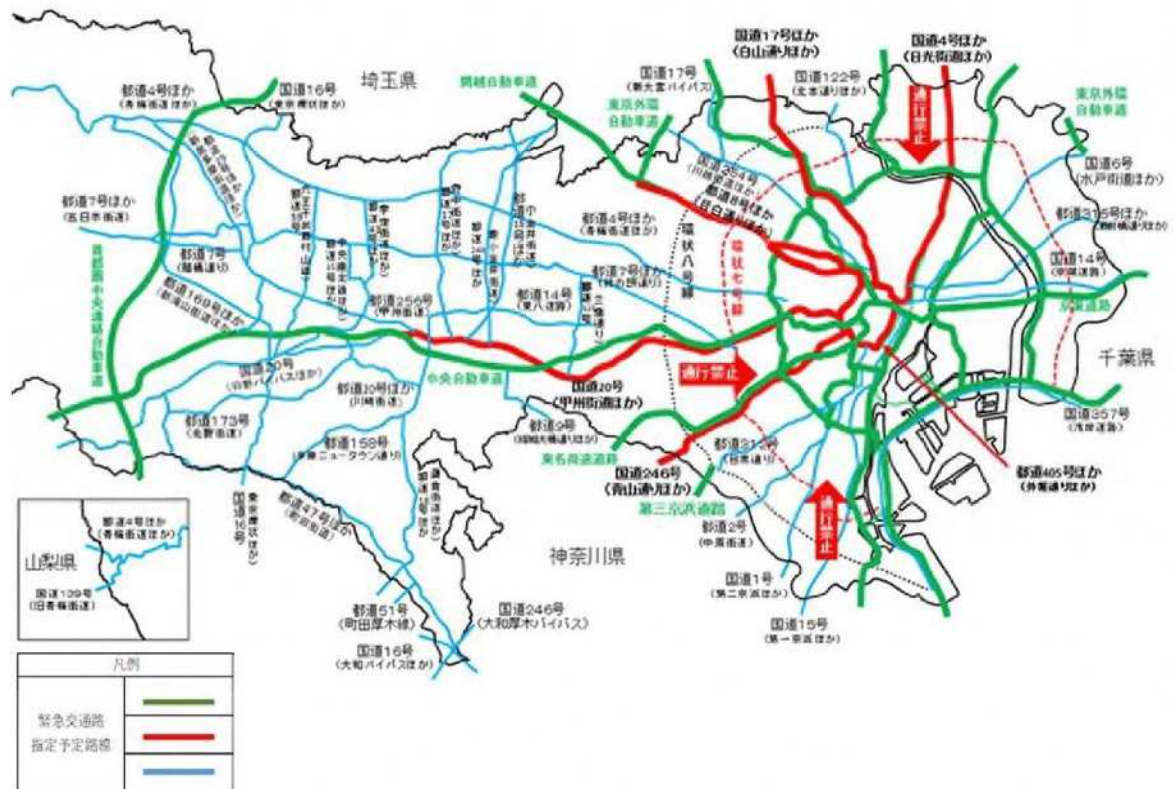
※2 自転車、路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【第一次交通規制図】



【第二次交通規制図】



ウ 緊急通行車両等の確認

- 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

エ 緊急通行車両等の種類

- 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

オ 広域応援の車両

○ライフライン復旧などの広域応援の車両については、災害発生前において、当該車両の本拠の位置を管轄する警察署に対し、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

カ 規制除外車両

○民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

キ 緊急交通路等の実態把握

○緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

ク 交通規制の実行性を確保する手段・手法

○主要交差点への規制要員の配置

◆緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

○広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用

◆道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊（交通部隊）の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

○警備員、ボランティア等の協力の受入れ

◆規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

○装備資器（機）材等の効果的な活用

◆交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

○交通管制システム等の効果的な運用

◆交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

ケ 広報活動

○現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

○東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を区民に対して、以下のとおり周知する。

- ◆報道機関への広報要請として、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。
- ◆運転者等に対する広報として、以下の「運転手のとるべき措置」を周知する。

【運転者のとるべき措置】

1. 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
2. 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
3. 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。

- ① 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し(渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。)、エンジンを止める。
 - ② カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。
 - ④ カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
4. やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
- ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ② エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておく。
 - ③ 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - ④ 貴重品を車内に残さない。

コ 緊急物資輸送路線の指定

《都本部》

○避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。

サ 緊急道路障害物除去路線等の選定

《都本部》

○災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。

- ◆緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ◆緊急輸送ネットワークの路線(緊急輸送道路)
- ◆避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- ◆上記は、原則として、幅員 15m 以上の道路の路線

《区》

○東京都選定路線に連結した道路のうち、備蓄倉庫・救援センター・救急病院等を結ぶ路線上記の選定基準に適合した道路70路線、26.5kmを選定している。

シ 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置等

《首都高速道路》

○災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力するものとする。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずるものとする。

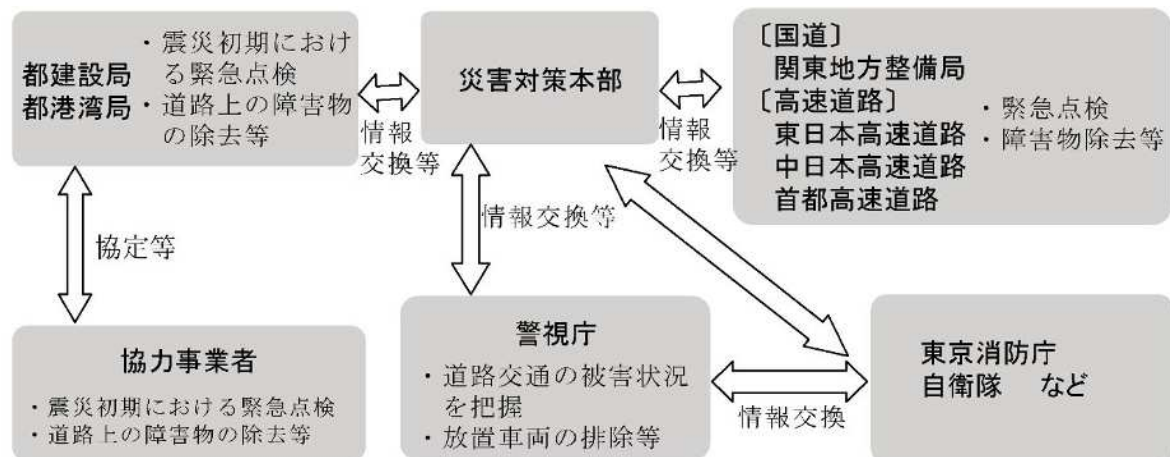
○都本部は、窓口会社(中日本高速道路)に対し、災害救助等に使用する車両に対する高速道路無料措置の実施を要請する。

○災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両について災害ボランティア車両高速道路通行証明の申請があったときは、会社は証明書を発行する。

《都総務局》《区》

○自治体が災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。

②緊急道路障害物除去



《道路管理者》

○道路管理者は災害対策基本法第 76 条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、都の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずる。

《都総務局》

○被害の規模や状況によっては、都知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。
○都知事は区市町村に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

《都建設局》

○震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
○「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
○障害物除去用資機材の充実として、協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。

《警視庁》

○道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
○緊急交通路等の確保のため、各警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

《関東地方整備局》

○震災後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
○直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。
○障害物除去用資機材の整備として、発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

＜首都高速道路＞

- 震災後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。
- 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。
- 緊急道路障害物除去等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。（別冊①資料第2-4-13「緊急道路障害物除去路線等の作業分担」）
- 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- 作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- 障害物除去用資機材の整備として、平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

③その他応急措置

＜都建設局＞

- 都道や緊急障害物除去路線に指定された区市町村道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して緊急点検を行う。
- 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。
- 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

＜関東地方整備局＞

- 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。
 - 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要に応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。
- ＜東日本高速道路＞＜中日本高速道路＞
- 大地震が発生したときは、高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
 - 大震災が発生した場合には、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常体制を確保し、直ちに災害応急活動に入る。
 - 地震発生後、次の基準に従って、警察当局と協力して通行禁止規制を行い、ラジオ、情報板、看板、会社のパトローラー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。（第2部第7章「情報通信の確保」P401 参照）

【第三京浜(東京都内)】

計測震度(震度階級)	通行規制の内容
計測震度4.0 未満	なし
計測震度4.0 以上4.5 未満	速度規制
計測震度4.5 以上(震度5弱以上)	通行止

【京葉道路・中央道・圏央道・八王子BP・外環道・関越道(東京都内)】

計測震度(震度階級)	通行規制の内容
計測震度4.0 未満	なし

計測震度4.0 以上5.0 未満	速度規制
計測震度5.0 以上(震度5強以上)	通行止

《首都高速道路》

- 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都交通局 各鉄道事業者	○災害対策本部等の設置 ○災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 ○徐行等の運転規制の実施 ○乗客の避難誘導の実施 ○負傷者救護の優先的実施

(2) 業務の流れと取組

- 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページや SNS 等による情報提供を行う。
- 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

①災害時の活動態勢

- 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

②発災時の初動措置

- 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。各鉄道事業者の初動措置は次のとおりである。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
都交通局	震度4 25km以下の徐行運転（日暮里・舎人ライナーは20km以下の徐行運転） 震度5弱以上 運転中止	強い地震を感知し、運転継続が危険と認めた場合、あるいは、総合指令から指示があった場合には、直ちに安全な箇所では、直ちに安全な箇所で停止する。異常が認められない場合は、総合指令の指示により、前途支障の有無に注意し、5km以下の徐行運転により、次駅まで走行する。駅に停車中の場合は、出発を見合わせ、駅長の指示に従う。	車内放送により、乗客の動揺防止及び車外脱出の防止を行い、安全確保に努めるとともに、負傷者の有無を確認する。	地震による運転規制が実施された場合には、関係各所（駅、保守区等）は、あらかじめ指定した箇所を点検し、速やかに総合指令に点検結果を報告する。
JR東日本	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令室と連絡を取り、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。
東武鉄道	震度4 全列車一旦停止後、25km以下の注意運転 震度5以上 全列車一旦停止、安全確認まで運転見合せ（※震度5弱の場合は、全列車一旦停止、駅間に停車した列車は安全確認を行いつつ、最徐行で次駅に収容する。）	(1)速やかに安全な箇所に停止し異常の有無を確認する。 (2)異常が認められないときは、25km以下で注意運転を行う。 (3)次駅駅長に異常の有無を通告する。	(1)車内放送等により乗客の不安除去に努め、混乱防止を図る。 (2)車内に負傷者が発生した場合は、駅長の協力を得るなどして救出救護等臨機の処置をとる。	(1)運転指令は、震度や被害及び列車運行の把握に努め適切な指令を行う。 (2)電気指令は、必要により送電中止等適切な処置をする。 (3)駅長は運転を見合せ運転指令に報告し、構内を点検する。 (4)工務電気関係管理所長は、要注箇所の点検を行う。なお震度5以上と認めたときは、至急巡回点検を行う。
西武鉄道	震度4 一旦停止後、毎時55km以下の注意運転異常のないのを確認後、平常運転に復す 震度5弱 一旦停止後、毎時25km以下の注意運転異常のないのを確認後、平常運転に復す	(1)列車の運転が危険と判断した場合又は停止指令があった場合列車を停止する。 (2)安全な位置に停止し、パンタグラフを降下し転動防止処置をとる。 (3)列車が駅に到着したときは、その区間の状況を運転司令長に報告する。		(1)駅長は、構内を巡視し異常の有無を運転司令に報告する。 (2)電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとる。 (3)運転司令長は、震度5強の場合、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、毎時15km以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令することができる。

	震度5強以上 全列車停止、全線の点検 が終了するまで運転中 止			
東京地下鉄	「地震警報装置による運 転規制」 震度4以上 全列車緊急停止 「エリア地震計情報装置 による運転規制」 震度3以下 注意運転 震度4 25km/h 以下の注意運 転 震度5弱以上 運転見合せ	(1)列車を緊急停止させ た後、状況を総合指令所 に報告し、指示を受け る。 (2)停止した箇所が橋り ょう、築堤上等であって 危険のおそれがあるとき は、進路の安全を確かめ 列車を移動させる。 この場合、総合指令所に 状況を報告し、指示を受 ける。	車内放送により、状況を 旅客に説明し、動揺防止 及び車外脱出の防止に 努める。	(1)被害状況の把握 (2)施設・設備の点検 震度5弱以上歩行点検

③乗客の避難誘導

- 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。
- 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。
- 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

④事故発生時の救護活動

- 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
- 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

【鉄道事業者の初動措置】

機関名	内容
都交通局	○地下鉄駅係員、都電乗務員及び日暮里・舎人ライナー係員は、負傷者の救護措置を行い、旅客の生命の安全を図る。

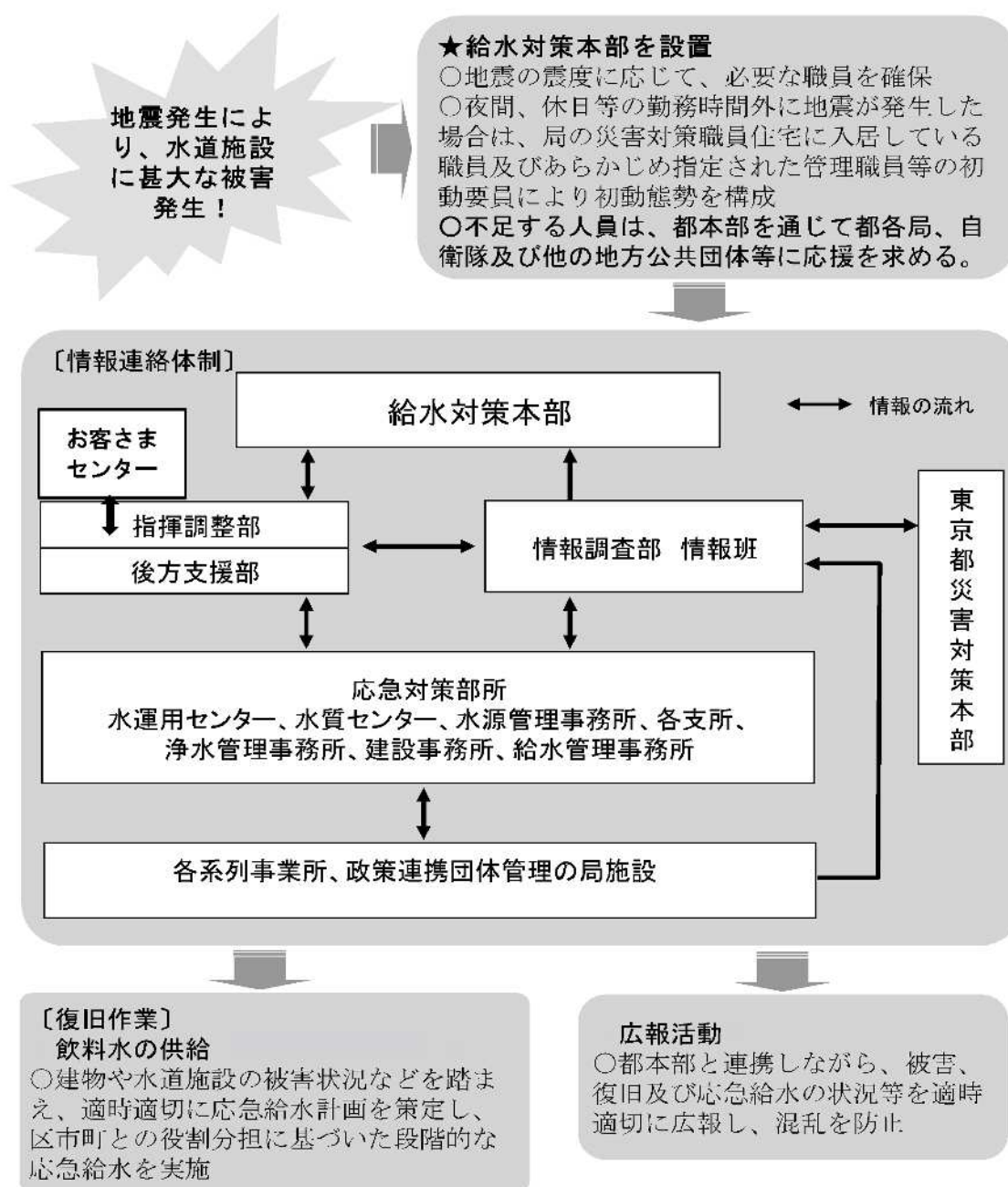
JR東日本	○旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署等への出動要請を行う。
東武鉄道	○負傷者があった場合、救出・救護等の処置を行うほか、消防署、警察署等へ救援を要請する。
西武鉄道	○災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 ◆負傷者の救出の際には、旅客(医師・看護師等)の協力を求める。 ◆付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。 ◆救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 ◆多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所を設置する。
東京地下鉄	○災害が発生した場合、社員は互いに協力し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 ◆旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 ◆旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 ◆死傷者のあるときは、救出及び応急救護に努めるとともに、119 番通報し救急隊の出動を要請する。 ◆現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷者搬送及び消防隊、救急隊の出動要請及び活動に協力する。

3 水道

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都水道局	○異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ○施設の点検・被害調査を実施 ○被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施

(2) 業務の流れと取組



①災害時の活動態勢

- 地震が発生し、都の災害対策本部が設置された場合は、直ちに、都水道局に「給水対策本部」を設置して、密接な連絡を保ちつつ、情報連絡態勢を確立して、応急対策の諸活動を組織的に推進する。
- 発災後、区内における水道施設の被害状況の確認、応急復旧及び情報連絡等の都水道局の応急対策活動は、都水道局中央支所及び豊島営業所が実施する。また、水道施設被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

②応急対応・配水調整等

- 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

- 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあつては被害の程度等の把握に努める。
- お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
- 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。
- 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

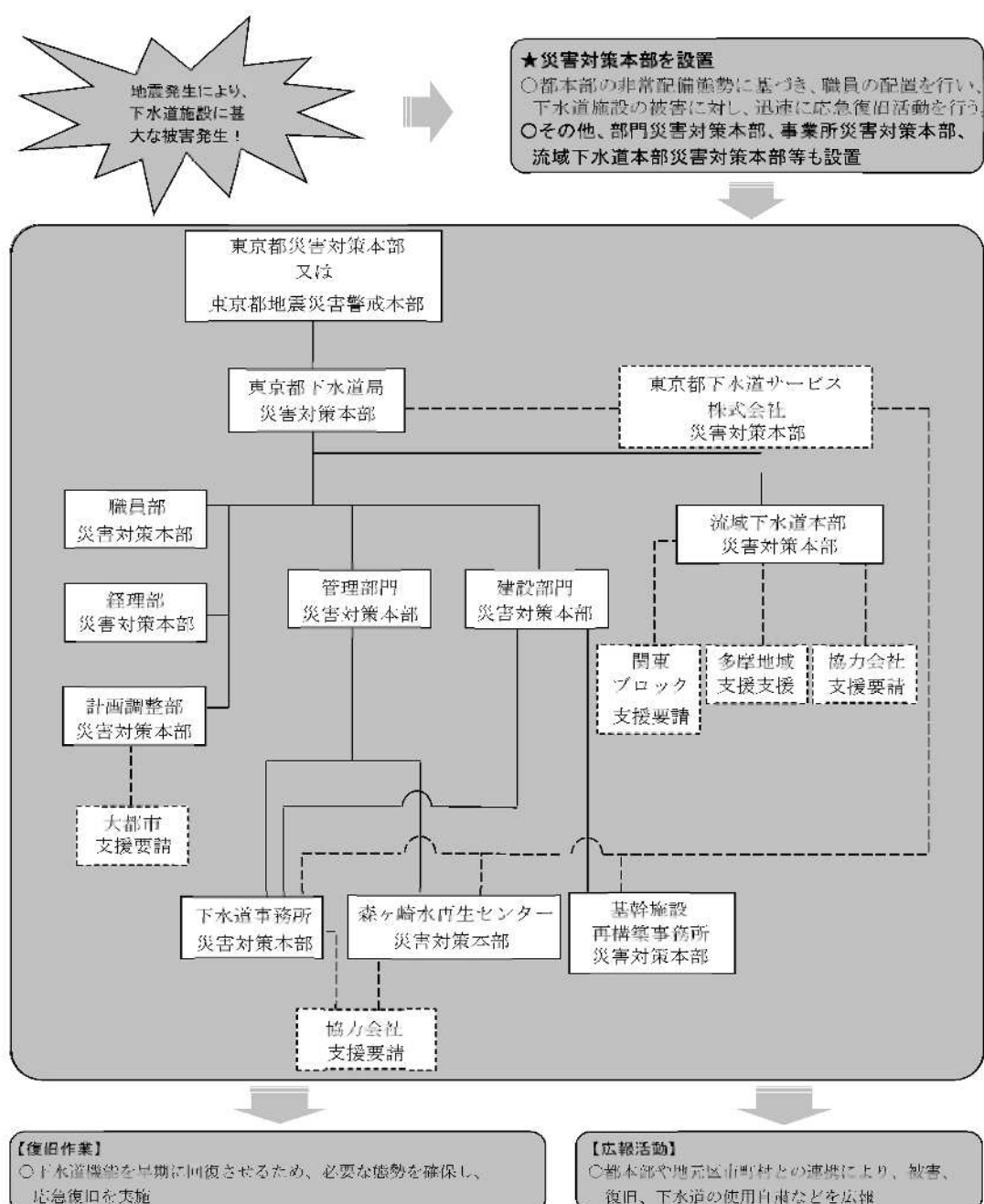
③災害時の広報

- 発災後、広域的な広報は、都本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施する。広報は、地震発生直後及び応急対策の進捗に合わせて行う。
- 区内を対象とする広報は、都水道局豊島営業所(監理団体委託営業所)が、次の方法で実施する。
 - ◆庁舎掲示板や玄関等への掲示
 - ◆拡声器付き広報車による巡回
 - ◆区への情報提供及び広報依頼(防災無線・屋外放送塔等の使用)

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都下水道局	○下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底 ○復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施 ○水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続

(2) 業務の流れと取組



(3) 取組

①災害時の活動態勢

- 局災害対策本部の非常配備態勢に基づき、都下水道局職員を配置し、指示、命令、情報連絡等通信網の確保を図るとともに、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。
- また、被害が大規模で復旧に緊急を要する場合、都下水道局は民間団体と連携して対応ができるように、応急復旧体制に関する協定を締結している。応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- 現場での作業及び指導には、北都下水道事務所〔台東区蔵前2-1-8 電話(5820)4345〕及び豊島出張所〔豊島区雑司が谷1-11-9 電話(3989)8523〕があたる。なお、被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に支援を得ることができるように、協力団体等との連絡体制整備を進める。

②応急対応

- 緊急輸送道路などを地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。
- 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油供給団体との安定供給協定により、確保に努める。
- 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

③災害時の広報

- 広域的な広報は、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。
- 北都下水道事務所の所管区域内を対象とする下水道の使用制限等の広報は、チラシの戸別配布、自治会を通じた配布、及び緊急説明会により実施する。また、防災無線、区報、広報車等による広報を区に依頼する。

5 電気・ガス・通信等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
東京電力グループ	○資材の調達・輸送 ○震災時における危険予防措置 ○応急工事 ○災害時における電力の融通

東京ガスグループ	○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給
各通信事業者	○被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○災害対策用機材、車両等の確保 ○通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 業務の流れと取組

- 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- 応急措置を実施する。

《東京電力》

- 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分による。

非常事態の区分	非常災害の情勢
第1非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合 ○電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第2非常態勢	○大規模な災害が発生した場合（大規模な災害の発生が予想される場合を含む） ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合
第3非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。
- 広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。

- 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。
- 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。
- 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 各電力会社と締結した「全国融通契約」、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、電力の緊急融通を行う。

《東京ガスグループ》

- 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。
- 被害状況に応じてあらかじめ定めた BCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。
- 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。

《NTT東日本》

区は、NTT東日本株式会社と締結した『災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定』及び関連細目協定書に基づき、災害時において帰宅困難者への情報提供・通信体制の整備、避難所等への特設公衆電話の設置・運用、情報連絡員の相互派遣、通信機器等の物資受け渡し・配備等について、相互連携体制を構築する。具体的な対応内容、役割分担、連絡体制、費用負担等は各協定書に基づき実施する。

①通報、連絡

- 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

②情報の収集、報告

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。
 - ◆気象状況、災害予報等
 - ◆電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ◆当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - ◆被災設備、回線等の復旧状況
 - ◆復旧要員の稼働状況
 - ◆その他必要な情報

③警戒措置

- 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。
 - ◆情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。
 - ◆異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。
 - ◆重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

- ◆災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。
- ◆防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。
- ◆電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じること。
- ◆その他、安全上必要な措置を講じること。

④重要通信のそ通確保

○災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- ◆応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。
- ◆通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ◆非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。
- ◆警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。
- ◆電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

⑤被災地特設公衆電話の設置

○「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努める。

⑥携帯電話の貸出し

○「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸し出しに努める。

⑦災害用伝言ダイヤル等の提供

○地震(震度 6 弱以上)や日本国内にて「津波警報」以上が発表された場合、あるいはその他災害等発生により著しく通信ふくそうが発生した(恐れ含む)場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

《各通信事業者》

○災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。

- ◆気象状況、災害予報等
- ◆電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ◆自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
- ◆当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ◆被災設備、回線等の復旧状況
- ◆復旧要員の稼働状況
- ◆その他必要な情報

○臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

《豊島ケーブルネットワーク》

①災害時の活動態勢

○第2部第1章第2節「区及び防災関係機関の役割」P29 のとおり。

②応急措置

- 仮設放送センターの災害情報集約本部内設置
- 応急復旧要員の確保

- 災害対策本部、社内情報班からの被災状況収集
- 社内システムの点検
- 伝送路の点検及び予備芯線へのスムーズな移行
- 避難場所での情報提供のためのケーブルの敷設、広報体制の構築
- 社内の予備設備の起動

第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区道上の障害物除去及び応急復旧の実施
都建設局	○道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 ○都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	○応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
首都高速道路	○災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。

(2) 取組

《区》《都建設局》《関東地方整備局》

- 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。
- 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

《首都高速道路》

- 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 災害復旧にあっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都交通局 鉄道事業者	○施設の被害状況に応じた復旧の実施

(2) 取組

《都交通局》

- 長期にわたり営業・運転の再開が困難で、大規模な復旧工事が必要と考えられる場合、局の災害対策本部で局全体の復旧活動の基本方針を策定する。その基本方針に基づき、施設の管理部が実施計画を策定し、施設の復旧を行う。
- 施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業・運転再開が可能な場合、施設の管理部が復旧の実施計画を策定し、施設の復旧を行う。

《各鉄道事業者》

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○河川管理施設に被害が生じた場合の復旧対策
都建設局	○河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合の復旧対策 ○区市町村の実施する応急措置を支援
都下水道局	○下水道管、水再生センター・ポンプ所等の排水施設の復旧対策

(2) 取組

《区》

- 地盤の低い地域等が河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して排水する。能力が不足するときは、豊島土木防災協会のポンプ、労力を雇上して応急排水を実施する。
- 水防活動と並行して管内の河川管理施設等を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。

《都建設局》

- 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

《下水道局》

- 水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター・ポンプ所等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害の状況に応じて、下水道の復旧状況等の情報提供を区民へ行う。
都水道局	○取水・導水施設の復旧対策 ○浄水・配水施設の復旧対策 ○送・配水管路、給水装置の復旧対策

(2) 取組

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害の状況に応じて、下水道の復旧状況等の情報提供を区民へ行う。
都下水道局	○下水道管の復旧対策の実施 ○水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施

(2) 取組

- 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

①下水道管等

○緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するための復旧を行う。

②水再生センター・ポンプ所等

○水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒機能の回復を図り、更に環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

○水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。

○停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油供給団体との安定供給協定により、確保に努める。

○被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。

○市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

6 電気・ガス・通信

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
東京電力	○電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガスグループ	○二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各通信事業者	○応急復旧による通信確保に取り組む

(2) 取組

《東京電力》

○災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

○各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

○主な手順は以下のとおり。

- ◆供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
- ◆電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
- ◆復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
- ◆発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ◆送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
- ◆変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ◆配電設備については、配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。
- ◆通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
- ◆停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

《東京ガスグループ》

○ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

○具体的な手順は以下のとおり。

- ◆非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ◆予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ◆復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ◆被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ◆都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ◆検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ◆宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ◆ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

○さらに、必要に応じて次の対応を行う。

- ◆社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- ◆地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ◆地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

《ガス事業者》

○ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

○LPG ガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LP ガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

《各通信事業者》

○重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。

○非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。

○被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

○応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

○被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

機関名	実施内容								
NTT東日本	○災害復旧 ◆被災後、すみやかに被害の状況を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。 ◆被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。 ○復旧の順位 <table> <tr> <th>順位</th><th>復旧する電気通信設備</th></tr> <tr> <td>1</td><td> ○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○災害状況等を報道する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。） </td></tr> <tr> <td>3</td><td>○第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr> </table>	順位	復旧する電気通信設備	1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	2	○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○災害状況等を報道する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）	3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの
順位	復旧する電気通信設備								
1	○気象機関に設置されるもの ○水防機関に設置されるもの ○消防機関に設置されるもの ○災害救助機関に設置されるもの ○警察機関に設置されるもの ○防衛機関に設置されるもの ○輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの								
2	○ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○選挙管理機関に設置されるもの ○災害状況等を報道する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）								
3	○第1順位及び第2順位に該当しないもの								

【要請及びあっせん事項一覧表】

要請内容		事項	根拠法令等
都 に 対 す る 要 請 又 は あ っ せ ん	被災者の他地域への移送要請	☐ 被災者の他地域への移送を要請する理由 ☐ 移送を必要とする被災者数 ☐ 希望する移送先 ☐ 被災者の収容に要する期間 ☐ その他必要な事項	
	都各部署への応急要請又は応急措置の実施要請	☐ 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ☐ 応援を希望する職種別人員数並びに物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ☐ 応援を必要とする期間 ☐ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ☐ 応援を必要とする活動内容（応急措置内容） ☐ その他必要な事項	災害対策基本法第68条
	指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める場合	☐ 派遣のあっせんを求める理由 ☐ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ☐ 派遣を必要とする期間 ☐ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ☐ その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条 同法施行令第16条
	日本放送協会等放送各社の放送依頼のあっせんを求める場合	☐ 放送依頼の理由 ☐ 放送事項 ☐ 希望する放送日時及び送信系統 ☐ その他必要な事項	災害対策基本法第57条
指定地方行政機関等の派遣の要請		☐ 派遣を要請する理由 ☐ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ☐ 派遣を必要とする期間 ☐ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ☐ 職員の派遣について必要な事項	災害対策基本法第29条 同法施行令第15条
協定締結自治体への応援の要請		☐ 各協定に基づき、応援の要請を行う。	各協定
他区市町村への応援の要請		☐ 都に対する応援の要請に準じて行う。	災害対策基本法第67条
民間事業者等への応援の要請		☐ 各協定に基づき、応援の要請を行う。	各協定

第5章 広域的な視点からの応急対応力強化

区職員の最も基本的な責務は、区民の生命や財産を守ることであり、災害時には、総力を挙げて災害対応業務を行うこととなる。日頃から災害対応業務の準備を行い、訓練し、備える必要がある。

第1節 現在の到達状況

1 区の初動対応

○区の地域について災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動を実施できるよう区本部を設置する。また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、区本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備している。

2 行政等の業務継続体制

- 平成24年5月に「豊島区業務継続計画」を策定し、大規模な地震の発生した場合に区政の機能維持及び早期復旧とともに、区民の生命、生活及び財産を保護するための体制を整備している。
- 平成28年4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、平成31年3月に豊島区業務継続計画【地震編】を改定し、災害時の「非常時優先業務」である応急対策業務、優先度の高い復旧・復興対策業務及び優先度の高い通常業務を確実に実施できる体制を強化した。
- 令和2年3月に「豊島区災害時受援応援計画【人的受援編】」を策定した。「豊島区業務継続計画」に定めた非常時優先業務を適切に実施するために、外部からの人的支援を適切に受け入れることが必要となる。発災時に人的支援の受け入れを円滑に実施するために、応援要請手順、各部局の役割、受援対象業務等を明確化した。
- 令和元年に中国の武漢で発生し、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、令和4年1月に豊島区業務継続計画【新型インフルエンザ編】を改定し、更に、名称を豊島区業務継続計画【感染症編】に変更した。業務の優先度を明確にするため、発生段階別に感染状況に応じた実施業務を選定している。

3 広域連携体制と防災関係機関等との連携体制

- 災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定を締結している。特別区以外の自治体とも「非常災害時等における相互応援に関する協定」を締結し、応援体制を構築している。
- また、食料、資器材、医療等様々な防災関係機関や民間事業者と協定を締結している。
 - ◆防災協定締結自治体数:16 自治体(令和7年12月)
 - ◆防災協定締結事業者(団体)数:161 事業者(令和7年12月)

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
負傷者数(うち重傷者数)	1,467人(236人)	338人(47人)
建物被害(全壊棟数)	816棟	827棟
自力脱出困難者数	297人	317人

1 区の初動対応

- 東日本大震災では被害が極めて広範に及び、かつ甚大なものであった。また、被災地では自治体職員自身が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。現行の被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者、建物被害が想定されることから、迅速な初動対応の実施に向けて、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 行政等の業務継続体制

- 熊本地震を踏まえて、平成31年3月に業務継続計画【地震編】の修正を実施したが、それ以降に日本各地で発生した災害により得た教訓や首都直下地震等による被害想定の見直し等を考慮して、定期的に見直す必要がある。
- 業務継続計画に定めた非常時優先業務の実効性を高めるため、非常時優先業務の手順確認や災害時活動マニュアル作成等を通じて、職員の災害対応力を向上させる必要がある。
- 人的な支援に係る体制整備について規定する「豊島区災害時受援応援計画【人的受援編】」に加え、物的な支援に係る体制整備について規定する「豊島区災害時受援応援計画【物的受援編】」を整備し、受援応援体制を構築する必要がある。

3 広域連携体制と防災関係機関等との連携体制

- 各防災関係機関等の力を最大限に発揮できるように、連絡体制をはじめとした連携体制について、事前に十分な調整を行う必要がある。
- 広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、近隣県等との円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動対応体制の構築

- 区と関係防災機関、関係事業者等が一体となって活動を展開できるよう、災害対応・総合調整機能の強化や、都・自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 行政における業務継続体制の充実

- 近年の災害の教訓や訓練での課題を踏まえ、「豊島区業務継続計画（地震編）」を見直し、職員の災害対応力を向上させていく。
- 国、他県等と円滑な協力体制が取れるように、「豊島区災害時受援応援計画【人的受援編】」の見直しと「豊島区災害時受援応援計画【物的受援編】」の作成を通じて、受援応援体制をより強化していく。

3 広域連携体制と防災関係機関等との連携体制

- 防災協定締結自治体、防災関係機関、民間事業者等との連携を推進する。

第4節 到達目標

1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築

- 自衛隊・警察・消防、事業所等の関係機関が相互連携し、災害対応の総合調整機能を強化することで、区本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

2 行政等の業務継続体制

- 「豊島区業務継続計画(地震編)」の継続的な見直しを行い、実践的な防災訓練、e-ラーニング等の研修の実施等により、職員の防災行動力の向上を図るとともに、非常時優先業務の実効性及び職員の災害対応力を高める。

3 広域連携体制と防災関係機関等との連携体制

- 国、他県等と円滑な協力体制が取れるように、豊島区災害時受援応援計画の下で受援応援体制をより強化していく。
また、関係防災機関や事業者と連携して実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 初動対応体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○防災拠点の整備 ○災害応急活動施設の整備 ○災害対策要員の確保 ○防災危機管理課兼務職員の指定 ○職員の安否確認体制の構築 ○区本部運営訓練の実施

(2) 取組

①防災拠点の整備

- 区における防災拠点に、豊島区役所本庁舎を位置付ける。
- 豊島区役所本庁舎は、区本部及び震災復興本部の設置だけでなく、区内関係機関、防災機関との情報連絡調整、情報分析、災害対策の審議、決定、指示等、区の災害対応及び復興対応の中核を担う施設である。発災時に備え、適切に保守管理し、機能維持していく。

ア 区役所本庁舎の概要

構造		鉄骨鉄筋コンクリート造／(中間免震)鉄筋コンクリート造／一部鉄骨造 地下3階／地上49階(うち本庁舎部分は地上3階から10階)
面積	敷地	8,324㎡(4,473.32㎡)
	延床	94,750(26,622.61)㎡

※豊島区本庁舎は再開発による複合建物で区分所有となっている。

※面積の値は区分所有上の面積。

イ 区役所本庁舎の設備

設備種類	非常時用設備	供給先・供給時間等
電気設備	2系(非常用系統)	防災系統・保安系統 非常用自家発電設備による供給
非常用電気設備	非常用発電機 (ガスタービン発電装置)	停電時に累計80時間程度の電力供給が可能。また、石油関連団体と連携して、燃料供給体制を構築。

		非常用発電機は、順次電力供給を開始。
給水衛生設備	加圧給水ポンプ	公設水道の供給が停止しなければ 非常用発電機での運用が可能 供給が停止した場合は、 利用可能日数：約1日 有効水量 最大60m ³ 1日の庁舎平均使用量 70m ³

※本庁舎独自の設備ではなく、本庁舎が位置する複合建物のもの。

ウ 災害応急活動施設の整備

- 災害時の応急活動施設として、区有施設を災害応急活動施設、避難所などの避難施設、物資や人員等の受入施設などを応急活動のための施設として指定し、これらの施設に防災資機材や食料等の備蓄をはじめとする整備を行っている。
- なお、指定管理者制度を導入して施設運営を行っている施設は、災害時における施設使用及び運営のための協定を締結している。

【災害応急活動施設】

施設種類	用途	対象施設
災害応急活動拠点	区本部、震災復興本部	豊島区役所本庁舎
	医療対策本部	保健所
	地域本部	清和小学校、朋有小学校、西池袋中学校、南池袋小学校、目白小学校、長崎小学校、椎名町小学校、千早小学校、高松小学校、駒込小学校、池袋本町小中連携校、巣鴨小学校
	医療救護所	
	土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	道路工事事務所
	ごみ処理及びし尿処理 災害廃棄物処理活動拠点	豊島清掃事務所
避難施設	救援センター	各区立小中学校、豊島体育館、南長崎スポーツセンター、みらい館大明

	補助救援センター	各地域区民ひろば、各中高生センタージャンプ、千早スポーツフィールド、各区立幼稚園、各地域文化創造館、巣鴨体育館、各都立高校、学校法人川村学園、学校法人十文字学園、学校法人学習院、学校法人東京音楽大学、学校法人立教学院、学校法人大正大学、学校法人帝京平成大学、学校法人後藤学園
	福祉救援センター	【介護型】 各区内特別養護老人ホーム（菊かおる園、山吹の里、風かおる里、アトリエ村、池袋ほんちょうの郷、ゆたか苑、シオンとしま、池袋敬心苑、千川の杜、東池袋桑の実園） 【障害型】 各区内施設（心身障害者福祉センター、駒込福祉作業所、目白福祉作業所、駒込生活実習所、目白生活実習所、都立大塚ろう学校、いけぶくろ茜の里、雑司谷デイサポートセンター、福祉ホームさくらんぼ） 【子育て支援・乳幼児対応型】 ・各区立保育園、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センター
	帰宅困難者一時滞在施設 （区有施設及び都営施設のみ記載）	としま区民センター、豊島区立芸術文化劇場、豊島区立舞台芸術交流センター、としま産業振興プラザ、健康プラザとしま、東京芸術劇場、池袋都民防災教育センター、労働相談情報センター池袋事務所、豊島市場、区内各都立高校
受入施設	地域内輸送拠点	としまみどりの防災公園 日本通運株式会社江古田流通センター
	大規模救出救助活動拠点	豊島清掃工場
	ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地	としまみどりの防災公園、 学習院大学グラウンド
	医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	としまみどりの防災公園
	遺体収容場所	区立雑司ヶ谷体育館
	災害ボランティアセンター	としま区民センター（中池袋公園一部含む）

エ 災害対策要員の確保

○初動対応体制を速やかに確立し、災害時の応急対応を迅速かつ的確に実施するためには、夜間や休日等の勤務時間外に、速やかに駆け付けることができる職員をより多く確保することが重要な課題である。

○区では、区内に災害対策要員宿舎の確保し、夜間や休日等の勤務時間外に、速やかに駆け付けることができる職員を確保している。これらの取組をさらに推進し、災害時の応急対応を迅速かつ的確に実施する。

オ 防災危機管理課兼務職員の指定

- 防災危機管理課の勤務経験がある職員で、防災危機管理課の次に配属された部署に所属している期間に置いて、あらかじめ防災危機管理課への兼務を発令し、指令情報部長が命じる業務に従事する。

カ 職員の安否確認体制の構築

- 夜間や休日等の勤務時間外には、速やかに駆け付けることができる職員を確保することが重要である。夜間や休日等の情報連絡体制を確保し、災害時に迅速に対応できるよう、区庁舎に宿日直勤務体制を構築し、災害対策要員及び宿直員を待機させている。
- また、令和7年度から全職員（配慮申請承認者及び会計年度任用職員を除く）を対象として、自宅から勤務場所までの登庁ルート、登庁所要時間及び登庁中における留意点の把握を目的とした「非常参集訓練」を実施している。
- 災害時には、短時間に多くの職員に連絡し、参集できる職員で対応する必要があることから、職員の安否確認だけでなく、職員の参集可否情報も迅速に収集する必要がある。令和6年度から災害時の安否確認及び参集可否を確認できるシステム「すぐ参集」を導入し、「職員安否・参集確認システム操作訓練」を実施している。また、災害発生直後には、電話の不通や通信規制による輻輳が想定されることから、安否確認手段の多様化を検討する。

キ 区本部開設・運営訓練の実施

- 災害発生時に速やかに初動対応を確立し、適切な災害応急活動が行えるような区本部訓練を実施する。また、区災害対策各部の活動方針や対策の決定等、被害状況を想定した図上訓練等を行う。
- また、防災関係機関相互の連携体制を確立することを目的とする防災訓練を実施する。

2 業務継続体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○豊島区業務継続計画に基づく対策 ○豊島区業務継続計画に基づいた災害時活動マニュアルの整備

(2) 取組

- 業務継続計画とは、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（＝非常時優先業務）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
- 区では平成24年5月に「豊島区業務継続計画」を策定した。平成31年3月に豊島区業務継続計画【地震編】を改定。令和4年1月に豊島区業務継続計画【新型インフルエンザ編】を改定し、更に、名称を豊島区業務継続計画【感染症編】に変更した。
- 業務継続の取組は、以下の特徴を持っている。
- ◆災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
 - ◆非常時優先業務の特定に当たっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
 - ◆非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
 - ◆各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。

- ・非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・業務継続計画に定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。

○豊島区業務継続計画及び豊島区災害対策本部運営要綱にて、災害時における非常時優先業務、分掌事務がそれぞれ定められている。通常の行政組織における各部局の長は、あらかじめ、区本部及び各部における「災害時活動マニュアル」を整備して所属職員に周知し、災害時の応急対応を迅速かつ的確に実施する。

3 消火・救助・救助活動体制の整備

○消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
各警察署	○災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
各消防署	○災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○孤立が想定される地区における救助訓練を実施 ○立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 ○特別区消防団に対する教育訓練の充実 ○外国人への救急対応の充実強化
自衛隊	○災害派遣計画等の整備
関係防災機関	○防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正

(2) 取組

①各警察署の救出救助体制

- 災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動体制を整備する。
- 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警察署に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- 大震災等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。
- 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

②各消防署の救出救助活動

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。

- 同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を整備する。
- 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資器材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- 長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。
- 道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。
- 震災時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め震災時の傷病者搬送体制を強化する。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携体制を強化する。
- 緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。
- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

③自衛隊の活動体制

- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

4 広域連携体制の構築

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○相互応援協定等の締結 ○区の災害時受援応援計画等の策定と見直し

(2) 取組

①他自治体等との連携

- 災害時における応急対策に対応するために、区は、日頃から他区市町村と連携し、協力体制の構築に努める。
 - 区が他の区市町村に応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、応援の種類、手続き等の必要な事項について、一定の要件に基づき職員を派遣できるような態勢を整備する。
 - 区は、15 自治体と「非常災害時における相互支援に関する協定」を締結し、被災自治体の応急・復旧対策などの円滑な実施に寄与するため、被災していない自治体が人的・物的な支援を実施する。
- ※協定編P22～P65「豊島区と他自治体との非常災害時等における相互応援に関する協定」のとおり。

○23 区内において災害が発生した場合、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、被災していない区や被害が軽微な区は、被災した区に対して人的・物的支援を実施する。

※協定編P6～P21「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」

②都との連携

○区は、平常時より都と災害対策に関する連絡や情報共有を密にし、災害時の連携体制の強化に努め、区内での応急対策を円滑に実施する。

○都と都内区市町村との間で、令和3年12月「東京都及び区市町村相互間の災害時など協力協定」を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

※資料編P351「東京都及び区市町村相互間の災害時など協力協定」

③民間団体等との連携

○区は、災害時に万全の対策を期するため、各民間団体等と協力協定を締結し、平常時より災害対策に関する連絡や情報共有を密にし、災害時の協力体制を確立しておく。

5 応急活動拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○オープンスペースの確保・整備 ○大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ○ヘリコプター活動拠点の確保 ○ヘリサインの整備
都総務局	○オープンスペースの確保 ○大規模救出救助活動拠点等の確保 ○ヘリコプター活動拠点の確保

(2) 取組

①オープンスペースの確保・整備

○震災時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれらの活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定められている。

○被災場所から一時的に集合し、町会（地域防災組織）等の自主的な消火や救出・救護などの地域活動の場ともなる一時集合場所として、公園を計画的に整備していく。

○震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び区の協力の下に取り組むとともに、区と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

○都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。

②大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための大規模救出救助活動拠点は、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして 1.5ha 以上の活動面積を有する施設が必要である。都は、これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など、屋外施設 35 箇所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設 25 箇所を、その候補地としている。
- 区内では、大規模救出救助活動拠点の候補地として、豊島清掃工場が指定されている。

③ヘリコプター活動拠点の確保

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場候補地として、区内では、としまどりの防災公園及び学習院大学グラウンドの2か所が指定されている。
- 都は、災害拠点病院から 5 km 以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定することとしており、豊島区では、災害拠点病院である都立大塚病院に近いとしまどりの防災公園が選定されている。

④ヘリサインの整備

- 震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や区本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。
- 区では、区立の小中学校等の屋上に、ヘリコプターから視認できる施設名を表示したヘリサインを 27 施設に整備した。未整備施設については、改築時や屋上改修工事の機会などを活かして整備を進めていく。
- ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 区の応急活動態勢

○災害の発生または発生の恐れがある場合、区は勤務時間の内外を問わず速やかに職員を動員・配備し、区本部を設置する等、災害の拡大防止や救護救援活動が的確かつ迅速に実施できるようにしなければならない。

(1) 対策内容と役割分担

○区本部における分掌事務は、下記のとおり。

機関名	対策内容
区本部	○本部長室は、以下の者をもって構成する。 ◆本部長 ◆副本部長 ◆危機管理監 ◆本部員 ○本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 ◆本部の配備態勢及び廃止に関すること。 ◆重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。 ◆避難の勧告又は指示に関すること。 ◆避難所の開設又は閉鎖に関すること。 ◆都知事に対する重要な要請及び連絡に関すること。 ◆都及び他区との相互応援並びに公共団体等に対する応援要請に関すること。 ◆災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ◆公用令書による公用負担に関すること。 ◆前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

○各部の災害対応における分掌事務は、第2部第1章第2節のとおり。

(1) 業務手順

【区本部等の初動体制等】

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動体制の確立期	即時対応期		復旧対応期
区本部	○本部の設置			
	○情報収集			→
	○非常配備職員体制の発令			
	○指定要員等の参集開始			
	○本部員の参集開始			
	○一般職員の参集開始			
都本部		○第1回本部長室会議(以後、適宜開催)		→
		○都及び防災関係機関への応援要請		→
		○自衛隊への災害派遣要請		
		○災害救助法の適用申請		
		○報道発表(以後、適宜)		→
	○本部の設置			
	○情報収集			→
	○非常配備職員体制の発令			
	○指定要員等の参集開始			
	○本部員の参集開始			
	○一般職員の参集開始	○第1回本部長室会議(以後、適宜開催)		→
		○警察災害派遣の派遣要請		
		○緊急消防援助隊への応援要請		
		○自衛隊への災害派遣要請		
		○海上保安庁への派遣要請		
		○報道発表(以後、適宜)		→
		○本部派遣員の参集		
		○本部連絡員調整会議(以後、適宜開催)		→
		○他県等への応援要請		
	○災害救助法の事前連絡→適用			

(2) 取組

①区の活動体制

- 区は、区の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、東京都地域防災計画及び豊島区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、区本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区は、区本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区は、区本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 区は、区本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長(区本部長)は、知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

②区本部の組織及び運営

- 区本部の組織及び運営は、区災害対策本部条例及び同条例施行規則並びに区災害対策本部運営要綱及び同要綱の実施に関する要領で定めている。概要は以下のとおりである。

ア 区本部の設置及び廃止

(ア) 区本部の設置

- 本部長は、区において震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は災害が発生したとき、災害発生のおそれがある場合において、通常の行政組織における防災担当部局の対応のみでは災害応急対策の目的が達せられないと認めるときは、速やかに区本部を設置する。
- 本部長室は、区役所の本庁舎(5 階の会議室 507 から 510)に置き、その場所に「災害対策本部」の標示を掲げるものとする。ただし、災害の状況その他により本庁舎に本部長室を設置することが適当でないと認めるときは、他の場所に本部長室を設置することができる。

(イ) 区本部の設置の通知等

- 本部長は、区本部を設置したときは、区のすべての部局の長に本部設置を通知するとともに、災害の状況により、区内の防災関係機関の災害対策責任者に同様の通知を行う。
- 本部長は、災害の状況により必要に応じて、本部設置を報道機関に発表し、区民に対して周知を図るものとする。
- 本部長は、災害が災害救助法施行令第 1 条に定める程度以上に及ぶ場合は、次に掲げるものに対しても直ちに本部設置を通知する。
 - ◆東京都知事
 - ◆すべての区内防災関係機関の災害対策責任者
 - ◆防災会議委員
 - ◆隣接区の区長

- 区のすべての部局の長は、区本部の設置の通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

(ウ) 災害救助法の適応申請

○本部長は、災害が災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条に定める程度以上に及ぶ場合は、直ちに東京都知事に対して、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を申請し、必要な手続きを取らなければならない。

(エ) 区本部の廃止

- 本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部長室(本部会議)の審議を経て、区本部を廃止する。
- 区本部を廃止したときは、設置に準じ関係者に通知する。
- 区本部の事務にかかる経理その他必要な事務は、区本部廃止後も引き続き、一定の期間は、廃止前にその事務を担当していた通常の行政組織において処理する。

イ 本部長等の職務

- 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 部長は、本部長の命を受け、部の事務をつかさどる。
- 区本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

ウ 区本部の組織及び分掌事務

- 区災害対策本部条例施行規則第 6 条及び第 13 条に基づき、「部」、「課」及び「班」を設置するとともに、部の分掌事務を定める。

エ 初動態勢の確保

- 本部長は、災害の状況等に応じて、夜間休日等の配備態勢を基本に、その都度、必要な配備態勢を決定する。
- 夜間休日等の勤務時間外に、区の地域において震度5弱以上の地震が発生したときは、区本部が設置されたものとして、職員は自動参集しなければならない。
- なお、発生震度の区分による配備態勢(震度4で初動態勢、震度5弱又は5強で緊急配備態勢、震度6弱以上で全員配備態勢)の発令が伝令によることができない場合においては、テレビ、ラジオ等のマスメディアの情報を職員が了解することにより発令されたものとみなし、具体的な伝令がなくとも職員は参集しなければならない。

	平日		休日
	勤務時間内	勤務時間外	
震度4	災害の状況等に応じて、夜間 休日等の配備態勢を基本に、 その都度、本部長が必要な配 備態勢を決定	初動態勢（発災と同時に自動参集）	
震度5弱		緊急配備態勢（発災と同時に自動参集）	
震度5強			
震度6弱以上		全員配備態勢（発災と同時に自動参集）	

オ 区本部の配備態勢

○本部長は、災害の程度に応じて、以下の配備態勢を発令する。

種別	発令時期	参集職員	業務
初動態勢	○豊島区で震度4 ○本部長が必要と認めたとき	○防災危機管理課職員 ○災害対策要員 ○その他通常の行政組織における部長が指名した職員	○災害情報の収集・伝達等
緊急 配備態勢	○豊島区で震度5弱 ○本部長が必要と認めたとき	○防災危機管理課職員 ○災害対策要員 ○防災危機管理課兼務職員 ○管理職 ○帰宅困難者対策要員 ○災害対策本部開設要員 ○その他通常の行政組織における部長が指名した職員	○災害情報の収集・伝達 ○区本部の開設 ○帰宅困難者対策等
	○豊島区で震度5強 ○本部長が必要と認めたとき	○防災危機管理課職員 ○災害対策要員 ○防災危機管理課兼務職員 ○管理職 ○帰宅困難者対策要員 ○災害対策本部開設要員 ○救援センター配備職員 ○その他通常の行政組織における部長が指名した職員	○災害情報の収集・伝達 ○区本部の開設 ○帰宅困難者対策 ○救援センター開設準備・開設等
全員 配備態勢	○豊島区で震度6弱以上 ○本部長が必要と認めたとき	○全職員	○緊急配備態勢の業務 ○非常時優先業務等

カ 配備態勢の特例

○本部長は、被害状況その他から必要があると認めるときは、特定の部局に対して、配備態勢を発令または種別の異なる配備態勢を発令することができる。

○本部長は、初動対応及び緊急配備態勢を発令する場合において、効果的な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、別に定める職員配備数の基準とは異なる職員配備数により配備態勢を発令をすることができる。

キ 区本部の運営

(ア) 本部・本部長室

- 本部は、本部長室及び各部をもって構成し、本部長室は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員をもって構成する。開設場所は、区役所の本庁舎(5階の会議室 507 から 510)とする。
- 各部には、課、地域本部及び班等を置く。
- 本部会議は、必要に応じ本部長が本部員を招集して開催する。
- 本部長は、付議すべき事案について必要があると認めるときは、関係のある課長その他関係者を出席させることができる。
- 会議に付議する事案は、区災害対策本部条例施行規則第5条に掲げる本部長室の所掌事務に係わる事項とする。
- 本部員は、付議すべき事案があるときは、その要旨及び資料を添えて危機管理監に付議要求しなければならない。ただし、緊急を要するものについてはこのかぎりではない。

(イ) 副本部長・危機管理監

- 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長(以下、「教育長」という。)の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長、教育長の順序とする。なお、副区長の順位は、豊島区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。
- 危機管理監は、災対各部を統括して、災害応急対策に係る情報の収集及び分析、対応策の立案、各部局に対する助言、指導及び総合調整、関係機関との連携等の業務を統括する。

(ウ) 本部員

- 本部員は、豊島区組織規則第8条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する担当部長(管理監を除く。)、池袋保健所長、児童相談所長、会計管理室長、教育委員会事務局教育部長、区議会事務局長、政策経営部広報課長、総務部防災危機管理課長、総務部危機管理担当課長、総務部治安対策担当課長及び男女平等推進センター所長の職にある者をもって充てる。
- 以上の者の他、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

(エ) 本部の財務

- 企画広報部長は、本部が設置されたときは、速やかに予算に関する基本方針を本部長室(本部会議)に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。
- 本部各部の分掌事務の遂行に要した消耗品等の事務費用は、当該部に所属する通常の行政組織における各部の配当予算から支出する。
- 本部の各部長は、配当予算に不足が生じるかまたは予算措置が講じられていないときは、企画広報部長の指示を受けなければならない。
- 物資等の調達に必要な契約締結請求は、事案の生じた部に所属する通常の行政組織における課長が行い、豊島区契約事務規則に基づき処理する。
- 支出命令は、豊島区会計事務規則(昭和39年豊島区規則第22号)に基づき、当該契約の締結を請求した課長が行う。
- 出納部長は、本部が設置されたときは、速やかに出納に関する基本方針を本部長室(本部会議)に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。
- 総務部長は、本部の廃止後速やかに、政策経営部長と協議のうえ、災害対策にかかる経費の予算措置を講じ、各部で支出した経費の振替をしなければならない。

(オ) 地域本部

- 区は、応急対策の指令塔となる地域本部について、区立小中学校等12箇所を指定し、災害時の情報収集や救援センターの開設などを実施する。

- 地域本部は、区本部や地域内の救援センターとの連絡調整機能を確保するため、移動系防災行政無線(IP 無線)の配備など必要な防災機能を整備していく。
- 地域本部の設置期間は、発災日から7日間とし、原則として、それ以降は地域防災部管理課において業務を引き継ぐ。

ク 職員の配置及び服務等

(ア) 職員の配置

- 通常の行政組織における部長は、次に定める基準に基づき、毎年度当初に各配備態勢において配備すべき職員をあらかじめ指名し、区長に報告するとともに、当該職員に周知徹底しなければならない。
 - ◆職員の指定は毎年度4月1日を基準として行う。
 - ◆各配備態勢における参集職員の指定は、豊島区本庁舎から直線距離で15km以内に居住するすべての職員を対象とする。
- また、自身が被災するなど部局長が欠けた場合に備えて、各部局長を代理する職員及び順序をあらかじめ指定し、部局職員に周知徹底しなければならない。
- 本部の部長は、配備態勢が発令されたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。
 - ◆動員表に基づき職員を所定の部署に配置すること。
 - ◆職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
 - ◆参集した職員を把握し、本部長に報告すること。

(イ) 職員の服務

- すべての本部職員は、本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。
 - ◆災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - ◆不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - ◆正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - ◆勤務場所を離れている場合は、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

(ウ) 職員の被服

- 災害応急活動に従事する際は、私服に本部が用意するビブスを着用する。
- ただし、本部員、区本部で従事する本部職員及び防災危機管理課長が防災服の着用が必要と判断した業務に従事する職員については、防災服を着用する。

(エ) 職員の給食

- 本部職員が、円滑に災害応急対応に従事できるよう、食料、飲料水等を適切に給食する。

③夜間警戒待機体制

- 夜間及び休日等の勤務時間外に発生する地震災害等の非常事態に迅速に対応するため、区役所本庁舎に交代制で災害対策要員を待機させている。
- 災害対策要員は、防災関係機関、協力団体との連絡及び情報収集、区本部の開設準備、地域本部との連絡等、発災初期に必要な応急対応等に当たる。
- 区内に設置した災害対策要員宿舎に居住させることで、災害時における初動対応を迅速に行えるような態勢を整備している。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ○必要があるときは区本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。 ○区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長(区本部長)は、知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ○夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ○人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
各警察署	○救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 ○救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○東京消防庁、自衛隊、地域防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。
各消防署	○災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○警視庁、自衛隊、東京 DMAT、消防団、地域防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○区本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。

(2) 取組

①各警察署がとるべき活動態勢

- 警視庁は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
- 警備要員は、都(島しょ部を除く。)に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- 都(島しょ部を除く。)に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等に当たる。
- 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長(警視総監)が運用する。
- 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。

- 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出勤し、警備に当たる。
- 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

- ◆被害実態の把握及び各種情報の収集
- ◆交通規制
- ◆被災者の救出救助及び避難誘導
- ◆行方不明者の捜索及び調査
- ◆遺体の調査等及び検視
- ◆公共の安全と秩序の維持

- 震災が発生した場合、総力を挙げて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

②各消防署のとりべき活動態勢

【東京消防庁等における初動態勢】

項目	活動態勢
震災第一 非常配備態勢	○東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二 非常配備態勢	○東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	○震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 ○震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

- 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

項目	活動態勢
活動方針	○延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 ○震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	○地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

項目	活動態勢
消火活動	○防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ○道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、地域防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	○特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○警視庁、自衛隊、東京 DMAT、地域防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	○署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

③消防団の活動

【消防団本部(豊島・池袋)】

担当	任務内容
各副団長 団本部員	○分団の指揮統制に関すること。 ○局面指揮に関すること。 ○署隊本部の指示及び命令伝達に関すること。 ○署隊本部との連絡調整及び報告に関すること。 ○応援要請及び応援隊の派遣に関すること。 ○団員の参集状況の把握に関すること。 ○分団の活動状況の把握に関すること。 ○被害状況等の把握に関すること。 ○活動の記録に関すること。 ○団員及び家族等の被災状況の把握と報告に関すること。 ○駆けつけ等による通報者等の対応に関すること。 ○団員の給食、給水等に関すること。 ○資機材等の調達に関すること。 ○特殊技能団員の活動に関すること。 ○その他庶務に関すること。

【消防団分団(豊島・池袋)】

担当	任務内容
各副分団長 分団本部員	○署派遣員との連絡調整に関すること。 ○分団員の参集状況の把握に関すること。 ○分団区域内の被害状況の把握に関すること。 ○分団の指揮及び活動状況の把握に関すること。 ○団本部からの指示及び命令の伝達に関すること。 ○団本部への収集情報の報告に関すること。 ○被災状況に応じた任務班の再編成に関すること。 ○分団員の給食、給水等に関すること。 ○駆けつけ等による通報者等の対応に関すること。
消火班員	○担当区域内の消火活動に関すること。 ○消防署隊と連携した消火活動に関すること。 ○延焼防止後における残火処理に関すること。 ○延焼阻止線(避難道路確保)の設定に関すること。 ○避難場所の防護に関すること。 ○可搬ポンプの中継による遠距離送水に関すること。 ○消防水利への充水に関すること。 ○応援活動に関すること。 ○消防署所への警戒警備に関すること。 ○地域防災組織等の消火の指導に関すること。
消防隊応援班員	○指定消防署所の応援活動に関すること。 ○消防署隊応援解除後、新たに付与された任務の遂行に関すること。

担当	任務内容
住民指導班員	○担当区域内の住民等の動向把握に関すること。 ○担当区域内を巡回し、出火防止及び初期消火の呼びかけ並びに指導に関すること。 ○災害に遭遇した場合の初期対応に関すること。 ○担当区域内の住民に対する広報に関すること。 ○救助、応急救護、傷者の搬送及び避難誘導に関すること。
情報収集班員	○担当区域内の住民等の動向把握に関すること。 ○担当区域内を巡回し、被害情報等の収集に関すること。 ○災害に遭遇した場合の初期対応に関すること。 ○火災及び救助事象の発見並びに通報に関すること。 ○団本部及び各任務班間の伝令に関すること。

④防災機関の活動体制

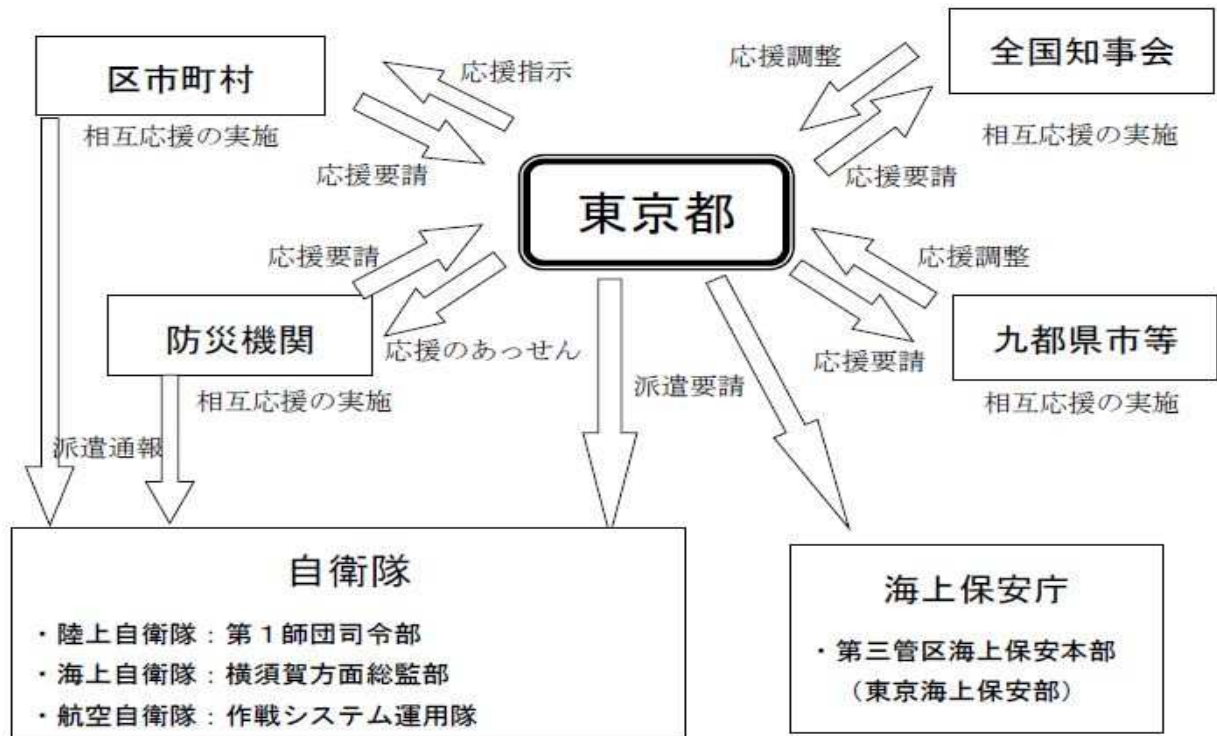
- 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区本部	○知事に応援又は応援のあつせんを求める。 ○区市町村間相互の応援協力について実施 ○区市町村域内の応援協力について実施 ○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請 ○いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
都本部	○他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせん ○他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施 ○地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
自衛隊	○部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知
防災機関	○知事に応援又は応援のあつせんを求める。 ○防災機関相互の応援協力について実施 ○災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。

(2) 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】



(3) 取組

①都への協力要請

- 区は、平常時より都と災害対策に関する連絡や情報共有を密にし、災害時の連携体制の強化に努めるとともに、協力して応急対策を円滑に実施する。
- 区長は、区の総力をあげても万全な災害対策が困難な場合には、都知事に対して応援又は応援のあっせんを求めるものとする。
- 区長が都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合には、都総務局（総合防災部防災対策課）に対して、まず、口頭または電話で次に示す事項を要請し、後日、文書により改めて処理する。
 - ◆災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
 - ◆応援を希望する機関名
 - ◆応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ◆応援を必要とする場所、期間
 - ◆応援を必要とする活動内容
 - ◆その他必要な事項

②防災関係機関等との相互協力

- 区は、平常時より防災関係機関と災害対策に関する連絡や情報共有を密にし、災害時の協力体制を確立しておく。
- 区及び防災関係機関は、区本部が設置された場合、情報の収集や交換などの連絡を密にし、迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう連絡員の派遣等を措置する。

③協定締結自治体への協力要請

○区は 15 自治体と「非常災害時における相互支援に関する協定」を締結し、被災自治体の応急・復旧対策などの円滑な実施に寄与するため、被災していない自治体が人的・物的な支援を実施する。

④自衛隊への災害派遣要請

ア 派遣要請の手続等

○区長は、区内で災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に次に掲げる事項を明らかにし、通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

- ◆災害の状況及び派遣を要する事由
- ◆派遣を希望する期間
- ◆派遣を希望する区域及び活動内容
- ◆その他参考になるべき事項

○区長は、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるいとまがないときは、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

イ 経費の負担

○自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

○これによりがたい場合、都は、陸上自衛隊第一師団司令部または海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部等と協定を締結する。

- ◆派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ◆派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ◆派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ◆天幕等の管理換に伴う修理費
- ◆島部に係る輸送料等
- ◆その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

ウ 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)

道路又は水路の障害物除去	○道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 ○この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第 63 条第3項、第 64 条第8項～第 10 項及び第 65 条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限る、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

⑤民間事業者等との協力

ア 公共的団体等との相互協力

- 公共的団体とは、地域赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、商工会議所等をいう。
- 区は、区内の公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 公共的団体等の協力業務の概要は、次のとおりである。

- ◆異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること
- ◆災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ◆震災時における広報広聴活動に協力すること。
- ◆震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- ◆避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- ◆被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- ◆被災状況の調査に協力すること。
- ◆被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ◆その他の災害応急対策業務に協力すること。

イ 地域防災組織等との相互協力

- 区は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である地域防災組織、事業所の防災組織等に対して、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- 災害時には、各防災組織が定める活動態勢に基づき、豊島区地域防災計画で示された以下の活動に協力する。
 - ◆情報の収集、伝達及び広報
 - ◆出火防止、初期消火活動

- ◆救出・救助活動に対する協力
- ◆避難誘導
- ◆給食・給水活動に対する協力
- ◆被害状況の調査に対する協力
- ◆高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する救出・救助等に対する協力
- ◆救援センターの開設・運営

ウ 民間事業者との協力

○区は、民間事業者等と協定を締結し、協定に基づく災害時の応急対策を実施する際には民間事業者等へ協力を要請する。

【要請及びあっせん事項一覧表】

要請内容		事項	根拠法令等
都 に 対 す る 要 請 又 は あ っ せ ん	被災者の他地域への移送要請	○被災者の他地域への移送を要請する理由 ○移送を必要とする被災者数 ○希望する移送先 ○被災者の収容に要する期間 ○その他必要な事項	
	都各部局への応急要請又は応急措置の実施要請	○災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ○応援を希望する職種別人員数並びに物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ○応援を必要とする期間 ○応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ○応援を必要とする活動内容（応急措置内容） ○その他必要な事項	災害対策基本法第68条
	指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める場合	○派遣のあっせんを求める理由 ○派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他の勤務条件 ○その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条 同法施行令第16条
	日本放送協会等放送各社の放送依頼のあっせんを求める場合	○放送依頼の理由 ○放送事項 ○希望する放送日時及び送信系統 ○その他必要な事項	災害対策基本法第57条
指定地方行政機関等の派遣の要請		○派遣を要請する理由 ○派遣を要請する職員の職種別人員数 ○派遣を必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他の勤務条件 ○職員の派遣について必要な事項	災害対策基本法第29条 同法施行令第15条
協定締結自治体への応援の要請		○各協定に基づき、応援の要請を行う。	各協定

他区市町村への応援の要請	○都に対する応援の要請に準じて行う。	災害対策基本法第67条
民間事業者等への応援の要請	○各協定に基づき、応援の要請を行う。	各協定

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

- 区本部を中心とした通信連絡体制として、救援センターとなる区立小中学校等、警察署、消防署、ライフライン関連機関等に IP 無線を配付し、災害時における情報共有体制を構築している。
- 令和7年度には総合防災システムを再整備し、庁内各部署からの被害報告や部署間の指示連絡をシステムで一元集約できる体制を構築している。
- また、東京都防災行政無線網(無線電話、無線ファクシミリ、災害情報システム、画像伝送システム)により、都との通信手段を確保している。

【行政機関内及び外部機関と情報通信手段】

設置者	情報通信手段
区	○総合防災システム ○移動系防災行政無線(IP無線) ○携帯電話(災害時優先電話)及び衛星電話 ○豊島区情報配信システム(戸別受信機)
都	○東京都災害情報システム(DIS) ○東京都防災行政無線網(無線電話、無線ファクシミリ、災害情報システム、画像伝送システム)

2 住民等への情報提供

- 区内 76 か所に設置された同報系防災行政無線屋外拡声器により、災害情報を提供する体制を構築している。
- また、区ホームページ、区公式 SNS、豊島区安全・安心メール等を活用して、区民への情報提供を行っている。

【区民への情報提供手段】

設置者	情報提供手段
区	○区ホームページ ○同報系防災行政無線屋外拡声器 ○区公式 SNS ○豊島区安全・安心メール

3 住民相互の情報収集・確認等

- 通信事業者による安否確認サービスの提供とともに、安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
通信不通率(通話規制による輻輳除く)	1.6%	1.9%
停電率	6.5%	5.6%

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

- 震災時に、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、区の行政機関内部における情報連絡、協力機関等との情報連絡が影響を受ける。
- その結果、区内の被害状況や庁内各部署における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供

- 同報系防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等情報提供手段は一つ的手段では確実とはいえないため、複数の手段や他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等

- 電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。
- また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールの周知が必要である。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

- 総合防災システムを補完する様々な通信手段を配備する等し、行政機関内の情報連絡体制を確保する。
- 総合防災システムを活用し、被害状況や対応状況等を迅速かつ正確な収集・集約・分析を行うことで、庁内の情報共有、災害対応、指揮命令の更なる迅速化を図る。
- また、外部機関との重層的な連絡体制を構築するため、専用電話、衛星電話等を整備する。

2 区民への情報提供、報道機関との連携

- 総合防災システム、区ホームページの機能強化、区公式 SNS、豊島区安全・安心メール等、多様な情報提供ツールの活用により、区民への情報提供を推進する。
- また、総合防災システムを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。
- 防災ポータル、防災アプリの導入等、情報の一元化と取りこぼしのない情報伝達を行うことで、区民や来街者の安全・安心を確保する。

3 住民相互の情報通信基盤の確保

- 通信事業者による安否確認手段の確保等により、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、災害用伝言サービスの体験利用を促進する。

第4節 到達目標

1 情報連絡・収集・提供体制の強化

- 再整備した総合防災システムを用いて、被害情報や対応状況等を的確に収集・集約・分析したうえで、初動時の適切な意思決定や情報共有を行い、区民や関係機関への迅速な情報提供ができる体制を構築する。
- 同報系防災行政無線を補完するための他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制を整備する。
- 救援センター等における無線 LAN アクセスポイントの設置や SNS 等の多様な情報提供ツールを活用した通信手段の多様化等により、迅速な情報提供体制の整備を図る。

2 事業者や SNS 等による情報提供体制の整備

- 区役所内だけでなく、都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、区民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを強化する。

3 住民相互の情報通信基盤の利用経験促進

- 豊島区防災地図や区ホームページ等を通じて、災害用伝言サービスなどの安否確認手段の周知と体験利用を促進する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 情報通信連絡体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○総合防災システムの再整備 ○防災行政無線の整備 ○計測震度計の整備 ○緊急地震速報の利用 ○全国瞬時警報システム(J-ALERT)の利用 ○緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の利用 ○Lアラート(災害情報共有システム)の利用 ○各種情報通信手段の操作訓練の実施

(2) 取組

①総合防災システムの再整備

- 令和7年度に総合防災システムの再整備を実施した。区民の安全・安心を確保するため、総合防災システムを用いて、情報収集、意思決定並びに情報共有や発信機能等を一元管理・運用する。
- 総合防災システムにより省力化が可能な業務について、他の災害対応に係る人員配置を厚くする等、配備態勢やBCPを含めた大局的な検討を行う。

②防災行政無線の整備

ア 同報系防災行政無線

- 防災危機管理課執務室に親局を設置し、小中学校、公園、民間施設等に設置した屋外受信子局を通じて、災害情報や避難情報等を伝達する。
- 令和3年度にデジタル化工事が完了しており、令和7年12月現在、屋外受信子局は76局、戸別受信機は654台を整備している。
- また、情報を正確に伝達するために、同報系防災行政無線の放送内容を確認できる電話確認サービスを展開している。

イ IP無線

- 携帯電話回線網などを使用し、デジタルデータや音声をVoIP(音声をデジタル化し、ネットワークによって送受信する技術)化して伝送する移動体通信サービスである。IP無線機は、基地局の電波が届く場所であれば、屋内での通話、1対複数のグループ会話も可能である。
- 令和7年12月現在 280 台のIP無線を、救援センター、帰宅困難者対策拠点等の災害対策拠点や防災関連機関に配置し、情報連絡体制の強化を図っている。

ウ 都防災行政無線

○都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、各区市町村、警視庁、消防署、防災機関などに防災行政無線網を整備している。この防災行政無線網には、電話、ファクシミリ、災害情報システム(DIS)、画像伝送システム端末が導入されている。区では、区役所本庁舎に都防災行政無線を設置している。

③計測震度計

○電気式センサーと機械式センサーの2台のセンサーにより、地震による揺れを感知し、それを電気信号に変換する。送られた信号から、震度、加速度を計算し、庁内に設置されている表示器に震度・加速度が表示される。

○また、東京都防災無線を通じて、東京都防災センターに伝達され、都はデータの集約・処理を行い、地震発生後から数分後には、気象庁へ提供される。震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に同報系防災行政無線を通じて、区民へ情報伝達される。

◆同報系防災行政無線による放送

震度5弱「ただいま豊島区において震度5弱の地震が発生しました。落ち着いて身の周りの安全を確保しましょう。」

震度5強「ただいま豊島区において震度5強の地震が発生しました。落ち着いて身の周りの安全を確保しましょう。」

震度6弱「ただいま豊島区において震度6弱の地震が発生しました。落ち着いて身の周りの安全を確保しましょう。」

震度6強「ただいま豊島区において震度6強の地震が発生しました。落ち着いて身の周りの安全を確保しましょう。」

震度7「ただいま豊島区において震度7の地震が発生しました。落ち着いて身の周りの安全を確保しましょう。」

④緊急地震速報(警報)

○緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

⑤全国瞬時警報システム(J-ALERT)

○気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

○消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

○J-ALERT にて受信した緊急地震速報や国民保護情報について、防災行政無線で自動放送する仕組みとなっている。

⑥緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)

○総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国(官邸)と地方公共団体間で緊急情報の通信(双方向)を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。

○この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

⑦Lアラート(災害情報共有システム)

○ICT を活用して、災害時の避難指示等地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤である。

○区が発信する災害時における避難指示などの情報を、テレビやインターネットなどの事業者と共有し、かつ広く区民に迅速かつ効率的に提供することで、速やか避難の実現と災害の低減につなげる。

⑧各種情報通信手段の操作訓練の実施

○庁内だけでなく、都や関係機関と行う通信訓練等を通じて、各種通信連絡手段の作動状況を確認し、発災時に円滑に操作できるように取り組む。

2 住民等への情報提供体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○情報発信体制の整備 ○情報伝達手段の多様化

(2) 取組

○区は、住民への情報提供体制を強化するため、区ホームページの充実や広報体制の強化、新聞社及び放送機関との連携体制の整備を図る。

○災害時の情報提供体制を強化するため、区公式SNS、豊島区安全・安心メール等を積極的に活用する等、情報提供手段の多様化を図る。

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○地域住民相互間の安否確認手段の周知
通信事業者	○安否確認手段の確保及び周知
鉄道事業者	○駅における情報提供体制の整備 ○ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備

(2) 取組

《区》

○区民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。

○SNSを含めたソーシャルメディア等、多様な通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

《通信事業者》

○安否確認手段の確保、都民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。

○広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。

○早期復旧に向けた取組について周知する。

《鉄道事業者》

○駅での情報提供やホームページ及び SNS 等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

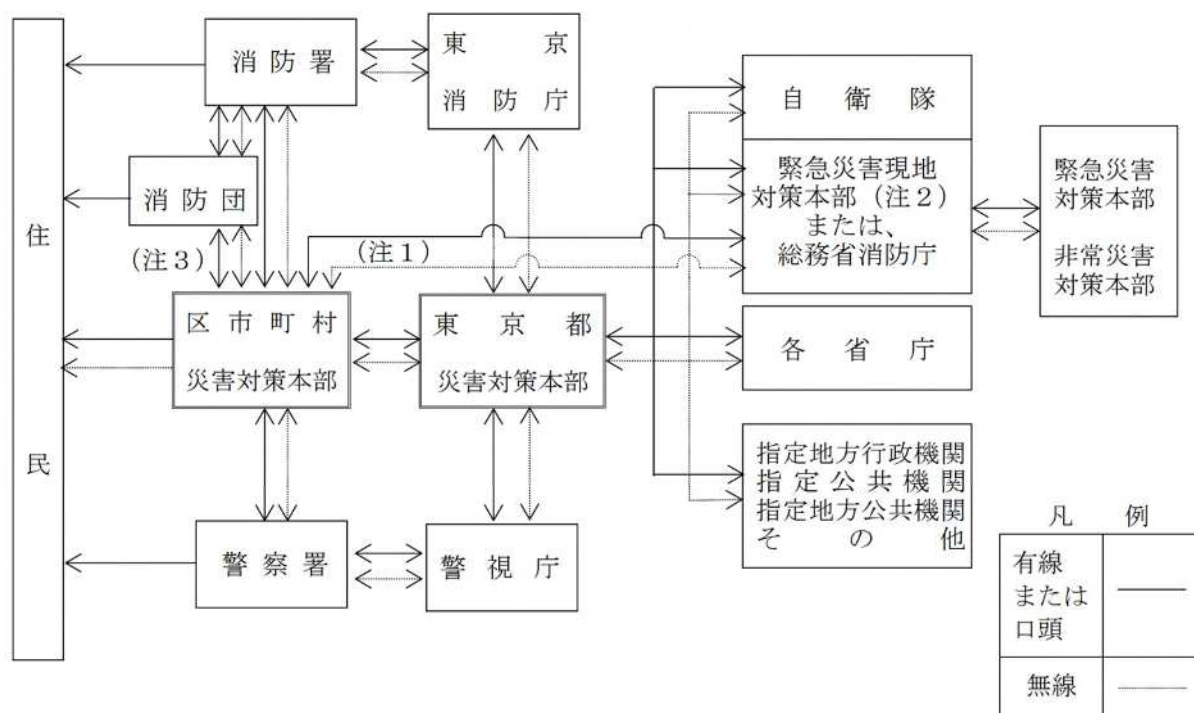
第6節 具体的な取組【応急対策】

1 防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報)

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	
都	○情報収集・伝達体制の構築 ○情報の収集及び伝達
各防災機関	

(2) 業務手順



注1:災害の状況により都本部に報告できない場合

注2:災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

注3:市町村消防団の場合

(3) 取組

《区》

- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

- 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、地域防災組織及び一般住民等に周知する。

《都・区・各放送機関》

- 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

実施機関	伝達する情報
○都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関	○高齢者等避難 ○避難指示 ○緊急安全確保 ○警戒区域の設定

《都》

- 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。
- 通信連絡の方法は、原則として、都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村首長とのホットラインを活用する。区市町村首長とのホットラインは以下に従って運用する。
 - ◆区市町村首長の携帯電話への連絡は、原則として東京都危機管理監が行う。
 - ◆区市町村首長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

《各警察署》

- 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

《各消防署》

- 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを区及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

《東京管区気象台》

- 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。
- 東京管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム(アデス)及び提供システムにより、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。

《NTT東日本》

- 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に伝達された各種警報は、各区市町村及び関係機関に通報する。
- 警報に関する通信は優先して取り扱う。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区内における被害状況等の収集と集約 ○災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまでの都への報告 ○防災機関との情報交換
都総務局	○所在区市町村別の被害状況等調査 ○国(総務省消防庁)への報告と他関係防災機関への通報 ○被害状況等とりまとめ ○東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 ○重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
各警察署	○安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 ○地震被害判読システム等による災害情報収集 ○都への通報、関係機関との情報交換
各消防署	○地震被害予測システム等による被害予測 ○早期災害情報システム等による災害情報収集 ○各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、関係機関との情報交換
各防災関係機関	○発災直後の被害状況等を、区に対して情報提供

(2) 業務手順

- 区本部設置時には、各関係機関より1～2名程度リエゾン(防災関係機関から派遣される連絡調整要員)が自動参集し、各所属と区の間の情報連携を行う。
- 区側の情報は、総合防災システムや区本部に集約され、リエゾンはシステム及び掲示物、報告資料より情報を収集する。
- 関係機関の情報は、電話やメール等によりリエゾンが収集し、区本部へ報告する。
- 連携して対応が必要な業務については、協議・調整のうえ対応する。

(3) 取組

《区》

①情報収集・伝達

ア 情報収集・伝達体制

○区本部及び各防災関係機関は、情報の収集及び伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者をあらかじめ選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。

○区は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう、以下の人員を配置する。

区本部設置前	区本部設置後
(勤務時間内)防災危機管理課 (勤務時間外)災害対策要員	指令情報部

○都及び防災関係機関との相互連絡は、それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

○災害の状況により区本部と直接連絡する必要があるときは、各機関は、区本部の要請、又は自らの判断により区本部へ情報連絡員の派遣等を行う。

イ 情報の収集

○区災害対策本部条例施行規則で定めた各部の所管業務に基づいて、情報の収集を行う。なお、初動期に収集する情報は以下のとおりとする。確認担当部局は確認後、区本部へ報告する。

情報の種類 (確認担当部局)	情報の内容
警察情報 (指令情報部)	○けが人、死者等の情報 ○道路交通情報・交通規制情報
消防情報 (指令情報部)	○火災延焼情報 ○救助救出活動情報
都市施設関係情報 (災対土木部)	○河川被害情報・道路橋梁被害情報 ○土砂災害、崩壊危険箇所被害状況
職員参集時収集情報 (各部局)	○建物倒壊、火災、道路等の参集途中で把握した情報
ライフライン情報 (指令情報部)	○電気、上下水道、ガス、通信等ライフラインの被害及び復旧情報 ○道路状況と交通規制、公共交通機関の被害及び復旧情報
各部別情報	○各部からの被害状況等の情報

○情報の収集は、次の事項について重点的に行う。

- ◆区内の被害状況
- ◆区が実施した措置状況
- ◆各機関の措置等の実施状況
- ◆災害発生の原因及び経過

○情報収集手段は以下のとおりである。なお、被害状況により有線系情報手段が使用できなくなる場合には、無線系情報収集手段を中心に情報収集を行う。

- ◆都本部、各警察署、各消防署等の関係機関
- ◆防災行政無線
- ◆消防無線
- ◆アマチュア無線
- ◆災害時優先電話及びFAX回線

- ◆総合防災システム
- ◆区職員による情報収集(参集途中で周囲の情報を収集し、区本部に報告する。)
- ◆地域防災組織による情報収集
- ◆ラジオ、テレビ、インターネット
- ◆SNS

ウ 情報の報告

○災対各部は、災害が発生してから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況、所管業務の活動状況等を IP 無線、電話、メール等で随時報告するとともに、とりまとめた情報は総合防災システムにより区本部へ報告する。

○総合防災システムにより報告できない場合は、指定の様式により報告する。

※災害情報の収集伝達及び被害状況の収集結果報告等の様式(資料編P36)

【報告事項及び報告主管一覧】

報告事項	報告項目	報告主管部	報告区分		
			速報	中間報告	決定報告
気象状況	気象情報・水象情報	指令情報部	○	○	○
被害状況	人家屋被害	地域防災部 災対都市整備部	○	○	○
	医療施設被害	災対衛生部		○	○
	商工業被害	地域防災部		○	○
	公共土木施設被害	災対土木部	○	○	○
	氾濫河川被害	災対土木部	○	○	○
	教育施設被害	教育部		○	○
	区有財産被害	災対総務部	○	○	○
	その他				
活動状況	動員職員数	各部	○	○	○
	水防活動	災対土木部	○	○	○
	避難収容状況	地域防災部	○	○	○
	救助物資等給与状況	地域防災部		○	○
	物資経理状況	災対総務部	○	○	○
	その他				

②都への報告

○災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。
 なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

エ 報告すべき事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所または地域
- 被害状況(被害の程度は、認定基準による)
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

オ 報告の方法

- 原則として、災害情報システムへの入力による。
- ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

【報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告・被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

カ 災害救助法に基づく報告

- 災害救助法に基づく報告については、第2部第 13 章「住民の生活の早期再建」第5節の応急対策「9災害救助法等の適用」P327 に定めるところによる。

《都総務局》

- 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第 40 条及び災害対策基本法第 53 条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。
- 都総務局は、被害情報、関係防災機関等の活動状況、その他応急対策に関する情報等をとりまとめ、区市町村等の関係防災機関に提供する。

《各警察署》

- 各方面本部、各警察署及び安否・被害情報確認システム、地震被害判読システムから収集した情報を、区に情報提供するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
- 主な収集事項は以下のとおり。

- ◆建造物の倒壊状況
- ◆死者・負傷者等の状況
- ◆火災の発生及び延焼状況
- ◆電気・水道・ガス・通信施設等ライフラインの状況
- ◆目白通り・国道254号・国道122号等の幹線道路及び橋の状況
- ◆交通機関の被害状況

- ◆堤防・護岸等の損壊状況
- ◆住民等の避難状況及び帰宅困難者の状況
- ◆その他、区に情報提供することが必要と判断した情報

《各消防署》

○各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、区に情報提供するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。

- ◆管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
- ◆地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
- ◆消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握
- ◆各種消防活動状況の把握
- ◆消防職(団)員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握

《関東地方整備局》

○緊急道路パトロールを行うとともに、ヘリコプター等からの情報収集に努め、必要に応じ、関係機関に速やかに連絡する。

《各防災関係機関》

○各防災機関は、所管施設に関する所在区の被害、既にとった措置、今後の予定措置その他必要事項を区の例に準じて都に報告する。

3 広報体制

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○防災関係機関等と連携した広報活動 ○要配慮者に対する広報

(2) 取組

①区の広報活動

ア 報道機関への発表等

- 区は、災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は、各防災関係機関と連携のうえ、時間の推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、広報活動を展開するものとする。なお、原則として、本部長室では直接取材は受けない。発表方法は区公式ホームページでの公表を基本とするが、本部長の判断に基づいて必要に応じて会見を行う。
- 各防災関係機関は、口頭発表する場合、必要に応じて説明員を参加させるなど十分に協力する。
- 報道機関から災害報道のための資料提出、取材、放送出演等の依頼があった場合は、各防災関係機関は救援活動に支障をきたさない範囲において協力する。

イ 区民への情報発信等

時期	広報内容	手段
発災直後	○区民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に広報する。 ◆地震発生と被害状況 ◆区本部の震災対策状況 ◆区民に対する避難指示等に関する事項 ◆災害救助活動状況 ◆電気、ガス、水道、電話等の状況 ◆公共交通機関の運行状況及び道路交通対策状況 ◆都、警察、消防、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 ◆支援情報(救援センター、緊急医療救護所、物資配布、給水・給食、その他避難生活情報) ◆ごみ、災害廃棄物に関する情報 ◆各種呼びかけ(携帯トイレの使用、自動車の使用禁止、要配慮者の安否確認) ◆帰宅困難者への一斉帰宅抑制 ◆安否情報 ◆遺体収容所情報 ◆デマ情報に関する注意喚起	○防災行政無線 ○区ホームページ ○豊島区安全・安心メール ○テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報 ○区公式SNS ○としま保護者連絡ツール「すぐーる」
発災3日～1週間	○避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、発災直後の広報項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を広報する。 ◆電気、ガス、水道等の復旧状況 ◆電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報 ◆公共交通機関の復旧情報 ◆生活の基礎情報(商店・風呂・災害廃棄物等の生活情報、行政サービス情報) ◆安否情報 ◆医療情報 ◆相談窓口開設の情報 ◆ごみ、災害廃棄物に関する情報 ◆災害関連の行政施策情報 ◆通常の行政サービス情報	○救援センター避難者への広報 ◆広報紙の配布 ◆掲示板への掲出(広報紙・伝達情報等) ◆救援センター配備職員による広報 ◆防災行政無線 ◆ケーブルテレビ局(豊島ケーブルネットワーク)を活用した広報 ○救援センター避難者以外への広報 ◆広報紙の配布 ◆掲示板への掲出(広報紙・伝達情報等) ◆区役所等の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出 ◆防災行政無線 ◆区ホームページ ◆ケーブルテレビ局(豊島ケーブルネットワーク)を活用した広報 ◆テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の報道機関への情報提供による広報 ◆区公式 SNS
発災2週間～3週間	○ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった区民は通常生活を再開するため、これらの区民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ◆通常の行政サービス情報	
発災4週間以降	○指救援センターでの避難生活から仮設住宅等での個別の生活を始めるとともに、大部分の区民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の区民向け情報を提供する。 ◆災害関連の行政施策情報 ◆通常の行政サービス情報	

②要配慮者に対する広報

○通常的手段で広報活動を行うと、一部の区民は必要な情報を受け取ることができないおそれがあるため、それぞれの特性に応じた多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報提供できるような環境を整備する。

ア 障害者

(ア) 視覚障害者

- 区ホームページの音声読み上げ機能による情報提供を行う。
- CATVにてナレーション等をまじえた情報提供を行う。
- 各種障害者支援団体やボランティア団体と連携して情報提供を行う。

(イ) 聴覚障害者

- 文字情報(広報紙・CATV)による広報とともに、テレビの広報番組に手話通訳を付ける等の手段を講じる。
- 各種障害者支援団体やボランティア団体と連携して情報提供を行う。

イ 外国人

- やさしい日本語や多言語を使った情報提供を行う。
- 外国人コミュニティ、外国語ボランティア等の協力を得て広報を行う。
- 今後導入を予定している多言語対応の防災ポータルの活用を周知する。

③防災関係機関の広報活動

【防災関係機関の広報活動一覧】

機関名	内容
各警察署	○広報内容は、次のとおりである。 ◆避難を必要とする情報 ◆火災の発生及び延焼状況 ◆高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ◆津波のおそれ ◆崖(山)崩れのおそれ ◆その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ ○混乱防止及び人心の安定を図るための情報 ◆余震、津波等の気象庁の情報 ◆地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ◆ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し ◆主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し ◆交通機関の被害状況及び復旧の見通し ◆交通規制の実施状況及び渋滞情報 ◆被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 ◆その他混乱防止等を図るための情報 ◆デマ・流言打ち消し情報 ○広報手段は、次のとおりである。 ◆トランジスターメガホン ◆交番(駐在所)備付けマイク ◆パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー ◆ヘリコプター、警備艇 ◆交通情報板、光ビーコン、ラジオ ◆ホームページ等
各消防署	○広報内容は次のとおりである。 ◆出火防止、初期消火の呼びかけ ◆救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等）への支援の呼びかけ ◆火災及び水災に関する情報 ◆避難指示等に関する情報 ◆救急告示医療機関等の診療情報 ◆その他都民が必要としている情報 ○広報手段は、次のとおりである。 ◆消防車両等の拡声装置等 ◆消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ◆テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ◆ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 ◆消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、地域防災組織を介しての情報提供

都水道局	○地震発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。 ◆水道施設の稼働状況 ◆浄水場及び給水所における飲料水 ◆応急対策の基本方針 ◆その他住民への協力要請等 ○応急対策開始後に行う広報内容は、次のとおりである。 ◆水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み ◆復旧作業の実施方針 ◆応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 ◆住民の注意すべき事項及び協力要請 ○応急対策の進捗に伴う広報内容は、次のとおりである。 ◆水道施設の被害詳報及び復旧見込み ◆前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ◆当日の復旧活動の概要 ◆水質についての注意 ◆住民への協力要請 ○広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、ホームページ・SNSを活用して行う。 ○水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報、及び区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。
都下水道局	○下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について広報を行う。 ○広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。 ○地域広報は、各下水道事務所等が地元区市町村と連携して行う。
各通信事業者	○通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ○以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。(NTT東日本) ◆公衆電話の無料化 ◆災害時用公衆電話の開設 ◆避難所 Wi-Fi 等の開設 ◆料金減免
東京電力グループ	○広報内容は、次のとおりである。 ◆電気による二次災害等を防止するための方法 ◆避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ◆電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 ○広報手段は、次のとおりである。 ◆テレビ、ラジオ(ラジオ・ライフラインネットワーク)、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報 ◆区市町村の防災行政無線(同報系)の活用 ◆広報車等による直接当該地域への周知

東京ガスグループ	○広報内容は、次のとおりである。 ◆ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し ◆マイコンメーター復帰方法 ◆ガス機器の使用上の注意事項 ○広報手段は、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。 ○NHK 及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。 大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。
JR東日本	○広報内容は、次のとおりである。 ◆災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 ◆列車の不通線区や開通見込み等 ○広報手段は、次のとおりである。 ◆被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。 ◆乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。
日本郵便	○業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。 ○災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。 ◆被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ◆被災者が差し出す郵便物の料金減免 ◆被災地宛救助用郵便物の料金免除 ◆被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 ○広報手段は、次のとおりである。 ◆郵便局窓口又は局前等に掲出する。 ◆放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。
首都高速道路	○広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 ○広報手段は、ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備
豊島ケーブルネットワーク	○各救援センターへ臨時 TV を設置 ○一斉メールによる情報伝達 ○独自の取材はせずに、関係機関の情報提供に徹する。

4 広聴体制

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○被災者のための相談所を開設

各消防署	○災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応
各警察署	○臨時相談所を開設 ○交通規制に係るテレホンコーナーを開設

(2) 取組

《区》

- 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、必要に応じて聴取内容を関係機関に連絡するなどして、その解決を図る。
- 救援センター配備職員は、救援センター開設期間中は、相談、要望及び苦情等を受けた場合、救援センター開設キットの「相談記録シート」等を活用し、不明点等がある場合は、関係機関へ連絡し解決を図る。
- 救援センターに臨時相談所を設置する場合、臨時相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地状況等に応じて、区本部が定める。

《各消防署》

- 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

《各警察署》

- 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
- 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

第7章 医療救護・保健等対策

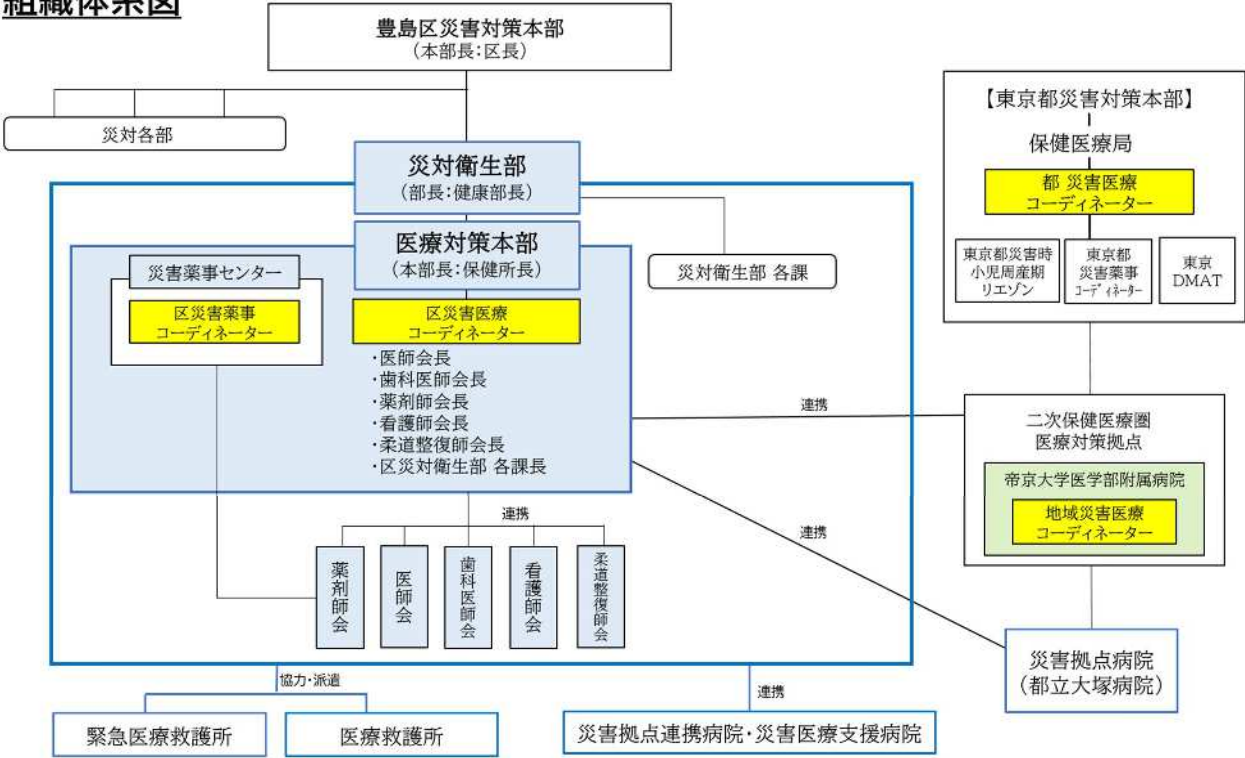
第1節 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会と医療救護活動に関する協定を締結し、災害時における初動医療体制を確立している。
- 災害時の医療救護活動を統括・調整するための医療救護活動拠点として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会等関係機関の協力を得て、震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めた時に、医療対策本部を設置する。

参集基準	医療対策本部人員
○区において震度 6 弱以上の地震が発生したとき ○その他、状況により区長が必要と認めたとき	○医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会の会長、区災害医療コーディネーター、災対衛生部各課長とする ○各会の会長が参集できない場合は、会長の代理 1 名とする ○医療対策本部の本部長は、保健所長とする ○区災対衛生部職員

組織体系図



2 医薬品・医療資器材の確保

- 災害薬事センターには、平常時から緊急医療救護所及び医療救護所で不足した場合に補充する医薬品を備蓄している。
- 緊急医療救護所で使用する医薬品及び医療資器材は、緊急医療救護所周辺の医療機関内もしくはその近隣に備蓄している。
- 医療救護所で使用する医薬品は、医療救護所周辺の薬局に備蓄している。
- 医療救護所に、医療救護所用の医療資器材を配備している。

3 医療施設等の基盤整備

【区内の災害拠点病院等】

指定区分	説明	指定病院
災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	都立大塚病院(区内1か所)
災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 ○主に専門医療、慢性疾患への対応を行う病院	池袋病院、一心病院、長汐病院(区内3か所)
災害医療支援病院		池袋西口病院、要町病院、関野病院、高田馬場病院、としま昭和病院、副都心病院、豊島中央病院(区内7か所)

- 都は、災害拠点病院等の医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、自家発電装置の設置等を推進している。

- また、全病院(救急診療所を含む。)を対象に広域災害救急医療情報システム(EMIS)(※)を整備している。

※広域災害救急医療情報システム(EMIS:イーミス):Emergency Medical InformationSystemの略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。

4 遺体の取扱い

- 遺体収容所として、雑司が谷体育館を指定している。
- 災害時における遺体の搬送や葬祭等に関する防災協定を以下のとおり、締結している。

締結先	協定名称
東京都霊柩自動車協会、全国霊柩自動車協会	災害時における遺体の搬送等に関する協定
全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における葬祭等に関する協力協定
全東京葬祭業連合会	災害時における葬祭等に関する協力協定

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
負傷者数(うち重傷者数)	1,362人(215人)	1,467人(236人)
死者数	55人	59人

1 初動医療体制の確立

- 区内で最大で1470人程度の負傷者(うち重傷者は最大で240人程度)の発生が想定されていることから、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう他自治体からの保健医療活動チームの受入れ及び配置などについて、迅速に調整する機能が必要であり、区内の被害状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。
- 傷病者の搬送について、被災現場から緊急医療救護所へ、緊急医療救護所から災害拠点病院へ等、具体的な手段を確保する必要がある。

2 医薬品・医療資器材の確保

- 区は、災害時に備え医薬品等を備蓄しているが、不足した場合には医療機能の維持に大きな支障が出るため、協定締結事業者から確実に確保する必要がある。

3 医療施設等の基盤整備

- 多くの負傷者に対し迅速かつ的確に医療提供を行うためには、災害拠点病院等の機能確保が大切である。
- また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関との情報通信手段や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

4 遺体の取扱い

- 被災による死者は、最大で59人が想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における運営体制の整備、協定締結先等の関係機関との連携強化が必要である。
- また、区部及び多摩地域の18箇所の火葬施設(火葬炉は約170炉)のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、東京都広域火葬計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動医療体制等の確立

(1) 区災害医療コーディネーターの設置

- 都は、都本部の下に設置する東京都災害医療コーディネーターと、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。
- 一方、区においても、医療対策本部内の医療救護活動を統括・調整するために、必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動に対して医学的な視点から助言する区災害医療コーディネーターを配置する。

- 地域の実情に応じて構築している災害時の情報連絡系統や緊急医療救護所の設置場所などが円滑に機能するよう、引き続き体制強化を図っていく。具体的な検討は、災害医療コーディネーターや医師会、警察、消防等の関係機関からの委員で構成される「豊島区災害医療検討会議」で行うこととし、その結果は「豊島区緊急医療救護所・医療救護所における医療救護活動マニュアル」にとりまとめるとともに、必要に応じて本計画に反映させることとする。
- また、小児・周産期に係る災害時の情報収集や関係機関との調整機能について体制を構築する。

(2) 負傷者の搬送手段の確保

- 東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体や協定締結事業者等と連携して、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

- 医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、医薬品等の卸売販売業者を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

3 医療施設等の基盤整備

- 区は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や各医師が実施する医療救護活動に関して、都や区が策定したマニュアルやガイドライン等を用いた研修等を実施し、災害拠点病院、災害拠点連携病院等との連携強化を図る。

4 遺体の取扱い

- 協定を締結している事業者とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。
- 被害状況に応じて、遺体収容所の開設・運営を行う。

第4節 到達目標

1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化

- 区では、区災害医療コーディネーターを配置し、区内・近隣の病院、区内の診療所、緊急医療救護所、医療救護所等の情報を一元的に収集し、円滑な医療スタッフの配置、負傷者の搬送等医療救護に関し、医療対策本部(長)に助言をする。
- 超急性期におけるDMATによる救急医療のコーディネートから引き継ぎ、72時間以降慢性期までの医療コーディネートを行う。

2 医薬品・医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

- 区は、医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。
- また、医薬品等の確保については、医療機関及び薬局が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、区は卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関及び薬局において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

3 区内病院との確実な情報連絡体制の構築

- また、災害拠点病院等搬送調整が必要な病院については、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多角的な供給体制を確立するとともに、IP無線の整備による確実な情報連絡体制を構築する。

4 検視・検案体制の構築

- 速やかな検視・検案等に資するため、区、各警察署及び関係機関は連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

※検視

検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。

※検案

監察医(医師)が、死亡原因を調べることをいう。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 初動医療体制等の整備

(1) 情報連絡体制等の確保

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区内の医療機関及び医療救護班等との連絡体制を確立 ○急性期における医療救護所等及び医療対策本部の設置 ○区災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区管内の関係機関との情報連絡体制を構築
都保健医療局	○把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立

②取組

《区》

- 区は、医療対策本部内の医療救護活動を統括・調整するために必要な医療情報を集約、一元化し、医療救護活動の医学的助言を行うために、区災害医療コーディネーターを任命する。
- 区は、区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動内容等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報連絡通信訓練等を実施する。
- 区は、区内の医療機関、医療救護班及び区西北部保健医療圏医療対策拠点との情報連絡体制の構築を図る。

【災害医療コーディネーター】

名称	説明
東京都災害医療 コーディネーター	○都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療 コーディネーター	○各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
区災害医療 コーディネーター	○区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う区が指定する医師

【災害時小児周産期リエゾン】

名称	説明
東京都災害時小児周産期リエゾン	○都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	○各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

【医療対策拠点等】

名称	説明
二次保健医療圏 医療対策拠点	○都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療 連携会議	○都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療に係る具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

(2) 医療救護活動等の確保

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区内の医療機関、区医療救護班等の確保 ○緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保 ○医療対策本部の設置場所を確保

都保健医療局	○東京 DMAT 及び東京 DPAT 隊員を養成 ○都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○DHEAT 構成員の養成 ○応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○東京都立病院機構との調整

[illegible]

名称	説明
緊急医療救護所	○区が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等(病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。)に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ(※)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。
救援センター 医療救護所	○救援センター地域本部12か所に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を行う。
医療対策本部	○災害時の医療救護活動を統括・調整するための医療救護活動拠点

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

– 190 –

《区》

ア 医療救護班等の確保

○区は、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班、柔道整復師班等を編成できるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会等と協定を締結している。

イ 緊急医療救護所及び医療救護所の設置場所を確保

○区は、緊急医療救護所を設置する場所として、以下の災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）を確保している。

○医療救護所を設置する場所として、救援センター地域本部12か所を指定している。

○医療対策本部を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

【緊急医療救護所の開設予定場所】

災害拠点連携病院等	緊急医療救護所開設予定場所
都立大塚病院	都立大塚病院前
池袋病院	東池袋公園
一心病院	巣鴨公園
長汐病院	長汐病院前
高田馬場病院	高田第三公園
としま昭和病院	としま昭和病院前
要町病院	要町病院前
副都心病院	
池袋西口病院	西池袋公園
関野病院	関野病院前

【医療救護所の開設場所】

地域本部	施設名称	地域本部	施設名称
第1地域本部	清和小学校	第7地域本部	椎名町小学校
第2地域本部	朋有小学校	第8地域本部	千早小学校
第3地域本部	西池袋中学校	第9地域本部	高松小学校
第4地域本部	南池袋小学校	第10地域本部	駒込小学校
第5地域本部	目白小学校	第11地域本部	池袋本町小学校・池袋中学校
第6地域本部	長崎小学校	第12地域本部	巣鴨小学校

ウ 医療対策本部の設置場所を確保

○医療対策本部を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

(3) 負傷者等の搬送体制の確保

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○負傷者の搬送方法の拡充 ○医療救護所及び緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築

②取組

○負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、区庁有車、協定先による支援、担架による搬送等で状況に応じて実施する。
 区は、車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、搬送手段の更なる拡充を図る。
 ○発災現場から医療救護所及び緊急医療救護所へ、医療救護所及び緊急医療救護所から災害拠点病院へ等、傷病者の搬送体制の構築を図る。

(4) 防疫体制の整備

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 ○都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
都保健医療局	○薬品等の受入・調達計画を策定 ○防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

②取組

《区》

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。(本編第9章避難者対策「動物愛護」P284)

2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○緊急医療救護所及び医療救護所用の医薬品等を備蓄 ○薬剤師会と連携し、災害薬事センター設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
薬剤師会	○災害時の情報連絡体制を整備 ○薬剤師班の編成体制等を整備

(2) 取組

- 災害薬事センターには、緊急医療救護所及び医療救護所で不足した場合に補充する医薬品を備蓄している。
- 緊急医療救護所で使用する医薬品及び資器材は、緊急医療救護所周辺の医療機関内もしくはその近隣に備蓄している。
- 医療救護所で使用する医薬品は、医療救護所周辺の薬局に備蓄している。
- 災害薬事センターは保健所内に設置する。
- 区は、薬剤師会と連携して、災害薬事センターの運営方法、災害薬事コーディネーターの設置、納入先への搬送方法等具体的な活動方法等について協議する。卸売販売業者は、原則として、緊急医療救護所で使用する医薬品は直接各緊急医療救護所へ、救護センターで使用する医薬品は災害薬事センターへ納品する。
- 区は、医薬品等の調達方法(卸売販売業者への発注方法等)について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議する。

3 医療施設の基盤整備

- 広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図っている。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明	指定病院
災害拠点病院	○主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	都立大塚病院(区内1か所)

災害拠点連携病院	○主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 ○主に専門医療、慢性疾患への対応を行う病院	池袋病院、一心病院、長汐病院（区内3か所）
災害医療支援病院		池袋西口病院、要町病院、関野病院、高田馬場病院、としま昭和病院、副都心病院、豊島中央病院（区内7か所）

4 遺体の取扱い

○行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○遺体収容所の運営に関する条件整備 ○遺体収容所の指定・公表
都保健医療局	○区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化

(2) 取組

①遺体収容所の運営に関する条件整備

○遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ◆遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- ◆行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- ◆検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- ◆遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

②遺体収容所の指定・公表

○遺体収容所は、死者の尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表する。なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

- ◆屋内施設
- ◆避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ◆検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
- ◆身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

【遺体収容所の指定】

名称	住所	規模	構造
雑司が谷体育館	雑司が谷3-1-7	4,173.96㎡	SRC:B2・2F

第6節 具体的な取組【応急対策】

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月程度)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

1 初動医療体制等

(1) 救助・救急活動

機関名	対策内容
各警察署	○救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して実施する。 ○救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○救出救助活動にあたっては、重機类等装備資機材等を有効に活用する。 ○速やかな救出救助活動のため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○東京消防庁、自衛隊、地域防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

機関名	対策内容
各消防署	○特別救助隊、ポンプ隊及び救急隊等が連携し、救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動に取り組む。 ○救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を実施する。 ○救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携して傷病者の救護にあたる。 ○救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車、民間患者等搬送事業者、タクシー事業者(サポート Cab)等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○警視庁、自衛隊、東京 DMAT、医師会、地域防災組織等と連携協力し、救助・救急に万全を期する。 ○区との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を必要な時期に区に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的に人命救助・救急活動を行う。
各消防団	○救助器具を活用し、地域住民との協働による救出活動とともに、負傷者に対する応急手当を実施し、安全な場所へ搬送する。

(2) 医療情報の収集伝達体制

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告
都保健医療局	○都保健医療局災害対策本部及び都福祉局災害対策本部を保健医療福祉調整本部(※)として位置付け、関係各機関と協力し、以下保健医療福祉活動の総合調整を図る。 ○区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有 ○各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
医師会 歯科医師会 薬剤師会 看護師会 柔道整復師会	○被害状況及び活動状況等を把握し、区へ報告

※保健医療福祉調整本部：令和4年7月22日年付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」において示された組織。大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う。

②取組

《区》

- 医師会及び区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

《都保健医療局》

- 東京都災害医療コーディネーターが中心となり、区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関が連携して被害状況及び医療機関の活動状況、他県からの DMAT・DPAT・医療チームの派遣状況などの情報を一元的に収集する。
- 二次保健医療圏ごとに医療対策拠点を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に圏域内の被害状況や医療機関の活動状況等の情報を収集する。
- 収集した医療情報を区市町村等の関係機関に提供する。
- 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。
- 防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等を活用して、医療機関から情報収集を行う。

(3) 初動期の医療救護活動

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害時における医療救護を一次的に実施 ○区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整 ○救援センターに医療救護所を設置 ○災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ○救援センターにおいて定点・巡回診療を実施 ○医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会及び柔道整復師会との協定に基づき、医療救護の実施を要請 ○医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○災害薬事センターを設置して区災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣を調整

都保健医療局	○東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣 ○災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣 ○区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 ○東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 ○相互応援協定等に基づく医療救護班や日本 DMAT 等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保 (各二次保健医療圏) ○基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整
医師会 歯科医師会 薬剤師会 看護師会 柔道整復師会	○区から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合、医療救護活動に協力する
各消防署	○都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 ○東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施

②取組

＜＜区＞＞＜＜医師会等＞＞

ア 医療対策本部の設置

- 震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めた時に、災害時の医療救護活動を統括・調整するための医療救護活動拠点として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会及び柔道整復師会等関係機関の協力を得て、医療対策本部を設置する。
- 医療対策本部は、保健所に開設する。
- 緊急医療救護所や医療救護所、医療機関等の医療救護活動に関する情報、日赤・DMAT・医薬品・医療資器材等の人材や資器材の情報をもとに、医療救護活動全体に関する意思決定及び助言をする。
- 区は、収集した情報を帝京大学医学部附属病院に設置される医療対策拠点に報告するとともに、収集した情報の中で、必要なものは区民へ広報する。

イ 医療救護所の設置

- 医療救護所は、救援センター地域本部12か所に開設し、主に軽症者の対応、慢性疾患患者への調剤、体調不良等の診察・相談を行う。
- 医師会の医師を救援センター医療救護班の班長とし、班長の指示・医学的助言に基づき、医療救護活動を行う。
- 医療救護所の担当医師は、避難者の負傷状況等を確認し、地域本部を通じて医療対策本部へ状況を報告する。

ウ 緊急医療救護所の設置

- 震災直後に殺到する負傷者対応の混乱を防ぎ、病院機能を確保する為に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、柔道整復師会等関係機関と連携し、区内の災害拠点病院、災害拠点連携病院等の門前または、近隣に緊急医療救護所を開設し、負傷者に対するトリアージと軽症者の応急処置、中等症者、重症者の搬送調整を行う。
- 医師会の医師を緊急医療救護所の班長とし、班長の指示・医学的助言に基づき、医療救護活動を行う。

エ 医療救護所及び緊急医療救護所への参集

- 区において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めたときに、参集名簿等により予め定めた担当となっている緊急医療救護所、もしくは医療救護所の開設予定地に参集し、開設を行う。

参集基準	参集人員
○区において震度6弱以上の地震が発生したとき ○その他、状況により区長が必要と認めたとき	○区は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会・柔道整復師会等と協議の上、医療救護所（又は緊急医療救護所）を開設した際の担当医師等を定めておく。 ○災害時に、担当医師等は可能な限り、所定の参集場所に参集する。

オ 医療救護班等の派遣方法

- 区長は、必要に応じて、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、看護師会長及び柔道整復師会長に医師等の派遣を要請する。
- 区長から医師等派遣の要請があった場合には、医師会長、歯科医師会長、薬剤師会長、看護師会長及び柔道整復師会長は、直ちに班編成などを実施して、所定の箇所へ派遣し、医療救護活動を実施する。なお、震度6弱以上の地震が発生したときは、区長からの要請があったとみなす。
- 医療対策本部が診療所での診療が可能と認めた場合、診療所で診察する。

カ 医療救護班等の構成

- 医療救護所及び緊急医療救護所で医療救護活動に従事する医療救護班の構成は、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班（区登録看護師含む）、柔道整復師班とする。

キ 医療救護班等の活動内容

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、救援センター等における医療救護所を中心とする。

【医療救護班等の活動内容】

区分	内容
医療救護班	○傷病者に対するトリアージ ○傷病者に対する応急処置及び医療 ○災害拠点病院等への転送の要否及び搬送順位の決定 ○助産救護 ○その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○傷病者に対するトリアージの協力 ○歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○救援センター内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導
薬剤師班	○医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○傷病者に対するトリアージの協力 ○医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○救援センターの衛生管理・防疫対策への協力
看護師班	○医療救護所等または災害現場等における、医師の指示の下での傷病者に対する応急処置及び看護 ○被災者の健康相談、保健衛生指導及び妊産褥婦への支援
柔道整復師班	○傷病者に対する応急救護の実施 ○傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供 ○応急救護に関する役務の提供

《都保健医療局》

ア 東京DMATの活動

- 東京 DMAT の出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- 災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都保健医療局、東京消防庁で協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。
- 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。
- 他県からの応援 DMAT の受入れに当たっては厚生労働省(DMAT 事務局)と調整する。
- 他県からの応援 DMAT 及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

イ 東京DPATの活動

- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都保健医療局が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省(DPAT 事務局)と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他県市等へ情報提供する。

(4) 負傷者等の搬送体制

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○被災現場から医療救護所まで搬送 ○区市町村が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 ○搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
各消防署	○搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。

②業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、医療機関又は緊急医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、都及び区が対応する。
- 医療機関や医療救護所に対応できない重症者は、日本 DMAT などの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。

③取組

- 区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、各消防署等の関係機関と連携し、状況に応じて、次のとおり実施する。車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、搬送手段の更なる拡充を図る。
 - ◆消防機関に配車・搬送を要請する。
 - ◆区庁有車、又は医療救護班が使用した車両により搬送する。
 - ◆民間の患者等搬送事業者の協力を得て搬送する。
 - ◆区職員及び消防機関職員、緊急医療救護所に参集した医療スタッフが担架で搬送する。
 - ◆協定先の支援を得て搬送する。
 - ◆豊島区社会福祉事業団が所有する車両の提供を得て搬送する。

- 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

(5) 保健衛生体制

①対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ○区単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、区が独自に他縣市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請 ○派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都保健医療局	○避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○区市町村における保健活動班の活動を支援 ○区市町村が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災区市町村、国及び他縣市等に保健活動班の派遣を要請 ○被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

②取組

ア 保健活動

《区》

- 保健師等必要な職種からなる保健活動班を編成して救援センターにおける健康相談、地域における巡回健康相談を行う。
- 救援センター等における感染症発生予防と患者発生時療養支援、蔓延防止対策を行う。
- 健康相談でスクリーニングしたところのケア対象者を東京 DPAT など専門相談に繋げる。
- 救援センター避難者の食事配給に関して、栄養面からの配慮、指導を実施する。
- 食物アレルギー等特殊食品利用者への栄養指導を実施する。
- 救援センター等の歯科保健相談を実施する。必要時、歯科医療機関との連携により診療可能な歯科診療所に繋げる。

《都保健医療局》

- 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。
- 区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国及び他縣市等に保健活動班の派遣を要請する。
- 要配慮者等の栄養・食生活の支援について、都栄養士会と連携して実施する。

イ 在宅難病患者への対応

《区》

○在宅難病患者の状況把握に努め、自宅療養が継続できるよう支援する。

《都保健医療局》

○区市町村からの要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応

○区は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

○人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

○在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

エ 透析患者等への対応

《区》

○透析医療機関の稼働状況等の情報について、東京都透析医会及び東京都区部災害時透析ネットワーク等から集約し、ホームページ上で公表するとともに、区民への情報提供に努める。

○被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。

《都保健医療局》

○東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。

○被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。

○他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

オ 周産期妊婦への対応

○都、都立大塚病院、医師会等と連携して、産科医療機関の受入状況を区民に情報提供する。

○妊産婦等の負傷や産科合併症がある場合など、区内の医療機関での受入が困難な場合は、区災害医療コーディネーターを通じ、区西北部地域災害医療コーディネーターに受入調整を要請する。

カ 被災動物の保護

《区》

○飼い主不明又は継続飼養困難な被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

※本編第9章避難者対策「負傷動物・飼い主不明動物の救護」P286

《都保健医療局》

○負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

○関係団体等と協働し、「動物救護本部」を設置する。

2 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○災害発生時には区が備蓄しているものを使用 ○備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
薬剤師会	○薬剤師会は、区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、区薬剤師会の調整等を行う。
都保健医療局	○医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○区の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供

(2) 取組

《区》

①災害薬事センターの設置

○震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または区長が必要と認めたときに、保健所内に災害薬事センターを設置する。

②災害薬事コーディネーターの設置

○災害薬事コーディネーターは、薬剤師会から選任する。

○災害薬事コーディネーターの業務は以下のとおりである。

- ◆医療救護所の開設に合わせ、医療救護所周辺の薬局から医療救護所への医薬品搬送指示を出す。
- ◆各医療救護所で必要になる医薬品等の需要状況の把握、卸売販売業者、都への発注、在庫管理を行う。
- ◆各医療救護所からの情報収集と薬事の観点からの分析を行う。
- ◆支援薬剤師の派遣要請と受け入れ調整を行う。
- ◆区災害医療コーディネーター、都薬事コーディネーターへの情報提供を行う。
- ◆必要に応じて医薬品等の代替供給の提案を行う。

③医薬品の供給体制と輸送体制

○緊急医療救護所で使用する医薬品は、各緊急医療救護所近隣地にて保管されている。保管場所から運び出して使用する。

○医療救護所で使用する医薬品は、医療救護所周辺の薬局に備蓄している。

○緊急医療救護所、医療救護所ともに医薬品に不足が生じた場合には、災害薬事センターに供給を依頼する。

- 災害薬事センターでは、緊急医療救護所、医療救護所に補充するための医薬品を備蓄している。災害薬事センターで備蓄している医薬品が不足した場合は、都に供給要請する。
- 都からの供給では足りない場合は、協定締結している医薬品卸売販売業者に発注する。なお、不足分の輸送については、災害薬事コーディネーターを通して医薬品卸売販売業者に依頼する。ただし、輸送が困難な場合は、区が協力する。

【区が使用する医薬品の調達手順】

手順	内容	
①	区の備蓄品を使用	○災害時には区備蓄を優先的に利用する。 ○備蓄だけで対応できない場合には、薬剤師会へ提供を要請する。
②	都の備蓄品を使用	○区の備蓄が不足する場合に、区は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。 ○都の備蓄は、都が区へ配送する。(状況に応じて、都への備蓄供出要請前に③に示す卸売販売業者からの調達を行う。)
③	区が卸売販売業者から調達	○区は卸売販売業者へ医薬品等を発注する。(下図①のとおり) ○発注は災害薬事センターが取りまとめる。
	(区での調達が不可能な場合) 都が卸売販売業者から調達	○区は都に対し、調達を要請する。(下図②のとおり) ○都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。
④	卸売販売業者が医薬品等を納入	○卸売販売業者は、区へ納品する。 ○原則として、緊急医療救護所で使用する医薬品は各緊急医療救護所へ納品する。避難所(救援センター)で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けしたうえで各避難所(救援センター)へ輸送する。(下図のとおり) ○卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

[illegible]

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都総務局	○都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都保健医療局	○医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請

○災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。

○災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

(3) 取組

《都保健医療局》

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他県市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援県市に受入要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視、検案、身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

- 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、区と都は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。

①遺体の搜索についての取組

機関名	対策内容
区	○関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施
陸上自衛隊	○都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。
各警察署	○救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

※行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

《区》

- 都総務局に協議し、都各部局、警察、関係機関及び地元奉仕団等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施する。
- 区は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。
 - ◆救助実施記録日計票

- ◆捜索用機械器具燃料受払簿
- ◆死体の捜索状況記録簿
- ◆死体の捜索用関係支出証拠書類

②遺体の搬送(遺体収容所まで)についての取組

機関名	対策内容
区	○区及び関係機関等との連絡調整を実施 ○状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。
都総務局	○遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

《区》

○区は、搬送に必要な車両の調達及び作業員を雇上げ、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

③遺体収容所の設置とその活動についての取組

機関名	対策内容
区	○災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ○状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ○遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ○都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○遺体の腐敗防止の対策を徹底
各警察署	○遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○警視庁の内規に基づき、開設された遺体収容所に検視班等を派遣
都保健医療局	○遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援

《区》

- 災害発生後速やかに雑司が谷体育館に遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況を都及び警察署に報告する。
- 遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

《都保健医療局》

- 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

④検視・検案・身元確認等についての取組

- 検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、区、都及び警察署は必要な体制を確立する。

ア 都・区市町村等が行う対策

機関名	対策内容
区	○遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定
監察医務院	○警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
各警察署	○遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
都保健医療局	○知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請

イ 協力機関が行う対策

○関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都保健医療局(監察医務院)の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

機関名	対策内容
医師会	○区の要請に応じて、遺体の検案に協力
歯科医師会	○区及び警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力

ウ 身元確認に関する機関別活動内容

機関名	対策内容
区	○身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
各警察署	○行方不明者と身元不明者の照合、DNA 型鑑定等の身元調査を行う。 ○身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。
歯科医師会	○検視・検案に際して法歯学上の観点から協力を行う。

エ 区民への死亡者に関する情報提供についての取組

機関名	対策内容
区	○大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び各警察署と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施
都保健医療局	○大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供

オ 遺体の遺族への引き渡しについての取組

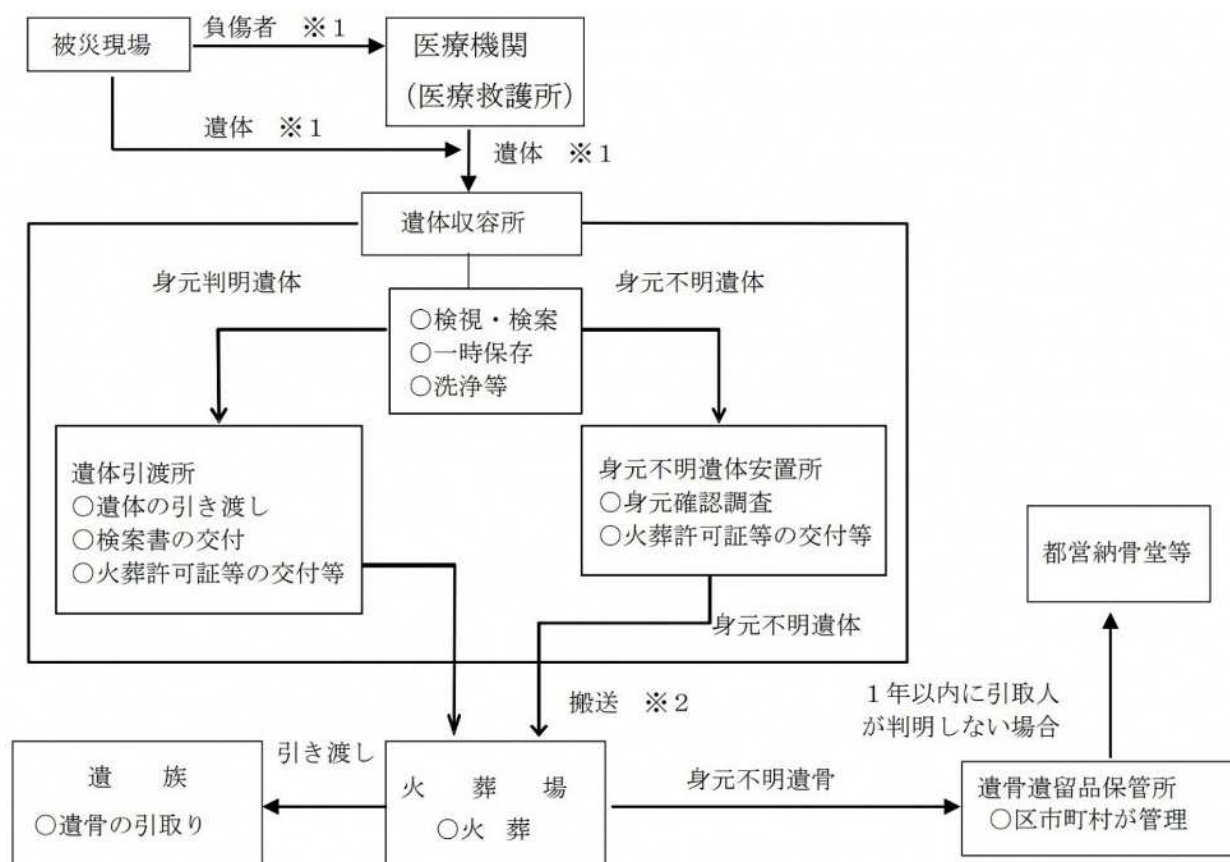
機関名	対策内容
区	○警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施
各警察署	○区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施

カ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組

機関名	対策内容
区	○遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ○死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都総務局	○区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。

(2) 業務手順

①遺体取扱いの流れ



※1警視庁は、区市町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力する。自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体に関係機関へ引き継ぐ。

※2区市町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請する。

②遺体の搜索期間と国庫負担

○遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区分		内容
搜索の期間		○災害発生の日から 10 日以内とする。
機関の延長(特別基準)		○災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 ◆延長の期間 ◆期間の延長を要する地域 ◆期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ◆その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

③遺体処理の期間等と国庫負担

区分	内容
遺体処理の期間	○災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長	○災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費	○遺体の一時保存のための経費 ○遺体の洗淨・縫合・消毒の処理等のための費用

第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や救援センター等及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等(※)の駆除等を行う。 ○「生活衛生班」、「衛生指導班」、「医薬指導班」、「保健予防班」及び「保健活動班」を編成し、防疫活動を実施 ○被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡 ○防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は区医師会、薬剤師会等に協力を要請 ○都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○被災地や救援センター等における感染症発生状況の把握 ○感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○救援センター等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ○一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○飼い主不明又は継続飼養困難な被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都保健医療局	○区市町村の防疫活動を支援・指導 ○都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達 ○区市町村の衛生管理対策を支援・指導 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○区市町村における保健活動班の活動を支援 ○「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

※ねずみ族、昆虫等

感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(2) 取組

①防疫活動

《区》

○所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「生活衛生班」、「衛生指導班」、「医薬指導班」、「保健予防班」及び「保健活動班」を編成(又は担当者を配置)して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班名	役割
生活衛生班	○救援センターにおける同行避難動物の受入れ収容に関すること。
衛生指導班	○救援センター開設後、速やかに衛生相談を行う。 ○保健活動班及び衛生指導班は健康調査及び健康相談の実施と並行して、感染症予防のための広報及び健康指導を行う。 ○救援センターの消毒(指導) ○消毒薬の配布及び消毒の確認 ○飲料水の消毒(指導) ○患者発生時の消毒(指導)、トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒(指導)、消毒薬配布と消毒(指導) ○食の安全確保と衛生指導
医薬指導班	○被災地の医療・薬事調査及び指導を実施する。 ○仮設診療所・仮設薬局開設届、医療機関による巡回診療計画等を受理する。 ○救援センターの医療活動の状況把握及び受理した仮設診療所等を情報提供する。
保健予防班	○災害時関連疾患や感染症予防等の広報に関すること
保健活動班	○救援センター開設後、速やかに健康調査及び健康相談を行う。 ○感染症予防のため広報及び健康指導を実施する。 ○必要により応急処置、感染症の流行状況を踏まえた予防接種を実施する。 ○患者の消毒(指導)を行う。 ○救援センターの感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

《都保健医療局》

○区市町村等から情報を収集し、感染症の発生及びまん延のおそれがあるなど必要があると認めるときは、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除について指示を行うとともに、防疫用薬剤の供給や駆除等について支援を行う。

○「食品衛生指導班」を編成し、区市町村と連携して食品の安全を確保する。

○必要に応じて、都医師会、都薬剤師会等に対して、区市町村の実施する防疫活動への協力を要請するとともに、連絡調整を行う。

○必要に応じて、他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

②感染症対策

○一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所(以下「都区市保健所」という。)が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

- 都保健医療局及び都区市保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 区は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都保健医療局は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、区市町村に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 区保健所は、救援センター等において感染症の集団発生が確認された際には、保健活動班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

③被災動物の保護

- 区は、都保健医療局が関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が行う被災動物の保護に協力する。

2 火葬

(1) 対策内容と役割分担

①火葬特例の適用・許可証発行について

機関名	対策内容
区	○通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期するため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行

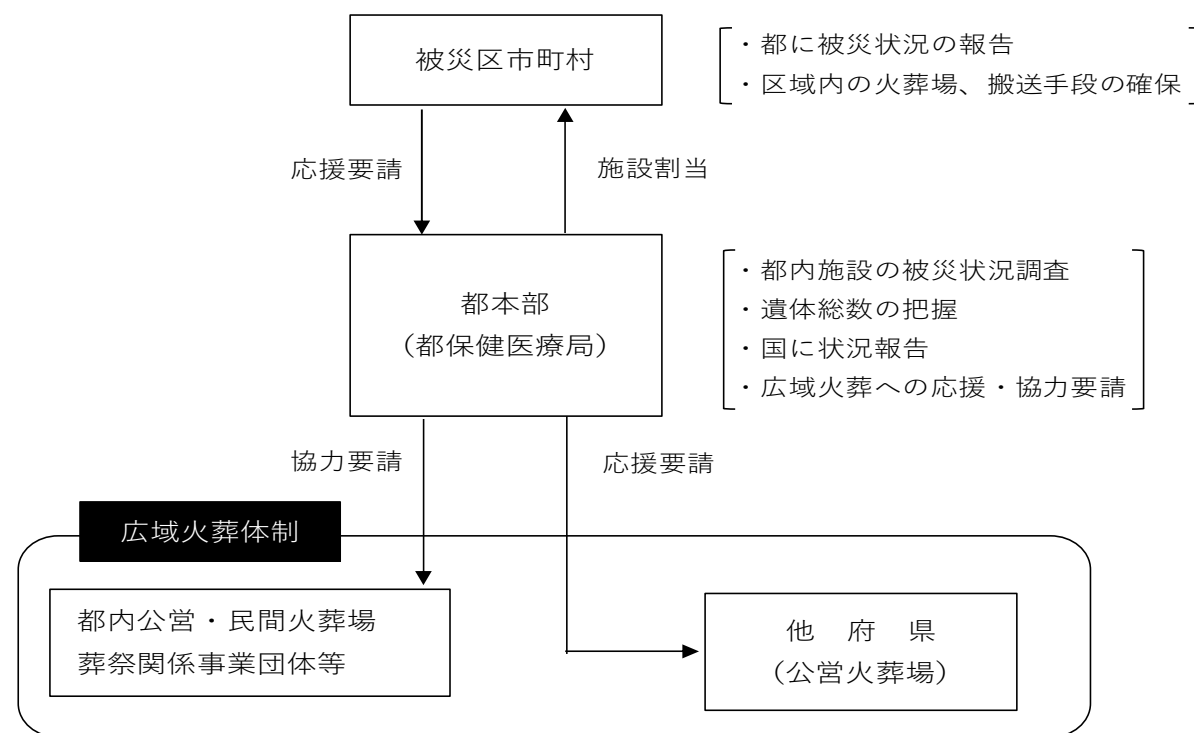
②広域火葬の実施について

機関名	対策内容
区	○火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保 ○状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請 ○都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認 ○遺体の搬送に必要な車両を確保 ○交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請

都保健医療局	○広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備 ○区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知 ○対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請 ○各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼 ○火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請 ○遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。

(2) 業務手順

【火葬体制】



(3) 取組

○火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無に関わらず火葬が困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に実施する。

①火葬の要件

○火葬の要件は以下のとおりである。

- ◆対象は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。
- ◆災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

②火葬の方法

- 区は、「災害死体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡す。
- 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。
- 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。

③遺体の火葬

- 遺体の火葬は、必要に応じて区において火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は計画に基づき、広域火葬体制を整備する。区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

④広域火葬の実施

- 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

第8章 帰宅困難者対策

第1節 現在の到達状況

1 国及び首都圏における検討状況

- 都は、国と共に東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を、平成 23 年9月に設置し、平成 24 年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。
- その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。
- 国は、近年の鉄道の耐震対策の進展など社会状況の変化などを踏まえ、帰宅困難者対策のあり方について検討を行うことを目的として、令和3年 11 月に「首都直下地震等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に「帰宅困難者等対策における今後の検討方針」を公表した。

2 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

- 都は、平成 24 年 11 月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正により、帰宅困難者対策の章を帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。
- 区においても、令和6年の豊島区地域防災計画の修正時より、本章を防災対策基本条例第22条に定める帰宅困難者対策の実施に関する課題や対策の方向性等を明記した「豊島区帰宅困難者対策計画」に位置付ける。

3 東京都帰宅困難者対策条例及び豊島区防災対策基本条例の施行

- 都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例(平成 24 年東京都条例第 17 号)を平成 25 年4月に施行した。
- 区は、防災対策基本条例を平成 25 年 3 月 25 日に施行し、国、都、防災関係機関及び事業者との連携及び協力の下で、帰宅困難者対策を実施すると定めている。

4 都における検討状況

- 都は、東日本大震災から 10 年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の帰宅困難者対策の方向性を検討するため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を令和3年5月に設置し、同年 12 月に報告書を公表した。

5 事業所防災リーダー制度の創設・運用

- 都は、令和4年3月、平時はもとより災害発生時も都と直接つながって防災に関する情報を受け取り、各事業所内で帰宅困難者対策や防災対策を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を開始した。

6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発運用

- 都は、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の運用を令和 6 年度末に開始した。

7 一時滞在施設の確保

- 都は、都立施設を指定するとともに、国、区市町村、民間事業者と協力し、一時滞在施設を 1,217 箇所(448,479 人分)確保した(令和5年1月現在)。
- 区は、区有施設及び民間施設30か所を一時滞在施設 9,921 人分(区内都施設の人数含む、令和6年1月現在)として指定している。

8 災害時帰宅支援ステーションの整備

- 都は、混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを10,439箇所確保した(令和4年10月現在)。

9 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の設置

- 平成20年に都、区、警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等で構成する「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」を設置し、帰宅困難者対策の検討及び訓練の実施に取り組んでいる。

10 池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定

- 都市再生緊急整備地域において都市開発事業等による都市機能の集積が図られてきたところだが、東日本大震災における帰宅困難者の発生による混乱により、都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模な地震の発生を想定した都市の安全確保策を講じる必要があることが明らかとなった。
- 国は、平成24年に都市再生特別措置法の一部が改正し、大規模な地震が発生した場合における滞留者等の安全確保を目的とした「都市再生安全確保計画制度」を創設した。
- 平成27年7月に特定都市再生緊急整備地域の指定を受けた池袋駅周辺では、平成28年12月に都市再生特別措置法第19条の15に基づき、大規模地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保するために必要な都市再生安全確保施設(一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等)の整備及び管理に関する計画である「池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画」を策定した(平成30年3月変更)。
- 今後、計画に基づき、民間都市再生事業や公共都市基盤整備の進展にあわせて、事業者、エリアマネジメント組織、行政などの公民連携により、都市開発制度等を通じて都市再生安全確保施設の整備や管理に取り組み、災害に強いエリアとして池袋駅周辺地域のブランド・価値の向上及び都市の国際競争力を強化していく。

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
区内滞留者数	最大396,744人	
帰宅困難者数	最大128,014人	

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底における課題

- 大規模地震の発生に伴う被害状況や鉄道の運状況等に応じて、柔軟な帰宅支援を推進するためには、発災後3日間の一斉帰宅抑制の基本原則が広く浸透していることが重要である。しかし、一斉帰宅抑制の基本原則に対する認知度は40%程度(令和3年3月内閣府アンケート)に留まっており、一斉帰宅抑制の必要性や帰宅困難者等対策の取組に対する認知度について、周知徹底する必要がある。

- 帰宅困難者対策条例に基づく取組について、区民、事業者などにおいても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄を行うことが必要である。
- 一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や区民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に都内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題

- 東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとはいえず、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。例えば、池袋駅周辺混乱防止対策協議会と連携して、池袋駅周辺のデジタルサイネージ所有事業者等に働きかけ、帰宅困難者等への情報発信体制を構築する等が考えられる。
- 区においても、帰宅困難者や関係機関向けに区ホームページ、区公式SNS、安全安心メール、デジタルサイネージ等の情報提供方法を整備しているが、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきていることから、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。

3 一時滞在施設に関する課題

- 被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。既存の区立施設及び都立施設をはじめとした大規模な民間施設も含め、池袋駅周辺を中心に一時滞在施設の確保を着実に進めているが、引き続き一時滞在施設の確保が必要となる。
- また、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができるよう、平時から施設に対する支援が重要である。

4 帰宅支援に関する課題

- 帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日目以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。
- 地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーションなどの支援体制の充実が必要である。

第3節 対策の方向性

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- 帰宅困難者対策条例で規定した内容を区民及び事業者等に周知していく。(従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など)
- 都では、特に事業所防災リーダー制度を活用し、都内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図るとともに、普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するよう SNS・Web メディア等も活用した広報を実施していく。

2 情報通信基盤の整備及び情報提供体制の構築

- 国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。

- 外出中の人が適切な行動を判断するために必要となる、被害状況、鉄道等の運行状況、駅周辺の混雑状況、一時滞在施設の開設状況等に関する情報について、それらの情報を求めた人々が、駅周辺に殺到するといったことがないよう、効率的かつ適切に情報提供できる体制を構築する。
- 一方、通信環境が悪化した場合や、スマートフォンをはじめとした情報端末に精通していない帰宅困難者にも配慮した情報提供体制を併せて整備するとともに、外国人や障害のある方々等の要配慮者に対しても情報格差が生じないように留意する。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

- 都及び区は、一時滞在施設の確保に向けて、民間事業者に対して一時滞在施設の提供に向け協定の締結を推進する。
- 池袋駅周辺の市街地再開発事業等にあわせて、一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等を確保する。池袋駅周辺地域以外についても、都市開発等にあわせて一時滞在施設や退避経路等を確保する。
- 行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるよう、平時から一時滞在施設の運営方法について支援する。

4 帰宅支援のための対策

- 鉄道運行再開等を踏まえ、従業員等の安全な帰宅方法を検討するよう事業者に周知徹底するほか、帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの確保、地域での取組の推進を目指す。

第4節 到達目標

1 事業所における帰宅困難者対策の強化

- 帰宅困難者対策条例及び防災対策基本条例に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。

2 一時滞在施設の確保及び質的向上

- 企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、なるべく早期に一時滞在施設を確保する。また、発災時にもより確実に運営できる体制を整備する。

3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備

- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設への案内・誘導等が行える体制を構築する。
- 区は、同システムを活用し、被害状況、鉄道等の運行状況、駅周辺の混雑状況、一時滞在施設の開設状況等に関する情報について、それらの情報を求めた人々が、駅周辺に殺到するといったことがないよう、滞留者や帰宅困難者への確実な情報提供、一時滞在施設への案内・誘導等を実現できるような体制を整備する。

4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

- 都は、混乱収拾後に安全な帰宅方法を検討するよう、事業所防災リーダー制度等を活用して事業者に周知徹底するほか、引き続き災害時帰宅支援ステーションの確保・周知を図る。更に徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスなどの代替輸送手段を確保する。
- 区は、都と連携して、徒歩帰宅者の支援を実施する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○帰宅困難者対策条例の区民・事業者への周知徹底 ○駅前滞留者対策協議会、又は自治体ごとの帰宅困難者対策協議会等の設置 ○駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
都総務局	○帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 ○「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 ○各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 ○駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
都都市整備局	○都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進 ○発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援
各警察署	○所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言 ○駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ○地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
各消防署	○所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言 ○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
事業所	○事業所防災リーダーへの登録 ○企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 ○企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
学校等	○児童・生徒等の安全確保のための体制整備
集客施設及び駅の事業所	○集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進

(2) 取組

①帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知

《区》

- 都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- 池袋駅西口地区や東池袋一丁目地区、南池袋二丁目C地区、東池袋四丁目2番街区地区などの市街地再開発事業等にあわせて、一時滞在施設や退避経路、備蓄倉庫等を確保する。また、池袋駅周辺地域以外についても、都市開発制度等にあわせて一時滞在施設や退避経路等を確保する。
- 大規模な新規の民間建築物に対しては、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図る。

《都》

- 都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- 都民向け防災ブックや、令和5年度に実施する「関東大震災 100 年」の関連イベントなど、様々な普及啓発の手段と連携し周知を図る。
- 事業所の防災担当者等が都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度を活用し、平時にも防災コンテンツ等を配信して従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る。
- 事業所防災リーダー等を対象に、継続的に事業所の防災人材を育成するためのコンテンツをとりまとめた「事業所防災リーダー必携(仮称)」を作成し、帰宅困難者対策の内容などについて普及啓発を促進する。事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。
- 事業所防災リーダーを拡大し活用促進を図るため、事業所防災リーダーシステムを強化し、事業所ごとの支援用 Web ページの作成や気象警報等の即時反映など、平時も発災時も利用しやすい仕組みを開発する。また、リーダーの意義等についてより効果的に発信できるよう、企業の経営層に向けた媒体を活用するなど属性に応じた広報展開を実施する。
- 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
- 動画の発信については、トレインチャンネルや電車中吊り広告等の媒体のほか、SNS や Web 広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していく。
- 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図る。
- 一時滞在施設に指定されていない民間建物内の会議室・ホール、公開空地等を活用し、発災時に多数の来街者をより柔軟に受け入れることができるよう、エリアマネジメント団体等の活動を支援する。
- 都内中小企業の事業継続計画(BCP)の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及び継続的な取組を促進する。

【帰宅困難者対策条例の概要】

- ◆企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ◆企業等従業員の3日分の備蓄(飲料水、食料等)の努力義務化
- ◆駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ◆学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ◆官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ◆一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ◆帰宅支援(災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等)

②事業者における施設内待機計画の策定

- 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等(電子媒体も含む。)により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。
- 都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。
- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品(トイレトペーパー等)、燃料(非常用発電機のための燃料)等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。
 - ◆事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
 - ◆事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方】

○帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、以下のとおりである。

ア 対象となる従業員等

○雇用の形態(正規、非正規)を問わず、事業所内で勤務する全従業員

イ 3日分の備蓄量の目安

- 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
- 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- 毛布については、1人当たり1枚
- その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

ウ 備蓄品目の例示

- 水 : ペットボトル入り飲料水
 - 主食: アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
- ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

○その他の物資(特に必要性が高いもの)

- ◆毛布やそれに類する保温シート
- ◆携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)
- ◆敷物(ビニールシート等)
- ◆携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
- ◆救急医療薬品類

(備考)

○上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

- ◆(例)非常用発電機、燃料(危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要)、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図

○企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

- ◆(例)非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

○事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者(発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者)の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

○事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

ア 外出する従業員等の所在確認

○従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

○また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

- 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。
- 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの
 - ◆(例)災害用伝言ダイヤル(171)
- 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの
 - ◆(例)災害用伝言板(web171)、SNS、IP 電話、専用線の確保等
- 事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。
 - ◆(例)毎月1日・15 日は、NTT の安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。
- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。
- 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発などを行う。また、都や区市町村、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

③池袋駅周辺混乱防止対策協議会

- 「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。
- 池袋駅周辺においては、「池袋駅周辺混乱防止対策協議会」を設置し、帰宅困難者対策の検討及び訓練の実施に取り組んでいる。
- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会では、首都直下地震等発生時の池袋駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「池袋ルール」を策定した。

ア 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の主な所掌事項

- ◆帰宅困難者対策本部及び情報提供ステーション等の設置
- ◆情報収集・情報提供の体制整備
- ◆滞留者の一時的な退避体制の確立
- ◆対策が必要な帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導・受け入れ体制
- ◆合同訓練の計画・実施及び対策の検証

イ 「池袋ルール」の策定

池袋ルール①「組織は組織で対応する」(自助)→事業者等(事業者・学校等)は自力で従業員、学生等に対応
○事業者等は、施設内の安全確認・出火防止を行う。 ○事業者等は、原則として従業員・学生等を留まらせる。従業員・学生等を帰宅させる場合は、時差帰宅させる。 ○事業者等は、従業員・学生等に必要な情報を提供する。 ○事業者等は、従業員・学生等の数日分の飲食料、トイレなどを用意する。 ○事業者等は、従業員・学生等に行動ルールを浸透させる。
池袋ルール②「協議会は連携して対応する」(共助)→協議会が中心となり、組織化されていない買い物客等に対応

- 協議会は、協力して、帰宅困難者対策本部を設置し必要な情報を収集する。
- 協議会は、買い物客等の一斉帰宅を抑制するため、必要な情報を提供する。
- 協議会は、連携して、買い物客等の一時待機場所の受入調整、開設準備に取り組む。
- 協議会は、買い物客等に家族の安否確認方法などを周知する。
- 協議会は、災害時要援護者や傷病者を保護する。

池袋ルール③「公的機関は事業者の対応を支援する」(公助)→区、都及び国は協力・連携して協議会の対応を支援

- 公的機関は、情報を整理し、協議会に提供する。
- 公的機関は、情報を整理し、買い物客、滞在者等に提供する。
- 公的機関は、災害時要援護者・帰宅困難者等の帰宅を支援する。

ウ 池袋駅周辺混乱防止対策協議会の活動

- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、「池袋ルール」に反映させる。
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- 池袋駅周辺の地域特性を踏まえ、情報収集や駅前滞留者への情報提供にあたっては、大型の掲示板(情報共有ボード)や防災行政無線に加え、帰宅困難者対策オペレーションシステムやデジタルサイネージ、エリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどを積極的に活用する。また、あらかじめ、池袋駅周辺混乱防止対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- 池袋駅周辺混乱防止対策協議会は、平時より区が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 都は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、地元区市町村と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。
- 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。

④集客施設及び駅等の利用者保護

ア 防災事業計画等への明記と役割分担の明確化

- 事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。
- テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等(電子媒体)により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

イ 利用者保護体制の構築

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人)や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

(ア) 要配慮者への対応

○事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

○誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

ウ 施設内の安全確保

○事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

○事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。

○事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

○各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

○各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

エ 学校等における児童・生徒等の安全確保

○都教育庁は、帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、区に対し、必要な措置を行うよう要請する。

○学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

オ 帰宅困難者対策訓練の実施

○首都直下地震により多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。

○区と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

カ 区民による準備

○外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
都総務局	○帰宅困難者対策オペレーションシステムの運用 ○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 ○民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 ○一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 ○電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
各警察署	○適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

(2) 取組

- 都は、スマートフォンの GPS 情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。
- 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン(本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。)を作成した。この情報提供ガイドラインを基に、国・都・区市町村・事業者等は取組を進めていく。
- 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 都は、都民向け防災ブックや Web 広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。
- 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。
- 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能な Wi-Fi アクセスポイントや災害時用公衆電話(特設公衆電話)を整備する。また、帰宅困難者のスマートフォン等を充電可能な蓄電池を配備する。
- 都は、民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要な蓄電池等の機器の購入費用に対し補助を実施してきた。今後、都立施設も含め、一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活用しエリア単位で強靱化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。
- 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。

○通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

○駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

○また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請 ○地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 ○一時滞在施設での3日間の待機に耐えられるよう食料、飲料水、簡易トイレ等を備蓄
都総務局	○都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施 ○民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施
事業者団体	○加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼
事業者・学校等	○事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○帰宅困難者の受入にできる限り協力
一時滞在施設となる施設	○行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○事業所防災リーダーへの登録
国 都総務局 区	○都民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発 ○一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知 ○一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理 ○民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化

(2) 取組

①一時滞在施設の確保

《都》

- 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約9万人確保）。
- 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- 都は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。
- このほか、事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めている。

《区》

- 区は、都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。
- 区は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。
- 一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
- 民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

《事業者団体》

- 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

②行き場の無い帰宅困難者向け物資の備蓄

- 区は、行き場の無い帰宅困難者が一時滞在施設にて3日間の待機に耐えられるよう、「豊島区備蓄物資計画」に基づき、食料や飲料水等の備蓄を行う。
- 区と一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間一時滞在施設の中には、都が展開する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助事業を活用する等して、独自に一時滞在施設利用者向け備蓄物資をを備蓄している施設もある。区は、協定を締結している民間一時滞在施設に都の補助事業等を周知することで、帰宅困難者受入環境の整備を促進する。

③一時滞在施設の運営体制の整備

- 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。なお、区立の一時滞在施設についても、同マニュアルと整合性を図ったうえで、一時滞在施設の運営体制を整備する。
- 要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。

④一時滞在施設の確保運営にあたっての行政支援策

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

○都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

○都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

○国と都は、運営に係る費用（備蓄品等の消耗器材費等）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）を明確にできるよう努める。

エ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

○民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。
○都は、地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。

オ 民間一時滞在施設も含めた運営マニュアルの整備

○都及び区は、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。

カ 民間事業者向け防災コンテンツ・アドバイス提供

○都は、これまでも一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。
○今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。

4 帰宅支援のための体制整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
国 都総務局 区	○鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの前策定について都民・事業者へ周知
都総務局 区	○帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者へ周知 ○災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者へ周知 ○帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備

都総務局	○全都立学校(島しょを除く。)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 ○沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ○帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備 ○災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置
通信事業者	○事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者・学校等	○混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ○災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ○帰宅ルールを策定

(2) 取組

①混乱収拾後の帰宅方法の周知

《都》

○都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。

○都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。

《事業者》

○事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

ア 帰宅時間が集中しないための対応

○日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

○従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

②災害時帰宅支援ステーションによる支援

【災害時帰宅支援ステーション】

○災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

○災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

《都》

○都は、全都立学校(島しょを除く。)を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。

○都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するハンドブックを事業者配布する。

○都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。また、機能充実のための検討を実施する。

○都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。

《区》

○単一の区市町村内で営業する事業者とは、当該区市町村が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

《事業者》

○事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

③徒歩帰宅訓練の実施

○行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。

○徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレなど、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。

○訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

④帰宅支援対象道路

○都は、帰宅支援対象道路(※)として指定した16路線について都民へ周知を図る。

○帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。

○帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保(無電柱化、バリアフリー化等)や、円滑な歩行を阻害する要因(不法占用、違法駐輪等)の解消に向けた検討を行う。

※帰宅支援対象道路:徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
都総務局	○都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 交通事業者	○公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区と共有

(2) 取組

- 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、対応する。
- 都及び区は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- 都及び区は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。
- また、都が開発した帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

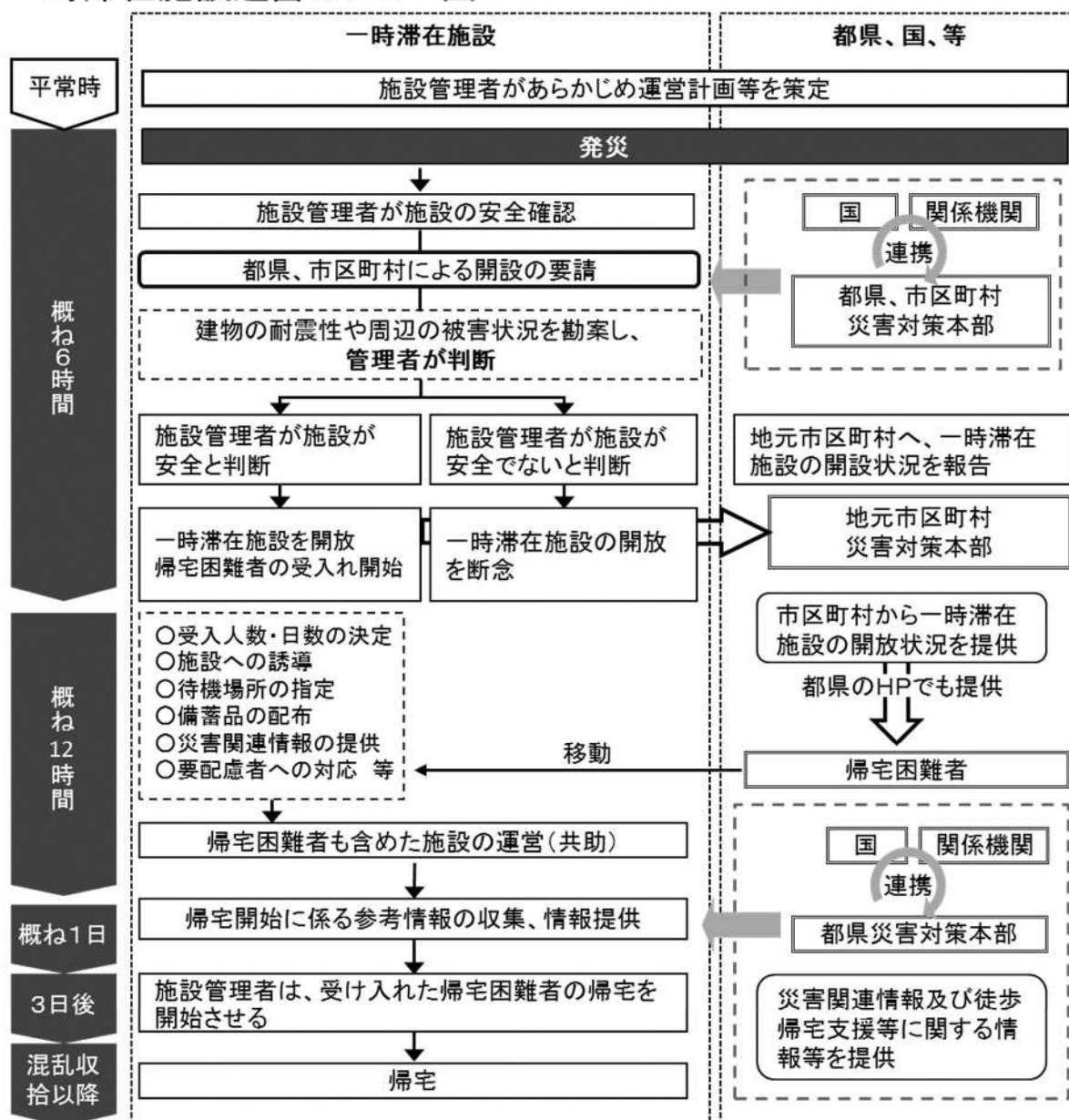
(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 ○都に対し、都立の一時滞在施設の開設を依頼 ○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施

都総務局	○都立一時滞在施設に開設要請 ○区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設	○施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ

(2) 業務手順

一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 取組

①一時滞在施設の開設要請

- 都区本部(帰宅困難者対策部門)は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
- 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。また、都に対し、都立の一時滞在施設の開設要請を依頼する。
- 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都の DIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

②一時滞在施設の開設

- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
- また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

③一時滞在施設の運営の流れ

- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで(発災直後からおおむね6時間後まで)

- 従業員の安否確認
- 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
- 施設利用案内の掲示等
- 電話、災害時用公衆電話(特設公衆電話)、FAX、Wi-Fi 等の通信手段の確保
- 区市町村等への一時滞在施設の開設報告

イ 帰宅困難者の受入等(おおむね 12 時間後まで)

- 帰宅困難者の受入開始
- 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- し尿処理・ごみ処理のルール確立
- テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- 受入可能人数を超過した場合の区市町村等への報告

ウ 運営体制の強化等(おおむね1日後から3日後まで)

- 受入者も含めた施設の運営及び区市町村等への運営状況報告
- 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

エ 一時滞在施設の閉設(おおむね4日後以降)

- 一時滞在施設開設の判断
- 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

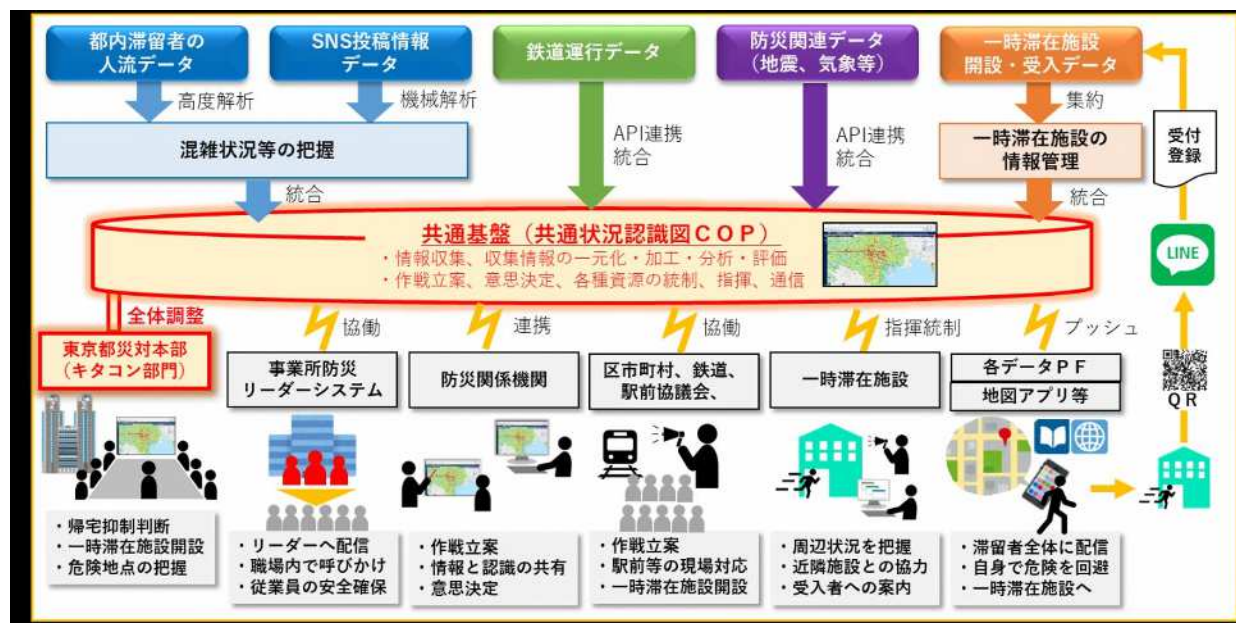
(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
都総務局	○帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災 Twitter、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 ○一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 ○帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 ○事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
報道機関	○行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

(2) 取組

- 都や区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。
- 情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】(完成イメージ)



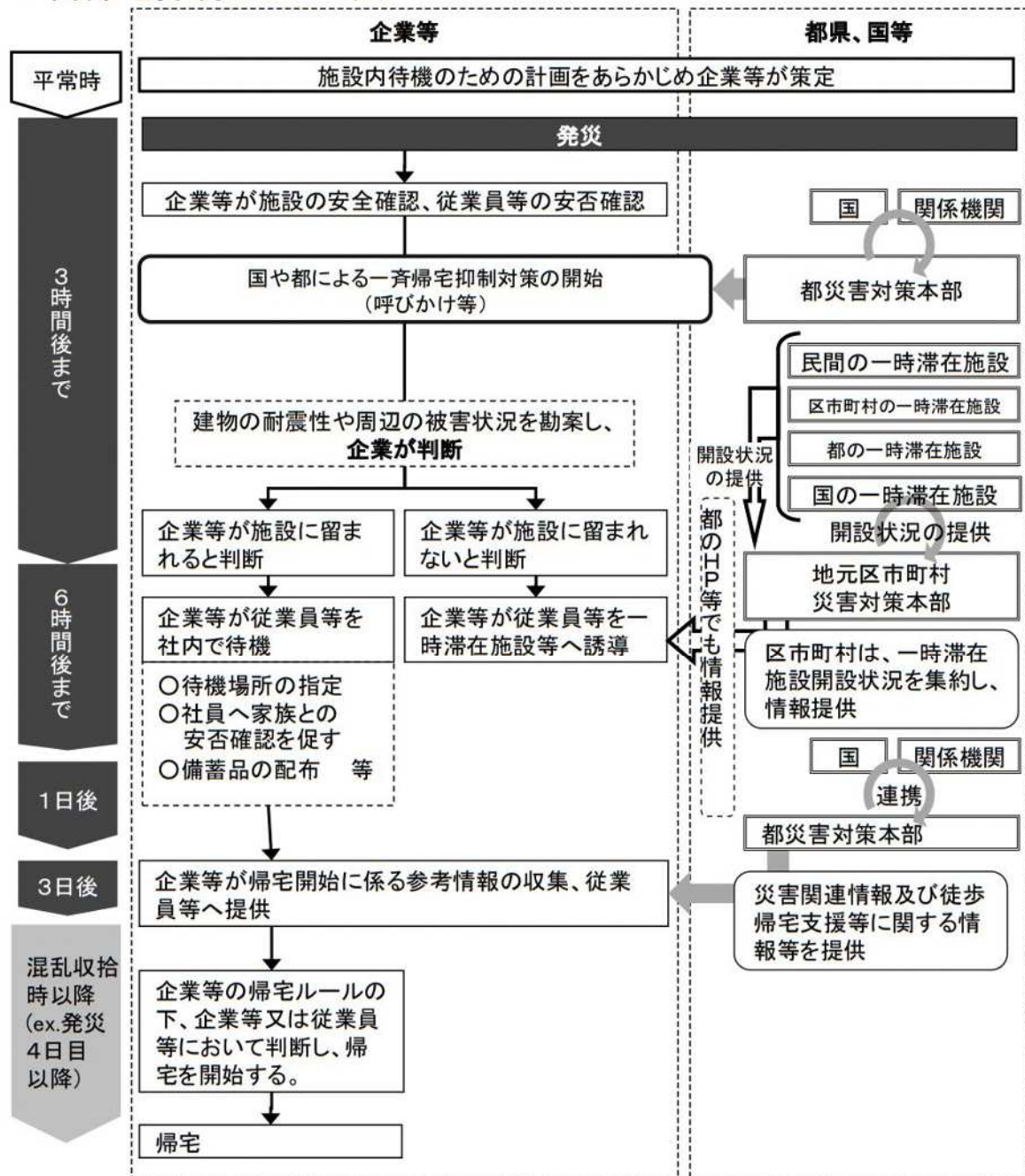
4 事業所等における帰宅困難者対策

(1) 対策内容と役割分担

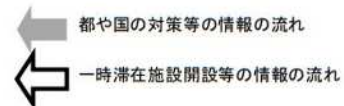
機関名	対策内容
区 都総務局 国	○報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築
都総務局	○事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	○加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事業者	○従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	○児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

(2) 業務手順

一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(3) 取組

①事業所防災リーダーの活用

- 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスや LINE アカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。
- 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

②事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

③施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等(※)の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。
 - また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。
- ※一時滞在施設、避難場所等を指す。

④防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要配慮者の保護等)に努める。

⑤情報提供体制の確保

- 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区市町村は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 都は、事業所防災リーダースystem、帰宅困難者対策オペレーションsystem等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

⑥学校等の対応

- 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

5 池袋駅周辺での混乱防止

- 大地震等の災害により、公共交通機関の運行が停止すると、駅周辺には多くの人が滞留することが想定される。特にターミナル駅である池袋駅とその周辺では多くの人が滞留することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容

区	○駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
都総務局	○帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
各警察署	○所轄の警察署は、区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
各消防署	○所轄の消防署は、区に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
通信事業所	○事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、災害用伝言板等の利用を周知
報道機関	○行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者を提供
事業所等	○施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施

(2) 取組

○池袋駅周辺混乱防止対策協議会は、区と共に発災時に帰宅困難者対策の連絡調整拠点となる帰宅困難者対策本部を立ち上げる。

○**帰宅困難者対策本部**に加え、駅前滞留者に情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。

○**情報提供ステーション**は、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

○池袋駅周辺混乱防止対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

【池袋駅周辺に設置される帰宅困難者対策の活動拠点】

活動拠点名称	設置場所	役割
帰宅困難者対策本部	○豊島区役所	○災害情報の収集・整理と区本部への報告するとともに、区本部からの指示・情報を各事業者に伝達する。 ○池袋駅周辺混乱防止対策協議会と区が連携して開設及び運営する。
情報提供ステーション	○池袋駅東口(池袋駅東口タクシープール北側歩道上) ○池袋駅西口(池袋駅前広場)	○帰宅困難者対策本部からの情報を駅周辺の滞留者等に伝達する。

備蓄物資集積・配分所	○池袋駅東口（南池袋公園） ○池袋駅西口（池袋西口公園）	○備蓄物資を受領・集積し、行き場の無い帰宅困難者に供給する。

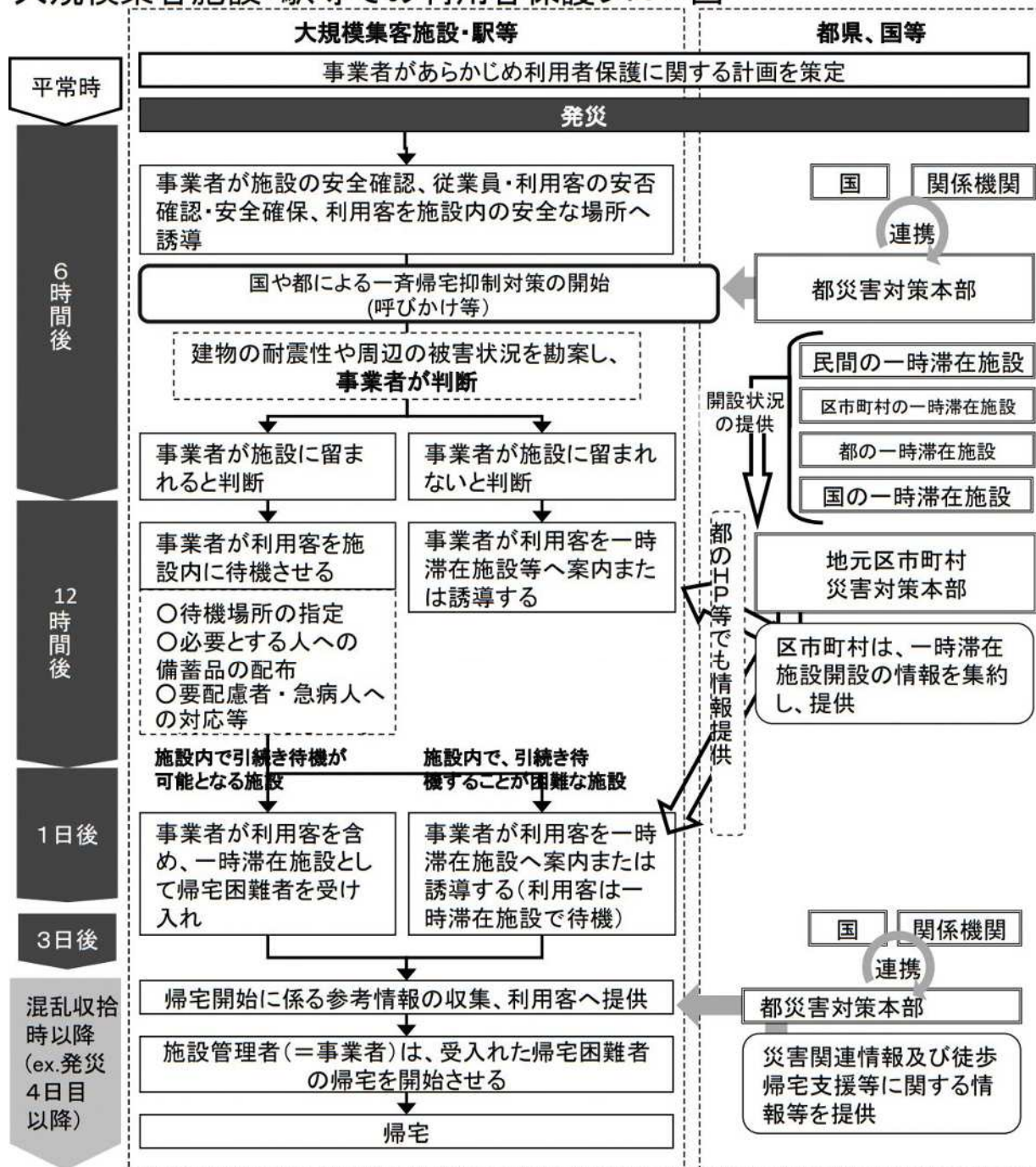
6 集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区 都総務局 国	○都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築
鉄道事業者	○駅利用者に必要な情報を提供
集客施設及び駅等の事業者	○集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導

(2) 業務手順

大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 取組

《国、都、区》

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようにシステムを構築していく。

《集客施設及び駅等の事業者》

①施設の安全性の確認

- 施設の安全の確認
 - ◆事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
- 施設の周囲の安全の確認
 - ◆国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
- 利用者の保護
 - ◆安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

②一時滞在施設への誘導等

- 事業者等による案内又は誘導
 - ◆保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や池袋駅周辺混乱防止対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。
- 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合
 - ◆災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。
 - ◆さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。
- 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供
 - ◆都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。

③建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

- 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

④要配慮者への対応

- 利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

⑤利用者に対する情報提供

- 事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

○例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《鉄道事業者》

○駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。

○駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

- 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。
- こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

(1) 対策内容と役割分担

①帰宅ルールの周知・運用

機関名	対策内容
事業者等	○従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意 ○事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知
区 都総務局 国	○都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知 ○報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知

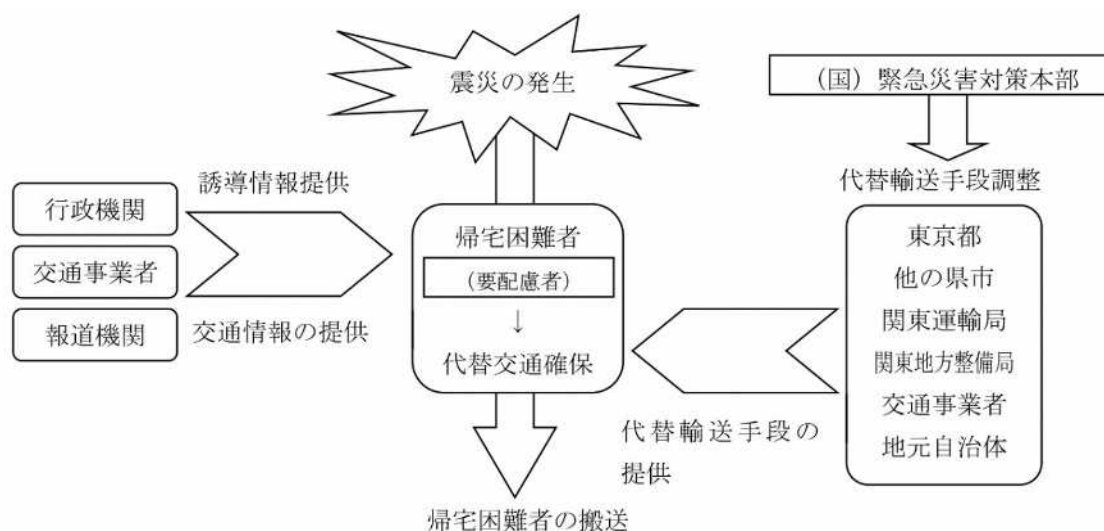
②鉄道運行情報等の提供

機関名	対策内容
区	○都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援
都総務局	○事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ○都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設等に提供
関東運輸局	○所管区域の総合的な交通情報の集約・提供
鉄道事業者	○折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ○発災後、早期に運転を再開
バス事業者	○運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供
報道機関	○行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者提供

③代替輸送手段の確保

機関名	対策内容
区	○徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導
国 都総務局 都建設局 都交通局等	○国の緊急災害対策本部(緊急災害現地対策本部)で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル(仮称)」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ○バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東運輸局	○代替交通の許可等を速やかに実施
バス事業者	○バス等による代替輸送手段を確保

(2) 業務手順



(3) 取組

①帰宅ルールの周知・運用

- 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。
- 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

②鉄道運行情報等の提供

- 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

③代替輸送手段の確保

- 国の緊急災害対策本部(緊急災害現地対策本部)で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル(仮称)」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 関東地方整備局は、船舶運行情報(利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等)の収集・提供を行う。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

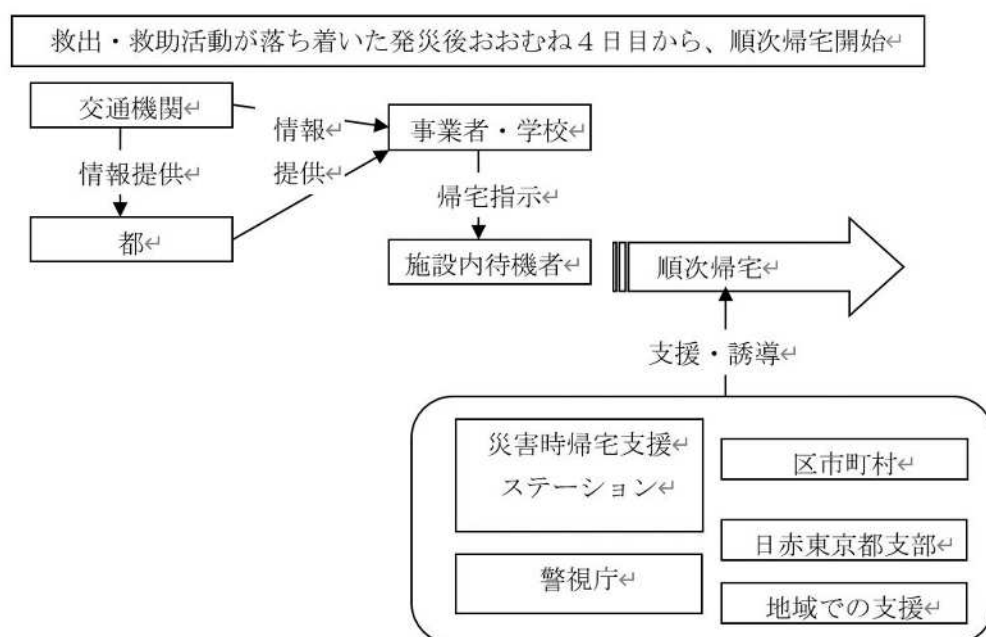
- 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
都総務局	○事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施

各警察署	○交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ○避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
日赤東京都支部	○赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供
事業者・学校	○帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

(2) 業務手順



(3) 取組

- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等へのとり、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 各警察署は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。

- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関(テナントビルの場合は、施設管理者を含む。)から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

1 避難体制の整備

(1) 救援センター、避難場所、避難方法等の周知

○「豊島区防災地図」、区ホームページにて、救援センター、避難場所、避難方法等を周知している。

(2) 高齢者、障害者等への避難支援

- 災害時要援護者の「情報入手困難」、「逃げ遅れ」、「救出遅れ」を防止するため、区、避難支援等関係者、地域コミュニティ、社会福祉施設等が連携して、災害時要援護者の避難支援を行う体制整備について、着手・検討している。
- 令和5年度から、大学との共同研究により個別避難計画のモデル作成に着手・検討している。
- 令和5年度には、介護事業者災害対策連絡協議会と協定を締結し、災害時における介護保険サービス利用者の安否確認、救援センターでのサービス提供に対して協力体制を構築した。

(3) 災害時要援護者名簿の作成及び共有

- 要配慮者のうち、災害時において特に援護を要する災害時要援護者について、平常時の見守り活動、災害時の避難支援（安否確認・避難誘導等）など、災害時要援護者の生命・身体を守るために必要な措置を行うことを目的として、災害対策基本法及び防災対策基本条例に基づき、災害時要援護者名簿を作成している。
- 平常時から避難支援等関係者に対して災害時要援護者名簿を共有することで、災害時に迅速な避難支援等の実施が可能となるよう体制整備を進めている。

2 救援センター等の指定

- 地震などの災害により自宅が倒壊するなどし、住むことができなくなった方々が、一時的に避難生活を送るための施設として、区立の小中学校及び体育施設等、計35か所が救援センターに指定されている。救援センターは、被災者に対して情報提供や医療救護、物資の提供などの様々な活動を行う防災拠点である。
- なお、救援センターは、災害対策基本法第49条の4に基づく、指定緊急避難場所にも指定しており、災害の種類（「地震」「洪水」「内水氾濫」「崖崩れ」「大規模火災」）ごとに整理している。
- 震災時に発生する延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所として、避難場所が区内に5か所指定されている。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保することを原則としている。
- また、不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区として地区内残留地区が指定されている。

3 救援センターの管理運営体制の整備

(1) 救援センター等の開設運営マニュアルの整備

- 救援センターを運営するにあたっての必要事項等を示した「救援センター開設キット」、「救援センター開設標準マニュアル」及び各救援センターの特性に合わせた「個別マニュアル」を整備した。
- 救援センターとなる小中学校等の施設をいち早く開錠できるよう町会連合会及び教育委員会と救援センターの鍵の共有に係る覚書を締結した。先に記載した「救援センター開設キット」、「救援センター開設標準マニュアル」及び「個別マニュアル」も合わせて活用することで、夜間・休日に発災した場合、職員の参集を待たず、救援センターの開設・運営が可能となった。
- 救援センターでの避難生活が困難である方が収容される福祉救援センターの運営マニュアル整備に着手している。

(2) 救援センター等における要配慮者対策

- 災害時要援護者への支援に係る各種ガイドライン・マニュアルの整備に着手している。
- 救援センターに要配慮者を受け入れるスペースとして福祉室を設置している。
- 救援センターでの避難生活が困難である方が収容される福祉救援センターとして、区有施設等を指定している。避難者の特性に応じた支援が必要となることから、(介護型)(障害型)(子育て支援・乳幼児対応型)の3分類としている。
- 聴覚障害者が円滑に避難誘導を受けられるようにするために、各救援センターにアンブルボードの配備を行っている。

(3) 救援センター等における開設運営訓練の実施

- 地域防災組織、施設管理者及び救援センター配備職員が一体となった訓練の実施を通して、救援センターの円滑な開設運営要領を習熟する。
- 補助救援センター対象施設の職員や、防災リーダー(防災士)(避難所業務に関する指揮又は助言を行う)、女性防災リーダー(女性の視点を取り入れた避難所業務に関する指揮又は助言を行う)、防災サポーター(避難所業務の支援を行う)等にも参加を促し、地域防災組織との連携を図る。

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
避難所避難者数(発災4日後～1週間後)	32,136人	31,920人
避難所外避難者数(発災4日後～1週間後)	16,068人	15,960人
合計	48,203人	47,880人
電力(停電率)	6.5%	5.6%
通信(不通率)	1.6%	1.9%
上水道(断水率)	21.6%	21.6%
下水道(被害率)	3.4%	3.1%
ガス(供給停止率)	0.0%	0.0%

1 避難体制の整備

- 高齢者や障害者等の災害時要援護者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。
- 被害の程度によっては、災害時要援護者が避難生活を送る救援センター福祉室及び福祉救援センターの収容面積が不足する可能性がある。
- 災害時要援護者等の救援センターや福祉救援センターへの移送について、実効性の高い移送体制を構築する必要がある。

2 救援センター等の管理運営体制の整備

- 救援センターにおける安全・安心の確保や、女性・性的マイノリティ・要配慮者等のニーズに応える必要がある。
- 各福祉救援センターにおける設置運営マニュアルを整備し、受入対象者の特性に応じた福祉救援センター運営体制を構築する。

第3節 対策の方向性

1 避難体制の整備

- 的確な避難指示等の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難生活の安全・安心確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 救援センターの指定及び管理運営の整備

- 救援センター等における良好な生活環境の確保は、災害関連死の抑制にも影響する。「救援センター開設標準マニュアル」における女性・性的マイノリティ・要配慮者等のニーズに応じた対応、同行避難動物の飼養場所等の設定について検討する。

第4節 到達目標

1 避難体制の整備

- 防災訓練等を通じて、救援センターや避難方法について、区民へ周知していく。また、個別避難計画の策定の推進等、災害時要援護者等を適切に避難支援できる体制を整備するほか、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。

2 女性・性的マイノリティ・要配慮者等の視点も含めた救援センター運営体制の確立

- 女性防災リーダー、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・性的マイノリティ・要配慮者等の視点も踏まえた救援センター運営体制を確立する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 避難体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○発災時に備えた地域の実情の把握 ○避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討 ○避難場所使用に関する他の区市町村との調整 ○運用要領の策定 ○地区内残留地区での小規模火災対策 ○避難場所、救援センター、一時集合場所等の周知 ○避難指示等の発令基準の整備 ○一時集合場所の選定 ○災害時要援護者名簿の更新 ○避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成 ○災害時要援護者の障害特性に応じた避難支援体制の整備 ○学校に対する避難計画の作成等指導
都総務局	○広域避難誘導に関する検討 ○震災対策訓練等を通じた防災行動力の向上 ○避難場所等の周知に関する区市町村との連携
都福祉局	○区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援 ○災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討 ○緊急通報システムの活用を促進
都保健医療局	○新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の自宅療養者等に係る市町村への情報提供
各消防署	○区と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○救急直接通報等の活用 ○地域が一体となった協力体制づくりの推進 ○社会福祉施設等と地域の連携を促進

(2) 取組

《区》

①発災時に備えた地域の実情の把握

○地域又は町会(自治会)単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

○避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

②避難指示等を発令するいとまがない場合の対応を検討

○避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

③避難場所の運用

○2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。

○避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

- ◆避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- ◆情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ◆傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所の開設及び医師、看護師等を確保する。
- ◆避難場所の衛生保全に努める。
- ◆避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ◆避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

④地区内残留地区での小規模火災対策

○地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

⑤一時集合場所、救援センター、避難場所等の周知

○地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険が著しく高まった場合は、区民の生命、身体を災害から保護するため、速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。そのため、「豊島区防災地図」、区ホームページにて、救援センター、避難場所、避難方法等を周知する。

○豊島区地域防災計画にて、あらかじめ一時集合場所、救援センター、避難場所、補助救援センター、福祉救援センター等を指定している。各避難先の定義と指定場所は以下のとおりである。

【一時集合場所、救援センター等一覧】

名称	定義	指定場所
一時集合場所	○町会が指定した地域の集合場所で、災害による危険から一時的に身を守る場所。町会（地域防災組織）単位等で一時的に集合し、状況を把握し合った後、必要な地域活動を検討し、実行する拠点ともなる。 ○区は、指定箇所を把握し、災害時の自主的な活動を支える防災設備の設置を支援する。	各町会が指定する区立公園等 ※【資料編P74～77「一時集合場所一覧」】参照

救援センター	○地震などの災害により自宅が倒壊するなどし、住むことができなくなった方々が、一時的に避難生活を送るための施設。情報連絡や給水・給食、医療救護など支援の拠点ともなる。 ○救援センターは、「一時集合場所」の機能を持つ。 ○東京都地域防災計画における「避難所」に相当 ○災害対策基本法に定められた「指定緊急避難場所・指定避難所」に指定	区立小中学校及び体育施設等 ※「指定緊急避難場所・指定避難所」の指定にあたり、災害の種類（「地震」「洪水」「内水氾濫」「崖崩れ」「大規模火災」）ごとに整理 ※【資料編P78～80「救援センター／区立小中学校等一覧」、P81「指定緊急避難場所、指定避難所」】参照
補助救援センター	○救援センターで避難者を収容しきれなかった場合に、開設する補助的な救援センター ※豊島区防災対策基本条例第20条による	区民ひろば、地域文化創造館、区立幼稚園、都立高校、私立大学等 ※【資料編P66～69「福祉救援センター（介護型、障害型、子育て支援・乳幼児対応型）、補助救援センター一覧」】参照
福祉救援センター（介護型）	○特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の者のための救援センター ※東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当	特別養護老人ホーム等
福祉救援センター（障害型）	○特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センター。 ※東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当	心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所等
福祉救援センター（子育て支援・乳幼児対応型）	○救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター ※東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当	区立保育園、子ども家庭支援センター

【避難場所・地区内残留地区】

名称	定義等	指定場所
避難場所 （広域避難場所）	○震災時に発生する延焼火災が鎮火するまで一時的に待機する場所 ○避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定 ○避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保すること	○染井墓地・駒込中学校一帯 ○雑司ヶ谷墓地 ○豊島区立総合体育場一帯 ○学習院大学 ○立教大学 ※【資料編P72「避難場所一覧」】参照
地区内残留地区	○火災の拡大する恐れがなく、不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない地区	○池袋地区

⑥避難指示等発令基準の整備

○内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

⑦要配慮者等の安全確保

○「要配慮者」、「災害時要援護者」及び「避難行動要支援者」の定義は以下のとおりである。

	定義	対象者
要配慮者	○発災時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。	○一般的には、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等
災害時要援護者	○要配慮者のうち、災害時において特に援護を要するものをいう。	○介護保険制度の要介護3から5までの認定を受けている者 ○身体障害者手帳1級から4級までの認定を受けている者 ○愛の手帳1度から4度までの認定を受けている者 ○その他区長が必要と認める者 ◆人工呼吸器を利用している者で、区に名簿登載の申込みをした者 ◆精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受け、区に名簿登載の申込みをした者
避難行動要支援者	○要配慮者のうち、避難行動において特に支援を要するものをいう。	○介護保険の要介護3から5までの認定を受けている者 ○身体障害者手帳1級または2級の認定を受け、かつ下肢機能障害1級から4級までの認定を受けている者 ○身体障害者手帳の体幹機能障害1級から3級までの認定を受けている者 ○身体障害者手帳の移動機能障害1級から3級までの認定を受けている者 ○身体障害者手帳の視覚障害1級または2級の認定を受けている者 ○身体障害者手帳の聴覚障害2級または3級の認定を受けている者 ○愛の手帳1級から3級までの認定を受けている者 ○人工呼吸器を利用している者で、区に名簿登載の申込みをした者 ○精神障害者保健福祉手帳1級または2級の認定を受け、区に名簿登載の申込みをした者 ○その他区長が必要と認める者

ア 災害時要援護者名簿

○区は、災害対策基本法及び防災対策基本条例に基づき、災害時要援護者名簿を作成し、避難支援等関係者に共有する。なお、名簿に関する具体的な事項は、「災害時要援護者の支援に関する指針」に定めることとする。

(ア) 全件名簿

○区は、平常時から災害時要援護者の全数を把握し、災害時に安否確認等に従事する区職員が活用するため、「全件名簿」を作成し、防災危機管理課及び福祉部にて保管する。機微情報(DV等支援措置及び免疫機能障害)を掲載するため、災害時であっても避難支援等関係者には共有せず、区職員のみが取り扱うこととする。

○名簿作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第49条の10第3項及び防災対策基本条例第15条第3項に基づき、各所属等が持つ情報から抽出する。

○災害時要援護者の状況は常に変化することから、名簿の更新は年4回(四半期に1度)行うことで、実態の把握に努める。

(イ) 地域共有名簿

○区は、全件名簿掲載者のうち、個人情報の共有に同意しない者を除いた「地域共有名簿」(防災対策基本条例(平成25年豊島区条例第6号)第15条第4項に基づく登録名簿)を作成し、避難支援等関係者に平常時から共有する。避難支援等関係者は、地域共有名簿を地域における身近な見守り活動等に活用する。なお、個人情報の共有に関する本人同意について、同意しない者のみ申し出る「逆手上げ方式」とすることを防災対策基本条例において定めている。

○地域共有名簿の共有にあたっては、該当する地域の情報のみを共有するとともに、個人情報保護の観点から、名簿情報の共有を受ける避難支援等関係者に対して、目的以外に使用しない旨の守秘義務を課す。避難支援等関係者は名簿管理者を指定し区へ報告するとともに、個人情報の取扱いに厳正に注意し、保管する。

○名簿の更新は、原則2年に1回行う。

○避難支援等関係者の活動を支援するため、区は地域共有名簿配付にあわせて、災害時要援護者の支援に関する手引書を配付する。

(ウ) 安否確認名簿

○災害時の安否確認等に活用するため、全件名簿掲載者のうち、機微情報(DV等支援措置及び免疫機能障害)を除いた「安否確認名簿」を作成する。

○安否確認名簿は、災害時、避難支援等関係者の他、安否確認等に従事する個人・関係機関等に対して、必要な限度で共有する。

○安否確認名簿の共有にあたっては、該当する地域の情報のみを共有するとともに、個人情報保護の観点から、名簿情報の共有を受ける避難支援等関係者等に対して、目的以外に使用しない旨の守秘義務を課す。また、災害時に共有したときは、活動終了後に返却を求める等の措置を講じる。

【名簿掲載情報】

- ◆氏名
- ◆年齢
- ◆性別
- ◆住所又は居所
- ◆電話番号その他連絡先
- ◆登録事由
- ◆前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

【避難支援等関係者】

- ◆地域防災組織
- ◆民生委員
- ◆警察署
- ◆消防署・消防団
- ◆社会福祉協議会

- ◆高齢者総合相談センター
- ◆その他区長が必要と認める団体

イ 避難行動要支援者の個別避難計画

- 令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が区市町村による努力義務となった。
- 避難行動要支援者一人ひとりについて、災害時にどこに避難するか、誰が支援するか、避難するときにどのような配慮が必要か等をあらかじめ定めておくことによって、避難の実行性を高めるもので、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の同意のもと作成する。
- 個別避難計画は、原則として避難行動要支援者本人又は家族が作成する。本人又は家族が作成できない場合は、地域の災害リスク、避難行動要支援者の心身の状況、居住実態・社会的孤立の状況等を踏まえ、地域、福祉サービス事業所、区などが作成支援を行う。
- 個別支援計画は、本人の同意に基づき、区、避難支援者及び福祉サービス事業所に平常時から共有する。避難支援等関係者への平常時からの共有については、今後、関係者との協議を踏まえ、対応方針を決定するものとする。
- 災害時は、避難支援者及び福祉サービス事業所の他、避難支援等関係者、避難支援に従事する個人・関係機関等に対して、必要な限度で共有する。なお、災害時の避難支援は、共助の精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではない。
- 個別避難計画の共有にあたっては、該当する地域の情報のみを共有するとともに、個人情報保護の観点から、個別避難計画情報の共有を受ける避難支援者等に対して、目的以外に使用しない旨の守秘義務を課す。また、災害時に共有した場合は、活動終了後に返却を求める等の措置を講じる。
- 個別避難計画に関する具体的な事項は、「災害時要援護者の支援に関する指針」に定めることとする。

【個別避難計画掲載情報】

- ◆氏名
- ◆生年月日、年齢
- ◆性別
- ◆住所又は居所
- ◆電話番号その他連絡先
- ◆登録事由
- ◆家族構成
- ◆居住環境
- ◆避難支援に関する情報
- ◆緊急時の連絡先
- ◆避難支援者の連絡先
- ◆避難先、避難時期及び避難経路
- ◆前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

⑧避難行動要支援者の避難支援体制の構築

ア 避難支援者等関係者及び避難支援者の安全確保

- 災害時、避難支援等関係者及び避難支援者は、災害時要援護者の避難支援（安否確認、避難誘導等）を可能な範囲で行う。なお、災害時の避難支援は、共助の精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではない。
- 避難支援を行うにあたり、まずは避難支援等関係者及び避難支援者自身が、本人又は家族等の生命及び身体の安全を確保しなければならない。特に、災害時要援護者を戸別訪問するときは、建物や避難経路等の安全性を確認したうえで、避難支援を行うこととする。
- 避難支援等関係者及び避難支援者が安全確保に対する理解を深めることができるよう、区は、平常時より、各種マニュアルや防災訓練等を通じて、普及・啓発に努めていく。

イ 地域における安全体制の確保

(7) 地域による協力体制づくりの推進

○地域防災組織による避難行動要支援者等対策への支援

- ◆区は、地域防災組織に対して、災害時要援護者の支援に関する手引書を配付するほか、災害時要援護者を含めた防災訓練への支援を図る。
- ◆また、町会・自治会、民生委員、警察署、消防署等の連携及び協力により災害時要援護者の避難支援体制が整備されるよう、区は、関係者の意見を反映させるための方策について検討する。

○平常時の見守り体制の基礎づくり

- ◆区は、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）での専門的な支援の充実と、地域住民による身近な見守り活動の充実を図り、相互の連携をめざす。
- ◆平常時の福祉・救急対策事業として取り組んできた、ひとり暮らし等で、65 歳以上の虚弱な高齢者や重度身体障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を継続して進めるとともに、震災復興期等においても一層の活用を図る。

○地域が一体となった協力体制づくりの推進

- ◆地域の方で「安全・安心」を高めるセーフコミュニティ活動と連携し、災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- ◆社会福祉施設等が被災し支援が必要となる場合に備え、町会・自治会・地域防災組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制整備について検討する。

(イ) 福祉関係事業者との連携による体制の充実

- ◆区は、共助による災害時要援護者の支援体制を整備するため、福祉関係事業者との連携・協力体制づくりを推進する。

2 救援センターの指定

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所（指定一般避難所と指定福祉避難所の別を含む）の指定 ○避難場所・救援センター等の住民への周知 ○避難場所・救援センター等の安全性確保
各消防署	○消防水利の整備 ○各救援センターにおける消防用設備等の維持管理状況等の確認
東京電力 東京ガスグループ	○避難道路沿い施設の安全化

(2) 取組

《区》

①救援センターの指定

○救援センターは、地震などの災害により自宅が倒壊するなどし、住むことができなくなった方々が、一時的に避難生活を送るための施設のことである。情報連絡や給水・給食、医療救護など支援の拠点にもなる。

○東京都地域防災計画における「避難所」に相当するものであり、救援センターの指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・救援センターは、原則として、町会(又は自治会)又は学区を単位として指定する。
- ・救援センターは、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(小中学校等)を利用する。

②救援センターの安全確保

○救援センターに指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

③都への報告

○指定した避難所の所在地等について、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)への入力等により、都に報告している。

《都下水道局》

- 避難場所・避難所等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施している。
- 震災時の交通機能を確保するため、避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施している。
- 地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施している。

《東京電力》

- 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。
- 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。
- 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。

《東京ガスグループ》

- 導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

3 救援センターの管理運営体制の整備等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○「救援センター開設運営に関するマニュアル」等の整備と見直し ○救援センターに指定されている区立小中学校等に食料備蓄や資器材等の整備 ○救援センターの開設運営訓練の実施 ○ペットの同行避難の体制整備 ○都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備

各消防署	○避難所の防火安全対策の策定等による区市町村の避難所運営支援

(2) 取組

《区》

①「救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し

- 区は、救援センターの管理運営が混乱なく円滑に行われるよう「救援センター開設運営に関するマニュアル」を作成している。国や都の動向、専門家等との定期的な情報交換、要配慮者や女性・子供・性的マイノリティなど様々な避難者のニーズを踏まえ、適宜修正を行う。
- なお、個別マニュアルとして、救援センターに指定されている小中学校等施設の開錠施錠方法、マンホールトイレ、応急給水栓等の設置方法等に関するマニュアルを作成している。
- マンホールトイレや応急給水栓の設置方法等を訓練する救援センター開設運営訓練等を通して、地域住民や関係職員等に「救援センター開設運営に関するマニュアル」の周知徹底を図る。
- 救援センターの運営においては、「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」に則った対応を行うと共に、プライバシー確保の対応や必要物資の配布等、性的マイノリティ当事者の意向にも配慮した救援センターの運営に努める。

②救援センター運営にあたっての体制整備

- 救援センターは、救援センター運営調整会議のもと、避難者による運営を基本とし、学校・区・ボランティアなどの関係機関は、住民による救援センターの運営を支援する。また、必ず女性が一定割合は参画するよう配慮し、男女双方の視点を導入した運営を確保する。
- 救援センターの運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した救援センターの運営に努める。
- 救援センターの運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した救援センターの運営に努める。
- 救援センターにおける女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。
- 救援センター運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を講じる。
- 救援センターに指定されている施設のうち、指定管理施設及び施設管理を委託している施設（豊島体育館、南長崎スポーツセンター、みらい館大明）については、指定管理者又は委託先事業者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めている。
- 救援センターに指定されている区立小中学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、区職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

③救援センターにおける食料備蓄や資器材等の整備

- 「豊島区備蓄物資計画」に基づき、発災当日に必要な食料備蓄や資器材等について、救援センターに指定されている小中学校等に設置した救援センターミニ備蓄倉庫等に備蓄する。
- 救援センターでは、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイントを整備している。発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制を整備する。
- 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

○救援センターに避難した被災者に対して、正確かつ迅速な情報を提供するため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

④ペット同行避難の受入体制整備

- 獣医師会等と連携し、動物避難所開設マニュアルを作成し、同行避難してきたペットの受入体制を整備した。
- 救援センターに設置される動物避難所の運営にあたって、必要となる資器材等を整備し、「動物避難所開設ボックス」を配備している。
- 区は、飼い主責任の原則や同行避難の原則、避難生活に関する注意事項等について、飼い主に対して意識啓発に取り組む。

《各消防署》

- 避難所の防火安全対策を策定し、区市町村に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働きかける。
- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区市町村に働きかける。
- 区市町村の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区市町村等の避難所運営を支援する。

4 補助救援センター

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○補助救援センターの指定 ○「補助救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し ○補助救援センターの開設運営訓練の実施

(2) 取組

①補助救援センターの指定

- 補助救援センターは、救援センターにおいて避難者を収容しきれなかった場合に開設される補助的な救援センターのことである。
- 耐震・耐火構造等を踏まえた上で、地域区民ひろば、ジャンプ、都立高校、区立幼稚園、私立大学等の教育施設等を指定する。

※資料編P66～69「福祉救援センター（介護型、障害型、子育て支援・乳幼児対応型）、補助救援センター一覧」

②「補助救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し

- 補助救援センターに指定されている地域区民ひろば及びジャンプでは、「補助救援センター開設・運営マニュアル」を整備している。「救援センター開設運営に関するマニュアル」の見直しや補助救援センター開設運営訓練で明確になった課題等を通じて、マニュアルの見直しを適宜実施する。
- その他の補助救援センター指定施設においても、マニュアルの整備に着手し、補助救援センター開設運営体制の整備を進める。

5 福祉救援センター

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○福祉救援センターの指定 ○「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し ○福祉救援センターの開設運営訓練の実施

(2) 取組

①福祉救援センターの指定

- 福祉救援センターは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための施設、資器材、人材を備えた救援センターのことで、東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当するものである。
- 福祉救援センターは以下の3種類としており、耐震・耐火構造等を踏まえた上で、心身障害者福祉センター、生活実習所、特別養護老人ホーム、区立保育園等を指定する。
- 指定した福祉救援センターの所在地等は、所定の様式に基づき都福祉局に報告する。
- 区は、指定した福祉救援センターに、必要となる資器材等を配備する。

名称	定義	指定施設
福祉救援センター (介護型)	○特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、要介護度が重度の者のための救援センター ※東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当	特別養護老人ホーム等
福祉救援センター (障害型)	○特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センター。 ※東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当	心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所等
福祉救援センター (子育て支援・乳幼児対応型)	○救援センターでは、避難生活が困難な乳幼児及びその保護者のための救援センター ※東京都地域防災計画における「福祉避難所」に相当	区立保育園、子ども家庭支援センター

②「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備と見直し

- 「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の整備を進め、開設運営体制の整備を図っている。
- 区、社会福祉施設等との連携により福祉救援センター開設運営訓練等を実施し、「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等の更なる改善を図る。

6 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容

区	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○避難所環境の整備促進
都総務局 都保健医療局 都福祉局	○車中泊発生抑制に向けた普及啓発
各警察署	○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

(2) 取組

①都における震災時の車中泊に係る基本的な考え方

○以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。

- ◆東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ◆大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ◆緊急自動車専用路(警視庁等の交通規制)の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ◆都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ◆エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

②車中泊発生抑制に向けた取組

《都》《区》

○発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページや SNS、其他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

- ◆東京都震災対策条例の趣旨(車両による避難の禁止)
- ◆大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ◆緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ◆都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ◆過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

《区》

○在宅避難を推進するなどして、車中泊抑制に向けた取り組みを行う。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

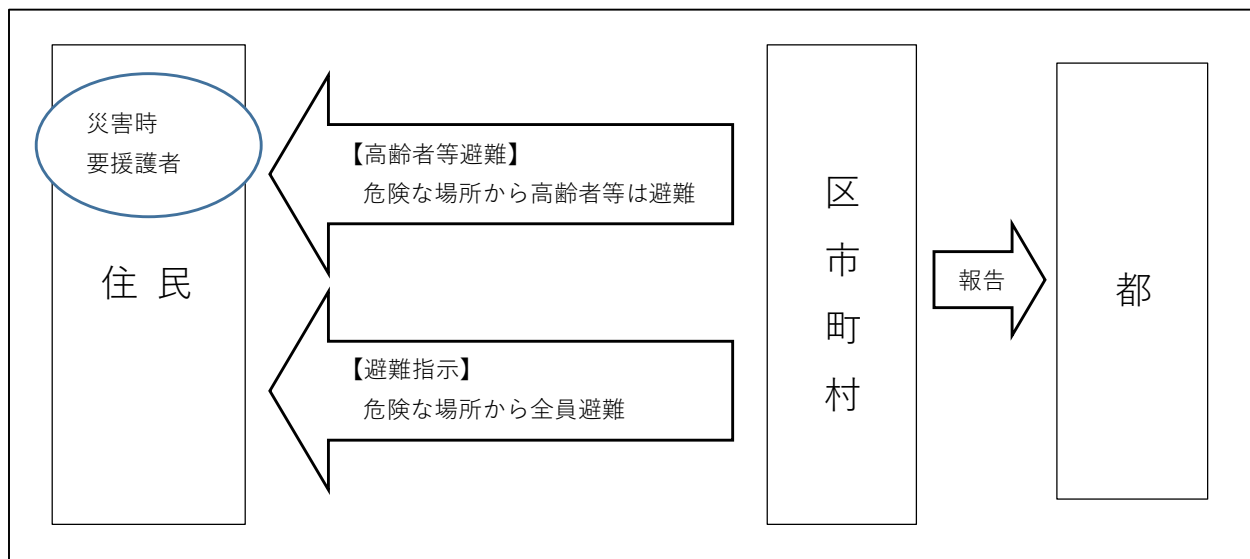
機関名	対策内容
区	○避難指示等 ○警戒区域の設定 ○避難誘導 ○災害時要援護者に関する情報収集、安否確認 ○災害時要援護者の避難支援 ○避難場所の運用
都本部	○避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言
各警察署	○(区市町村長が避難指示できない場合)警察官による避難指示 ○住民の避難誘導
各消防署	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報 ○被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 ○避難指示等の伝達 ○避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行う。 ○避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難経路の安全確保に努める。

(2) 業務手順

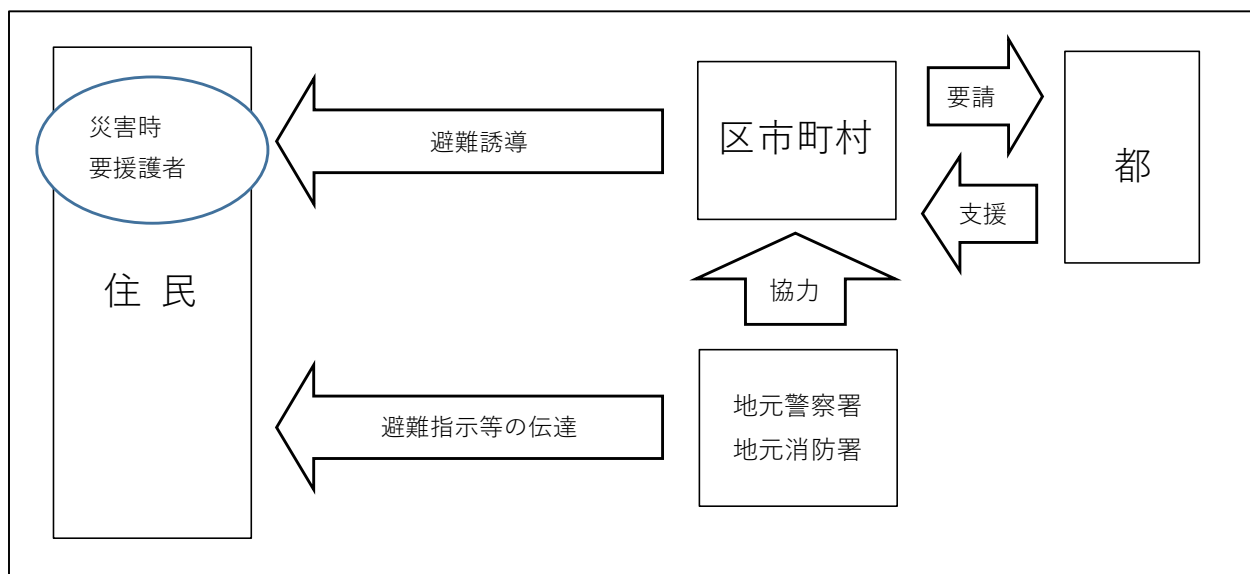
【避難指示等】

○避難指示等は、原則として以下のような場合に発令する。

- ◆火災が拡大するおそれがあるとき。
- ◆避難の必要が予測される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- ◆危険物の流出拡散又は爆発のおそれがあるとき。
- ◆地すべり、がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
- ◆その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。



【避難誘導】



(3) 取組

①避難指示・危険区域の設定等、水防法に基づく立退き指示

《区》

- 地震による火災や洪水、土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- また、区長は、避難指示等に当たって国(指定行政機関の長・指定地方行政機関の長)又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。

○人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

○水防法第 29 条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

《各警察署》

○区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

《都》

○水防法に基づく立退き指示

◆水防法第 29 条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は津波等によって、氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

○地すべり等防止法に基づく立退き指示

◆地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 25 条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

【避難指示等一覧】

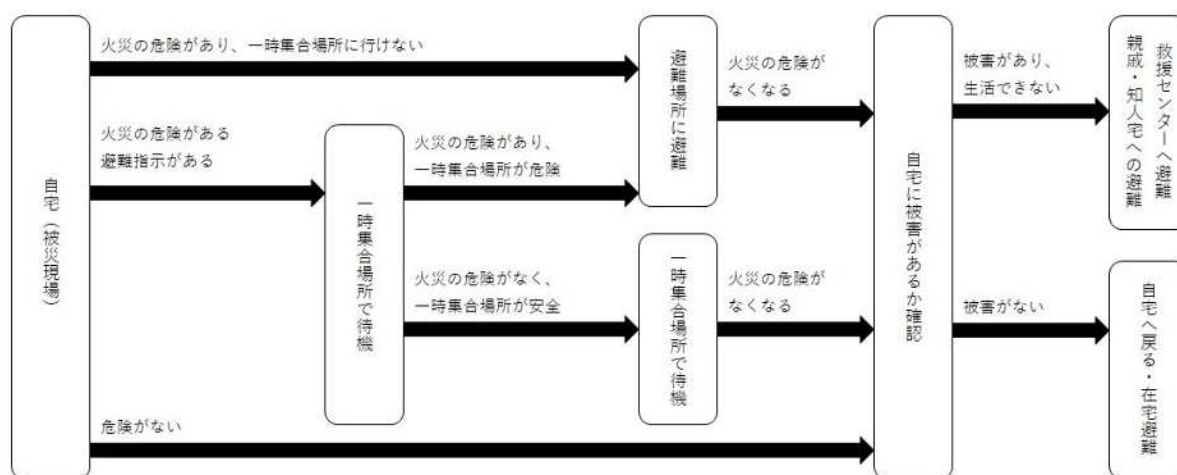
措置		根拠	発令者
高齢者等避難		災害対策基本法	区長
避難指示等	○避難のための立退き指示 ○高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等の緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第1項及び第3項	区長
	(区長が指示できない又は要求があったとき) ○避難のための立退き ○緊急安全確保措置を指示	災害対策基本法第61条第1項	警察官及び海上保安官
	○避難のための立退き指示	水防法第29条	水防管理者
		水防法第29条 地すべり等防止法第25条	都知事又はその命を受けた都職員
警戒区域の設定	○警戒区域の設定 ○災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条第1項	区長

【避難情報一覧】

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難指示を発令することが予想される場合	○避難行動に時間を要する者は、計画された避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、準備を開始
避難指示	○災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合	○通常の避難行動ができる者は、避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	○災害が発生するなど状況が更に悪化し、人的被害の可能性が非常に高まった場合	○既に災害が発生・切迫している状況。命が危険であるので、直ちに身の安全を確保するための行動を開始

②避難誘導

ア 避難方法



(ア) 自宅(被災場所)⇒一時集合場所

- 自宅等の被災場所から、町会が指定した一時集合場所に向かい、町会(地域防災組織)単位等で一時的に集合する。
- 互いに火災や家屋倒壊、災害時要援護者の安否情報、地域の状況等を把握しあった後、消火活動や救出・救護活動等の必要な地域活動を検討し、実行する。

(イ) 一時集合場所⇒避難場所

- 火災の延焼拡大等の被害の状況等から、一時集合場所に留まることが危険と判断した場合、町会(地域防災組織)単位等の集団を維持したまま、避難場所へ集団避難する。
- ただし、火災などの危険がなく、自宅が安全な場合は在宅避難する。自宅が安全でない場合は、救援センターへの避難や親戚・知人宅等への縁故避難等、分散して避難する。

(ウ) 避難場所➡救援センター

○火災延焼の危険が去った後、地域の状況等を再度確認し、被害の状況等から自宅が安全でない場合、町会(地域防災組織)単位等で集団を形成し、救援センターへの避難や親戚・知人宅などへの縁故避難等、分散して避難する。

○自宅が安全な場合は在宅避難する。

※避難する必要がなくなった場合は、その時点で避難行動を終了とする。

※避難の指示を行ういとまがない場合、地域の実情や災害の状況によっては、避難場所へ直接避難する。

イ 避難誘導

《区》

○避難指示等を発令した場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、町会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、町会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある救援センターに誘導する。

○避難場所への避難は、区全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づき、区長の指示などによる任意の経路を利用して避難することとする。

○避難指示等を発令するいとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。

○震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区が行う。ただし、区部においては所在区のみへの対応が困難な場合は都が補完する。

○高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、地域防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導を行う。

《各警察署》

○避難指示等が出された場合、一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。

○避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。

○避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

《各消防署》

○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報

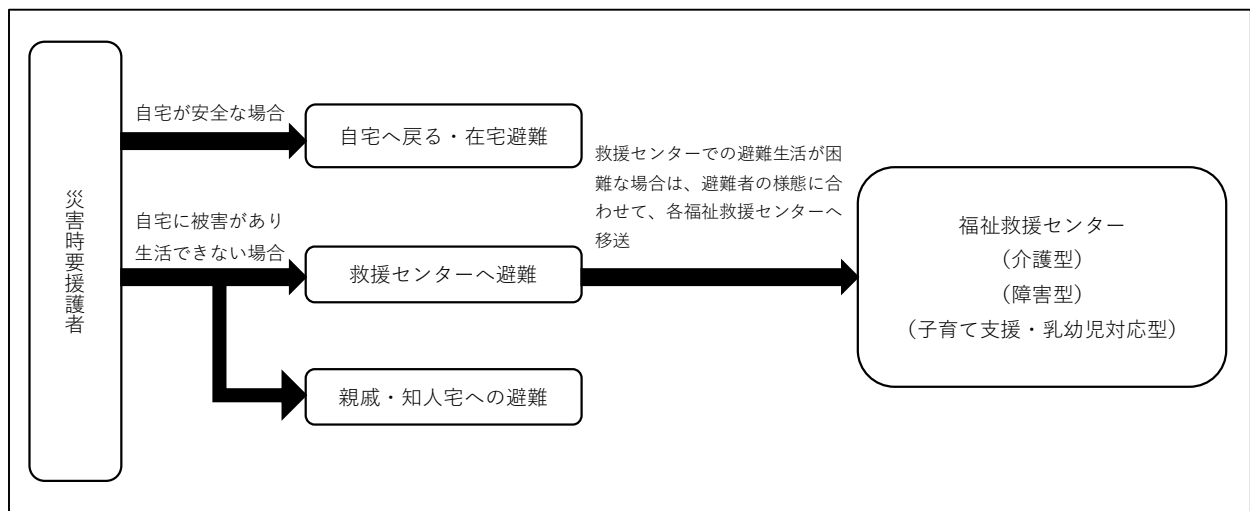
○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報

○避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。

○避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行う。

○避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

③災害時要援護者の避難方法



- 自宅が安全な場合は在宅避難を基本とする。自宅が安全でない場合は、感染症のリスクを軽減するために救援センターへの避難よりも縁故避難を優先するなど、避難の分散を促進する。その場合、安否の確認、避難方法、支援の必要性等の情報を可能な範囲で救援センターに伝える。
- 自宅に被害があり、生活できない高齢者、障害者の災害時要援護者は、一旦、救援センター(福祉室)へ避難する。救援センターでの避難生活が継続できる場合は、救援センターにおいて支援を行うが、保健師等による相談対応にて、何らかの特別な配慮を必要とし、救援センターでの避難生活が困難であると判断した場合は、収容状況や災害時要援護者の特性等を考慮しながら、福祉救援センター(介護型、障害型)へ移送する。
- 自宅に被害があり、生活できない乳幼児とその保護者は、一旦、救援センター(福祉室)へ避難する。救援センターでの避難生活が困難な場合は、収容状況等を考慮しながら、福祉救援センター(子育て支援・乳幼児対応型)へ移送する。
- 福祉救援センターに家族が付き添って避難することについては、原則として最低限の介助者のみとし、詳細は福祉救援センターの種別(介護型、障害型、子育て支援・乳幼児対応型)ごとに「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等に定める。

④災害時要援護者の避難支援

ア 安否確認

- 災害時要援護者の安否が不明な場合、電話や戸別訪問等により、災害時要援護者の状況確認を行う。区は、避難支援等関係者や福祉サービス事業所等と連携して、以下の方法により災害時要援護者の安否確認を行う。安否確認に関する具体的な事項は、「災害時要援護者等支援マニュアル」等に定めることとする。

(ア) 救援センター方式

- ◆救援センターにおいて、地域との連携による安否確認を行う。区(災害対策要員、救援センター配備職員、災対福祉部等)は、地域防災組織(町会・自治会)や避難者等の協力を得て安否確認を行う。区は、救援センターごとに安否情報を集約し、区(災対福祉部)に報告する。

(イ) 事業所活用方式(介護型)

- ◆高齢者総合相談センター及び介護サービス事業所との連携による安否確認を行う。区は、介護サービス事業所に対して災害時要援護者(要介護高齢者)の安否確認を要請する。介護サービス事業所は、業務継続計画(BCP)に基づき訪問・電話等により安否確認を行い、高齢者総合相談センターに報告する。高齢者総合相談センターは、介護サービス事業所からの安否情報を集約し、区(災対福祉部)に報告する。

(ウ) 事業所活用方式(障害型)

- ◆障害福祉サービス事業所との連携による安否確認を行う。区は、障害福祉サービス事業所に対して、災害時要援護者(サービス利用者)の安否確認を要請する。障害福祉サービス事業所は、訪問・電話等により安否確認を行い、区(災対福祉部)に報告する。

イ 避難誘導

- 自力での避難や家族の支援のみでの避難に困難が生じる場合、救援センター等安全な場所までの移動を支援する。
なお、感染症のリスクを軽減するために縁故避難についても検討する。安否確認者は、災害時要援護者の状況に応じて、原則として以下のとおり対応する。

【安否確認者による災害時要援護者への対応】

災害時要援護者の状況	安否確認者の対応
○救助必要	○直ちに警察や消防に連絡する。 ○警察や消防への連絡がつかない場合は、周囲にいる人への声掛け又は最寄りの救援センターに連絡し、救助の要請を行う。
○救助不要であり、在宅避難できない(自宅が倒壊する危険がある、支援者がいない等)	○(災害時要援護本人が移動可能)災害時要援護者に付き添って救援センター等に避難誘導する。 ○(災害時要援護本人が移動不可能)区本部又は最寄りの救援センターに連絡し、移送の要請を行う。
○救助不要であり、在宅避難できる(自宅が安全、支援者がいる)	○在宅避難を基本とする。 ○区本部と連携して定期的に見守り活動を行う。

⑤避難場所の運用

《区》

- 区は、区内の避難場所(5か所)を運用する。ただし、区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。
- 2以上の区にわたって所在する避難場所、または2以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用については、事前に関係する区が協議して対処する。
- 区は、避難場所での滞在が長期化する場合、当該避難場所に至近の地域本部及び救援センターは概ね次の措置を講じる。
- ◆避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員の適切な配置。
 - ◆情報伝達手段を確保し、適宜、正確な情報の提供及び適切な指示。
 - ◆傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所の開設及び医師、看護師等を確保する。
 - ◆避難場所の衛生の保全。
 - ◆給水、給食、救急物資の手配及び平等かつ能率的な配給方法等の準備。

- 避難場所からの避難者の帰宅行動又は救援センター、行き場の無い帰宅困難者については一時滞在施設への移送に際し、警察署、消防署の協力を得て、安全かつ円滑に誘導する。

《都》

- 都は、区から避難場所の運用に関して必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局または関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

<<各警察署>>

○各警察署は、避難場所ではできる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

2 救援センターの開設・運営

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○救援センターの開設 ○救援センターの運営等対策 ○救援センターが不足する場合、補助救援センターを開設するほか、野外に受入施設を開設 ○食料・生活必需品等の供給 ○被災した区において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都保健医療局に応援を要請 ○避難住民に対する健康相談 ○衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○衛生指導班による避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導及び安全確保 ○救援センターにおけるトイレ機能の確保 ○公衆浴場の確保 ○住民への情報提供 ○感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 ○救援センターにおける防火安全性の確保 ○災害時要援護者の安否確認等
都福祉局	○避難所及び福祉避難所開設状況の把握 ○避難所管理運営に関する支援 ○避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ○野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都保健医療局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。 ○保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。
都保健医療局	○区市町村の避難住民に対する健康相談支援 ○「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○区市町村の衛生管理対策支援 ○保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。

(2) 取組

①救援センターの開設

- 救援センターは、区内で震度5強以上の地震が発生したまたは予知されて要収容救護者が多数見込まれる場合に区長が指示したとき、もしくは避難指示等を発令したとき、区本部の指示により開設する。
- 救援センター施設の開設は、区職員又は施設管理者、若しくは地域防災組織が指定した者が行う。
- 救援センターを開設した場合は、管理責任者(救援センター長)を置く。
- 救援センターを開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。
- 都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

②救援センターの開設期間

- 救援センターの開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(厚生労働大臣の事前承認を含む)を受ける。
- 開設予定の救援センターが被災するなどの事情により、開設することが困難な場合または被災者の増大により救援センターの収容能力が不足する場合には、その他の公共施設や教育施設等を補助救援センターとして開設するほか、必要に応じて都財務局が調達する資材等により、一時的に被災者を収容する施設を野外に設置する。
- なお、野外受け入れ施設の設置期間は、救援センターが開設されるまでの間若しくは応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。また、野外受け入れ施設を開設した場合の都保健医療局及び関係機関への連絡は、救援センターの開設と同様とする。

③救援センターの収容基準

- 避難スペースは、一人当たりの専有面積を概ね2㎡程度とする。

④救援センターの運営・救援活動

ア 救援センターの運営体制

- 救援センターは、避難者による運営を基本とし、発災当日については、「救援センター開設キット」に基づき、それ以降については、救援センター運営調整会議のもと運営する。
- 学校・区・ボランティアなどの関係機関は、住民による救援センターの運営を支援する。また、必ず女性が一定割合は参画するよう配慮し、男女双方の視点を導入した運営を確保する。
- 救援センターの運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など救援センターにおける安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した救援センターの運営に努める。
- 救援センターの運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、区は豊島区災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。
- 防災リーダー(防災士)(避難所業務に関する指揮又は助言を行う)、女性防災リーダー(女性の視点を取り入れた避難所業務に関する指揮又は助言を行う)、防災サポーター(避難所業務の支援を行う)で構成される「避難所開設運営支援員」を令和8年度に創設する予定である。
- このチームは、本計画で定める地域防災組織と連携、協力して、救援センター(避難所)の開設及び運営に関する業務を行うことを役割としており、災害救助法第8条に基づいて区長が発する協力命令によって、避難所業務に従事する。詳細については、「避難所開設運営支援員に関する要綱」で定める。

○同行避難してきた動物を保護する場所を定め、飼い主同士で「動物救護チーム」を編成し、動物避難所の管理・運営を行う。

【救援センター運営調整会議の役割】

- 救援センターの開設・運営
- 地域の情報収集・地域への情報提供
- 地域の災害応急活動
- 地域本部・区本部との連絡調整
- 各部間の連絡調整

【各部の役割】

担当	各部	業務内容
避難者・ 地域防災組織等	庶務部	○救援センター施設・設備の安全点検 ○部屋割り(避難スペース・通路等共用部分確保・感染症対策等) ○救援センターの環境整備 ○生活ルール作り ○ボランティア受入態勢の整備 ○その他救援センターにおける庶務
	福祉部	○災害時要援護者の安否確認、避難誘導 ○災害時要援護者のケア ○福祉救援センターの移送支援 ○災害時要援護者在宅避難者の把握・支援
	情報連絡部	○地域本部・区本部との連絡調整 ○避難名簿の作成・管理 ○避難者の情報収集、情報提供
	物資調達部	○備蓄物資・救援物資・食料・水等の管理と調達・配給 ○炊き出し等
	救護・衛生部	○医療救護所の運営支援(負傷者の応急手当等) ○救援センターの衛生管理(清掃、トイレの利用とし尿の衛生管理) ○避難者のケア ○救援センター内の感染症対策の促進 ○ごみの排出等の指導 ○(飼い主による)動物避難所の受付、運営等
学校・教職員	学校部	○救援センター立ち上げ時の施設設備点検 ○学校設備使用の指導、管理(応急補修等) ○応急教育計画の作成 ○学校(授業)再開の準備

イ 食料・生活必需品などの供給・貸与

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する救援センター等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。
- 避難者はボランティアと協力して、救援物資等を用いて炊き出しを行う。被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品などの供給の実施が困難な場合は、炊き出しなどについて都福祉局に応援を要請する。

ウ 飲料水の安全確保

- 区は、救援センターでの飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
- 区は、衛生指導班を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

エ 食品の安全確保

- 区は、衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 都及び区は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ◆救援センターを巡回し、食品の衛生確保について指導を行う。
 - ◆飲食に起因する危害発生防止の啓発を行う。
 - ◆食品集積所の衛生確保の指導を行う。
 - ◆炊飯所、調理施設、仮設店舗の衛生確保の指導を行う。
 - ◆食中毒発生時の患者の拡大防止及び食中毒事故の再発防止に努めるよう指導を行う。
 - ◆食品衛生情報を提供する。
 - ◆救援センター、食品集積所、炊飯所・食品調理施設、仮設店舗等に食品の取り扱いについての管理責任者を設置させて、食品を衛生的に取り扱うよう指導を行う。
 - ◆食品の衛生的な保管及び食品期限表示確認の徹底の指導を行なう。
 - ◆食品取り扱い者の健康管理及び手洗いの励行の啓発及び指導を行う。

オ 保健衛生活動

- 区は、保健師その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、「豊島区緊急医療救護所・医療救護所における医療救護活動マニュアル」に基づき、救援センターにおいて、以下の保健衛生活動を実施する。
 - ◆巡回健康相談
 - ◆こころのケア
 - ◆食生活相談
 - ◆歯科相談

カ トイレ機能の確保

- 救援センターに整備されている下水管直結のマンホールトイレ(一般形トイレ、車いす用トイレ、男性用小便器)を開設する。
- マンホールトイレ開設までの間は、救援センターミニ備蓄倉庫に備蓄された携帯トイレを使用する。使用済みの携帯トイレは、衛生状態に注意し、防臭措置を講じた上で、汚物集積場に集積する。
- 発災後概ね3日間までは、し尿収集車によるし尿収集・運搬が困難状況が予想されるため、可能な限りし尿収集車による収集を要しないマンホールトイレで対応する。

キ 感染症対策、ごみ、衛生対策、防火対策

○日常における基本的な感染症対策は、各個人の判断に委ねることが基本となるが、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、国が定めた避難所運営に関するガイドラインを踏まえ、引き続き適切に取り組むことが求められる。「救援センター運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、引き続き次の対策を講じる。

- ◆運営に従事する者は、必要に応じてマスク、手袋等を着用し、感染及び感染拡大防止に努める。
- ◆感染症対策として、受付時に必ず健康状態の確認を行い、感染症の疑いがある避難者は、区分けをした場所で措置する。
- ◆定期的に避難スペースの消毒・換気、検温や手指等の消毒を実施する。
- ◆救援センター内でのマスクの着用を徹底するとともに、使用済みのマスクやティッシュペーパー等の廃棄方法については、普通ごみと分別し、廃棄場所などに細心の注意を払う。
- ◆健常な避難者と感染症罹患者、体調不良者等が安易に接触しないよう避難スペースや動線等を事前に定める。
- ◆可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、資源を分別する。ごみ集積所を確保し、集積しやすいように分別ごとに集積する。
- ◆医療廃棄物類は別途保管する。
- ◆救援センター運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、救援センターの防火安全対策を講じる。

ク 公衆浴場の確保及び区民への情報提供

- 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況等を把握し、区民へ情報提供する。
- 区は、公衆浴場商業協同組合との協定に基づき、公衆浴場の使用について協力依頼する等して、避難者の衛生管理を支援する。

ケ 救援センターに避難した避難者への情報提供

- 正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi 環境等の整備、SNS での情報発信を行う。

コ 被災者の安否情報の提供

- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づき、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

3 補助救援センター

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○救援センターで避難者を収容しきれなかった場合、補助救援センターを開設

(2) 取組

①補助救援センターの開設

- 救援センター長は地域本部長に調整を要請する。地域本部長は、まず、管轄する地域内において避難者収容を調整する。地域内で避難者を収容しきれない場合には、補助救援センター課に調整を要請する。
- 救援センターで避難者を収容しきれなかった場合、補助救援センターを開設する。
- 補助救援センターを開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を所定の様式により、速やかに都福祉局、警察署及び消防署等関係機関に報告する。

②補助救援センターの運営

- 補助救援センターの運営は、「救援センター開設運営マニュアル」に準じて実施する。ただし、補助救援センターに指定された施設において、施設の利用者保護等の考慮すべき事情がある場合には、各施設の個別マニュアルに基づき、補助救援センターの運営を行う。
- 区は、開設した補助救援センターに、飲料水や食料、資器材等の必要物資を救援センター等から運搬する。

4 福祉救援センター

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○福祉救援センター(介護型)(障害型)(子育て支援・乳幼児対応型)の開設運営 ○福祉救援センターで従事する職員・介助者の調整 ○福祉救援センターへの移送
福祉救援センターとなる施設の事業者	○福祉救援センター(介護型)(障害型)の開設運営への協力

(2) 取組

①福祉救援センターの開設運営

《区》

- 何らかの特別な配慮を必要とし、救援センター(福祉室)での避難生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児等の避難者がいる場合、施設事業者等と連携して福祉救援センター(介護型、障害型、子育て支援・乳幼児対応型)を開設する。
- 福祉救援センターを開設したときは、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- 福祉救援センターの運営は、施設事業者、介護・福祉関係事業者等の協力を得て、災対福祉部が行う。
- 福祉救援センターの開設・運営に係る具体的な手順等については、「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等に定めることとする。
- 福祉救援センター等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

《福祉救援センターとなる施設の事業者》

- 施設事業者は、災害協定等に基づき、福祉救援センター(介護型、障害型)の運営に協力する。
- 福祉救援センター運営に係る協力事項については、災害協定や「福祉救援センター開設・運営マニュアル」等に定めることとする。

②福祉救援センターで従事する職員・介助者の調整

- 区は、福祉救援センターを開設したときは、運営に係る職員を配置する。
- 大規模災害発生時に迅速な職員配置ができない場合や、多数の介助者が必要な場合は、区は施設事業者、介護・福祉関係事業者等の協力を得て、福祉救援センター運営体制を整備する。

③福祉救援センターへの移送

○区は、避難者の介助者だけでなく、一般の避難者、地域の支援者、事業者等の協力を得て、福祉救援センターへ移送する。

5 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○避難所環境の整備促進 ○車中泊者等の状況把握及び都保健医療局への報告 ○避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援 (エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等)
都本部	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○必要な避難所確保のための区市町村支援(再掲)
都福祉局	○車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○車中泊者等の情報収集(区市町村) ○避難所管理運営に関する支援(再掲)
各警察署	○大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

(2) 取組

○発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。

《都》《区》

○都における震災時の車中泊に係る基本的考え方に基づき、啓発事項について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。

○在宅避難ができない被災者に対しては、救援センターに避難するよう呼びかける。

《都本部》

○車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報について知り得た場合、区市町村に対し提供に努める。

《都福祉局》

○区市町村から、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。

《区》

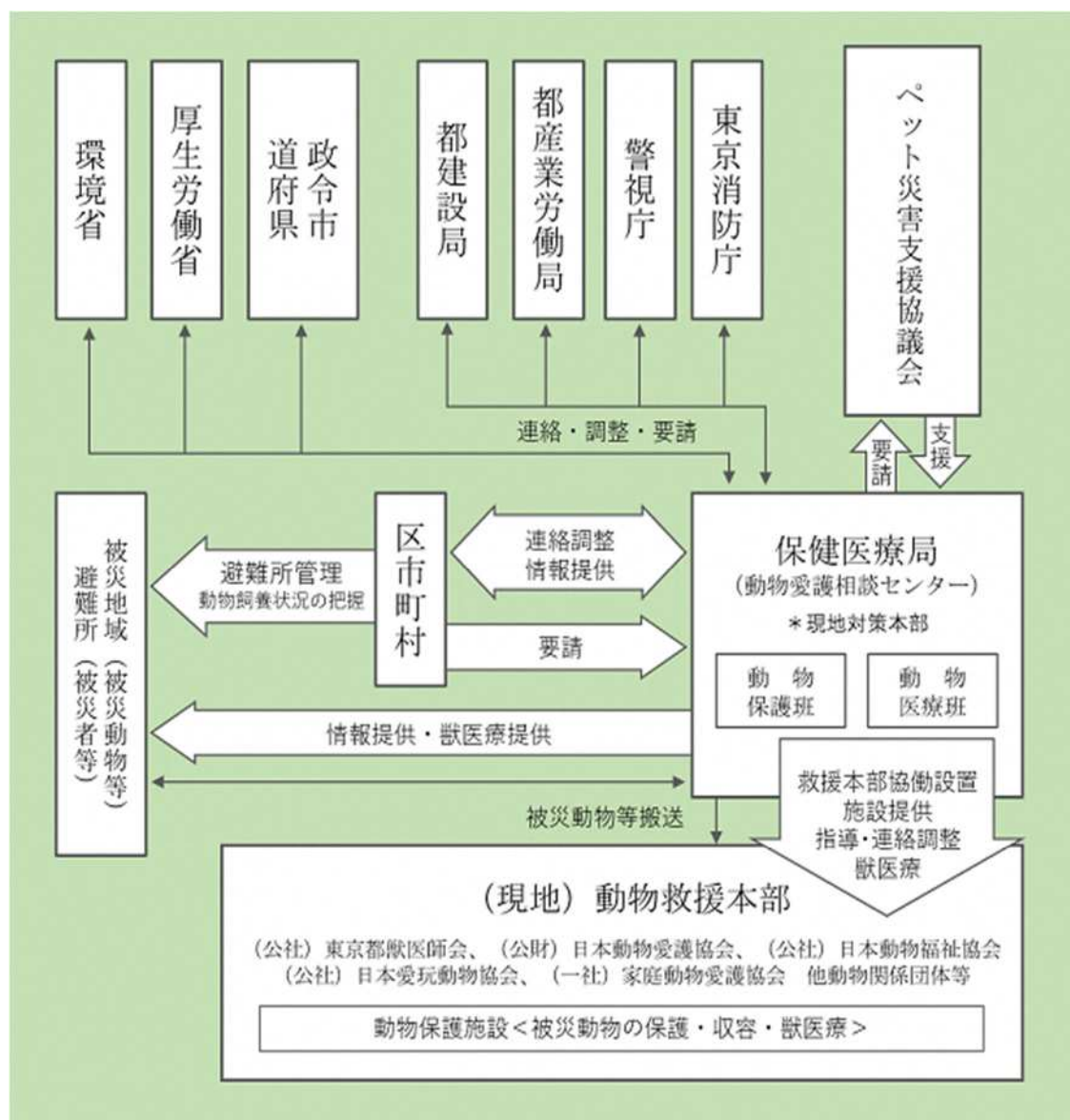
- 区は、車中泊など救援センターに滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

6 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○同行避難動物の飼養場所等の確保 ○救援センター等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○救援センター等における動物の適正飼養の指導等
都保健医療局	○被災動物の保護 ○関係団体等との連絡調整 ○関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 業務手順



(3) 取組

① 救援センターにおける動物の適正な飼養

《区》

ア 同行避難の原則

- 災害の発生時には、飼い主が、特定動物（危険な動物）を除いてペットを同行し、救援センター等まで避難すること。
同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、救援センター等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

イ 救援センター等における動物の適正飼育

- 救援センターには、動物アレルギーを有する人や動物嫌いの人も避難する。「動物避難所開設マニュアル」に基づき、人間の避難場所と完全に分離した場所に「動物避難所」を設置し、ペットを飼育する必要がある。
○ただし、盲導犬等の補助犬は、飼い主と同室での避難が必要となるため、一緒に避難生活を送ることができるスペースを用意する。

- ペットと同行避難した飼い主は、ペットの世話をするとともに、飼い主を中心とした「動物救護チーム」を設置して、動物避難所の見回りや清掃等の管理運営等を協力して行う。
- 「動物救護チーム」は、苦情が出ているペットの飼い主とともに問題を解決したり、放置されているペットの飼い主に世話を促す等、ペットが原因としたトラブルが生じないように配慮する。
- 上記取組を円滑に実施するために、継続的にペット同行避難訓練を実施する。

《都保健医療局》

○区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。

- ◆各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- ◆避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
- ◆他区市への連絡調整及び要請

②負傷動物・飼い主不明の動物の救護

- 災害時には、被災により多くの動物が負傷するとともに、飼育環境の急激な変化のため、ストレスによる下痢、嘔吐等消化器系の異常を示す動物が多く発生すると言われている。
- 負傷動物については、災害時の協定を締結している獣医師会との連携による獣医師巡回体制のもとで、応急手当及び治療を行う。
- 飼い主のわからない動物や放浪動物については、動物愛護団体やボランティア等の協力のもと、都保健医療局動物愛護相談センターに捕獲、搬送を依頼し、動物愛護相談センター等の動物保護施設で保護を行う。

7 ボランティアの受入れ

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○「救援センター開設標準マニュアル」にある業務手順による、ボランティアの派遣要請と受入 ○区災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ○円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携
都生活文化スポーツ局	○東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○都内外の被災状況の情報収集 ○国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連絡体制の構築 ○東京都防災(語学)ボランティアを派遣
都福祉局	○福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援

(2) 業務手順・取組

《区》

- 「救援センター開設標準マニュアル」にある業務手順により、ボランティアを受け入れる。
- 区災害ボランティアセンターを通じて、救援センターで活動するボランティアを派遣する。
- 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る

《都生活文化スポーツ局》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等の支援を行う。
- 区市町村の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災(語学)ボランティアを派遣する。

《都福祉局》

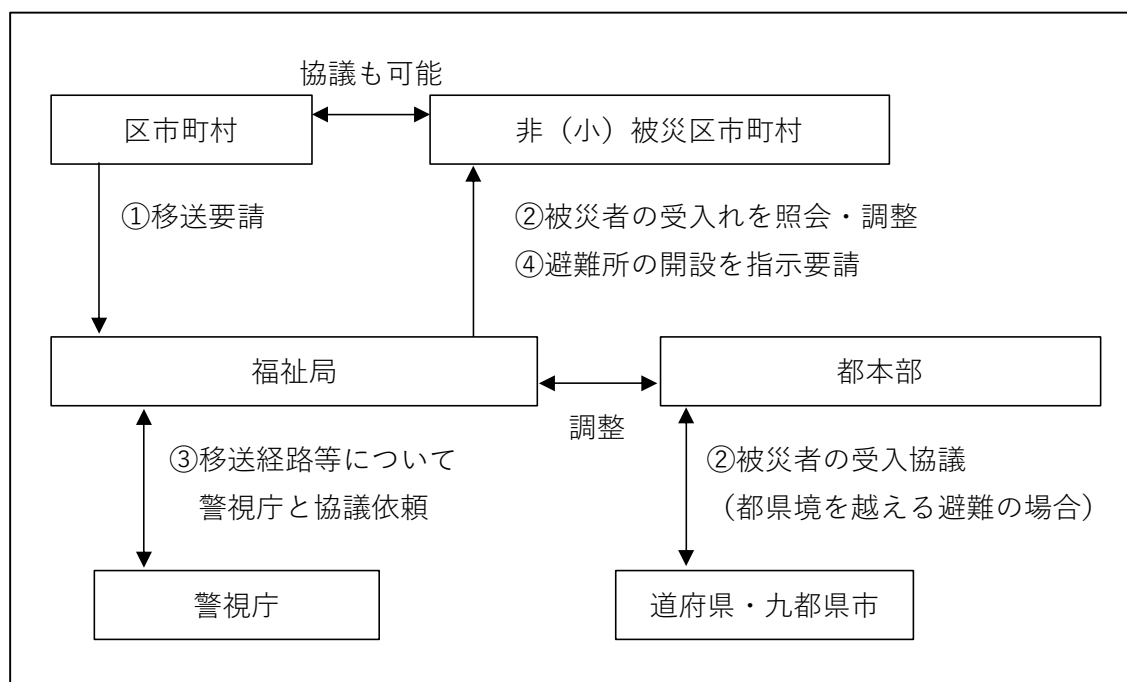
- 福祉関連のボランティア派遣については、区市町村からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区市町村の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。

8 被災者の他地区への搬送

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	(被災地側) ○移送について知事(都福祉局)に要請 ○移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ○避難所運営への積極的な協力 (受入側) ○受入態勢を整備 ○移送後の避難所運営
都福祉局	○被災者の移送先の決定 ○移送先の区市町村との調整 ○被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○区市町村による要配慮者等の移送支援

(2) 業務手順・取組



《区》

- 区長は、区の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（都福祉局）に要請する。
- 被災者の他地区への移送を要請した区長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- 都から被災者の受入を指示された区長は、受入体制を整備する。
- 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。
- その他、必要事項については区市町村地域防災計画に定める。

《都福祉局》

- 被災地の区市町村から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整の上、被災者の移送先を決定する。
- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、当該区市町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品の確保

- 区と都は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳のほか、毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等の生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策資器材等を備蓄している。
- また、あらかじめ物販事業者（小売事業者等）と食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達に関する防災協定を締結することで、食料及び生活必需品等の調達を確保している。
- 飲料水については、都は、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区においても、各救援センターに応急給水栓を整備することで、飲料水の確保を図っている。
- ◆避難者を対象とした食料の備蓄として、クラッカー、アルファ化米等を都区で合わせて3日分を確保（4日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定）
 - ◆被災乳幼児用（2歳未満）用の調製粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分を確保
 - ◆救援センターに応急給水栓の設置 30 か所（令和7年12月）
 - ◆指定防災井戸 170か所（令和7年12月）
 - ◆毛布、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等の生活必需品や感染症対策資器材の備蓄
 - ◆避難動物用の若干の衛生用品・ペットケージ 等

2 地域備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備

- 区は、避難者用の備蓄物資を集中的に保管するための地域備蓄倉庫を区内9か所に整備するとともに、発災直後に必要となる食料・飲料水・生活必需品等は救援センターとなる小中学校等にも分散備蓄している。
- 都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点である地域内輸送拠点として、「としまみどりの防災公園」及び「日本通運株式会社江古田流通センター」を指定している。
- ◆地域備蓄倉庫9か所、帰宅困難者用備蓄倉庫として 2 か所設置している。資料編P85「備蓄倉庫一覧」参照
 - ◆分散備蓄のために、災害時に救援センターとなる小中学校等にミニ備蓄倉庫を設置
 - ◆地域内輸送拠点として、「としまみどりの防災公園」及び「日本通運株式会社江古田流通センター」を指定

3 輸送体制の整備

- 区所有車両を使用するほか、トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部等と協定を締結し、車両供給、職員の派遣、物資の仕分け、輸送・移送手段の確保に努めるとともに、協定の実効性の確保を図っている。
- また、石油燃料の安定供給のために、東京都石油商業組合都心支部と協定を締結している。
- 道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難になることも想定されるため、都及び区はヘリコプターによる救援物資や人員の緊急輸送を目的として、災害時臨時離着陸場候補地を選定している。

【区所有車両（令和7年12月現在）】

乗用車	軽貨物	小型貨物	特殊用途	軽自動車	清掃車	計(台)
6台	19台	11台	5台	11台	28台	80台

【災害時臨時離着陸場候補地（令和6年1月現在）】

名称	所在地	確保面積	備考

としまどりの防災公園	東池袋4-42	1,600㎡	医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 (東京都立大塚病院)
学習院大学グラウンド	目白1-5-1	4,900㎡	

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
避難所避難者数(発災4日後～1週間後)	32,136人	31,920人
避難所外避難者数(発災4日後～1週間後)	16,068人	15,960人
合計	48,203人	47,880人

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

- 被害の程度によっては、物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区による物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。
- 高齢者や障害者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。また、福祉救援センター等を迅速に開設するため、分散備蓄を行う必要がある。
- 飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。応急給水に関する計画等を整備し、災害時給水ステーション(給水拠点)が遠い地域等への対応も図る必要がある。

2 地域備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備

- 地域内輸送拠点においては、発災時に迅速かつ的確に物資の荷捌きをすることが求められることから、効率的な運営体制を検討し、物的受援及び地域内輸送拠点の運営体制に関する計画等を整備する必要がある。
- また、荷捌きされた物資を各救援センター等へ効率的に輸送する体制を検討し、物資輸送に関する計画等を整備する必要がある。
- 地域備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の地理的配置についても、運営体制及び物資輸送に関する計画等を整備するにあたって、検証する必要がある。

3 輸送体制の整備

- 物資輸送訓練等を通じて、協定を締結している物流事業者等との連携を強化するとともに、関係者間の情報共有や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送体制を行う必要がある。

第3節 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

(1) 食料・生活必需品等の確保

- 都が展開する寄託制度(都が区市町村と寄託契約を締結し、都の所有する物資を区市町村の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度)の活用を視野に入れつつ、区は、都と連携して、発災後3日分の物資(一定数の避難所外避難者分を含む。)を備蓄する。
- 高齢者や障害者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した備蓄の確保に努める。また、福祉救援センター等を迅速に開設するため、分散備蓄を推進する。
- 都の備蓄物資は区の要請に基づき放出することになっているが、要請を待ついとまがないと認める場合は、都は区からの要請を待たずに、必要な物資の供給(プッシュ型支援)を行う。
- また、区は、協定締結している物販事業者(小売事業者等)との連携強化等により、受入体制の整備や多様なニーズに対応できるよう調達体制の強化に努める。

(2) 水の確保

- 区や地域防災組織等が都水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるように施設や資器材の整備等を行う。
- 災害時給水ステーション(給水拠点)が遠い地域等については、救援センターに設置された応急給水栓や消火栓等の設備を使用する等の多様な手段を活用して、飲料水及び生活用水の確保に取り組む。
- 飲料水の確保については、区の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水を実施する。生活用水についても同様に復旧状況を踏まえ、必要量の確保に努める。

2 地域備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備

- 発災時に迅速かつ的確に物資の荷捌きをすることが求められることから、地域内輸送拠点における効率的な運営体制を検討し、運営体制に関する計画等を整備する。
- 荷捌きされた物資を各救援センター等へ効率的に輸送する体制を検討し、物資輸送に関する計画等を整備する。
- 地域備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の地理的配置についても、運営体制及び物資輸送に関する計画等の整備にあたって、検証する。

3 輸送体制の整備

- 発災時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との訓練の実施等により、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

第4節 到達目標

1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

- 発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等(一定数の避難所外避難者分を含む。)を備蓄などにより確保する。
- 備蓄にあたっては、高齢者や障害者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を推進する。また、福祉救援センター等を迅速に開設するため、各福祉救援センターにおいて必要な備蓄を行う。

2 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築

- 国・他道府県等からの支援物資の受入体制の整備を行うとともに、避難者の多様なニーズにこたえ、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携の強化により、強固な調達体制を構築する。

3 適正な物資備蓄体制の構築と物資荷捌き機能の強化

- 都被害想定及び東京都地域防災計画を踏まえて策定した豊島区備蓄物資計画をもとに、適正な物資の備蓄体制を構築する。
- 地域備蓄倉庫から備蓄物資を迅速かつ効率的に搬出するために、備蓄倉庫における保管方法等について、毛布のリパックをはじめとした備蓄物資の省スペース化を図る。

4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

- 区本部と物流事業者等との十分な連携体制を整備する等、物資輸送体制を構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄
都福祉局	○広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進

(2) 取組

《区》

①食料等の確保

ア 食料等の備蓄

○区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分(9食分)の備蓄を確保する。

○**新物資システム(B-PLo)**を活用し、あらかじめ、備蓄物資の品目及び数量を登録に努める。

○国や都の動向及び各種参考文献を踏まえ、備蓄物資数の算定根拠・方法を明確化した「豊島区備蓄物資計画」に基づき、食料等の備蓄を行う。概要は以下のとおりである。なお、福祉救援センターの分散備蓄に向けて、必要に応じて「豊島区備蓄物資計画」を見直すこととする。

(ア) 備蓄物資配布対象者

○東京都地域防災計画にある「都の被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む。)」を備蓄物資配布対象者数の算定根拠とする。

○避難所避難者は、建物被害、ライフライン被害、エレベーター停止によって、自宅に住むことができなくなった者(避難者)のうち、避難所へ避難した者を指す。余震等による不安など、心理的な面から避難することも想定されるが、家屋が無被害の場合は、必要な物資を持ち出すことが可能なことから、備蓄物資配布対象者には計上しない。

○また、「一定数の避難所外避難者数」は、避難所避難者以外にも対応を要する食料需要として設定されたもので、阪神・淡路大震災における被害実績を踏まえて、避難所避難者数の20%とする。

【備蓄物資配布対象者】(都心南部直下地震 冬・夕方18時・風速8mにおける避難者数から算定)

発災からの経過日数	発災1日後	発災2日後	発災3日後
①避難所避難者数	19,556人	23,749人	27,942人
②避難所避難者以外からの需要 (①×20%)	3,911人	4,750人	5,588人
③備蓄物資配布対象者 (①+②)	23,467人	28,499人	33,530人

(イ) 主な備蓄物資品目(※備蓄計画数やその他備蓄品目等は「豊島区備蓄物資計画」のとおり。)

- 大規模災害等により発生した避難所避難者(一定数の避難所外避難者数を含む。)に対して、救援物資が到着するまでの約3日間で必要とされる食料・飲料水、生活必需品等を公的備蓄品として備蓄する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 備蓄品目は、国が示している基本8品目(食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品)や避難生活において必要であると想定される品目を中心に選定する。また、各救援センターに指定されている学校等にて平常時から使用されている物資を活用する。

【食料・飲料水】

品目	選定理由等
アルファ化米	○日常生活における主食に近く、副菜が不要であることから備蓄する。 ○アレルギー特定原材料等 28 品目を含まない製品とする。
アルファ化米(おかゆ)	○幼児及び高齢者等、アルファ化米やクラッカー等を食べられない人を対象として備蓄する。 ○アレルギー特定原材料等 28 品目を含まない製品とする。
ビスケット クラッカー	○水や調理器具を使用することなく手軽に食べることができるため、アルファ化米を補完する食料として備蓄する。 ○小麦によるアレルギー対応のために、ライスクッキーも備蓄する。
ライスクッキー (アレルギー対応)	
液体ミルク	○乳幼児用として液体ミルクを備蓄する。 ○また、アレルギー対応粉ミルクも合わせて備蓄する。
粉ミルク (アレルギー対応)	
哺乳瓶	
飲料水	○発災時の応急対応として、飲料水を備蓄する。 ○また、給配水の際に必要な給水用ポリ袋を備蓄する。
給水用ポリ袋	

【生活必需品】

品目	選定理由等
毛布・保温用資材	○冬季に暖房が使えない状況での防寒や避難所生活における衛生面を考慮して、毛布又は保温用資材を1人あたり2枚備蓄します。
間仕切り	○災害時の避難所におけるプライバシーの確保及び感染症対策のために、間仕切りを備蓄します。
簡易ベッド	○避難所での寝泊まりが続くことやストレス等により、エコノミークラス症候群、埃等を吸い込むことによる健康被害が懸念されます。

	○立ち上がりやすい簡易ベッドの導入は、定期的に体を動かしやすい環境づくりにも寄与し、生活不活発病にも効果的とされていますので、簡易ベッドを備蓄します。
生理用品	○備蓄物資配布対象者のうち、初潮平均年齢12歳から閉経平均年齢51歳の女性を配布対象者とします。また、生理期間は4週に1回、1回の生理期間における必要枚数は30枚として、3日分を備蓄します。
歯ブラシ	○被災後の不規則な生活、栄養状態の悪化、口腔衛生状態の低下等により、肺炎やインフルエンザ・風邪などの呼吸器感染症を起こしやすくなること⑩が知られています。呼吸器感染症予防のために口腔ケアは不可欠なものですので、1人あたり1本を備蓄します。
洗口液	○液体ハミガキや洗口液を使った歯磨きは、水だけで行うよりも歯垢の除去に効果的とされています。毎食後に口腔ケアを行うとし、1人1日あたり3包、3日分を備蓄します。

【災害用トイレ・おむつ】

○大規模災害時には、上下水道が被害を受けることが想定され、トイレの使用も困難となる可能性がある。令和6年度末までに全ての救援センターにマンホールトイレが設置される予定であり、これらの利活用も考慮したうえで、携帯トイレを備蓄する。また、乳幼児及び介護を必要とする方を対象におむつを備蓄する。

携帯トイレ(汚物処理剤付)	おむつ(乳幼児用)	おむつ(成人介護用)
おしりふき	トイレットペーパー	

【感染症対策用品】

○日常における基本的な感染症対策は、各個人の判断に委ねることが基本となるが、災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、国が定めた避難所運営に関するガイドラインを踏まえ、引き続き適切に取り組むことが求められる。

○今後も同じような感染症が発生する可能性もあるので、引き続き感染症対策用品として以下の物品を備蓄する。

マスク	手指用消毒液	手袋
ハンドソープ	フェイスシールド	感染防止エプロン
体温計(非接触型)		

【防災資器材】

○救援センター運営や救助活動等、地域の応急活動に必要なと想定される物資を備蓄します。

乾電池(単1・単2・単4)	延長コード	懐中電灯
組み立て式水槽	空気亜鉛電気	救援センター看板
トランジスタメガホン	担架	発電機
非常用電源用燃料	ビブス	養生テープ
ブルーシート	アンブルボード	

イ 食料等の調達

- 区が開設する救援センター等における食料の供給は、発災1日目は救援センターに備蓄しているアルファ化米、クラッカー等を使用する。発災2日目及び3日目は、地域防災倉庫から各救援センターへ供給する。
- 道路障害物除去が進み、広域輸送基地から地域内輸送拠点への物資輸送が可能と考えられる発災4日目以降は、国・他道府県等や物販事業者(小売事業者等)からの調達物資等で対応する。

【救援センターにおける食料供給】

発災経過日	食料等の調達手段
発災1日目	救援センターに備蓄している物資
発災2日目・3日目	地域防災倉庫にある物資
発災4日目以降	国・他道府県等や物販事業者(小売事業者等)からの物資

2 飲料水及び生活用水の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○救援センターに指定される小中学校等において、応急給水栓を整備する。 ○救援センターに指定される小中学校等において、防災井戸を整備する。 ○民間所有の井戸を防災井戸として指定することで、生活用水の確保に努める。
都水道局	○災害時給水ステーション(給水拠点)となる応急給水槽及び浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な資器材等を管理 ○災害時給水ステーション(給水拠点)である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定 ○区市町や地域防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備 ○区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与 ○区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備

(2) 取組

《区》

①飲料水の確保

- 応急給水活動が開始されるまでの間(遅くとも発災2日後から給水活動を開始すると想定して、発災1日後とする)で緊急的に必要となる飲料水をペットボトルで備蓄する。
- 飲料水を扱う企業との優先供給に関する協定により、災害時における飲料水の確保に努める。

②生活用水の確保

- 救援センターにおける被災者への給水活動(生活用水の供給)のために、平成8年度から年次計画により区立小中学校に井戸を設置している。(令和7年12月現在、23基の井戸を救援センターに設置)
- 公衆浴場商業協同組合との協定に基づき、浴場所有井戸の使用等により災害時における生活用水を確保している。
- 区は、昭和 63 年度に「豊島区防災井戸に関する要綱」を定め、井戸を所有する区民の協力を得て、防災井戸として登録している。(令和7年12月現在、170件登録)井戸水は、原則として生活用水として使用することとし、地震等により水質が変化する可能性を考慮し、ろ過、煮沸消毒等の処理を実施し、飲用に適する水質であることを確認した後、飲料水とする。

《都水道局》

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション(給水拠点)の設置を目標とし、浄水場(所)・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が無い空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。豊島区には2か所の災害時給水ステーション(給水拠点)が整備されている。
- 災害時給水ステーション(給水拠点)が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期する。
- 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- 浄水場(所)、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 区市町や地域防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場(所)・給水所の災害時給水ステーション(給水拠点)において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
- 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に災害時給水ステーション(給水拠点)として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。

【災害時給水ステーション(給水拠点)】

区分	震災対策用応急給水施設	確保水量	対応避難場所
応急給水槽	区立西池袋公園内 (豊島区西池袋3-20-1)	1,500m ³	豊島区立総合体育場一帯 学習院大学 立教大学
	都立文京高校内 (豊島区西巣鴨1-1-5)	100m ³	
	桐ヶ丘中央公園内 (北区桐ヶ丘1-8)	1,500m ³	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区
	都立板橋高校内 (板橋区大谷口1-54-1)	100m ³	公社向原住宅一帯
	滝野川公園内 (北区西ヶ原2-1)	1,500m ³	染井墓地駒込中学校一帯

	教育の森公園内 (文京区大塚3-29)	1,500㎡	教育の森公園一帯 雑司ヶ谷墓地

※区が独自に設置している「区立としまみどりの防災公園内応急給水槽」(確保水量100㎡)については、都が整備した災害時給水ステーションと同じ取扱いとして、区が行う給水活動において活用する。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○地域防災倉庫の整備及び管理 ○区の備蓄物資(都の事前寄託分を含む。)の適正な管理 ○救援センターとなる小中学校等にて分散備蓄を実施 ○備蓄物資の輸送及び配分の方法の設定
都総務局	○国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。

(2) 取組

《区》

- 地域備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 区備蓄(都の事前寄託分を含む。)物資、他自治体からの支援物資、民間からの調達物資等の受入、輸送及び配分の方法について定めた計画等を策定する。
- 区が救援センター等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。
- 新物資システム(B-PLo)を活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。
- 豊島区備蓄物資計画に基づき、発災当日に必要な物資の備蓄物資保管場所を確保するために、救援センターとして指定した学校の余裕教室等を活用するなどの検討を進める。

《都》

- 円滑に他の者の応援を受け入れるため、あらかじめ、応援部隊の活動拠点、緊急物資の輸送経路、広域輸送基地での物資受入や輸送車両の待機場所等について明らかにした受援体制を整備する。
- 区市町村が指定した地域内輸送拠点を把握する。

【輸送拠点】

輸送拠点名称	役割	豊島区
広域輸送拠点	○国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港、民間倉庫など	○板橋トラックターミナル

地域内輸送拠点	○区市町村の地域における緊急物資等の受入れ、配分、避難所への輸送等への拠点	○としまみどりの防災公園 ○日本通運株式会社江古田流通センター

4 輸送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○物資輸送に関する計画の整備 ○物資輸送に関する訓練の実施 ○平時からの協定締結先との綿密な連携

(2) 取組

- 区は、発災時に迅速な情報収集及び連絡調整を可能にするため、円滑な物資の搬送調整、車両調達等が行えるよう、物資輸送に関する計画を整備する。
- また、整備した計画をもとに、物流事業者などの関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。

5 輸送車両等の確保

- 第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。
- 震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行うことができる。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○調達先及び調達予定数を物資輸送に関する計画等において明確化することで、調達体制を整備する。 ○災害応急対策等に従事する車両については、事前に届出を行い「標章」と「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。
各警察署	○緊急通行車両等の確認

(2) 取組

- 調達先及び調達予定数を物資輸送に関する計画等において明確化することで、調達体制を整備する。
- 協定を締結している業者の車両についても、緊急通行車両としての届け出を行う。

6 燃料の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○石油燃料の供給体制の整備

(2) 取組

- 区は、東京都石油商業組合都心支部と「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」を締結している。
- 協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、発災時の連絡体制、燃料の搬送体制等を点検する。

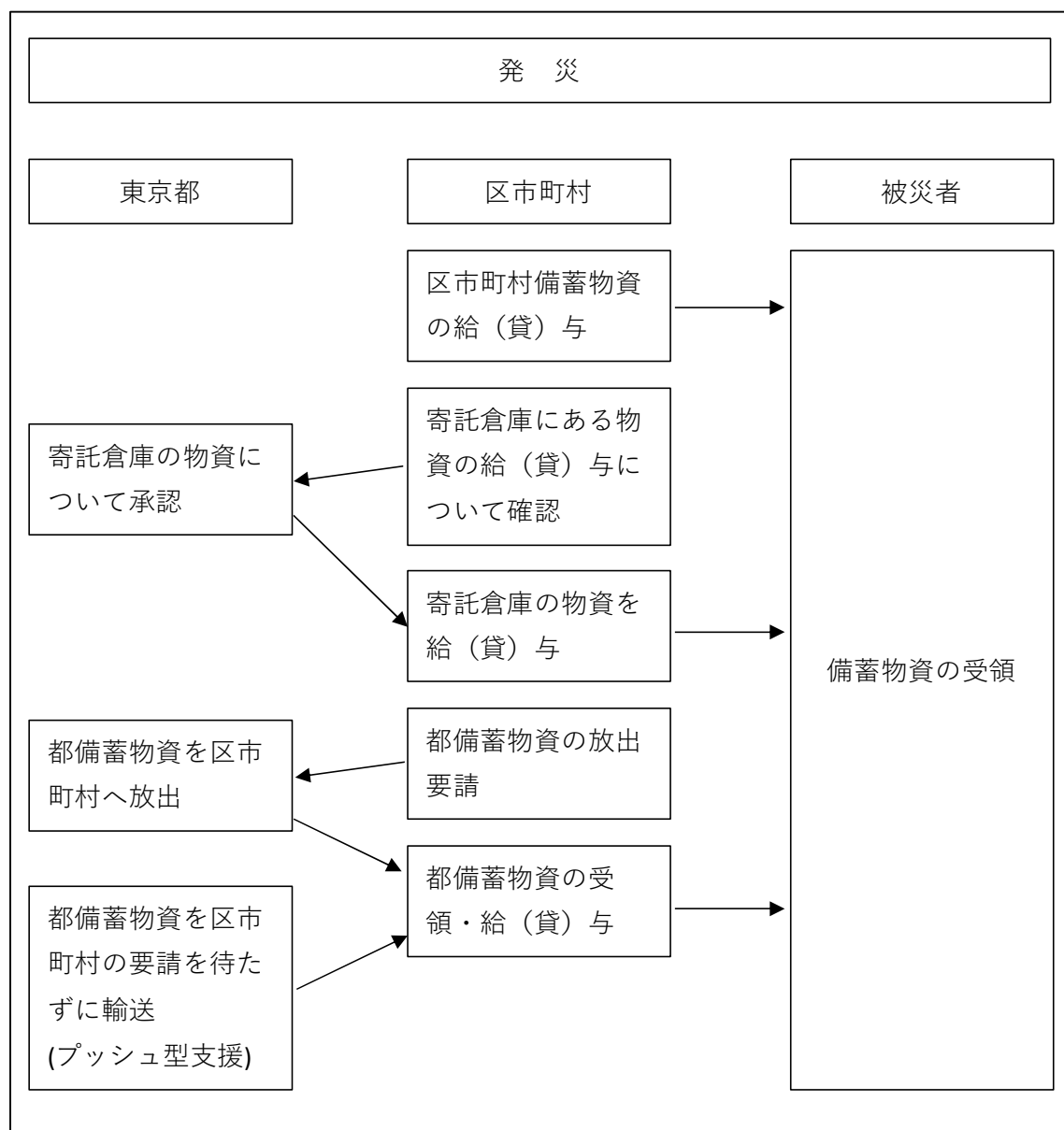
第6節 具体的な取組【応急対策】

1 備蓄物資の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○備蓄物資を被災者へ供給
東京都	○備蓄物資を区市町村へ放出

(2) 業務手順



(3) 取組

《区》

①食料の供給

ア 給与限度額

○災害救助法施行細則に定める食料の給与限度額

イ 給与期間

○災害発生の日から7日以内

ウ 配布基準

○被災者への食料配布基準は以下のとおりとする。なお、炊き出しについては、第8章「避難者対策」にて記載する。

区分	0歳	1歳	2歳	3歳～79歳	80歳以上
1日目～3日目	液体ミルク	液体ミルク アルファ化米 (おかゆ)	アルファ化米 (おかゆ)	ビスケット又はクラッカー アルファ化米(2食/日)	アルファ化米 (おかゆ)
4日目以降	都の救援物資等を支給や米飯又は麺類等による炊出し				

○備蓄物資として都総務局が区に事前に配置している食料は、都総務局長の承認を得て区が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

○被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。

○必要に応じて、新物資システム(B-PLo)への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

②生活必需品の供給(貸与)

ア 給与(貸与)限度額

○災害救助法施行細則に定める生活必需品の給与限度額

イ 給与(貸与)期間

○災害発生の日から10日以内

ウ 給与品目

○給与品目は原則として、以下のとおりとする。

- ◆被服、寝具及び身の回り品
- ◆日用品
- ◆炊事用具及び食器
- ◆光熱材料

- 備蓄物資として都総務局が区に事前に配置している生活必需品は、都総務局長の承認を得て区が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。
- 被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。
- 必要に応じて、新物資システム(B-PLo)への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

《都福祉局》

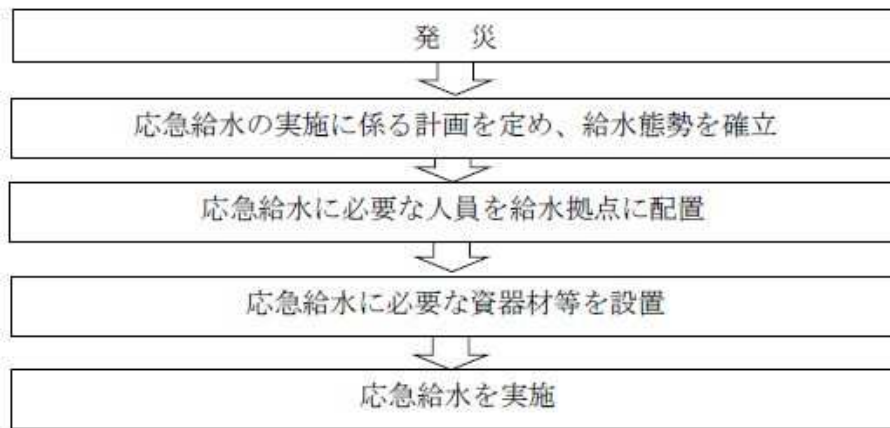
- 災害救助法適用後、区市町村長から要請があった場合は、都総務局が備蓄している物資を放出し、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
 - 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。
 - 区市町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、区市町村からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置(プッシュ型支援)を講じる。
 - 都備蓄倉庫には、あらかじめ協力を依頼しているトラック協会等、都福祉局職員等を配置し、搬出作業を行う。
 - 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該区市町村長において救援に協力するよう連絡する。
 - 区市町村長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉局保有の備蓄調製粉乳を放出する。
- ※道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

2 飲料水の供給

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害時給水ステーション(給水拠点)での応急給水 ○災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね半径2km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などでの応急給水 ○必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○救援センター応急給水栓による応急給水
都水道局	○災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね半径2km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などについて、車両輸送による応急給水

(2) 業務手順



(3) 取組

①飲料水の給水基準

○震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

②災害時給水ステーション(給水拠点等)での都区役割分担

【応急給水活動の都区役割分担】

応急給水の種別		概要	区	都
災害時給水ステーション(給水拠点)	応急給水槽	○応急給水用資器材の設置を行い、住民への給水活動を実施する。	○応急給水用資器材の設置 ○住民への給水活動	—
災害時給水ステーション(車両輸送)		○災害時給水ステーション(給水拠点)からおおむね2キロメートル以上離れている避難場所が必要があると認める場合、都福祉局等の関係部署から応急給水の要請があった医療施設、福祉施設、水が供給できない給水拠点等について、状況に応じて実施する。	○住民、施設利用者等への給水活動 ○仮設水槽の設置・管理	○車両、仮設水槽への注水 ○水の輸送 ○要請機関等へ給水場所の情報確認(避難者数、仮設水槽の設置等)

災害時給水ステーション (避難所等)	救援センター 一応急給水栓	○都から譲渡された資器材を使用し、救援センター等に保管してある応急給水栓を用いて、区が都水道局へ通水状況等の状況を確認したうえで、応急給水を行う。	○都水道局へ通水状況の確認 ○給水栓の設置 ○住民への給水活動	○(区からの連絡に伴う)通水状況等の確認
	消火栓等 (都から貸与された資器材を使用する場合)	○都から貸与された資器材を使用し、あらかじめ都水道局が指定した救援センターや区有施設などの応急給水実施場所において、区が都水道局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。	○都水道局へ通水状況の確認 ○仮設給水栓の設置 ○住民への給水活動	○(区からの連絡に伴う)通水状況等の確認

③給水体制

《区》

- 震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- 応急給水の実施に係る計画等を整備し、給水態勢を確立する。
- 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、都が車両輸送した水を使って応急給水を行う。
- 救援センター応急給水栓が設置されている場合は、区が応急給水用資機材を設置して応急給水を行う。
- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、救援センターにおける飲料水の備蓄、受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。

《都水道局》

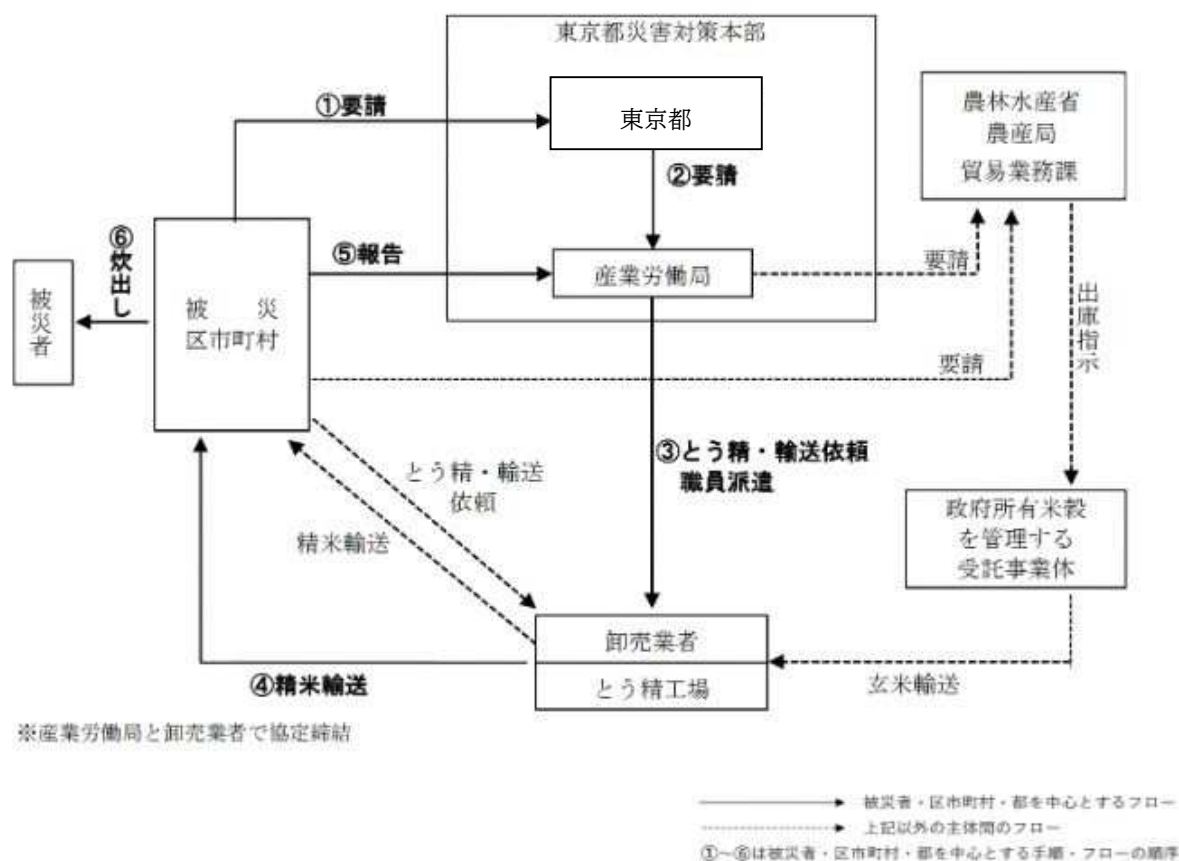
- 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね半径2km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などについて、飲料水の車両輸送を行う。
- 医療施設及び重症心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。
- 給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要な物資の調達計画を策定 ○状況により、物資の調達を都福祉局に要請 ○現地調達が適当な場合は、現地調達する。 ○協定締結先からの物資調達

(2) 業務手順

【米穀の調達フロー図】



(3) 取組

《区》

①食料

- 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。
- 調達計画は、食品の多様化や高齢者など要配慮者に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

②生活必需品

- 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。
- 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

③都への要請

- 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を新物資システム(B-PLo)により都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 支援物資の受入・配分

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○協定締結先への要請 ○支援物資の受入と配分

(2) 取組

- 「としまみどりの防災公園」及び「日本通運株式会社江古田流通センター」に開設された地域内輸送拠点で、災害時に全国から輸送される救援物資を受け入れ、物資需給情報を勘案したうえで、救援センター等へ輸送する。

5 義援物資の取扱い

- 平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

6 輸送車両等の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○独自に調達計画を立てる。 ○車両の調達及び配分し、所有車両が調達できない場合は、都本部へ調達あっせんを要請 ○緊急輸送ネットワークの整備

(2) 取組

①車両の調達

○区は、原則として区所有の車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、以下の協定締結先に要請し調達する。
車両の調達に当たっては、原則として運転手を含め、運行できる体制とする。

- ◆トラック協会
- ◆赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部

○区が調達した車両で不足する場合には、都本部へ調達あっせんを要請する。

②車両の配車

- 災対各部に対する用途別配車計画は、指令情報部指令情報課において、災対各部の要請に基づき立案し、輸送力を確保する。
- 災対各部において車両を必要とするときは、車種、乗車定員または最大積載量、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、指令情報部指令情報課へ要請する。

7 燃料の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○協定締結先への支援要請
都本部	○国との連絡調整 ○都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。

(2) 取組

《区》

○給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者等は、平時の取引先に給油を依頼する。

- 平時の取引先での給油調達が不可能な場合、区は状況に応じて、「東京都石油商業組合都心支部」と締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」に基づき、災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料の供給を要請する。

《都》

- 都本部は、協定締結団体・事業者での給油調達が不可能な場合、国へ要請する。

第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応

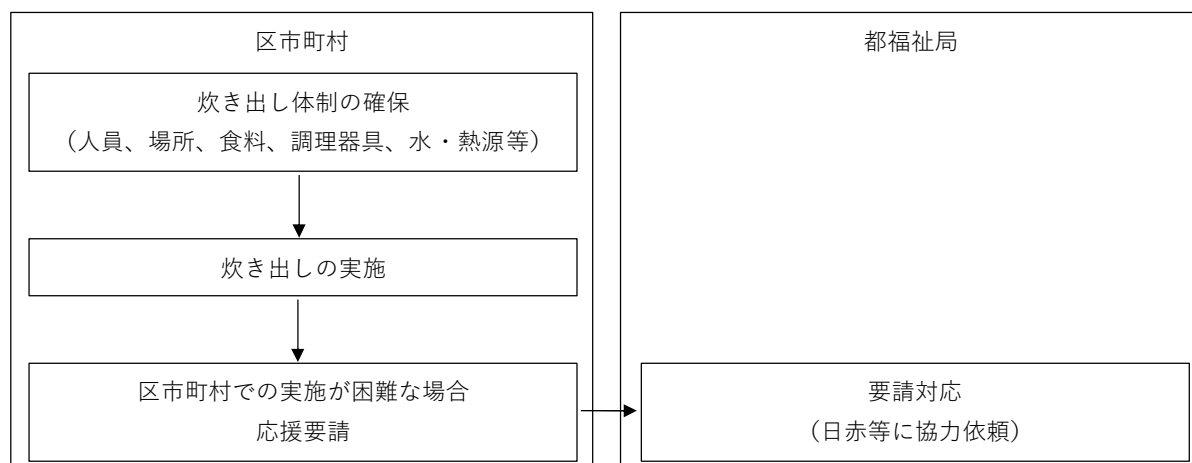
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
- 区は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。
- 都は、広域的見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

2 炊き出し

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する
都福祉局	○区市町村からの炊き出しの要請に対応する

(2) 業務手順



(3) 取組

《区》

- 震災後およそ4日目以降、原則として救援センター内において、ボランティア・市民活動団体等と連携して、区保有の資器材、ボランティア・市民活動団体等保有の資器材及び救援センター内の給食設備等を使用し、米飯の炊き出しにより給食する。

- 区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。
- なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

《都福祉局》

- 被災した区市町村長から炊き出しの要請があった場合、都福祉局は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。

3 水の安全確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。 ○住民への消毒薬の配布及び消毒の確認並びに飲料水の消毒指導を行う。
都保健医療局	○区からの要請に応じ、消毒液の配布を行う。

(2) 業務手順



(3) 取組

《区》

- 区は「衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

- 救援センターでの飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。
- ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

《都保健医療局》

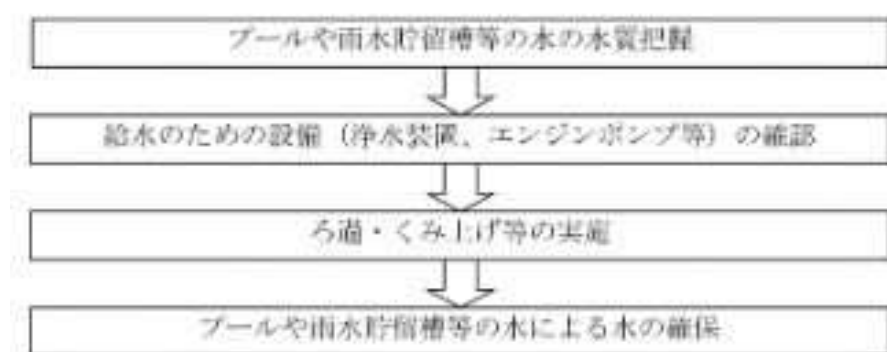
- 区からの要請に応じ、消毒液の配布を行う。

4 生活用水の確保

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○避難場所及び救援センターにおける生活用水の確保
区民・事業所	○事業所・家庭等における生活用水の確保

(2) 業務手順



(3) 取組

《区》

- 避難場所における対応として、雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保する。
- 救援センターにおける対応として、被災後に断水した場合、学校のプール、非常災害用井戸等で確保した水を使用する。

《区民・事業者》

- 事業所・家庭等における対応として、上水機能に支障が発生している場合には、くみ置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○国、都、他自治体等から調達した物資等を地域内輸送拠点から救援センター等へ輸送

(2) 業務手順

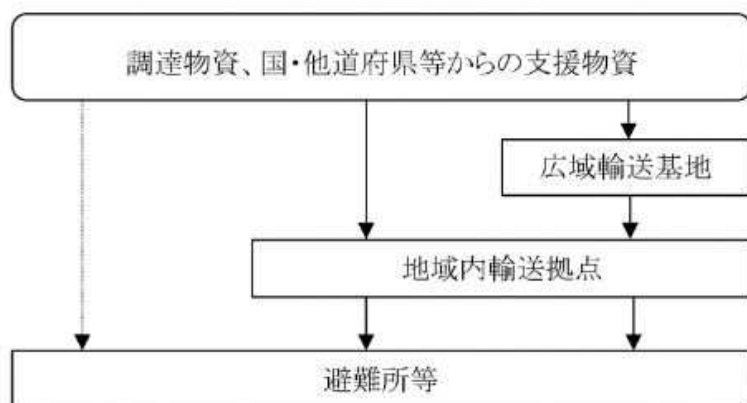
① 調達物資の輸送

- 調達した食料及び生活必需品等は、区が指定する地域内輸送拠点等へ調達業者等の協力を得て輸送する。
- 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

② 国、都、他自治体等からの応援物資の輸送

- 他自治体等から輸送される応援物資は、区が指定する地域内輸送拠点等へ他自治体等の協力を得て輸送する。
- 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

【輸送概念図】



※被害や物資の状況により、救援センターへ輸送する場合もある。

(3) 取組

- 区は、調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点で受け入れた物資を救援センター等へ輸送する。
- 調達した食料・生活必需品等の避難者への配布については、「本編P300 第10章第6節備蓄物資の供給」と同様に
行う。

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

○平成23年12月に策定した「豊島区放射性物質対策ガイドライン」(以下「放射性物質対策ガイドライン」という)に基づき、放射性物質の飛散に対処するため、庁内各部署が適切に対応するとともに、区民の健康不安を払拭するために、大気中の空間放射線量についての定点測定等を実施した。

- ◆定点測定施設における定期的な空間放射線測定
- ◆学校や保育園、公園等の区内243か所における空間放射線量測定
- ◆プールの水、土壌、給食食材の放射性物質検査

2 区民への情報提供等

- 大気中の空間放射線量測定の結果等をホームページや区報で公表することで区民へ情報提供した。
- 「放射性物質対策報告書」による放射性測定結果の公表することで、区民へ情報提供した。
- 放射能に関する正しい知識などの普及を目的にした専門家による区民向けのセミナーの開催した。

第2節 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

- 福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要である。

2 区民への情報提供策の構築

- 国や都が発信する科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、農林水産物の安全性の確保や出荷制限等に関する情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、区民への情報提供策を講じることが必要である。

第3節 対策の方向性

1 庁内における役割分担の明確化

- これまでに庁内関係部署でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる区の体制を構築する。

2 情報提供策の構築

- 国、都との連携を強化し、国や都のモニタリングポストにおける空間の放射線量率の推移を監視するとともに、いわゆる「ホットスポット」の発生状況及び、土壌や水環境における汚染状況、食品の流通等に関する情報収集を行い、区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する。

第4節 到達目標

1 情報伝達体制の整備

○庁内関係部署の役割分担を明確化し、円滑かつ適切に対応できる体制を構築する。

2 適切な情報提供による区民の不安を払拭

○区民への適切な情報提供を通じて、放射性物質に関する区民の不安を解消する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 情報伝達体制の整備

(1) 取組

○区は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響(以下「放射性物質等による影響」という。)が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 区民への情報提供等

(1) 取組

○庁内関係部署の役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を構築する。

○原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

- ◆放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ◆原子力施設の概要に関すること。
- ◆原子力災害とその特性に関すること。
- ◆放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ◆緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ◆緊急時に住民が取るべき行動に関すること。

○防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。

○教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○都が設置する放射能対策チーム等からの情報収集

(2) 取組

- 都が設置する放射能対策チーム等から情報収集を行う。
- 国や都等各関係機関からの情報収集を行う。
- 庁内関係部署に速やかな情報提供を行う。

2 区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○国や都が国や都が実施しているモニタリングポストにおける空間放射線に関する情報 収集 ○必要に応じて、空間放射線量や放射性物質の測定・検査を実施し、内容・結果の公表
都環境局	○大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都保健医療局	○被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○保健所において被ばく線量等の測定 ○空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都水道局	○浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局	○下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供

(2) 取組

《区》

- 国や都はモニタリングポストで空間放射線量の常時監視を行っている。また都保健医療局（健康安全研究センター）では水道水や降水物等の放射能測定を定期的に行っている。区はこれらの情報を収集する。
- 区は、国や都より収集した情報から放射線事故の発生を確認した場合には、区施設における空間放射線量の測定や土壌の放射能検査等必要な調査を実施し、その結果を公表する。

- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 各防災機関の広報活動方法は、第2部第6章「情報通信の確保」P163に定めるところによる。

《都環境局》

- 大気環境測定局で得られた気象データを提供する。
- 都内区市町村、**東京二十三区清掃一部事務組合**等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

《都保健医療局》

- 原子力規制委員会、放射線医学研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 空間放射線量や**水道水**、**降下物(雨や塵)**、流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。

《都水道局》

- 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

《都下水道局》

- 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

3 放射線等使用施設の応急措置

- 第2部第3章「危険物等の応急措置による危険防止」P82のとおり。

4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 第2部第3章「危険物等の応急措置による危険防止」P82のとおり。

第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 保健医療活動

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○健康相談に関する窓口の設置 ○外部被ばく線量等の測定
都保健医療局	○行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

(2) 取組

《区》

- 放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に、区民の健康に関する不安を解消することが必要と認められるときは、健康相談に関する窓口を設置する。
- 区民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

《都保健医療局》

- 放射線医学研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導や助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。
- 都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

2 放射性物質への対応

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区及び都	○除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

(2) 取組

- 放射線量の測定の結果、放射性物質対策ガイドラインに示す目標値(毎時 0.23 マイクロシーベルト)を超える場所が確認された場合には、放射性物質対策ガイドラインに基づき実施する。

第12章 住民生活の早期再建

第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

- 区では、被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期交付が可能となる、「被災者生活再建システム」(以下、「システム」という)を導入しており、令和5年度にはシステムをクラウド版へ移行した。
- クラウド版の導入により、従来使用場所が限られていた生活再建業務について、職員端末があれば出先機関においても参照や業務従事が可能となった。
- また、災害発災時の被災者生活の早期再建に資するため、都と区市町村が一体となった基本的な方針の確立や業務フローなどを定めたガイドラインを策定している。
- 区は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付体制の庁内体制を整備した。業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施している。
- 義援金の配分については、豊島区災害義援金配分委員会にて決定することとしている。
- 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅など応急仮設住宅の早期確保については、東京都は各種関係団体等と協定を締結しており、実務に係る具体的な業務体制の検討を進めている。併せて、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めることとしている。
- 豊島法曹会と締結している「災害時における特別法律相談に関する協定」と各種専門士業と締結している「災害時における特別総合相談に関する協定」に基づき、区民生活の円滑な復興を図るための特別な相談会を実施する。

2 トイレの備蓄及びし尿処理

- 災害用トイレを備蓄するとともに、各救援センターにマンホールトイレを整備している。
 - ◆マンホールトイレ 172孔(各救援センター32か所)を整備(令和7年12月)
 - ◆簡易トイレ 700 個を備蓄(令和7年12月)
 - ◆携帯トイレ 35,000 個を備蓄(令和7年12月)
- し尿処理は原則として下水道処理を優先し、下水道での処理ができない場合に限り、協定締結先からバキューム車等を確保し、収集運搬搬を行う。

3 ごみ処理、災害廃棄物処理

- 都は、非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成 29 年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。また、計画の実効性を高めるため、マニュアルを策定するとともに、区市町村や民間事業者との連携などに取り組んでいる。
- 一方、区は令和3年3月に「豊島区災害廃棄物処理基本計画」を策定し、主に近い将来発生が予想される首都直下地震に対する平常時の備え、災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理を行うための応急対策及び復旧・復興対策等、必要な事項をあらかじめ整理している。令和4年5月の「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しや「東京都災害廃棄物処理計画」の改定を受けて、令和8年3月に豊島区災害廃棄物処理基本計画を改定予定である。

廃棄物等の種類			概要
一般 廃棄物	災害時に 発生する 廃棄物	災害 廃棄物	◇災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの(片付けごみ) ◇損壊家屋等の解体により発生する廃棄物(解体廃棄物) ◇道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ◇その他、災害に起因する廃棄物
		避難所 ごみ等	◇被災した区民の排出する生活ごみ(通常生活で排出される生活ごみは除く) ◇避難施設等から排出されるし尿 ◇避難施設等で排出される生活ごみ(避難所ごみ)
	家庭ごみ、し尿		◇家庭から排出される生活ごみ及びし尿
	事業系一般廃棄物		◇事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)
	産業廃棄物		◇廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

第2節 課題

【被害想定】

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
建物被害棟数	全壊816棟 半壊3,936棟 焼失745棟	全壊827棟 半壊3,984棟 焼失877棟
災害廃棄物の推定発生量	41万t	43万t
避難人口	48,203人 (避難所避難者32,136人)	47,880人 (避難所避難者31,920人)
上水道の断水率	21.6%	21.6%
下水道管きょ被害率	3.4%	3.1%

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

- 罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に交付する必要がある。また、建物被害棟数が膨大になることが想定されるため、住家被害認定を早急に実施する体制整備が必要である。
- 被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。
- 過去の震災時には、住家被害(全壊・半壊・全焼戸数)の2、3割分の応急仮設住宅が提供されており、同様に想定する場合、応急的な住宅対策に係る事務等をできるだけ迅速化する必要がある。
- 被災者生活再建支援システムでは、住家被害認定、罹災証明発行、生活再建までの一連のデータを集約し、全庁的な進捗管理を行い、漏れのない被災者支援を実施する。
- 豊島法曹会と締結している「災害時における特別法律相談に関する協定」と各種専門士業と締結している「災害時における特別総合相談に関する協定」に基づき、区民生活の円滑な復興を図るための特別な相談会を実施する。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

- 下水道は最大3.4%の被害が想定されている。復旧までの間を乗り切るため、被災後の災害用トイレの確保に向けた手続きを講じる必要がある。

- 令和 7 年 3 月に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」を指針として、「災害時トイレ確保・管理計画」を策定する必要がある。この計画で災害用トイレの不足基数やトイレ空白エリアを明確にしたうえで、災害用トイレの確保及び管理の方針を打ち出す必要がある。
- 都内は下水道整備地域が多いため、し尿収集車の保有台数が著しく少ない。

3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題

- 区内では、最大で43万トン発生する想定となっている災害廃棄物を処理するためには、豊島区災害廃棄物処理基本計画に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。
- また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要であり、復旧までの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
地震災害	◆損壊家屋の解体時に災害廃棄物量が多くなり、長期にわたって排出される傾向にある。 ◆片付けごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される。	◆損壊家屋の解体に伴うごみは、個々の家屋等の解体時に順次排出される。
水害・土砂災害	◆夏から秋を中心に発生する。(梅雨時期の集中豪雨や台風時期) ◆発災後、水が引き、片付けが始まると一斉に排出され、土砂が付着している場合がある。 ◆水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い。 ◆片付けごみ(水に浸かった家財類(布団、畳、ソファ等))を中心に、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物等も多くなる。 ◆家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となったものが多く排出される。 ◆家屋内を片付ける際などに、泥を土のう袋に入れて排出する場合がある。	◆水に浸かり搬出し難いため、被災場所の近隣に混合状態で排出されることが多い。 ◆廃棄物の性状としては、水分を含み重量が増したものの(例:畳、布団等)も排出される。 ◆畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上水に濡れないように保管し、積み込み、積下ろしに必要な作業員や重機などを多めに準備する必要がある。 ◆水没した家電製品は、漏電の危険性が高いので、原則、災害廃棄物として排出する。 ◆災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を按分した上で、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。
竜巻	◆屋根が吹き飛ばされたり、窓が割れたりすることにより、屋外にあるものや、屋内にあるものが散乱することで、災害廃棄物が発生する。 ◆屋根が割れた家屋では、雨に濡れたりして、混合廃棄物となり散乱する。 ◆発生場所が局地的であり、また、地震災害に比べて早い段階から災害廃棄物が排出される。	◆屋根が破壊され吹き飛ばされた際に、降雨が発生した場合、水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性がある。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

- 被災者生活再建支援システムを活用した罹災証明書交付までの各種業務及び交付後の相談業務などを円滑に実施できるよう訓練等を通じて、職員の育成を進める。

- 区が行う家屋被害等の調査業務の方針、実施体制、事務手続き等に関する基本的事項を定めた豊島区住家被害認定調査計画に定められた業務を円滑に実施できるよう訓練を通じて、職員の育成を進める。
- 義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。
- 賃貸型応急住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居まで適切かつ迅速に対応できる体制を構築する必要がある。
- 豊島法曹会と締結している「災害時における特別法律相談に関する協定」と各種専門士業と締結している「災害時における特別総合相談に関する協定」に基づき、区民生活の円滑な復興を図るための特別な相談会を実施する。

2 災害用トイレの確保、し尿処理への備え

- 令和 7 年 3 月に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」を指針として、「災害時トイレ確保・管理計画」を策定するとともに、救援センター等での災害用トイレの充実を図る。
- し尿の収集・運搬に関する調整を図る。

3 災害廃棄物処理体制の構築

- 大量のごみや災害廃棄物の処理について、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づいた処理体制の構築を図る。
- 都や清掃一組などと連携した広域処理体制の構築を図る。

第4節 到達目標

1 生活再建の迅速化

- 平成 29 年5月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を着実に実施し、速やかに罹災証明書を交付するための体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と区市町村で連携しながら検討を進めていく。
- また、義援金を迅速に配分できる体制を構築する。
- さらに、賃貸型応急住宅を迅速に供与できるようマニュアル等を整備し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。
- 豊島法曹会と締結している「災害時における特別法律相談に関する協定」と各種専門士業と締結している「災害時における特別総合相談に関する協定」に基づき、区民生活の円滑な復興を図るための特別な相談会を実施する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

- 令和 7 年 3 月に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」を指針として、「災害時トイレ確保・管理計画」を策定する。この計画で災害用トイレの不足基数やトイレ空白エリアを明確にしたうえで、救援センター等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。
- なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区市町村は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。
- 都は、区市町村が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。

3 災害廃棄物処理体制の構築

- 広域処理体制の構築のために連携する都、清掃一組等と平常時から密に連携しておくことにより、災害時に迅速に処理できる体制を構築する。
- 災害廃棄物処理行動手順を随時見直し、迅速に処理できる体制を構築する。

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 生活再建のための事前準備

(1) 対策内容と役割分担

①災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

機関名	対策内容
区	○災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施 ○東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る情報収集等、連携体制の確立
都総務局 都主税局	○「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直し ○共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 ○区市町村に対する研修や訓練の実施 ○区市町村の応援要員の確保の検討 ○固定資産関連情報等に関し、区と調整
各消防署	○火災による被害状況調査体制の充実 ○区市町村との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立

②義援金の配分事務

機関名	対策内容
区	○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確化
都総務局 都福祉局	○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるよう、あらかじめ都、区市町村、日赤東京都支部その他関係機関の中から選任 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確化 ○義援金に関する寄付控除(国税及び地方税)等の取扱いの確認

③建設型応急住宅に関する計画の策定

機関名	対策内容

区	○あらかじめ建設候補地を決定
都住宅政策本部	○建設候補地について、年1回区市町村から報告を求める。 ○建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 ○規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討

(2) 取組

①罹災証明書の交付

《区》《各消防署》《都主税局》

- 区は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付体制の庁内体制を整備した。業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を引き続き実施し、職員の習熟度を高めていく。
- 区は消防署との「震災時における罹災証明発行に関する協定書」に基づき、地震災害発生後に協議して、連携するとともに、被災者の早期の生活再建を実現するため、罹災証明書の発行を迅速かつ正確に実施するための体制を確立する。
- 区は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- 区は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について都主税局と連携を図る。

②義援金の配分事務

- 区は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

③建設型応急住宅に関する計画の策定

- 区は、あらかじめ、次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。
 - ◆接道及び用地の整備状況
 - ◆ライフラインの状況(埋設配管)
 - ◆避難場所などの利用の有無
- 応急仮設住宅の建設候補地(体育施設、公園等)を所管する部局は、建設候補地となる運動場・公園を新たに整備・改修などした場合、応急仮設住宅の建設可能な面積とあわせて都市整備部に報告する。
- 区は、年1回、建設候補地を都住宅政策本部に報告する。

2 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容

区	○「災害時トイレ確保・管理計画」の策定と見直し ○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等
都下水道局	○避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進 ○し尿の受け入れ体制の整備 ○災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大

(2) 取組

①災害用トイレの確保

○災害発生当初は、避難者約 50 人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。

※過去の災害における確保数や、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」参照）

《区》

- 「災害時トイレ確保・管理計画」の策定と見直し
- 「災害時トイレ確保・管理計画」に基づき、携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等を確保
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成
- 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進
- 災害時、円滑にし尿処理体制を構築できるよう、都下水道局との覚書に基づき、し尿の搬入及び受入れ訓練を実施

《事業所及び家庭》

- 当面の目標として、最低3日間分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- 水のくみ置き等により生活用水を確保

②災害用トイレの普及啓発等

- 区や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。
- 家庭等で備蓄している携帯トイレは、可燃ごみとして処理するが、水分を多く含むため、焼却炉への負荷を考え、可燃ごみとは分けて個別に収集する必要があることなどを、各種訓練を通じて周知する。

3 ごみ処理

(1) 対策内容と役割分担

○大量に発生するごみの処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機関名	対策内容
区	○ごみ処理に関する窓口 ○所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○豊島区災害廃棄物処理基本計画にて、災害廃棄物処理に関する指針等の明示 ○ごみ処理体制の構築を促進

(2) 取組

- 区は、平常時より、災害時のごみ・災害廃棄物等の処理について、区民へ周知する。
- 区は、平常時より廃棄物関連施設、運搬車両の現況を地域ごとに整理・把握し、災害時に不足が想定されるマンパワーや資機材等について調達先を検証のうえ、確保する。
- 区は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、豊島区災害廃棄物処理基本計画において具体的に示す。
- 区は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して随時見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

4 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

○大量に発生する災害廃棄物の処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して仮置場や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機関名	対策内容
区	○一次仮置場候補地を指定 ○所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○国や都の動向等を踏まえ、豊島区災害廃棄物処理基本計画の随時修正 ○豊島区災害廃棄物処理基本計画に紐づく災害廃棄物処理行動手順を随時修正
特別区	○二次仮置場及び仮設処理施設、資源化物一次保管場所などを共同で設置
都環境局	○区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物処理マニュアル」を策定 ○区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し、都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○区市町村が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施

5 災害救助法等

(1) 対策内容と役割分担

①災害救助法の適用

機関名	対策内容
区	○区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

②激甚災害法の適用

機関名	対策内容
区	○区長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備

(2) 取組

①災害救助法の適用基準

○災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に規定によるが、区では、次のいずれか1つに該当する場合に適用される。

- ◆区の区域内で住家が滅失した世帯の数が 100 世帯以上であること。
- ◆都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上で、区の区域内の住家が滅失した世帯の数が 50 世帯以上であること。
- ◆都の区域内で住家が滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ◆多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じたこと。

②被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

○住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの(「全壊、全焼又は流出」という。)

○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの(「半壊又は半焼」という。)

○住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。

○このうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを中規模半壊とする。

(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの(「準半壊」という。)

○損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。

(エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

○上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

○世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

○住家とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

※資料編P45「区市町村別災害救助法適用基準表」

①激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

○昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

○災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害(※)として指定すること等の基準は、昭和 43 年 11 月 22 日の中央防災会議にて定められた。

○局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

※激甚災害(激甚災害制度):激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

6 応急教育

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○応急教育計画の立案

(2) 取組

①応急教育計画の基本方針と指導内容

ア 基本方針

- 校(園)長は、非常災害に備え、応急教育計画を立てておくものとする。計画立案にあたっては、様々な被災状況を想定し、又、学校の立地条件等も考慮するものとする。
- 災害発生時には、児童・生徒等及び教職員等の安全を確認し人員を把握する。安全確認ができない者に対しては、救援に全力をあげるよう努める。
- 授業の再開にあたっては、個々の児童・生徒等の健康と精神の安定を図ることに重点をおき、災害の状況に応じて準備及び校内体制を整えることとする。

イ 指導のねらい

- 児童・生徒等の被害状況(家族の死亡、家屋の焼失や倒壊、自身の負傷等)を把握し、共感的理解に基づいた指導を重視し、心身の安定を図るように努める。

ウ 指導内容

○衛生指導

- ◆飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の指導
- ◆衣類、寝具に関する指導
- ◆住居、便所の使用等に関する指導
- ◆傷の手当て、入浴その他身体に関する指導

○生活指導

- ◆児童・生徒等の発達段階に応じた事態の認識に関すること
- ◆通学経路の安全確認の指導
- ◆自主的な生活態度と実行に関すること
- ◆児童・生徒等相互の協力と地域への貢献や防災訓練への参加に関すること
- ◆被災した児童・生徒等が心理的な後遺症(不安、不眠、恐怖、無気力、チック等)で悩んでいる場合は専門家・専門機関との連携を図り対処すること

○道徳教育

- ◆協力、助け合いに関すること

②学習指導

- 児童・生徒等の心理的状态に応じて無理なく実施すること
- 進路問題で悩みをもつ児童・生徒等に対しては、可能な限り学習への支援や相談を行うこと

③避難訓練計画の立案

- 校(園)長は、様々な被災状況を想定の上避難訓練計画を立案し、毎月定期的に実施するものとする。その際は、実施日や地域の実態を考慮し、PTA 及び地域防災組織との連携を図る。

④各関係機関等との連携

(7) 教職員の遵守事項

○区立学校(園)の教職員は、常に災害情報に注意し、災害発生の恐れがあるときは、校(園)長の指示を受け、次の事項を守らなければならない。

- ◆授業及び学校(園)行事、会議、出張等中止すること
- ◆予め指定された役割分担に従って迅速に行動し、児童・生徒等の安全確保及び保護者への引き渡しに万全を期すること

(イ) 教育委員会等との連絡

- ◆校(園)長は、教育委員会、警察署、消防署、報道機関等との連絡により、正確な情報の収集に努め、最適な判断が下せるよう準備しておく。

(ウ) 非常招集方法の周知

- ◆校(園)長は、勤務時間外においても災害発生時における所属教職員への連絡方法及び非常招集の方法を予め周知しておく。

(エ) 情報連絡手段及び体制の整備

- ◆教育委員会は、学校(園)との緊密な連絡を図るため、災害時においても有効に機能する情報連絡手段及び体制を整備しておく。

(オ) 防災備蓄品の把握等

- ◆校(園)長は、児童・生徒等用の備蓄品を含め、学校(園)としても何が保管してあるのか確認し、災害発生時に適切な対応が取れるようにしておく。

(カ) 子どもスキップ等との連携

- ◆校(園)長は、子どもスキップ、放課後子ども教室、学校開放事業などに従事する関係職員等とも災害を想定し、あらかじめ対応策を協議しておく。

(キ) 保護者への周知

- ◆校(園)長は、学校(園)の災害発生時における対応について、保護者説明会、懇談会における説明や学校HPに掲載するなど、あらかじめ周知し理解を深めておく。

7 災害時の保育

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○残留園児の保護対策 ○応急保育計画の立案

(2) 取組

○保育園長は、保育園の立地条件等を考慮したうえ、災害時における応急保育に関する計画を策定しておくとともに、保育の方法等についての確かな計画を立てておく。

○保育園長は、災害の発生に備えて次のような措置を講じておかなければならない。

- ◆園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
- ◆警察署、消防署(団)等との連絡網を確立しておく。
- ◆保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため、残留園児の保護について対策を講じておく。

第6節 具体的な取組【応急対策】

1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○地震発生から2週間以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(応急危険度判定)を行い、必要な措置を実施する。

(2) 取組

①判定の対象の建築物

○判定の対象となる建築物は、判定を実施する区域に存する民間の住宅(共同住宅を含む。)であって、階数が10階以下のものとする。なお、判定実施本部長は、被害状況により必要があると認めるときは、それ以外の建築物について判定を実施することができる。

②判定の実施

○建築課長は、区において震度5弱以上の地震が発生した場合に、区本部に判定実施本部を設置する。

○判定実施本部の業務については、豊島区被災建築物応急危険度判定実施マニュアルに定める。

○判定実施要否は、以下の状況において判定実施本部長(建築課長)が判断を行う。

- ◆震度6弱以上の場合は判定を実施する。ただし、被害の状況に応じた判定実施本部長の判断に基づき、判定を実施しないこともある。
- ◆震度5強以下の場合は、被害の状況に応じた判定実施本部長の判断に基づき、判定実施の要否を判断する。

○判定実施本部長は、応急危険度判定の実施を決定した時は、直ちに、本部長室、判定支援本部(東京都)、地元判定士及び協定締結団体にその旨を連絡するものとする。

○応急危険度判定は、区内の被害状況、判定実施区域及び優先順位、必要判定士数、必要判定資機材の数量等の必要な情報を記載した判定実施計画を策定したうえで実施する。なお、この判定実施計画を策定したときには、開始日時、実施する期間、実施する区域、問い合わせ窓口となる連絡先等を区民に対して広報する。

【応急危険度判定の実施内容等】

判定対象建築物	実施主体	判定の実施

民間の住宅 (共同住宅服務)	区	○区長は、区内で地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、応急危険度判定を実施する。 ○区は、東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員による被災建築物の調査を行い、対象建築物の使用可否について判定する。 ○都は、区が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を実施する。 ○都は、区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置
公共の共同住宅	建築物の所有者	○都営住宅、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、それぞれの建築物の所有者または管理者が応急危険度判定を実施する。
防災上重要な建築物 民間の事業所	または 管理者	○防災上特に重要な建築物(消防署、警察署、学校等)及び民間の事業所の応急危険度判定は、それぞれの建物の所有者または管理者が応急危険度判定を実施する

③判定結果の表示と報告

- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。
- 判定士は判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。判定実施本部は、必要に応じ、都の被災建築物応急危険度判定支援本部へ判定結果の中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行う。

2 家屋被害状況調査等

- 都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○建物の被害状況調査を行い、都本部に報告
都	○被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備
各消防署	○火災による被害状況調査を実施

(2) 取組

《区》

- 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。

○上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。

《都》

○被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備する。

○必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。

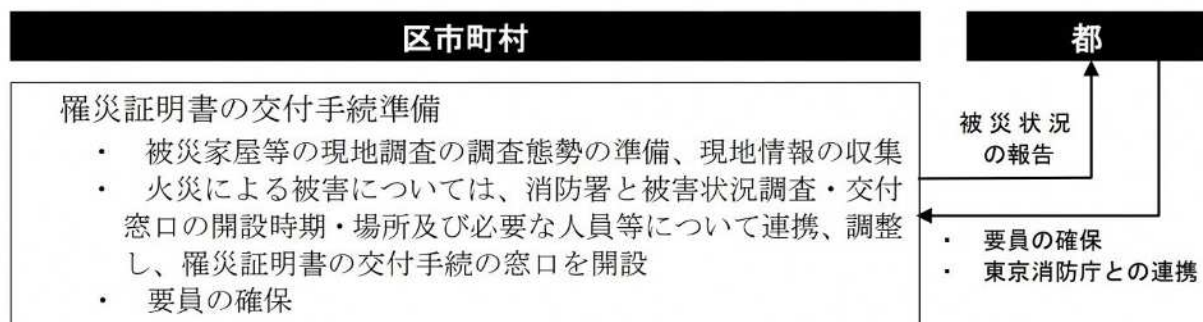
3 罹災証明書の交付準備

○「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○システム稼働に向けた準備や資機材を確保 ○住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
各消防署	○火災による被害状況調査の実施に向けた区市町村との調整 ○火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
都総務局	○区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 ○職員を被災区市町村へ派遣 ○共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○住家被害認定調査の実施に向けて区市町村間の調整を実施

(2) 業務手順



(3) 取組

○発災後3日以内に区本部の下に、住家被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付にかかる事務局を立ち上げる。

- 「豊島区住家被害認定調査計画」及び発災後に作成する調査計画(住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む)に基づき、住家の被害状況調査を行う。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付に向けて、各消防署と連携を図る。

4 義援金の募集・受付

○都、区市町村、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○義援金の募集を行うか否かを検討し、決定 ○義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有
都総務局 都福祉局	○区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有

(2) 取組

＜都総務局＞＜都福祉局＞＜区市町村＞＜日赤東京都支部＞

- 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。
- 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

5 災害用トイレの確保及びし尿処理

- 区は、豊島区災害廃棄物処理基本計画に基づき、救援センター等の避難人数、災害用トイレの使用状況を把握したうえで必要があれば、し尿収集業務団体等関連事業者との協定、し尿収集車を確保し、都下水道局と連携した下水道施設(水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール(区部))への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。
- 「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」に基づき、災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部が設置される。

(1) 対策内容と役割分担

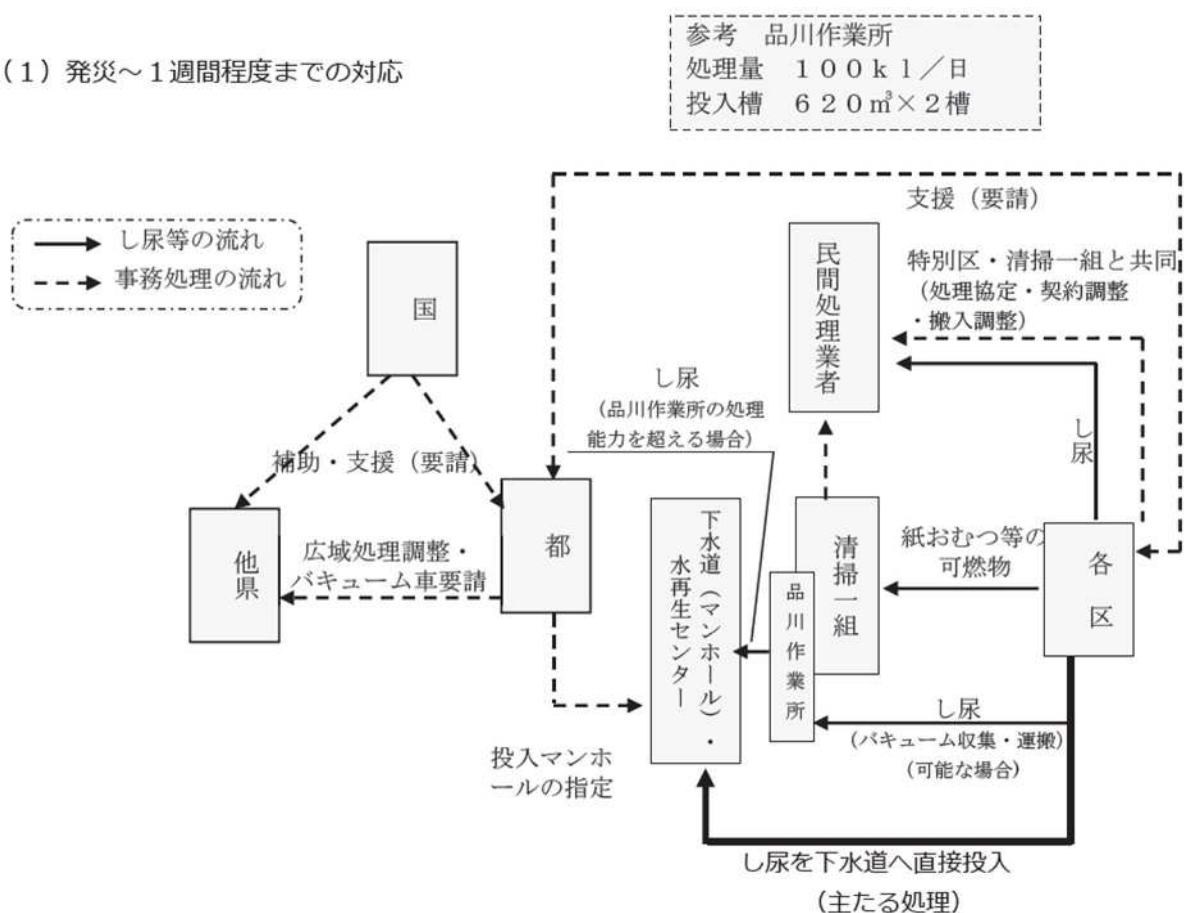
機関名	対策内容

区	○仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備 ○断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 ○発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを救援センター等に確保するよう努める。
特別区災害廃棄物 処理対策本部	○関係者間の情報収集、整理及び共有化 ○し尿収集車の配車調整及び施設への搬入調整
都下水道局	○水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホールでの、し尿の受入れ・処理

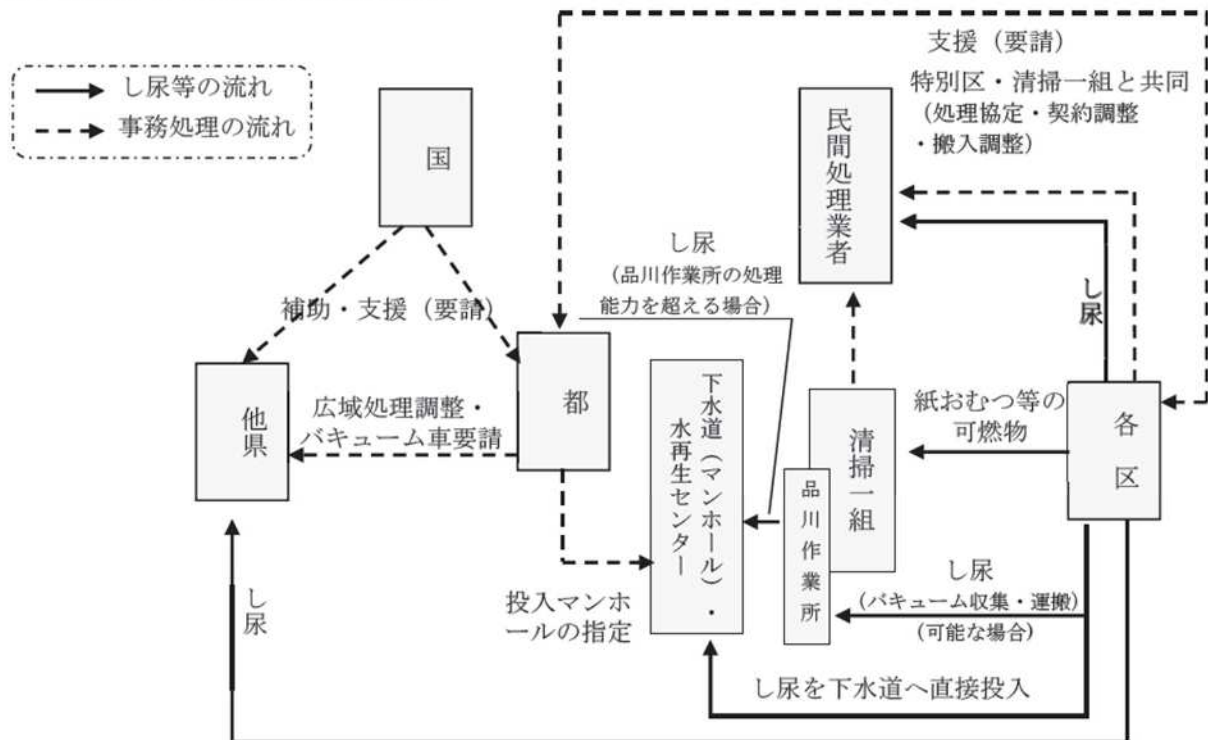
(2) 業務手順

【し尿収集・搬入の流れ】

(1) 発災～1週間程度までの対応



(2) 発災から1週間程度以降の対応



(3) 取組

①災害用トイレの備蓄

- 救援センターにおけるトイレ対策を充実させるため、携帯トイレや簡易トイレ等多様な災害用トイレを備蓄している。
- それに加えて、災害時に救援センターとなる小中学校等には、し尿処理が不要となるマンホールトイレ、災害用トイレの整備を進めており、令和6年度末までに全救援センターの敷地内に整備が完了する予定である。（改修中の救援センターを除く）
- マンホールトイレ設置に必要な資機材等については、車椅子型、一般型、男性用小便器を用意し、要配慮者にも特に配慮するもの備蓄する。

②救援センター等における対応

ア 避難場所

- 雨水貯留槽、非常災害用井戸等によって生活用水を確保する。
- 下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した仮設トイレ・マンホールトイレ等により対応する。

イ 救援センター

(ア) 発災から3日目まで

- 都は、下水道機能を確保するため、救援センターからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
- 発災後、断水した場合には、学校のプール、防災井戸等で確保した水を使用し、下水道機能を活用する。
- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿収集・運搬が困難な状況が想定されるため、し尿収集車による収集を要しないマンホールトイレを発災初日に設置する。トイレトーパー等の消耗品は、避難所避難者及び避難所外避難者の利用を想定し、区本部を通じて都及び国への応援を手配する。
- 災害時、救援センターにマンホールトイレが設置されるまでの間を約半日と想定し、その間のトイレ対策として各救援センターに約半日分の携帯トイレを備蓄する。
- 避難所外避難者分については各救援センターに携帯トイレを備蓄するが、各救援センターに設置するマンホールトイレの使用を積極的に案内する。
- 基本的な考え方である避難者約 50 人当たりトイレ1基の基準を満たすことを前提に、不足するトイレについて区本部を通じて都及び国に対して応援物資の要請を行うとともに、防災協定を締結している事業所等に資機材等の借用・調達を依頼する。
- 原則として、発災 3 日目までの間にし尿収集車による収集が必要となる仮設トイレは設置しない。

(イ) 発災4日目以降

- 全救援センターにおいて、避難所避難者及び避難所外避難者のマンホールトイレの利用を可能とするため、トイレトーパー等の必要物資の手配を引き続き行う。
- 避難が長期化した場合における基本的な考え方である避難者約 20 人当たりトイレ1基の基準を満たすため、不足するトイレについて区本部を通じて都及び国に対して応援物資の要請を行うとともに、防災協定を締結している事業所等に資機材等の借用・調達を依頼する。
- 仮設トイレの使用にあたっては、し尿を収集運搬できる車両の確保や処理方法の確立が必須であるため、事前の確認を慎重に行い、収集運搬車両の確保及び処理方法等まで確保してから使用する。
- 仮設トイレを使用している場合で、し尿収集体制に不足が生じる場合には、都へ広域的な応援を要請する。

ウ 事業所・家庭等における対応

- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。このため、貯水槽、防災井戸等により水を確保し、下水道機能の活用を図る。
- 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

③し尿の収集・運搬

- 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車により収集し、都下水道局三河島水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール、し尿処理施設等に搬入する。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- 都は、区市町村からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。
- 都内ではし尿収集車保有台数が著しく少ないことから、区部では、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

6 ごみ処理

- ごみ処理は、区の被災状況や要請を踏まえ、都も収集・運搬機材などの確保を協力して行う等広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定
東京二十三区 清掃一部事務組合	○東京二十三区清掃一部事務組合が管理する清掃工場にて中間処理を行う
都環境局	○広域的な支援要請等を実施 ○災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	○都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○都環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(2) 業務手順

○区は、「豊島区災害廃棄物処理基本計画」及び「災害廃棄物処理行動手順」に沿って可能な限り主体的に対応する。

(3) 取組

○区は、日々発生するごみの処理を平時と同様に行う。発災後、速やかに区内の被災状況等を踏まえ、被災によるごみ処理に関する影響を精査し、区民へ周知する。

○区は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

7 災害廃棄物処理

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○豊島区災害廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理行動手順に沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、各関係機関と仮置場や最終処分場について調整し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 ○被災状況や災害廃棄物処理の進捗状況等に関する情報を集約、災害報告書の作成
特別区	○中間処理について、東京二十三区清掃一部事務組合が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を利用するなど、特別区で連携して処理を実施する ○最終処分について、特別区と都で連携して実施する

東京二十三区 清掃一部事務組合	○可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理などの中間処理を行う
都環境局	○関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集・把握 ○被災の規模に応じて「東京都災害廃棄物対策本部」を設置 ○区市町村の要請に応じて、支援体制を構築。広域的な支援要請を実施 ○災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都総務局	○都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○都区本部の下、応急対策全般に関する調整とともに、都環境局、障害物除去を行う都建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議

(2) 取組

①豊島区災害廃棄物処理基本計画に準じて災害廃棄物処理を実施

- 区は、豊島区災害廃棄物処理基本計画等に基づき、災害廃棄物処理を実施する。
- 災害廃棄物処理全般において、特別区相互協力体制のもと共同処理を行うとともに、東京二十三区清掃一部事務組合及び清掃協議会等と連携して対応にあたる。
- 災害時には、建物損壊等による有害物質や危険物等適正処理困難物が漏洩しないよう対策を取る。
- 仮置場等においては火災が発生しやすいため、定期的に温度監視や可燃性ガスの濃度測定、消火器の設置等を行う。

②被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請

- 区は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や東京二十三区清掃一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。都との連絡は区本部を通じて行う。

③所管区域内の被災状況を確認し、被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出、集積場所及び最終処分場を調整し、「豊島区災害廃棄物処理実行計画」を策定

- 区は、区内の廃棄物処理施設（東京二十三区清掃一部事務組合豊島清掃工場）の被災状況を確認する。
- 区は、被災状況を把握し、災害廃棄物の発生推定量を算出する。また、集積場所や最終処分場等について各関係機関と調整後、発災1～2か月後までに「豊島区災害廃棄物処理実行計画」を策定し、計画に沿って処理を実行する。策定した「豊島区災害廃棄物処理実行計画」は、被害状況や災害廃棄物の発生量、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。必要に応じて随時改定を行う。

④円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携

- 発災後に設置される区災害ボランティアセンターに、被災家屋内の被災家財の搬出や浸水家屋の床の泥出しなどの支援の要望を出すことができる。
- 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

⑤災害廃棄物等の保管

○区は、災害によって発生したがれきや片付けごみ等の災害廃棄物を仮置きするスペースである応急集積場所、一次仮置場を設置する。設置前に現場確認を行い、仮置場の候補地の安全性を確認するとともに、仮置場閉鎖時に備えて、原状復帰に障害がでないよう環境モニタリングを実施する。特別区内に設置される仮置場等の類型及び設置時期は次のとおりである。

【仮置場等の種別】

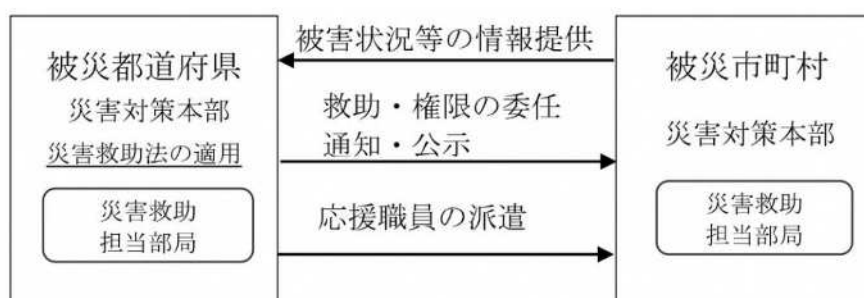
種別	定義	設置主体	設置時期
応急集積場所	○救助活動、道路啓開等により発生するがれきの一時的な仮置場として設置する。	区	発災24時間以内～1週間
一次仮置場	○被災者の生活環境・空間、復旧のために被災家屋等から片づけたごみを一時的に搬出する場所。一時保管し、適正処理のための粗分別を行う。	区	発災3日後～3年
二次仮置場	○各区のがれきを集積、分別し処理するまでの保管する場所。仮設処理施設も併設する。	特別区	発災3週間後～3年
資源化物 一時保管場所	○資源化処理されたがれきを買取り業者に引渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所（原則として二次仮置場に設置）	特別区	発災3週間後～3年

8 災害救助法等の適用

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告
都	○知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。 災害救助法適用の際には速やかに公布

(2) 業務手順



(3) 取組

- 知事は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該区及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。
- 区長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。
- 区長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

9 激甚災害の指定

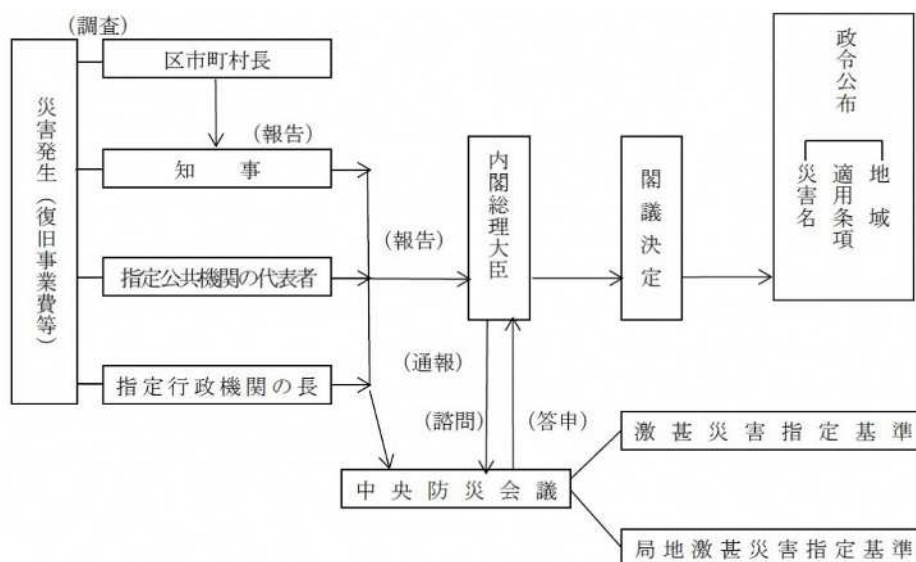
- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置を定めている。
- 区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○激甚災害に関する調査報告 ◆区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告 ○特別財政援助等の申請手続等 ◆激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出
都総務局	○激甚災害に関する調査報告 ◆都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示 ◆局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ◆関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ◆都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議 ◆知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告 ○特別財政援助等の申請手続等 ◆都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施 ◆激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施

(2) 業務手順

【激甚災害指定の手続きフロー図】



(3) 取組

①激甚災害の指定

- 区長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。
- 内閣総理大臣は、これを受けその災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定する。これにより必要な財政援助措置がとられる。
- 「激甚法」は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置を定めている。
- 区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

②激甚災害に関する被害状況等の報告

- 激甚災害の指定は、昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。また、局地激甚災害の指定は、市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議で定めている。
- 区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、災害状況等を都知事に報告する。
- 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。
 - ◆災害の原因
 - ◆災害が発生した日時
 - ◆災害が発生した場所又は地域
 - ◆被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1条に定める事項）
 - ◆災害に対しとられた措置
 - ◆その他必要な事項

③特別財政援助などの申請手続き等

- 区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。

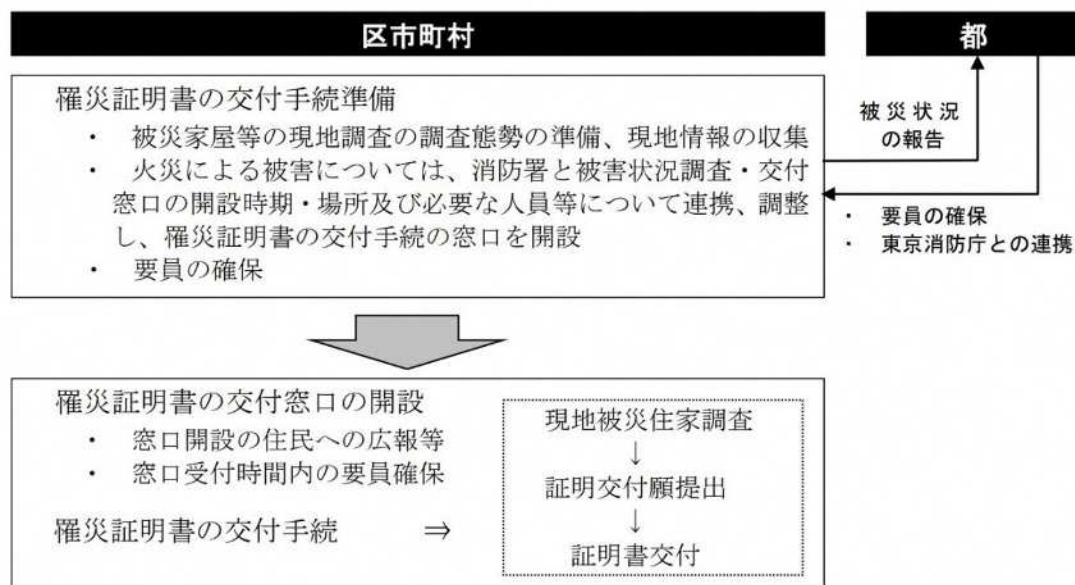
第7節 具体的な取組【復旧対策】

1 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○火災被害の罹災証明書交付について東京消防庁と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図る。 ○必要に応じて住家被害の2次調査を実施 ○被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理 ○住家被害状況、罹災証明書発行状況、生活再建支援メニューの受援状況を被災者生活再建支援システムで一元的に管理する。
各消防署	○区と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続きの支援を実施
都総務局	○罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握

(2) 業務手順



○「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」及び「豊島区罹災証明書発行計画・受援計画」に基づき、罹災証明書を発行するとともに、被災者台帳を作成する。

◆住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

- ◆住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や他区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- ◆住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- ◆罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- ◆火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

(3) 取組

①発行手続き

- 住家被害認定調査の結果に基づき、被災者台帳を作成し、被災者からの申請により、世帯主又は所有者等に罹災証明書を発行する。
- 震災による火災被害については、各消防署が火災による焼損状況の調査等を行い、区と連携を図り、区が火災被害による罹災証明書を発行する。

②証明の範囲

- 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、住家被害に係る次の事項を証明する。
 - ◆全壊
 - ◆大規模半壊
 - ◆中規模半壊
 - ◆半壊
 - ◆準半壊
 - ◆準半壊に至らない(一部損壊)
- 非住家や動産等に対する被害、人的被害の証明については、都ガイドラインに基づき原則として、被災者からの届出に基づき、「被災届出証明書」により届け出があったことを証明する。

③罹災証明書の交付手数料

- 手数料は、事件の特殊性により免除する。

2 被災住宅の応急修理

- 首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。
- このため、都は、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。
- 原則として、区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○都が提示する募集選定基準等をもとに、募集・受付・審査を実施

都住宅政策本部	○居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○応急修理の実施に係る方針(受付基準、金額等)の決定 ○関係団体及び協力業者との連絡調整

(2) 住宅の応急修理の概要

ア 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- また、取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

イ 実施主体

- 住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。
- ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において実施する。

ウ 対象者

- 災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- 災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者は、緊急の修理の対象者とする。

エ 対象者の調査及び選定

- 区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区が募集・受付・審査等の事務を行う。
- 災害救助法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めた時には、区において調査のうえ、罹災証明書に基づき選定する。

オ 修理

- 都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 災害救助法が適用されない場合は、区が、国が定める費用の範囲内で、建設業者を通じて調達した現物等をもって実施する。
- 緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家(屋根、外壁、建具(玄関、窓、サッシ等))について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするために実施する。

カ 経費

- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

キ 期間

- 原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了)。

○緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

ク 帳票の作成

○応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

3 応急仮設住宅等の供与

○都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。

○都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力を要請を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○必要に応じて、区は、工事監理への協力を努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。
都住宅政策本部	○応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

(2) 取組

① 応急仮設住宅等の種類

○応急仮設住宅は、災害救助法適用後は都が建設し、区はそれに協力する。

○ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において建設する。

ア 公的住宅の活用による一時提供型住宅

○都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

○区は、区営住宅の空き家を提供し、住宅の確保する。

イ 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

○都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

ウ 建設型応急住宅

○都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設型応急住宅】

事項	内容
建設地	○都は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮 ○選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供
構造及び規模等	○平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を実施 ○災害救助法適用前又は適用されない等、区が建設する場合、建物の形式は原則としてプレハブ住宅とし、構造、規模及び費用については、都に準ずるものとする。
建設工事	○災害発生の日から20日以内に着工 ○都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注 ○必要に応じ、他の建設業者にも発注 ○都は、必要に応じて、工事の監督を区市町村等に委任 ○都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供 ○災害救助法適用前又は適用されない等、区が建設する場合、区は建築業者を通じて建築資材を調達し、その建築業者に工事を請け負わせる。
その他	○区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導

【応急仮設住宅建設予定地】(令和7年1月現在)

番号	場所(施設)名	所在地	敷地面積(㎡)	建設可能面積(㎡)
1	染井よしの桜の里公園	駒込6-3-1	2,706	780
2	朝日公園	巣鴨5-22-1	1,179	600
3	西巣鴨体育場	西巣鴨4-22-19	3,907	750
4	巣鴨公園	北大塚1-12-10	2,516	600
5	総合体育場	東池袋4-41-30	15,411	6,000

6	南池袋公園	南池袋2-21-1	7,812	960
7	上り屋敷公園	西池袋2-14-2	2,983	510
8	西池袋公園	西池袋3-20-1	8,691	1,000
9	池袋本町公園	池袋本町1-27-1	6,802	740
10	千早フラワー公園	千早1-8-1	5,542	610
11	椎名町公園	南長崎1-20-1	5,113	660
12	南長崎スポーツ公園	南長崎4-13-5	12,226	4,400
合計			74,888	17,610

※まとまった戸数(概ね10戸を想定)を建設できない公園、池袋駅の直近などの居住に適さない公園は、建設予定地より除外している。

※建設可能面積は、樹木・遊具等を撤去すれば建設できる面積を算定している。

※染井よしのさくらの里公園の建設用地面積は隣接する街づくり用地の建設用地面積を含む。

②入居資格

○次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ◆住家が全焼、全壊又は流失した者
- ◆居住する住家がない者
- ◆自らの資力では住家を確保できない者

○使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

③入居者の募集・選定

○都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。

○割り当てに際しては、原則として各区の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

○住宅の割り当てを受けた区は、当該区の被災者に対し募集を行う。

○入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区が入居者の選定を行う。

④応急仮設住宅等の管理及び入居期間

○応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。

○区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

○応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

○災害救助法が適用されない場合で、区が設置するものは、これに準じて区が管理する。

4 被災者の生活相談等の支援

○被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○被災者生活実態調査(被災者センサス)を実施 ○被災者のための相談所を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録
各警察署	○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
各消防署	○災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

(2) 業務手順

《区》

被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。

相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。

《各消防署》

○災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

(3) 取組

《区》

○区は、被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供するとともに、要望事項を聴取し、必要に応じて広聴内容を関係機関に連絡する等して、その解決を図る。

○相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記載する。

○区は、災害によって生じる借地・借家などの法律問題や住宅応急修繕など、専門的な問題の迅速な解決に役立てるため、弁護士等法律専門職などによる災害区民相談を実施する。

○区は、外国人相談窓口の相談員等(英語・中国語・韓国語)の協力を得て、外国人に対する災害時の相談に対応する。

○区は、災害直後から、災害に伴う悪質商法の横行等消費生活にかかる契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、消費生活相談所を開設する。

○区は、警察等からの情報収集や連携を図りながら、犯罪の抑制に努める。

《各消防署》

○消防署は、発災後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。

- ・被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
- ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- ・危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造・設備に関する点検等の強化

- ◆火災による罹災証明書の発行については、区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

5 義援金の募集・受付・配分

○義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	①義援金の募集・受付 ○義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 ②義援金の配分・受入れ ○都委員会から配分される義援金を受け入れるため準備し、都に報告 ③義援金の支給 ○被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を豊島区災害義援金配分委員会の決定に基づき、速やかに被災者に支給 ○被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告

機関名	対策内容
都福祉局	④東京都義援金配分委員会の設置 ○義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会(以下「都委員会」という。)を設置 ⑤義援金の管理 ○都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理 ⑥義援金の配分 ○都委員会の開催:義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定 ◆被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ◆義援金の受付・配分に係る広報活動 ◆その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○義援金の送金 ◆決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金 ⑦義援金の広報 ○義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知
日本赤十字社 東京都支部	○受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管 ○義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金

(2) 業務手順

【義援金受入れ・配分の流れ】

《区》

- 寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 区は、都委員会から送金された義援金を、豊島区災害義援金配分委員会の決定に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 区は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。

《都福祉局》

- 都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。

《日赤東京都支部》

- 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。

⑩義援物資の取扱い

- 平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

6 被災者の生活再建資金援助等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○災害弔慰金等の支給 ○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給
都福祉局	○生活福祉資金の貸付

(2) 取組

①災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

- 区は、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を支給する。また自然災害により精神的又は身体的に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

【災害弔慰金・災害障害見舞金の概要】

種別	災害弔慰金	災害障害見舞金
対象となる災害 (自然災害)	○1区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ○上記に定める以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるもの(平成 25 年 10 月1日内閣府告示第 230 号)	
根拠法令等	○災害弔慰金の支給等に関する法律 ○豊島区災害弔慰金の支給等に関する条例	
経費負担	○国 1/2、都 1/4、区 1/4	
支給対象者	○災害により死亡した区民の遺族 ◆配偶者、子、父母、孫、祖父母 ○上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	○災害により法別表に掲げる程度の障害を負った者
支給限度額	○死亡者1人につき ◆死亡者が主たる生計者の場合 500 万円 ◆それ以外の場合 250 万円	○障害者1人につき ◆障害を負った方が主たる生計者の場合 250 万円 ◆それ以外の場合 125 万円
支給の制限	○当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ○法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合	

②被災者生活再建支援金

○自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

【被災者生活再建支援金の概要】

種別	被災者生活再建支援金
実施主体等	○実施主体:都 ○被害認定や支給申請書の受付等の事務:区
根拠法令	○被災者生活再建支援法
対象となる災害 (自然災害)	○自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 ◆(1)災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 ◆(2)10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村

	◆(3)100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ◆(4)(1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) ◆(5)(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) ◆(6)(1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。) ◆2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口5万人未満に限る。)																																						
対象となる被災世帯	○上記対象となる災害(自然災害)により、 ◆(1)住宅が全壊した世帯 ◆(2)住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ◆(3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ◆(4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ◆(5)住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)																																						
支援金の支給額	○支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 ◆住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ◆住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) 【支援金支給額一覧】 ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 <table><tr><th>区分</th><th>基礎支援金(万円)</th><th colspan="2">加算支援金(万円)</th><th>合計(万円)</th></tr><tr><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯</td><td rowspan="3">100</td><td>建設・購入</td><td>200</td><td>300</td></tr><tr><td>補修</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>賃借(公営住宅除く)</td><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">50</td><td>建設・購入</td><td>200</td><td>250</td></tr><tr><td>補修</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借(公営住宅除く)</td><td>50</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊世帯</td><td rowspan="3">—</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>補修</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>賃借(公営住宅除く)</td><td>25</td><td>25</td></tr></table>	区分	基礎支援金(万円)	加算支援金(万円)		合計(万円)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300	補修	100	200	賃借(公営住宅除く)	50	150	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	補修	100	150	賃借(公営住宅除く)	50	100	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100	補修	50	50	賃借(公営住宅除く)	25	25
区分	基礎支援金(万円)	加算支援金(万円)		合計(万円)																																			
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300																																			
		補修	100	200																																			
		賃借(公営住宅除く)	50	150																																			
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250																																			
		補修	100	150																																			
		賃借(公営住宅除く)	50	100																																			
中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100																																			
		補修	50	50																																			
		賃借(公営住宅除く)	25	25																																			

③災害援護資金・生活福祉資金の貸付

○災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

○なお、災害援護資金(都制度)については、災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に挙げる災害が発生し、その被害者等にかんがみ、都福祉局長が必要と認めた場合に適用する。(根拠規定:東京都災害援護資金貸付事業実施要綱(平成17年10月31日付17福保生計第1082号))

○被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金(福祉費)や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の生活福祉資金(緊急小口資金)を貸し付ける(生活福祉資金(福祉費)については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外)。

【災害援護資金・生活福祉資金の概要】

種別	災害援護資金(国制度)	生活福祉資金(福祉費)
根拠法令	○災害弔慰金の支給等に関する法律	○「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」
申込者の資格	○災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、豊島区の区内に住所を有した世帯主。 ○被害を受けた年の前年の総所得額・課税標準額・が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 ○療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	○低所得世帯等(生活保護基準額のおおむね1.9倍以内)のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。 ○官公署の発行する被災証明書を添付して、区社会福祉協議会に申し込む。
貸付限度額	○災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	○1世帯150万円
実施主体等	○区	○実施主体:東京都社会福祉協議会 ○窓口:区社会福祉協議会
償還期間	○10年	○7年以内(据置期間6か月以内)
貸付利率	○保証人有:無利子 ○保証人無:年1%	○保証人有:無利子 ○保証人無:年1.5%(据置期間中は無利子)
償還方法	○年賦、半年賦、月賦(元利均等償還)	○月賦(元利均等償還)

※災害援護資金は、東日本大震災の被災者に対しては、償還期間及び据置期間の延長、利率の引き下げ等についての特例措置がある。

7 区税等の徴収猶予及び減免等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容

区	○特別区税の徴収猶予及び減免 ○介護保険料、介護サービス利用料の減免 ○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料と一部負担金の徴収猶予・減免 ○国民年金保険料の免除
日本郵便	○被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本放送協会	○NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を実施 ○被災者の受信料免除 ○状況により避難所へ受信機を貸与
NTT東日本	○NTT の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長
東京労働局	○雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ○労働保険料等の徴収の猶予

(2) 取組

《区》

①特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

○災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ◆災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。(区税条例第7条及び同条例施行規則第10条)
- ◆その他の場合、災害が収まった後、速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

○災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

○なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

○災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、滞納金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

○被災した納税義務者等の状況に応じ、次の税目について減免を行う。

- ◆特別区民税（都民税個人分、森林環境税を含む）
- ◆軽自動車税

②介護保険料、介護サービス利用料の減免

ア 徴収猶予

○第一号被保険者又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害を受けたことで、保険料を一時的に納付できず、保険料を減免することができないと認められる納付義務者に対し、申請に基づき、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内に限り徴収を猶予するものとする。

イ 減免

(7) 保険料

○第一号被保険者又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害を受けたことで、保険料を納付することができないと認められる納付義務者に対し、申請に基づき、保険料を減免することができる。

(イ) サービス利用料

○要介護被保険者又は主たる生計維持者が災害により財産等について著しい損害を受けた場合、申請に基づき、3か月以内に限りサービス利用料を減免する。

○ただし、区長が特に必要と認める場合は、3か月以内において延長を認めることができる。

③国民健康保険料と一部負担金の徴収猶予・減免

ア 徴収猶予

○災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予することができる。（区国保条例第 23 条）

イ 減免

○災害により、生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、申請に基づき保険料を減免することができる。（区国保条例第 24 条）

ウ 一部負担金の徴収猶予・減免

○災害、貧困その他特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。（区国保条例第 9 条）

④後期高齢者医療保険料と一部負担金の徴収猶予・減免

ア 徴収猶予

○広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者が、災害等により財産に著しい損害を受けたことで、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる納付義務者に対し、その申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限って、その徴収を猶予することができる。

イ 減免

○広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者が、災害等により財産に著しい損害を受けたことで、保険料を納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、原則として災害を受けた日以後の最初の納期の末日から、その年度末の納期の末日まで、保険料を減免することができる。

○ただし、広域連合長が必要と認める場合は、1年以内に納期の末日が到来する保険料額を減免することができる。

ウ 一部負担金の徴収猶予・減免

○広域連合長は、災害、貧困その他特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

⑤国民年金保険料の免除

○第一号被保険者（任意加入者を除く）が災害により住宅等の財産に一定の損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、保険料の免除を受けることができる。

《日本郵便》

○被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

○被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

○被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

○被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

《NTT東日本》

○料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。

《東京労働局》

○災害により、失業の認定日にハローワークへ出向くことができない受給資格者に対して、事後に証明書等による失業の認定を行い、失業給付を行う。

○被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料等の納入期限の延長等や免除の措置を講じる。

○災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。

8 中小企業への融資

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容

都産業労働局 関係機関	○中小企業事業者及び組合への融資

(2) 取組

- 都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。
- 区は、中小企業信用保険法に基づき、セーフティネット保証4号の認定書を、災害の影響を受けた事業者へ発行し、金融機関による中小企業者への融資を支援する。
- 区は、日本政策金融公庫が提供する、災害からの復興に関する融資メニューに対して、一部利子率相当分を補助し、事業の安定化を図る。

機関名	内容
区	○必要に応じて、災害からの復興に対応した、融資メニューを創設し、利子率相当分の補助を行うことで、中小企業者の事業の安定を図る。

9 雇用・就業の確保

- 生活再建を図るためには、経済的な基盤となる職業の維持が前提となる。一方で、被災した事業主は雇用を調整する必要性に迫られる場合がある。このため、できる限り雇用の維持が図られるよう事業主への支援策を講じることに
より、失業者の発生を未然に防ぎ、区民が安心して生活再建を図ることができるようにする必要がある。
一方で、離職を余儀なくされる区民も少なからず生じると見込まれる。このため、被災離職者の速やかな再就職を促すことにより、区民が経済的な基盤を確保し、生活再建を進めることができるよう支援する必要がある。
- また、震災後の混乱した状況においては、物資供給、住宅の修理などに関連して便乗値上げや悪質な商法による被害の発生が考えられる。このため、都や警察等と連携し、注意の喚起や相談窓口の設置を行う。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○雇用対策 ○相談・指導体制の整備 ○区における職業あっせんの取り扱い

(2) 取組

①雇用対策

- 区は、国・都の生活再建対策としての職業あっせんの情報及び雇用保険の納付期限延長、失業給付に関する特別措置などの情報を区内の業界団体等を通じて事業者に周知する。

②相談・指導体制の整備

○区は、東京労働局が被災による離職者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じて行う臨時職業相談窓口の設置に協力する。

③区における職業あっせんの取扱い

○区は、被災者の職業あっせんについて、東京労働局が公共職業安定所を通じて実施する職業あっせんに協力する。

10 応急教育

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○応急教育の実施 ○学用品の調達と支給

(2) 取組

①応急教育

ア 災害時の態勢

(ア) 校長等の役割

○児童・生徒等が在校中や休日等の部活動等、学校(園)の管理下にあるときに災害が発生した場合、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。ただし、保護者と連絡がついた場合においては、学校種別、地域の建物等の被害状況等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限り、帰宅させることができる。

○保護者との連絡がとれない家庭・留守家庭等の場合には、直接、保護者等への引き渡しができるまでの間、当該児童・生徒等を学校(園)内に預かりとする。

○災害の規模及び児童・生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

○状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校(園)等の適切な措置をとる。

○災害状況に即した応急の指導を行う。

○学校(園)が救援センターとなる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、救援センターとして開放できる部分を指定し、地域住民の協力が得られるよう努める。

○応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、内容について速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(イ) 教育委員会の役割

○情報は、教育委員会に集約し、発信内容の精査、連絡調整の一本化を図る。ただし、緊急情報、区本部から直接各校(園)に伝達した方がよい情報は、この限りではない。その場合、事後に速やかに教育委員会にその内容を伝達する。

イ 災害復旧時の態勢

(ア) 校長等の役割

○教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。

- 連絡網の確立を図り、指示・連絡事項伝達の徹底を期する。
- 学校(園)に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。又、心のケア対策も十分留意する。
- 教育活動の再開にあたっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全を確認し、教育委員会に報告する。
- 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前々文に準じた指導に努める。
- 救援センター等として学校(園)を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- 災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業(保育)に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期及び通学経路の安全確保については、確実に保護者に連絡する。

(イ) 教育委員会の役割

- 教育活動再開のために、学校(園)間の教職員の応援体制について調整を行う部署を予め定め、関係機関に周知しておく。
- 校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 被災学校(園)ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校(園)の運営について助言と指導にあたる。
- 連絡網の確立を図り、指示・連絡事項伝達の徹底を期する。

ウ 学用品の調達及び支給

(ア) 給与の対象

- 災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じ教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(イ) 給与の期間

- 災害救助法が適用された場合における支給は、災害発生日から、教科書については1カ月以内、その他については15日以内とする。
- ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(ウ) 給与の方法

- 災害救助法の適用により給与する場合の学用品は、原則として都知事が一括購入し、区長が配分する。
- ただし、学用品の給与を迅速に行うために、都知事が職権を委任した場合には、区長が委任を受け、区教育委員会及び校長の協力のもとに調達から配分までの業務を行う。

(エ) 費用の限度

- 教科書
 - ◆支給する教科書(教材を含む)の実費
- 文房具及び通学用品
 - ◆災害救助法施行細則で定める額

11 応急保育

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○応急保育の実施

(2) 取組

①災害時の態勢

- 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講ずること。
- 保育園長は、災害の規模、園児・職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部保育課（区本部が設置された場合は本部。以下、同じ。）と連携し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等万全な措置を講ずる。
- 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

②応急保育

- 保育園長は、職員を掌握して保育園の整理を行い、園児の被災状況を調査するとともに、子ども家庭部保育課と連絡し、復旧態勢に努める。
 - 子ども家庭部保育課は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長はその指示事項の徹底を図る。
 - 応急保育計画に基づき、災害時緊急出勤が必要な区民の就学前児童の受入の要請があった場合には、保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握する。
 - 福祉救援センターとして、保育園を使用しているため、長期間保育園として使用ができない場合は、子ども家庭部保育課と協議して早急に保育が再開できるよう措置する。
 - 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども家庭部保育課と緊密な連絡のうえ、平常の保育にもどるように努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
- ※応急保育とは、災害時に勤務を余儀なくされる者、例えば医師、看護師、保健師、救急隊員等の就学前児童の保育をすること。

12 災害廃棄物処理の実施

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○豊島区災害廃棄物処理実行計画の策定とそれに基づく処理の実施

(2) 取組

○災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた「豊島区災害廃棄物処理実行計画」を策定し、できる限り早期の処理完了に向けて対応する。その際の処理目標期間は次のとおりとする。

【処理目標期間】

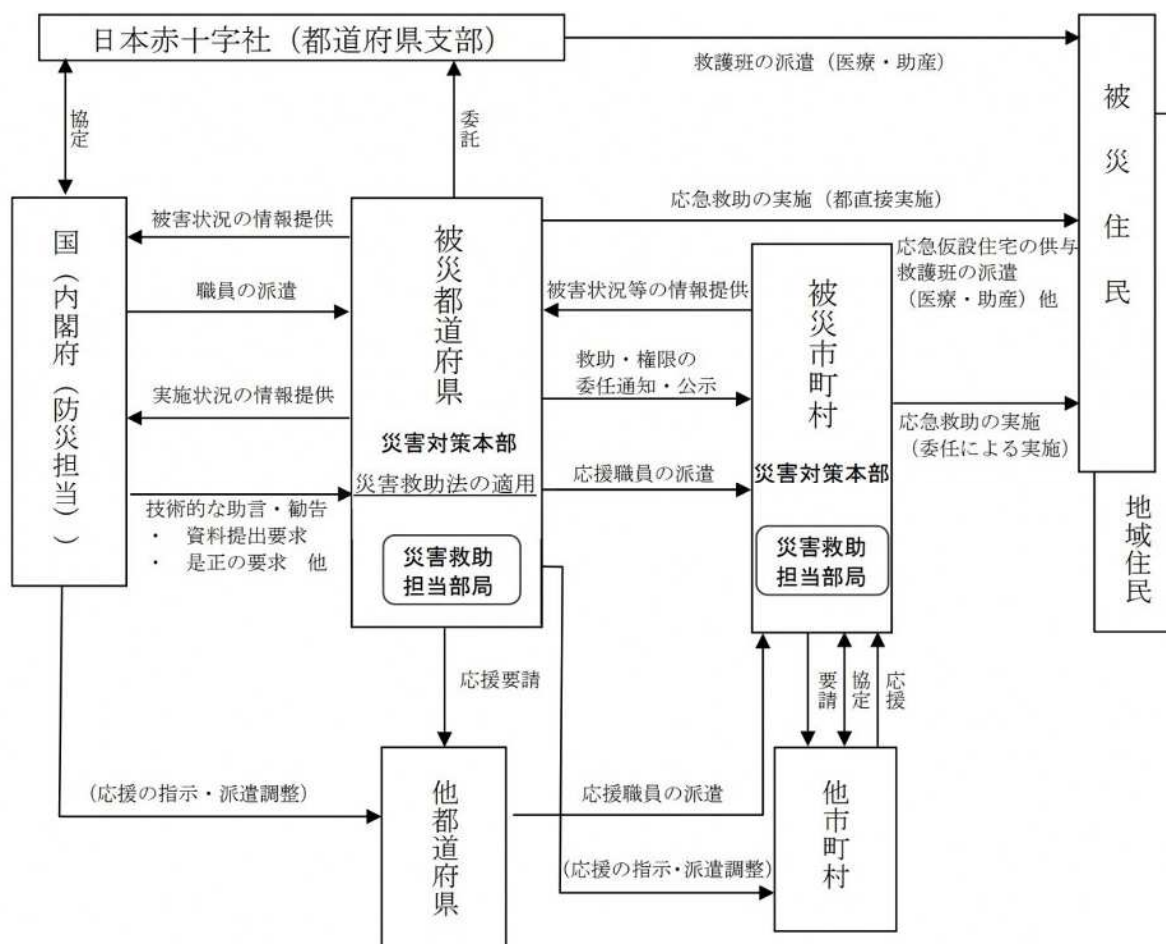
内容	処理目標期間
道路上や生活域近辺の災害がれき、破損した粗大ごみの収集	3か月以内
破損した粗大ごみの処理	1年以内
一時仮置場への搬入完了（倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	1年6か月以内
一時仮置場からの搬出完了（二次仮置場への搬入完了）	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

13 災害救助法の運用等

(1) 対策内容と役割分担

機関名	対策内容
区	○区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告
都総務局	○都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 ○都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ○被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備 ○救助の実施に必要な関係帳票を整備

(2) 業務手順



(3) 取組

①災害救助法の適用手続き

○区の地域内の災害が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるとき、区長は直ちにその旨を知事に報告し、適用を要請する。

- ◆災害発生の日時及び場所
- ◆災害の原因及び被害の状況
- ◆適用を要請する理由
- ◆適用を必要とする期間
- ◆既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ◆その他必要な事項

○知事は、区からの報告または要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、区及び都各部局に指示するとともに、関係指定地方行機関等、内閣総理大臣に通知または報告する。

②災害救助法の公布

○災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告
○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により救助を実施する。
○年○月○日

東京都知事 ○○○○

③救助の種類

○災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 福祉サービスの提供
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金の貸与、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

○災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に
対し、金銭を給付することができる。

○災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市
町村ほか関係機関に通知する。

④救助実施体制の整備

ア 救助実施組織の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため都は、災害対策本部の組織を、救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう拡充整備を図る
とともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

イ 被害状況調査体制の整備

- 災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等
の調査、報告体制の整備に努める。

ウ 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。

○災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

エ 救助の実施方法等

(ア) 災害報告

- ◆救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- ◆これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(イ) 救助実施状況の報告

- ◆災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(ウ) 救助の程度・方法及び期間

- ◆救助の程度・方法及び期間は、資料編P46「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」のとおりとする。
- ◆基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

オ 従事命令等

○迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。

【従事命令等の内容】

種類	内容
従事命令	○一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協力命令	○被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例)被災者を炊き出しに協力させる等

管理、使用、 保管命令及び収用	○特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (ア) 管理 ◆救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (イ) 使用 ◆家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (ウ) 保管命令 ◆災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (エ) 収用 ◆災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

カ 従事命令を受けた者の実費弁償

○従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。なお、基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

【従事命令を受けた者の実費弁償】

区分	範囲	令和4年度費用(日当)の限度額(1人1日当たり)		期間	備考
		職種	金額		
実費 弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	医師	21,600円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額
		歯科医師	20,700円以内		
		薬剤師	17,900円以内		
		保健師、助産師、看護師	16,800円以内		
		准看護師	13,600円以内		
		診察放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	14,700円以内		
		歯科衛生士	14,200円以内		
		救急救命士	17,100円以内		
		土木技術者及び建築技術者	16,200円以内		
		大工	25,600円以内		
		左官	28,100円以内		
		とび職	27,900円以内		